

三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業

組合設立認可申請書

令和4年1月

目 次

1. 組合設立認可申請書
2. 定 款
3. 事業計画書
4. 都市再開発法施行規則第3条第1項に規定する書類
 - (1) 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書類（第1号）
 - (2) 公共施設管理者の同意を得たことを証する書類（第2号）
 - (3) 公的資金による住宅を建設することが適当と認められる者に対して参加組合員として参加する機会を与えたことを証する書類（第3号）
 - (4) 宅地の所有者又は借地権者の同意を得たことを証する書類（第4号）
 - ① 施行地区内の権利者集計表・同意者集計表
 - ② 宅地所有者別同意状況名簿
 - ③ 宅地所有者別同意状況図
 - ④ 同意書
5. 参考書類
 - (1) 都市再開発法第3条に規定する施行要件の適否表
 - (2) 都市再開発法第21条及び同法施行令第6条に規定する参加組合員の資力及び信用等の適否表
 - ① ミサワホーム株式会社
 - ② 株式会社ミサワホーム静岡
 - ③ 東レ建設株式会社
 - ④ 野村不動産株式会社
 - ⑤ 三菱地所レジデンス株式会社
 - (3) 都市再開発法施行規則第7条に規定する設計の概要の設定に関する技術的基準の適否表
 - (4) 参加組合員協定書（写し）
 - (5) 都市計画決定図書（写し）
 - ① 用途地域
 - ② 高度利用地区
 - ③ 市街地再開発事業
 - ④ 地区計画
 - (6) 市民説明資料
 - (7) 公図（写し）
 - (8) 登記簿謄本（写し）
 - ① 土地
 - ② 建物

1. 組合設立認可申請書

令和4年 | 月 28 日

静岡県知事
川勝 平太 殿

設立しようとする市街地再開発組合

所在地 静岡県三島市一番町9番45号

名称 三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合

三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合設立発起人

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

市街地再開発組合設立認可申請書

都市再開発法第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立の認可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 定款
2. 事業計画書
3. 都市再開発法施行規則第3条第1項に規定する書類

以上

2. 定 款

定 款 (案)

2022 (令和4) 年1月

三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合

目 次

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 組合の名称
- 第3条 施行地区に含まれる地域の名称
- 第4条 事業の範囲
- 第5条 事務所の所在地

第2章 組合員

- 第6条 組合員
- 第7条 議決権及び選挙権
- 第8条 代理人
- 第9条 届出

第3章 参加組合員

- 第10条 参加組合員に与えられる保留床等の概要等

第4章 費用の分担

- 第11条 収入金
- 第12条 賦課金
- 第13条 分担金
- 第14条 参加組合員の負担金の納付
- 第15条 過怠金
- 第16条 過怠金の督促手数料
- 第17条 参加組合員の取得する保留床の価額の確定及び清算
- 第18条 増床負担金の納付等

第5章 役員

- 第19条 役員の定数
- 第20条 役員の任期
- 第21条 選挙管理者及び選挙立会人
- 第22条 役員の被選挙権
- 第23条 組合員である役員の選挙
- 第24条 組合員以外の役員の選任
- 第25条 選挙人名簿
- 第26条 選挙人名簿の縦覧
- 第27条 異議の申出

- 第 28 条 選挙人名簿の確定
- 第 29 条 選挙人
- 第 30 条 役員の大選挙の時期
- 第 31 条 選挙の通知及び公告
- 第 32 条 選挙の開始
- 第 33 条 投票
- 第 34 条 投票の拒否
- 第 35 条 開票
- 第 36 条 投票の無効
- 第 37 条 当選人の決定
- 第 38 条 選挙録
- 第 39 条 当選の確定
- 第 40 条 役員の就任
- 第 41 条 繰上げ補充
- 第 42 条 再選挙
- 第 43 条 補欠選挙及び選任
- 第 44 条 理事長及び副理事長
- 第 45 条 理事の職務
- 第 46 条 監事の職務
- 第 47 条 役員の失職

第 6 章 総会

- 第 48 条 総会の招集
- 第 49 条 総会の議決事項
- 第 50 条 総会の議事
- 第 51 条 関係者の臨席
- 第 52 条 参考人の説明
- 第 53 条 採決の方法
- 第 54 条 総会の傍聴
- 第 55 条 総会の議事録

第 7 章 理事会

- 第 56 条 理事会の招集
- 第 57 条 理事会の議決事項
- 第 58 条 理事会の議事録

第 8 章 事務局

- 第 59 条 事務局

第9章 会計

- 第60条 事業年度
- 第61条 経費の収支予算
- 第62条 会計規程
- 第63条 工事の施行
- 第64条 工事及び役務の請負、業務委託並びに物品の購入
- 第65条 金銭の預入
- 第66条 財産の処分

第10章 審査委員

- 第67条 審査委員の定数
- 第68条 審査委員の選任
- 第69条 審査委員の任期
- 第70条 審査委員の解任
- 第71条 審査委員の職務
- 第72条 審査委員の同意

第11章 価額等の確定及び清算

- 第73条 価額等の確定
- 第74条 清算金の徴収又は交付の通知
- 第75条 清算金の分割徴収
- 第76条 延滞金
- 第77条 延滞金の督促手数料

第12章 保留床等の処分の方法

- 第78条 保留床等の賃貸又は譲渡
- 第79条 賃借人又は譲受人の決定

第13章 雑則

- 第80条 準備組合の債務等の継承
- 第81条 代理人の指定
- 第82条 公告の方法
- 第83条 報酬等及び表彰
- 第84条 借家権者との協議
- 第85条 規則への委任

附則

- 第1条 施行期日
- 第2条 事業年度の特例

第3条 役員選挙の特例

別表1

別表2

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第2条の2第2項の規定により、この市街地再開発組合（以下「組合」という。）が施行する三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業（以下「事業」という。）について、法第9条に規定する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合と称する。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 この組合の施行地区に含まれる地域は次のとおりとする。

| 所在 | 地番 |
|--------|---|
| 三島市一番町 | 2785番10、3200番7、3200番8、3200番9、3200番10、3200番11、3200番12、3200番13、3200番14、3200番15、3200番41、3200番54、3200番55、3200番56、3200番78、3200番79、3200番80、3200番82、3200番83、3200番84、3200番85、3200番86、3200番87、3200番88、3200番89、3200番90、3200番91、3200番92、3200番93、3200番96、3200番97、3200番99、3200番107、3200番108、3200番109、3200番130、3200番131、3200番132、3200番133、3200番141、3200番147、3200番148、3200番155、3200番165、3200番166、3200番169、3200番170、3200番172、3200番174 |
| 道路 | 3・4・27 小山三軒家線の一部、3・5・38 南町文教線の一部 |

(事業の範囲)

第4条 組合は、事業計画及びこの定款の定めるところにより次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 施設建築物及び施設建築敷地の整備に関する事業
- 二 公共施設の整備に関する事業
- 三 前2号に附帯する事業

(事務所の所在地)

第5条 この組合の事務所は、静岡県三島市一番町9番45号に置く。

第2章 組合員

(組合員)

第6条 組合員は第3条の地区内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者とする。ただし、法第20条第2項の規定により、宅地の所有権及び借地権が数人の共有に属するときは、その数人を1人の組合員とみなす。

2 前項の規定により、1人の組合員とみなされる者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名および住所（法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を組合に通知しなければならない。

3 組合員が第1項の所有権又は借地権を失ったときは、組合員の資格を失う。

4 次章に規定する参加組合員は、組合員となる。

(議決権及び選挙権)

第7条 組合員は、1人につき総会における1個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員が同時に参加組合員の資格を得た場合でも、1個の議決権及び選挙権を有するのみとする。

3 参加組合員は、第10条に規定する店舗・事務所・住宅（賃貸）・公益的施設等を取得する者及び住宅（分譲）を取得する者としてそれぞれ1個の議決権及び選挙権を有し、同条に規定する代表企業がこれらを行使する。

(代理人)

第8条 組合員は、代理人を選任し、その権限を委任することができる。

2 代理人は、法人にあってはその法人に所属する者から、個人にあってはその親族又は組合員から選任するものとし、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

3 前項の規定により代理人を選任した組合員が、その代理人を変更又は代理権を取り消したときは組合に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(届出)

第9条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を組合に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所に変更があったとき
- 二 法人たる組合員にあっては、名称又はその代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき
- 三 権利の設定・移転があったとき

第3章 参加組合員

(参加組合員に与えられる保留床等の概要等)

第10条 法第21条の規定により組合に参加する参加組合員の名称及び主たる事務所の所在地、法第73条第1項第4号の規定により組合員に与えられる「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」以外の部分（以下「保留床等」という。）であって参加組合員に与えられることとなる部分の概要並びに参加組合員が組合に納付すべき負担金の概算額は次のとおりとする。

一 参加組合員の名称及び主たる事務所の所在地

| | |
|------------------|--------------------|
| ミサワホーム株式会社（代表企業） | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 |
| 株式会社ミサワホーム静岡 | 静岡県静岡市駿河区手越367番地 |
| 東レ建設株式会社 | 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号 |
| 野村不動産株式会社 | 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 |
| 三菱地所レジデンス株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目9番2号 |

二 参加組合員に与えられることとなる保留床等の概要

イ 施設建築敷地の共有持分の設定される土地

三島市一番町の一部

ロ 施設建築敷地の共有持分

権利変換計画において定めるところによる。

ハ 参加組合員に与えられることとなる保留床及び負担金の概要

| 用途 | 位置 | 面積 | 負担金の概算額 |
|----------------------|---------------------|---------------------|------------|
| 店舗・事務所・住宅（賃貸）・公益的施設等 | 権利変換計画において定めるところによる | 権利変換計画において定めるところによる | 約11,075百万円 |
| 住宅（分譲） | 権利変換計画において定めるところによる | 権利変換計画において定めるところによる | |

第4章 費用の分担

(収入金)

第11条 この組合の事業に要する費用は、次の各号に掲げる収入金をもってこれに充てるものとする。

- 一 法第121条第1項の規定による公共施設管理者の負担金
- 二 法第122条の規定による補助金
- 三 参加組合員以外の組合員が、次条の規定による賦課金を納付する場合は、その賦課金

- 四 参加組合員が組合に納付する負担金及び第 13 条の規定による分担金
- 五 組合が、参加組合員以外の者に保留床等を譲渡する場合は、その処分金
- 六 第 18 条の規定による増床負担金
- 七 雑収入

(賦課金)

第 12 条 組合は、事業に要する経費等に充てるため、賦課金として、参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができるものとする。

(分担金)

第 13 条 参加組合員以外の組合員が賦課金を納付する場合は、参加組合員は分担金を納付しなければならない。

2 前項により納付すべき分担金の額は、都市再開発法施行令（昭和 44 年政令第 232 号）第 21 条第 3 項の規定に従い、総会において定めるものとする。

(参加組合員の負担金の納付)

第 14 条 法第 40 条第 1 項の規定により参加組合員が納付すべき負担金は、原則として別表 1 のとおり分割して納付するものとする。

2 組合は、前項の規定により参加組合員が分割納付すべき負担金について、納付すべき日の 15 日前までに、その期限及び納付方法を定め、これを納付すべき者に通知するものとする。

(過怠金)

第 15 条 組合は、参加組合員以外の組合員または参加組合員が、賦課金又は負担金若しくは分担金の納付を怠ったときは、督促状を発し、当該督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年（365 日当たり）14.5 パーセントの割合により算定した過怠金を徴収することができるものとする。

(過怠金の督促手数料)

第 16 条 前条の規定により督促するときは、1 件 1 回 1,000 円の督促手数料を徴収するものとする。

(参加組合員の取得する保留床等の価額の確定及び清算)

第 17 条 組合は、事業の工事が完了したときは、すみやかに参加組合員が取得した保留床等の価額を確定し、その確定した額を参加組合員に通知しなければならない。

2 前項の規定により確定した保留床等の価額と定款に定められた負担金の額とに差額があるときは、組合は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付するものとする。

3 組合は前項の規定により清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び納付方法を定め、少なくとも、その期限の 30 日前までに参加組合員に通知するものとする。

(増床負担金の納付等)

第 18 条 参加組合員以外の組合員が、法第 73 条第 1 項第 3 号に規定する従前の価額以上の施設建築物の一部（以下「増床」という。）を取得した場合には、別に定めるところにより増床に見合う価額に相当する額の負担金を納付しなければならない。

2 前項の規定による増床部分の規定は、理事会において定める。

第 5 章 役員

(役員の数)

第 19 条 この組合の役員の数、理事 5 人以上、監事 2 人とする。

2 前項の役員のうち理事 3 人、監事 1 人は組合員以外の者から選任することができる。

(役員の任期)

第 20 条 理事及び監事の任期は 3 年とし、就任の日から起算する。ただし、第 41 条及び第 43 条により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(選挙管理者及び選挙立会人)

第 21 条 理事（最初の役員を選挙する場合においては、法第 11 条第 1 項に規定する認可を受けた者。以下のこの章において同じ。）は、選挙管理者となり、役員選挙に関する事務を管理する。

2 選挙立会人は、総会に出席した組合員のうちから 2 人を総会で選任するものとする。

(役員選挙権)

第 22 条 次の各号に掲げる者は、役員選挙権を有しない。

一 年齢 25 歳未満の者

二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人

三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(組合員である役員選挙)

第 23 条 組合員である役員は、組合員のうちから総会で、それぞれ選挙するものとする。

2 役員選挙をする場合において、総会出席者の過半数の同意があったときは、投票によらないことができる。

3 前項の規定により投票によらないこととしたときは、総会出席者の過半数の議決をもって役員となるべき者を決定するものとする。

4 第 39 条及び第 40 条の規定は、前項の場合に準用する。

(組合員以外の役員の選任)

第 24 条 組合員以外の役員は、5 人以上の組合員が連署した推薦の書面をもって、あらかじめ選挙管理者に届け出た者のうちから、総会で選任するものとする。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の役員を選任する場合に準用する。

(選挙人名簿)

第 25 条 選挙管理者は、役員の選挙期日前 15 日現在における選挙人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した選挙人名簿を作成しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧)

第 26 条 選挙管理者は、役員の選挙期日前 12 日から 5 日間、その指定した場所において、前条の選挙人名簿を組合員の縦覧に供さなければならない。ただし、縦覧に際してはその組合員本人の部分に限る。

2 選挙管理者は、前項の縦覧場所及び日時を選挙人名簿の縦覧開始の日の少なくとも 3 日前に公告しなければならない。

(異議の申出)

第 27 条 組合員は、前条第 1 項の規定により縦覧に供された選挙人名簿に記載の漏れ又は誤りがあると認める場合においては、縦覧期間内に文書で選挙管理者に異議の申出をすることができる。ただし、選挙人の氏名又は住所の単なる誤記については、文書によらないことができる。

2 選挙管理者は、前項の申出を受けた場合において、その申出を正当であると決定したときは、ただちに当該選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、ただちにその旨を申出人及び関係人に通知しなければならない。ただし、前項ただし書の規定による文書によらない申出については、その通知を省略することができる。

(選挙人名簿の確定)

第 28 条 選挙管理者は、第 26 条第 1 項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなかったとき、又は前条第 1 項の規定によるすべての異議について決定したときは、選挙期日の少なくとも 3 日前にその旨を公告しなければならない。

2 選挙人名簿は、前項の公告があった日において確定するものとする。

(選挙人)

第 29 条 役員の選挙は組合員又はその代理人が行う。

2 組合員は、前項の規定にかかわらず、書面をもって、役員の選挙を行うことができるものとする。

3 前項の規定により書面をもって選挙する場合においては、役員に選挙すべき者の氏名を記載し、年月日を付し、署名捺印のうえ封かんし、投票開始日時前に選挙管理者に送付しなければな

らない。

(役員総選挙の時期)

第30条 役員総選挙は、その任期満了の日前の5日から30日までの間に行うものとする。ただし、天災その他特別の事由があるときは、この限りでない。

(選挙の通知及び公告)

第31条 選挙管理者は、役員選挙を行う総会の招集の通知に、投票開始の時刻並びに選挙すべき理事及び監事の数を記載しなければならない。

2 選挙管理者は、前項の通知をする場合においては、その通知と同時にその旨を選挙期日の5日前までに公告しなければならない。

(選挙の開始)

第32条 役員選挙は、組合員の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

2 前項の出席者数は、第29条第1項及び第2項の規定による代理人、又は書面による場合は、それぞれこれを加算して数えるものとする。

(投票)

第33条 総会に出席した組合員又はその代理人は、所定の投票用紙に選挙すべき役員の氏名を自書し、これを投票箱に入れなければならない。ただし、第31条の規定により通知した投票開始の時刻（投票開始の時刻を繰り下げたときは、その時刻）に総会に出席していない者は、投票することができない。

2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、投票は、その法人の指定する者が行わなければならない。

3 選挙管理者は、必要と認める場合においては、総会の同意を得て、第1項ただし書の投票開始の時刻を繰り下げることができる。

4 投票は、理事と監事に分け、かつ、組合員である者と組合員以外の者に分けて行うものとする。

5 一投票用紙に記載する役員数は、当該選挙で選挙すべき理事及び監事の数を限度とする。

(投票の拒否)

第34条 選挙管理者は、投票しようとする者が明らかに本人でなく、又は本人の代理人でないと思われる場合においては、選挙立会人の意見を聞いてその者の投票を拒否することができるものとする。

(開票)

第35条 選挙管理者は、投票終了後ただちに選挙立会人の立会のもとに、投票を点検しなければならない。

2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。この決定

にあたっては、次条の規定に該当しない限り、その投票をした選挙人の意思が明らかであれば、有効とする。

3 第29条第2項の規定により書面をもって役員を選挙を行った者があるときは、投票終了後、第1項の開票に準じて書面を開封する。この場合における書面の効力は、次条（第1号を除く。）の規定に該当しない限り、その書面を送付した組合員の意思が明らかであれば、有効とする。

（投票の無効）

第36条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いないもの。
 - 二 選挙すべき理事又は監事の氏名のほか、他のことを記載したもの。ただし、職業、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
 - 三 被選挙権のない者の氏名を記載したもの。
 - 四 選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの。
 - 五 選挙すべき理事又は監事の何人であるかを確認しがたいもの。
 - 六 一投票用紙に理事又は監事の定数をこえる数の氏名を記入したもの。
 - 七 選挙が補欠選挙である場合において、現に理事又は監事である者の氏名を記載したもの。
- 2 同一の氏名、氏又は名（法人の名称又は名称の一部を含む。以下、この項において同じ。）の被選挙人が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第5号の規定にかかわらず、有効とする。
- 3 前項の有効投票は、当該選挙人の他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

（当選人の決定）

- 第37条 有効投票の最多数を得た者より順次当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の定数で有効投票の総数を除して得た数の3分の1以上の得票数がなければならない。
- 2 得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定めるものとする。
 - 3 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、理事と監事の双方に当選を得た者は、いずれか一方を辞退しなければならない。
 - 4 前項の場合において、第39条第2項の期間内に、いずれか一方の当選を辞退する旨の申し出がないときは、選挙管理者がくじでその一方の当選人として定めるものとする。

（選挙録）

- 第38条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。
- 2 選挙録は、投票その他の関係書類とともに、当該役員の任期満了まで保存しなければならない。
 - 3 第23条第3項及び第24条第2項の規定により役員となるべき者を決定したときの選挙録は、その総会における議事録をもって代えることができるものとする。

(当選の確定)

第 39 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、ただちに当選人の氏名及び住所並びにその得票数を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

2 当選人が、前項の公告のあった日から 2 日以内に書面をもって当選を辞退する旨の申し出をしないときは、当選を承諾したものとみなす。

(役員就任)

第 40 条 選挙管理者は、前条第 2 項の期間の満了の日の翌日、当選確定人の氏名及び住所を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があった日に役員に就任するものとする。

3 第 1 項の公告のときが、現在の役員の任期満了前であるときは、前項の規定にかかわらず、当選人は、第 42 条及び第 43 条の選挙を除くほか、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(繰上げ補充)

第 41 条 その選挙における当選人の数が、理事又は監事の定数に達しなくなったとき、又は選挙の期日後 6 カ月以内に理事又は監事に欠員を生じたときは、理事又は監事とならなかった者のうち得票数の多い者から順次当選人を定めなければならない。この場合において、得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定めるものとする。

2 第 37 条第 1 項ただし書及び前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

(再選挙)

第 42 条 次の各号に掲げる場合には、再選挙を行わなければならない。

- 一 当選人がないとき。
- 二 当選人の数がその選挙における理事又は監事の定数に達しないとき。
- 三 その選挙における理事又は監事の定数に達しなくなったとき。

(補欠選挙及び選任)

第 43 条 理事又は監事に欠員を生じた場合において、第 41 条の規定により当選人を定めることができず、又は同条の規定により、当選人を定めても、なおその役員の数第 19 条に規定する役員の定数に達しないときは、すみやかに補欠選挙及び選任を行わなければならない。

(理事長及び副理事長)

第 44 条 理事は、理事長 1 人、副理事長 2 人を互選するものとする。

2 理事長は、組合を代表し、別に総会の同意を得て定める処務規程及び理事会の決定に従い、業務を処理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときは、理事長を代理する。

4 副理事長の代理の順序は、あらかじめ理事長がこれを定める。

5 理事長及び副理事長に欠員を生じたときは、互選によりすみやかに補充するものとする。

(理事の職務)

第 45 条 理事は、理事会の構成員として組合事務の執行についての決定に当たるほか、処務規程の定めるところにより理事長を補佐する。

(監事の職務)

第 46 条 監事は、毎事業年度少なくとも 1 回、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果を、総会及び理事会に報告するとともに、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の規定により組合の業務及び財産の状況を監査するため、あらかじめ監査要綱を総会の同意を得て定めるものとする。

(役員失職)

第 47 条 理事又は監事は、被選挙権を失ったとき又は解任が確定したときは、その地位を失うものとする。

2 組合員のうちから選挙された理事又は監事は、組合員でなくなったときは、その地位を失うものとする。

第 6 章 総会

(総会の招集)

第 48 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度 1 回理事長が招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 理事長は、組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあった日から起算して 20 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の規定による請求があった場合において、理事長が正当な理由なく総会を招集しないときは、監事は前項の期間経過後 10 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

5 総会の招集は、会議の 5 日前までに到着するように、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を、各組合員に通知して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、2 日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第 49 条 この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画の変更
- 三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

四 経費の収支予算

五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

七 権利変換計画

八 事業代行開始の申請

九 法第 133 条第 1 項の管理規約

十 組合の処務及び会計等に関する規程

十一 組合の解散

十二 その他理事会において総会の議決事項とした事項

(総会の議事)

第 50 条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、第 53 条に規定するもののほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、法第 33 条に定める事項については、同条に定める特別の議決により行わなければならない。

3 総会の議長は、出席した組合員のうちから選任するものとする。

4 総会の議決権の行使は、第 29 条及び第 33 条第 2 項、第 34 条の規定を準用する。

(関係者の臨席)

第 51 条 理事長は、事業に関し組合員以外の専門的知識を有する者の出席を要請し、説明又は意見を聴するため発言を認めることができる。

(参考人の説明)

第 52 条 総会の議長は、参考人から説明をうけ若しくは意見を聴くために、組合員以外の者の発言を認めることができる。

(採決の方法)

第 53 条 総会の議決事項の採決の方法は、挙手、起立、記名投票又は無記名投票によるものとし、その方法を決するときは挙手による。

(総会の傍聴)

第 54 条 総会の傍聴を求める者がある場合において、総会の議事及び秩序の維持に支障がないと認めるときは、施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者に限り、総会に諮りこれを許可することができる。ただし、傍聴者は会議に加わり、又は意見を述べることはできない。

(総会の議事録)

第 55 条 総会の議長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、総会において指名した議事録署名人とともに署名しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 議決権総数及び出席した組合員の議決権数
- 三 議決した事項
- 四 審議等の概要

第7章 理事会

(理事会の組織及び招集)

第56条 理事は、理事会を組織する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、理事会を招集するためには、会議の3日前までに理事に会議の日時、場所及びその目的である事項を記載した通知書を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。
- 4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- 5 第8条、第44条第3項、第51条及び第52条の規定は、理事会に準用する。
- 6 監事は、理事会に必要な応じて出席し、意見を陳述することができる。
- 7 その他運営に関する事項は、総会の同意を得て定める処務規程による。

(理事会の議決事項)

第57条 理事会は、次に掲げる事項を決定する。

- 一 総会に提出する議案
- 二 総会において委任された事項
- 三 組合の運営及び執行に関する事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(理事会の議事録)

第58条 理事長は、次の各号にあげる事項を記載した議事録を作成し、理事会において指名した議事録署名人とともに署名しなければならない。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 出席者
- 三 決定した事項その他必要と認められる事項

第8章 事務局

(事務局)

第59条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局は、理事長の指揮を受けて事務に従事する。
- 3 事務局の職員の任命又は解任は、理事会の同意を経て理事長が行う。
- 4 この定款で定めるもののほか、事務局の職員に関して必要な事項は理事会で定める。
- 5 事務局には理事会の承認を得て、理事長が任命した事務局長をおくことができるものとする。

第9章 会計

(事業年度)

第60条 組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 組合の出納は翌年の5月31日をもって閉鎖する。

(経費の収支予算)

第61条 理事長は、毎事業年度の経費の収支予算を調整し、当該事業年度前に総会の議決を経なければならぬ。これを補正するときもその補正予算を調整し、総会の議決を経なければならぬ。ただし、初年度においては、組合の設立後、遅滞なく、総会の議決を経なければならぬ。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業進捗上やむを得ない場合には、理事会の議決を経て年度開始から総会までの暫定予算を作成し、当該事業年度開始後の総会で議決を経ることができる。

(会計規程)

第62条 組合の会計は、あらかじめ総会の議決を得て定める会計規程により処理するものとする。

(工事の施行)

第63条 この組合の工事は、直営又は請負に付する。

- 2 理事又は監事は、工事の請負をすることができない。
- 3 理事又は監事が法人の無限責任社員、取締役、監査役、支配人又はこれらに準ずるものである場合には、その法人は工事の請負をすることができない。

(工事及び役務の請負、業務委託並びに物品の購入)

第64条 工事及び役務の請負、業務委託並びに物品の購入にかかる契約は、原則として指名競争入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、随意契約の方法によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が指名競争入札に適しないとき
 - 二 緊急のため指名競争入札に付することができないとき
 - 三 指名競争入札に付することが不利と認められるとき
 - 四 指名競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないとき
 - 五 予定価格1件500万円以下の工事及び役務の請負、業務委託の契約をするとき、又は予定価格1件100万円以下の物品を購入するとき
- 2 理事長は、工事及び役務の請負、業務委託の契約をするとき又は物品を購入するときは、あらかじめ総会の同意を得て定める工事請負規程及び会計規程によるものとする。

(金銭の預入)

第65条 理事長は、この組合の金銭を、総会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(財産の処分)

第66条 理事長は、事務所、工作物その他の物件及び購入資材等の組合の財産の保管を明らかにするとともに、これらの財産が不用に帰したときは、あらかじめ総会の同意を得て処分しなければならない。ただし、固定資産以外のものは、理事会の決定により処分することができる。

2 この組合が解散した後における残余財産の処分については、前項の規定を準用する。

第10章 審査委員

(審査委員の定数)

第67条 審査委員の定数は、3人とする。

(審査委員の選任)

第68条 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

(審査委員の任期)

第69条 審査委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(審査委員の解任)

第70条 審査委員が、次の各号の一に該当するとき、又は審査委員たるに適しないと認めるときは、総会の議決を経て解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反があるとき

(審査委員の職務)

第71条 審査委員は、法及びその他の法令等に規定する事項の審査を行う。

(審査委員の同意)

第72条 前条に掲げる事項については、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

第11章 価額等の確定及び清算

(価額等の確定)

第73条 組合は、事業の工事が完了したときは、すみやかに当該事業に要した費用の額を確定するとともに、法第73条第1項第4号及び第9号の規定による概算額の算定方法に準拠して、建築施設の部分に関する権利を取得した者ごとに建築施設の部分に関する権利の価額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第74条 前条の規定により確定した建築施設の部分に関する権利の価額とこれを与えられた者が、これに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差があるときは、組合は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付するものとする。

2 組合は、前項の規定により清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前にこれを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収)

第75条 前条の規定により徴収すべき清算金は、利子を付して分割して徴収することができる。

2 組合は、第1項の規定により清算金を分割して徴収する場合において、その徴収すべき清算金の額が100万円以上であるときは、第1回の納付期日の翌日から起算して清算金の額に応じて別表2に定めるところにより分割徴収することができる。

3 前項の規定による清算金の分割納付を希望する者は、前条の通知のあった日から2週間以内に、組合にその旨を申し出て、その承認を得なければならない。

4 組合は、前項の規定に基づく承認をした場合においては、毎回の徴収金額及び納付期限を、清算金を納付すべき者に通知するものとする。

5 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

6 組合は、第1項の規定により分割徴収する場合において、清算金の分割納付を認められた者が納付すべき清算金を滞納したとき、その他特別の事情があるときは、未納の清算金の全部又は一部を、徴収すべき期限前においていつでも徴収することができる。

7 清算金を分割納付するものは、その氏名又は住所（法人にあってはその名称又は主たる事務

所の所在地)を変更したときは、ただちにその旨を組合に届け出なければならない。

(延滞金)

第76条 組合は、清算金を滞納する者があるときは、督促状を發し、当該督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年(365日あたり)14.5パーセントの割合により算定した延滞金を徴収することができる。

(延滞金の督促手数料)

第77条 前条の規定により督促するときは、1件1回1000円の督促手数料を徴収する。

第12章 保留床等の処分の方法

(保留床等の賃貸又は譲渡)

第78条 保留床等(第10条により参加組合員に与えられる部分を除く。)は、組合員及び総会において組合が特に認めた者に対し優先的に賃貸し、又は譲渡できるものとする。

2 保留床等のうち、第10条により参加組合員に与えられる部分及び前項の規定により優先的に譲渡する部分を除く保留床は、次の各号に掲げる場合を除き、公募により譲渡するものとする。

一 巡査派出所、電気事業者の電気工作物その他公益上欠くことのできない施設の用に供するために必要とするとき

二 施行地区内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者、施行地区内の建築物について借家権を有する者の居住若しくは業務の用に供するため特に必要があるとき

3 前項の規定による譲受人の公募は、第82条に定める方法により行うものとする。

(賃借人又は譲受人の決定)

第79条 組合は、賃借り又は譲受けの申込みをした者の数が、賃貸し、又は譲渡しようとする保留床等の数を越える場合においては、公正な方法で選考して、当該保留床等の賃借人又は譲受人を決定しなければならない。

第13章 雑則

(準備組合の債務等の継承)

第80条 組合は、その母体となった三島駅南口東街区市街地再開発準備組合の地位及び権利義務を継承する。

(代理人の指定)

第81条 施行地区内の宅地について権利を有する者で本地区内に居住しない者は、この組合から

通知又は書類（ただし、処分に関するものは除く。）の送達を受けるため、本地区内に居住する者のうちから代理人を指定することができる。

2 前項により代理人を指定した者が、その代理人を変更し、又は指定を取消したときは、組合に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

（公告の方法）

第 82 条 組合の公告は、事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。

（報酬等及び表彰）

第 83 条 この組合の役員、審査委員及び職員については、総会の同意を得て定める基準により報酬、給与、旅費及び手当を支給することができるものとする。

2 組合の設立及び事業に特に功労があると認められる者については、組合の功労者として表彰することができる。

（借家権者との協議）

第 84 条 施行地区内の宅地の上に存する建物について権利を有する者（借家権者）と組合は、この定款に別に定めるもののほか、必要な事項に関して、別途協議するものとする。

（規則への委任）

第 85 条 この定款に規定するもののほか、事業の施行に必要な事項は、規則をもって理事長が理事会に諮り定めるものとする。

附則

（施行期日）

第 1 条 この定款は、この組合の設立の認可があった日から施行する。

（事業年度の特例）

第 2 条 この組合の最初の事業年度は、第 60 条の規定にかかわらず組合設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

（役員選挙の特例）

第 3 条 組合の設立認可のあった日以降における最初の理事及び監事の選挙にかかる選挙人名簿は、第 25 条から第 28 条までの規定にかかわらず、選挙管理者が最初の総会の招集通知を発するときまでに作成し、その総会を開催する前までの 5 日間、その指定した場所において、前条の選挙人名簿を組合員の縦覧に供さなければならない。ただし、縦覧に際してはその組合員本人の部

分に限る。

2 選挙管理者は、前項の縦覧場所及び日時を前項の招集通知とともに通知し、選挙人名簿の縦覧開始の日の少なくとも3日前に公告しなければならない。

3 第28条の規定にかかわらず、第1項の選挙人名簿は、同項の総会において承認を得たときに確定する。

4 第31条第2項の規定は、第1項の規定による選挙には適用しない。

別表1 負担金の納付期限及び納付額

| 負担金の納付回次 | 負担金の納付期限 | 負担金の納付額 |
|----------|-------------------|----------|
| 第1回 | 権利変換期日から1か月以内 | 負担金額の10% |
| 第2回 | 施設建築物工事着工日から1か月以内 | 負担金額の10% |
| 最終回 | 工事完了公告の日から1か月以内 | 残 額 |

(注) 納付額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最終回の納付額に合算するものとする。

別表2 清算金の分割徴収方法

| 清算金額 | 徴収の期限及び方法 | |
|--------------------|----------------------------|--|
| | 第1回 | 第2回以降 |
| 100万円以上 200万円未満 | 第1回の納付期日までに 100万円を徴収する。 | 第2回以降最終回までについては、第1回の納付期限より起算して3ヶ月ごとに、第1回の納付金額の残高を2で除して得た額に、前回の納付期限の翌日から当該納付期限までの期間の日数に応じ、年6%の割合を乗じて計算した利息を附した額を徴収する。 |
| 200万円以上 300万円未満 | 第1回の納付期日までに 150万円を徴収する。 | 同 上 |
| 300万円以上 | 第1回の納付期日までに 200万円を徴収する。 | 同 上 |

(注) 第2回以降の納付金額の分割金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて第2回の分割金額に合算する。

3. 事業計画書

三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業
事業計画書（案）

2022（令和4）年1月

三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合

<目次>

| | |
|------------------------|----|
| 1. 地区、事業及び施行者の名称..... | 1 |
| (1) 地区の名称..... | 1 |
| (2) 事業の名称..... | 1 |
| (3) 施行者の名称..... | 1 |
| 2. 施行地区の概況及び事業の目的..... | 2 |
| (1) 施行地区の概況..... | 2 |
| (2) 事業の目的..... | 2 |
| 3. 施行地区..... | 3 |
| (1) 施行地区の位置..... | 3 |
| (2) 施行地区の位置図..... | 3 |
| (3) 施行地区の区域..... | 3 |
| (4) 施行地区の区域図..... | 3 |
| (5) 施行地区の面積..... | 3 |
| 4. 設計の概要..... | 4 |
| (1) 設計説明書..... | 4 |
| 1) 設計方針..... | 4 |
| 2) 施設建築物の設計概要..... | 4 |
| 3) 施設建築敷地の設計概要..... | 7 |
| 4) 公共施設の設計の概要..... | 8 |
| (2) 設計図..... | 8 |
| 1) 施設建築物の設計図..... | 8 |
| 2) 施設建築敷地の設計図..... | 8 |
| 3) 公共施設の設計図..... | 8 |
| 5. 事業施行期間..... | 9 |
| (1) 事業施行期間（予定）..... | 9 |
| (2) 建築工事期間（予定）..... | 9 |
| 6. 資金計画..... | 10 |
| (1) 資金計画..... | 11 |
| (2) 支出金明細..... | 12 |
| (3) 資金調達計画..... | 14 |
| (4) 補助金算出根拠..... | 15 |
| (5) 公共施設管理者負担金..... | 17 |

1. 地区、事業及び施行者の名称

(1) 地区の名称

三島駅南口東街区A地区

(2) 事業の名称

三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業

(3) 施行者の名称

三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合

2. 施行地区の概況及び事業の目的

(1) 施行地区の概況

三島駅南口東街区A地区（以下「本地区」という）は、隣接する三島駅南口東街区B地区（以下「B地区」という）とともに、三島駅南口東街区（以下「東街区」という）を構成し、JR三島駅及び伊豆箱根鉄道駿豆線三島駅に近接した広域交通結節点として、地域産業の発展に寄与してきた地区である。一方で、駅に近接する好立地にも関わらず、都市機能の更新が進まず、北側は広大な低未利用地となっているほか、南側は細分化された敷地に老朽化した建物が密集し、防災面において課題を抱えている。

また、東街区周辺においては、地表付近における玄武岩溶岩の分布や、楽寿園小浜池をはじめとした豊富な湧水の存在といった地形に由来する特徴が多くみられる。

(2) 事業の目的

駅前商業集積地として都市機能を更新するとともに、地域の産業や資源を活かし、スマートウェルネスシティのフロントエリアにふさわしい広域健康医療拠点の整備を行うことにより、昨今のコロナ禍をはじめとした社会状況も考慮しながら、駅前に人の流れ及びにぎわいをつくり、街中への回遊性を高め、経済波及効果をもたらす「“健幸”都市」の進展に寄与することを目的とする。

3. 施行地区

(1) 施行地区の位置

三島市の中心市街地の北部に位置しており、北側はJR東海道本線軌道敷、南側は都市計画道路3・4・27号小山三軒家線、東側は都市計画道路3・5・38号南町文教線に接する。また、西側においては、三島駅及びバスターミナルに近接しており、交通利便性の高い地区である。

(2) 施行地区の位置図

添付書類①のとおり

(3) 施行地区の区域

三島市一番町

2785番10、3200番7～15、3200番41、3200番54～56、3200番78～80

3200番82～93、3200番96、3200番97、3200番99、3200番107～109

3200番130～133、3200番141、3200番147、3200番148、3200番155

3200番165、3200番166、3200番169、3200番170、3200番172、3200番174

道路

都市計画道路3・4・27号小山三軒家線の一部

都市計画道路3・5・38号南町文教線の一部

(4) 施行地区の区域図

添付書類②のとおり

(5) 施行地区の面積

約1.2ha

4. 設計の概要

(1) 設計説明書

1) 設計方針

『三島駅周辺グランドデザイン』の中で掲げられた広域健康医療拠点として、市街地のフロントエリアにふさわしい、駅前立地を生かした施設の集積やにぎわいの創出、合理的かつ高度な土地利用を図るための施設計画が求められていることを踏まえ、以下の設計方針とする。

- ・三島駅及びバスターミナルから各施設に至る動線に配慮した上で、周辺街区との回遊性の向上を図るほか、周辺街区と調和のとれた景観に十分に配慮する。
- ・地表付近に分布する溶岩層の下部には、三島の宝である地下水（湧水）が流れているため、溶岩掘削を最小限にしつつ、溶岩層に直接支持する基礎方式を採用する等、地下水（湧水）保全に対して十分に配慮する。
- ・市営および共同住宅用の自走式立体駐車場の出入口分離や区分及び管理方法、そして認定駐車場を含めた空間利用の効率化・コスト抑制に配慮する。
- ・本地区に接する都市計画道路（南側：小山三軒家線、東側：南町文教線）に係る無電柱化事業関係者と綿密な協議や情報共有を行い、各インフラ引き込みや必要な設備機器について適切な設計を行う。
- ・『三島駅南口周辺地区計画』において、広域健康医療拠点整備地区として指定されていることを踏まえた設計を行う。
- ・敷地内の緑化や水辺の演出等により、富士山周辺地域の玄関口としてふさわしい、駅前景観の形成を推進する設計を行う。

2) 施設建築物の設計概要

(イ) 設計方針

施設建築物の主要用途としては、住宅及び店舗、駐車場、公益施設にて構成している。これらに加え、健康づくり及び子育て支援、交流やにぎわいに寄与するスペースを適切なスケールにて整備し、東街区全体を一体的に運営できる施設計画を行う。

『三島駅南口周辺地区計画』において、歩行者通路を地区施設として定めているため、歩車分離を図った上で、魅力的な空間づくりができるよう、適切な用途配置を行うものとし、歩行者通路を挟み、4つの建物をペDESTリアンデッキで接続することで1棟の施設建築物とする。

また、駐車場の計画に際しては、車路出入口や敷地内車路、サイン計画を含め、安全性及び利便性に十分配慮した計画を行う。

(ロ) 建蔽率及び容積率等

| 建築敷地面積 | 建築面積 | 建築延面積 | 建蔽率 | 容積率 |
|-------------------------|------------------------|---|-------|--------|
| 約 10,050 m ² | 約 6,610 m ² | 約 54,750 m ² (約 39,550 m ²) | 約 66% | 約 393% |

※ () 内は、容積率対象面積を示す。

(ハ) 各階床面積等

① A棟

| 階 | 主用途 | 床面積 | 備 考 |
|----|---------|-------------------------|--|
| 24 | 住宅 | 約 1,140 m ² | 構造：RC 造 規模：地上 24 階 高さ：約 90.5m ※TP+33.0 を基準とする |
| 23 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 22 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 21 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 20 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 19 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 18 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 17 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 16 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 15 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 14 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 13 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 12 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 11 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 10 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 9 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 8 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 7 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 6 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 5 | 住宅 | 約 1,140 m ² | |
| 4 | 公益施設 | 約 1,590 m ² | |
| 3 | 店舗 | 約 1,700 m ² | |
| 2 | 店舗 | 約 1,930 m ² | |
| 1 | 駐輪場・機械室 | 約 1,790 m ² | |
| 計 | — | 約 29,810 m ² | |

② B棟

| 階 | 主用途 | 床面積 | 備考 |
|---|----------|------------------------|---|
| 6 | 住宅 | 約 450 m ² | 構造：S造 規模：地上6階 高さ：約26.0m ※TP+33.0を基準とする |
| 5 | 住宅 | 約 450 m ² | |
| 4 | 事務所 | 約 560 m ² | |
| 3 | 事務所 | 約 560 m ² | |
| 2 | 店舗 | 約 530 m ² | |
| 1 | 店舗・敷地内車路 | 約 730 m ² | |
| 計 | — | 約 3,280 m ² | |

③ C棟

| 階 | 主用途 | 床面積 | 備考 |
|---|-----|-------------------------|---|
| R | 駐車場 | 約 60 m ² | 構造：S造 規模：地上7階 高さ：約29.1m ※TP+33.0を基準とする |
| 7 | 駐車場 | 約 2,390 m ² | |
| 6 | 駐車場 | 約 2,390 m ² | |
| 5 | 駐車場 | 約 2,390 m ² | |
| 4 | 駐車場 | 約 2,390 m ² | |
| 3 | 駐車場 | 約 2,390 m ² | |
| 2 | 駐車場 | 約 2,390 m ² | |
| 1 | 駐車場 | 約 2,390 m ² | |
| 計 | — | 約 16,790 m ² | |

④ D棟

| 階 | 主用途 | 床面積 | 備考 |
|----|-----|------------------------|---|
| 10 | 住宅 | 約 460 m ² | 構造：RC造 規模：地上10階 高さ：約35.2m ※TP+33.0を基準とする |
| 9 | 住宅 | 約 460 m ² | |
| 8 | 住宅 | 約 460 m ² | |
| 7 | 住宅 | 約 460 m ² | |
| 6 | 住宅 | 約 460 m ² | |
| 5 | 住宅 | 約 460 m ² | |
| 4 | 住宅 | 約 460 m ² | |
| 3 | 住宅 | 約 460 m ² | |
| 2 | 住宅 | 約 500 m ² | |
| 1 | 店舗 | 約 690 m ² | |
| 計 | — | 約 4,870 m ² | |

(二) 主要設備

受変電設備、幹線設備、非常用発電設備、電話・LAN・テレビ共聴設備、放送設備、ITV設備、インターホン設備、自動火災報知設備、航空障害灯・緊急救助用スペース灯火設備、避雷設備、照明設備、換気設備、空気調和設備、排煙設備、ガス設備、給排水衛生設備、消火設備、昇降機設備

3) 施設建築敷地の設計概要

(イ) 設計方針

『三島駅南口周辺地区計画』における地区整備計画において、建築物の位置を整えるとともに、良好な都市空間を備えた街区を形成するため、道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を2m以上とすることが定められており、これに準じた設計方針とする。

(ロ) 歩行者通路

東西を横断する幅員6m（一部4mと2.5m）の歩行者通路を整備し、不特定多数が利用する三島駅周辺の歩行者動線において、安全な歩行者空間を確保し、公共の福祉に寄与する計画とする。

(ハ) 公共道路

敷地南側道路：都市計画道路3・4・27号小山三軒家線、幅員15m、2車線

敷地東側道路：都市計画道路3・5・38号南町文教線、幅員15m、2車線

共に三島市が実施する無電柱化事業が計画されており、十分な連携が必要である。

(ニ) 交通動線

都市計画道路3・4・27号小山三軒家線沿い及び都市計画道路3・5・38号南町文教線沿いに敷地内車路の出入口を各1か所設けて、敷地内車路の整備を行い、駐車場へのアプローチを確保する。また、荷捌き車両は、敷地内車路を通行したのち、A棟北側に設けたバックヤードにて荷捌きを行う動線とする。

4) 公共施設の設計の概要

都市計画道路 3・4・27 号小山三軒家線及び都市計画道路 3・5・38 号南町文教線の拡幅を行う。

(イ) 公共施設調書

| 種別 | 名称 | 概要 | | 備考 |
|------|---|---------------|------|---|
| | | 幅員 (全幅員) | 延長 | |
| 幹線道路 | 都市計画道路 3・4・27 号 小山三軒家線 (市道小山三軒家線) | 7.5m (15m) | 86m | 都市計画道路 市街地再開発事業に伴う 拡幅予定面積：約 32 m ² |
| | 都市計画道路 3・5・38 号 南町文教線 (市道鑑坂線) | 7.5m (15m) | 127m | 都市計画道路 |

(2) 設計図

1) 施設建築物の設計図

添付資料③のとおり

2) 施設建築敷地の設計図

添付資料④のとおり

3) 公共施設の設計図

添付資料⑤のとおり

5. 事業施行期間

(1) 事業施行期間 (予定)

自 組合設立認可公告の日
至 2027 (令和9) 年 9月

(2) 建築工事期間 (予定)

着工 2023 (令和5) 年 6月
竣工 2027 (令和9) 年 3月

6. 資金計画

次頁以降に示すとおり。

資金計画書

(1) 資金計画

(単位：百万円)

| | | | | | |
|-----|------------|--------|-----|---------|--------|
| 収入金 | 補助金 | 8,864 | 支出金 | 調査設計計画費 | 1,214 |
| | 保留床処分金 | 11,983 | | 土地整備費 | 1,742 |
| | 公共施設管理者負担金 | 8 | | 工事費 | 17,087 |
| | | | | 事務費 | 735 |
| | | | | 借入金利子 | 77 |
| | 合 計 | 20,855 | | 合 計 | 20,855 |

(2) 支出金明細

(単位：百万円)

| | | 総額 | | | 事業年度別計画 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|----|--------|--------|---------|-----|----|-------|-----|----|-------|-----|----|-------|-------|----|-------|-------|----|
| | | | | | 令和2年度以前 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
| | | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 |
| 調査設計計画費 | 事業計画作成費 | | | 253 | | | 10 | | 243 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | |
| | 地盤調査費 | | | 37 | | | 21 | | 11 | | | 5 | | | 0 | | | 0 | |
| | 建築設計費 | | | 798 | | | 4 | | 33 | | | 461 | | | 67 | | | 80 | |
| | 権利変換計画作成費 | | | 126 | | | 0 | | 0 | | | 70 | | | 9 | | | 1 | |
| | 小計 | | | 1,214 | | | 35 | | 287 | | | 536 | | | 76 | | | 81 | |
| 土地整備費 | 建築物除却等費 | | | 444 | | | 0 | | 2 | | | 0 | | | 309 | | | 133 | |
| | 仮設店舗等設置費 | | | 0 | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | |
| | 補償費等 | | | 1,298 | | | 0 | | 0 | | | 66 | | | 1,232 | | | 0 | |
| | 小計 | | | 1,742 | | | 0 | | 2 | | | 66 | | | 1,541 | | | 133 | |
| 工事費 | 建築工事費 | | | 16,906 | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | 1,588 | | | 3,175 | |
| | 公共施設整備費 | | | 0 | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | |
| | 負担金 | | | 7 | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | |
| | 電波障害防除設備費 | | | 5 | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | |
| | その他工事費 | | | 169 | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | 17 | | | 34 | |
| | 小計 | | | 17,087 | | | 0 | | 0 | | | 0 | | | 1,605 | | | 3,209 | |
| 事務費 | | | 735 | | | 94 | | 40 | | | 116 | | | 92 | | | 90 | | |
| 借入金利子 | | | 77 | | | 0 | | 0 | | | 4 | | | 2 | | | 2 | | |
| 合計 | | | 20,855 | | | 129 | | 329 | | | 722 | | | 3,316 | | | 3,515 | | |

(2) 支出金明細

(単位：百万円)

| | | 事業年度別計画 | | | | | | | | |
|---------|-----------|---------|----|-------|-------|----|-------|-------|----|----|
| | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | 令和9年度 | | |
| | | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 |
| 調査設計計画費 | 事業計画作成費 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| | 地盤調査費 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| | 建築設計費 | | | 80 | | | 73 | | | 0 |
| | 権利変換計画作成費 | | | 0 | | | 46 | | | 0 |
| | 小計 | | | 80 | | | 119 | | | 0 |
| 土地整備費 | 建築物除却等費 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| | 仮設店舗等設置費 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| | 補償費等 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| | 小計 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| 工事費 | 建築工事費 | | | 4,773 | | | 7,370 | | | 0 |
| | 公共施設整備費 | | | 0 | | | 0 | | | 0 |
| | 負担金 | | | 7 | | | 0 | | | 0 |
| | 電波障害防除設備費 | | | 5 | | | 0 | | | 0 |
| | その他工事費 | | | 50 | | | 68 | | | 0 |
| | 小計 | | | 4,835 | | | 7,438 | | | 0 |
| 事務費 | | | | 118 | | | 168 | | | 16 |
| 借入金利子 | | | | 22 | | | 48 | | | 0 |
| 合計 | | | | 5,055 | | | 7,773 | | | 16 |

(3) 資金調達計画

(単位：百万円)

| | | 総額 | 事業年度別計画 | | | | | | | |
|------------|----------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | | | 令和2年度以前 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| 借入金 | 住宅金融支援機構 | 0 | | | | | | | | |
| | 市中銀行 | 11,392 | | | 794 | 2,350 | 3,110 | 5,015 | 123 | |
| | 事業協力者立替金 | 389 | 133 | 256 | | | | | | |
| | 小計 | 11,781 | 133 | 256 | 794 | 2,350 | 3,110 | 5,015 | 123 | 0 |
| 補助金 | | 8,864 | 0 | 162 | 310 | 1,994 | 1,395 | 1,911 | 3,092 | 0 |
| 保留床処分金 | | 11,983 | 0 | 0 | 1,198 | 1,198 | 0 | 0 | 9,587 | 0 |
| 公共施設管理者負担金 | | 8 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 32,636 | 133 | 418 | 2,310 | 5,542 | 4,505 | 6,926 | 12,802 | 0 |

(4) 補助金算出根拠

(単位：百万円)

| | | 総額 | | 事業年度別計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------|----|----|---------|-------|----|----|-------|----|----|-----|-------|-----|----|-----|-------|-----|----|----|-------|-------|-----|--|
| | | | | 令和2年度以前 | | | | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | | 令和5年度 | | | | | | | |
| | | 数量 | 単価 | 事業費 | 金額 | 数量 | 単価 | 事業費 | 金額 | 数量 | 単価 | 事業費 | 金額 | 数量 | 単価 | 事業費 | 金額 | 数量 | 単価 | 事業費 | 金額 | | |
| 調査設計計画費 | 事業計画作成費 | | | 243 | 162 | | | | | | 243 | 162 | | | | | | | | | | | |
| | 地盤調査費 | | | 5 | 3 | | | | | | | | | | 5 | 3 | | | | | | | |
| | 建築設計費 | | | 541 | 360 | | | | | | | | | | 391 | 260 | | | | 33 | 22 | | |
| | 権利変換計画作成費 | | | 124 | 83 | | | | | | | | | | 69 | 46 | | | | 9 | 6 | | |
| | 小計 | | | 913 | 608 | | | 0 | 0 | | | 243 | 162 | | | 465 | 309 | | | 42 | 28 | | |
| 土地整備費 | 建築物除却等費 | | | 442 | 398 | | | | | | | | | | | | | | | | 309 | 279 | |
| | 仮設店舗等設置費 | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補償費等 | | | 1,937 | 1,743 | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | 1,257 | 1,131 | | |
| | 小計 | | | 2,379 | 2,141 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 1,566 | 1,410 | | |
| 共同施設整備費 | 共同施設整備費 | | | 6,294 | 5,665 | | | | | | | | | | | | | | | | 568 | 511 | |
| | その他工事費 | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | 6,294 | 5,665 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 568 | 511 | | |
| 再開発補助金 計 | | | | 9,586 | 8,414 | | | 0 | 0 | | | 243 | 162 | | | 465 | 309 | | | 2,176 | 1,949 | | |
| 防省緊補助金 計 | | | | 6,424 | 450 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 642 | 45 | | |
| 合計 | | | | 16,010 | 8,864 | | | 0 | 0 | | | 243 | 162 | | | 465 | 309 | | | 2,818 | 1,994 | | |

(4) 補助金算出根拠

(単位：百万円)

| | | 事業年度別計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------|---------|----|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|----|-----|----|
| | | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | | 令和8年度 | | | | 令和9年度 | | | |
| | | 数量 | 単価 | 事業費 | 金額 | 数量 | 単価 | 事業費 | 金額 | 数量 | 単価 | 事業費 | 金額 | 数量 | 単価 | 事業費 | 金額 |
| 調査設計計画費 | 事業計画作成費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地盤調査費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 建築設計費 | | | 40 | 27 | | | 40 | 27 | | | 37 | 24 | | | | |
| | 権利変換計画作成費 | | | | | | | | | | | 46 | 31 | | | | |
| | 小計 | | | 40 | 27 | | | 40 | 27 | | | 83 | 55 | | | 0 | 0 |
| 土地整備費 | 建築物除却等費 | | | 133 | 119 | | | | | | | | | | | | |
| | 仮設店舗等設置費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補償費等 | | | 151 | 136 | | | 227 | 204 | | | 302 | 272 | | | | |
| | 小計 | | | 284 | 255 | | | 227 | 204 | | | 302 | 272 | | | 0 | 0 |
| 共同施設整備費 | 共同施設整備費 | | | 1,137 | 1,023 | | | 1,717 | 1,546 | | | 2,872 | 2,585 | | | | |
| | その他工事費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | | 1,137 | 1,023 | | | 1,717 | 1,546 | | | 2,872 | 2,585 | | | 0 | 0 |
| 再開発補助金 計 | | | | 1,461 | 1,305 | | | 1,984 | 1,777 | | | 3,257 | 2,912 | | | 0 | 0 |
| 防省緊補助金 計 | | | | 1,285 | 90 | | | 1,927 | 135 | | | 2,570 | 180 | | | 0 | 0 |
| 合計 | | | | 2,746 | 1,395 | | | 3,911 | 1,912 | | | 5,827 | 3,092 | | | 0 | 0 |

(5) 公共施設管理者負担金

(単位：百万円)

| | | 総額 | | | | 事業年度別計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|----|----|-----|-----|---------|----|-----|-----|-------|----|-----|-----|-------|----|-----|-----|-------|----|-----|-----|
| | | | | | | 令和2年度以前 | | | | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | | 令和5年度 | | | |
| | | 数量 | 単価 | 事業費 | 負担金 | 数量 | 単価 | 事業費 | 負担金 | 数量 | 単価 | 事業費 | 負担金 | 数量 | 単価 | 事業費 | 負担金 | 数量 | 単価 | 事業費 | 負担金 |
| 土地整備費 | 建築物除却等費 | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 仮設店舗等設置費 | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補償費等 | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共施設本工事費 | | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 |
| 用地費 | | | | 8 | 8 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 8 | 8 | | | 0 | 0 |
| 合計 | | | | 8 | 8 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 8 | 8 | | | 0 | 0 |

(5) 公共施設管理者負担金

(単位：百万円)

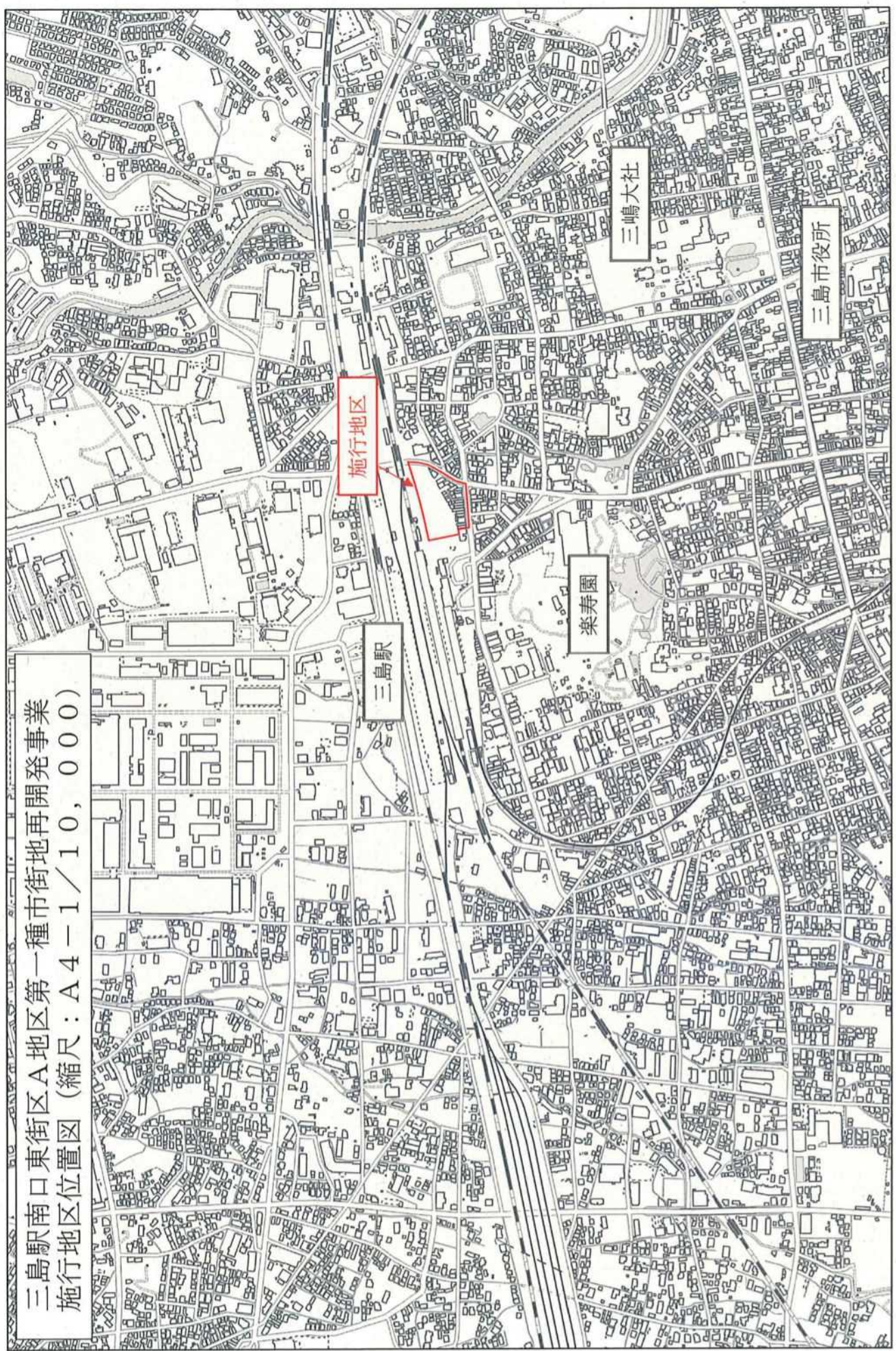
| | | 事業年度別計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|---------|----|-----|-----|-------|----|-----|-----|-------|----|-----|-----|-------|----|-----|-----|
| | | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | | 令和8年度 | | | | 令和9年度 | | | |
| | | 数量 | 単価 | 事業費 | 負担金 | 数量 | 単価 | 事業費 | 負担金 | 数量 | 単価 | 事業費 | 負担金 | 数量 | 単価 | 事業費 | 負担金 |
| 土地整備費 | 建築物除却等費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 仮設店舗等設置費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補償費等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共施設本工事費 | | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 |
| 用地費 | | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 |
| 合計 | | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 |

<添付書類>

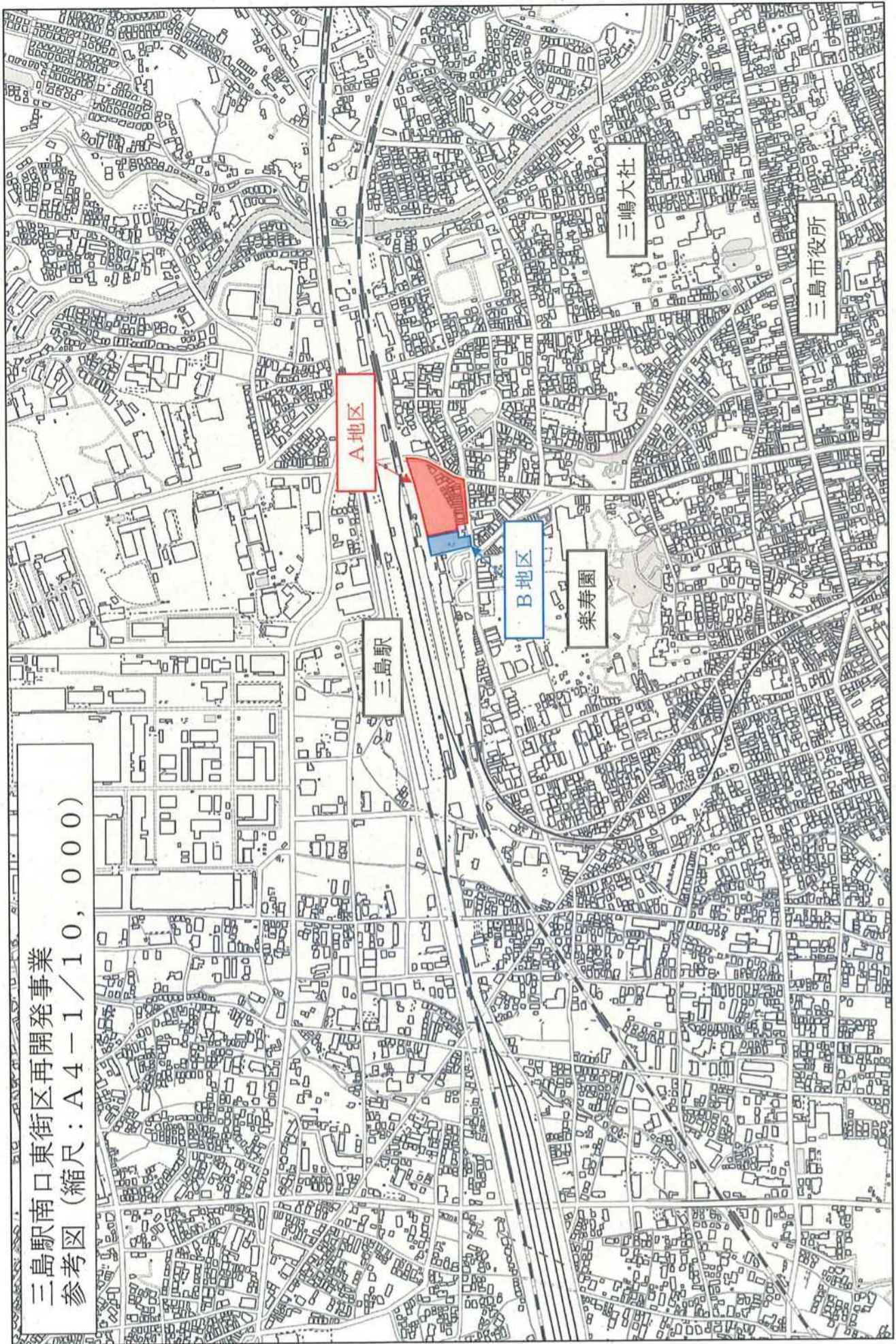
- ①施行地区の位置図
- ②施行地区の区域図
- ③施設建築物の設計図
- ④施設建築敷地の設計図
- ⑤公共施設の設計図

①施行地区の位置図

三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業
施行地区位置図 (縮尺: A4-1/10,000)



三島駅南口東街区再開発事業
参考図 (縮尺: A4-1/10,000)



②施行地区の区域図

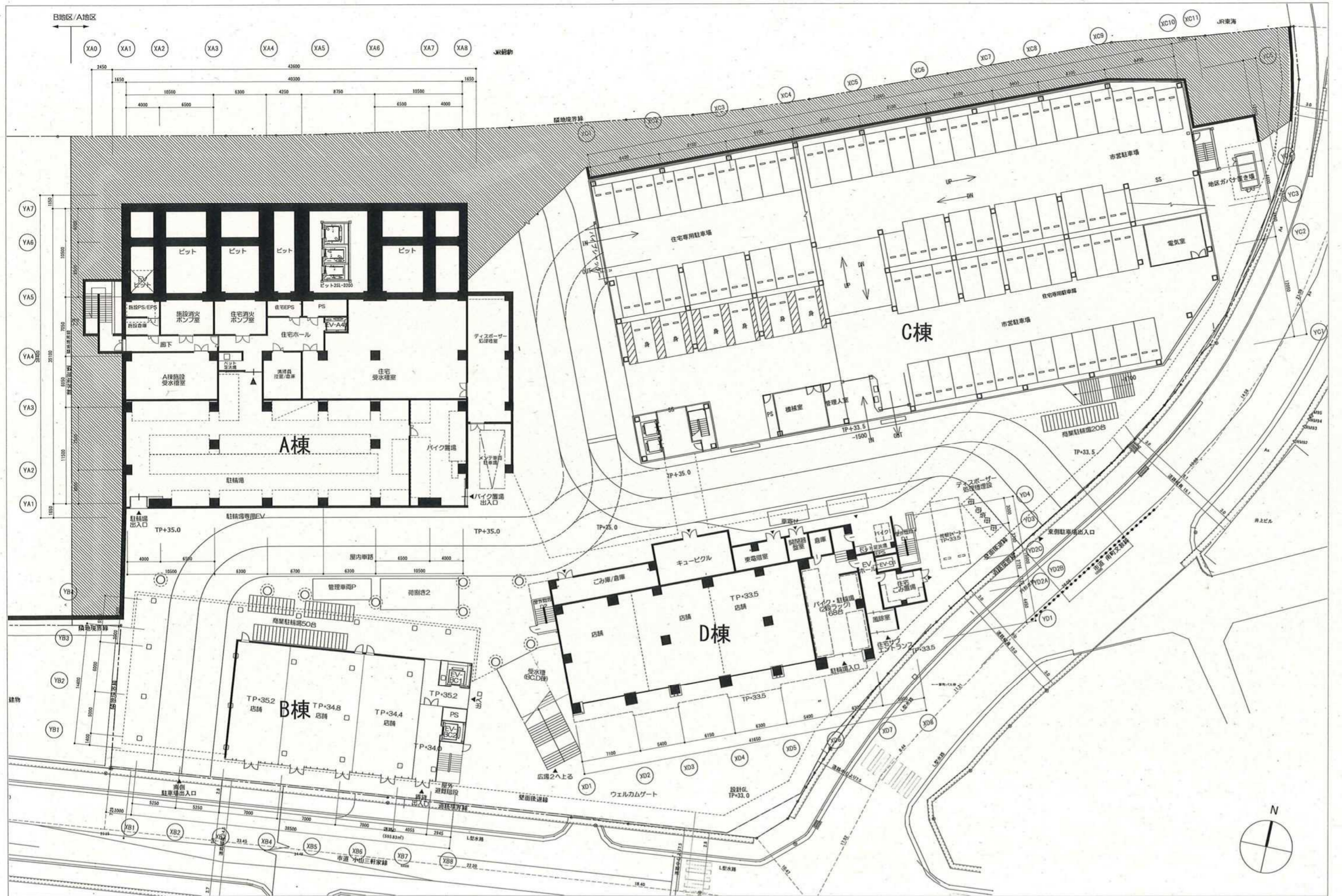
三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業
 施行地区区域図 (縮尺: A3:1/500)



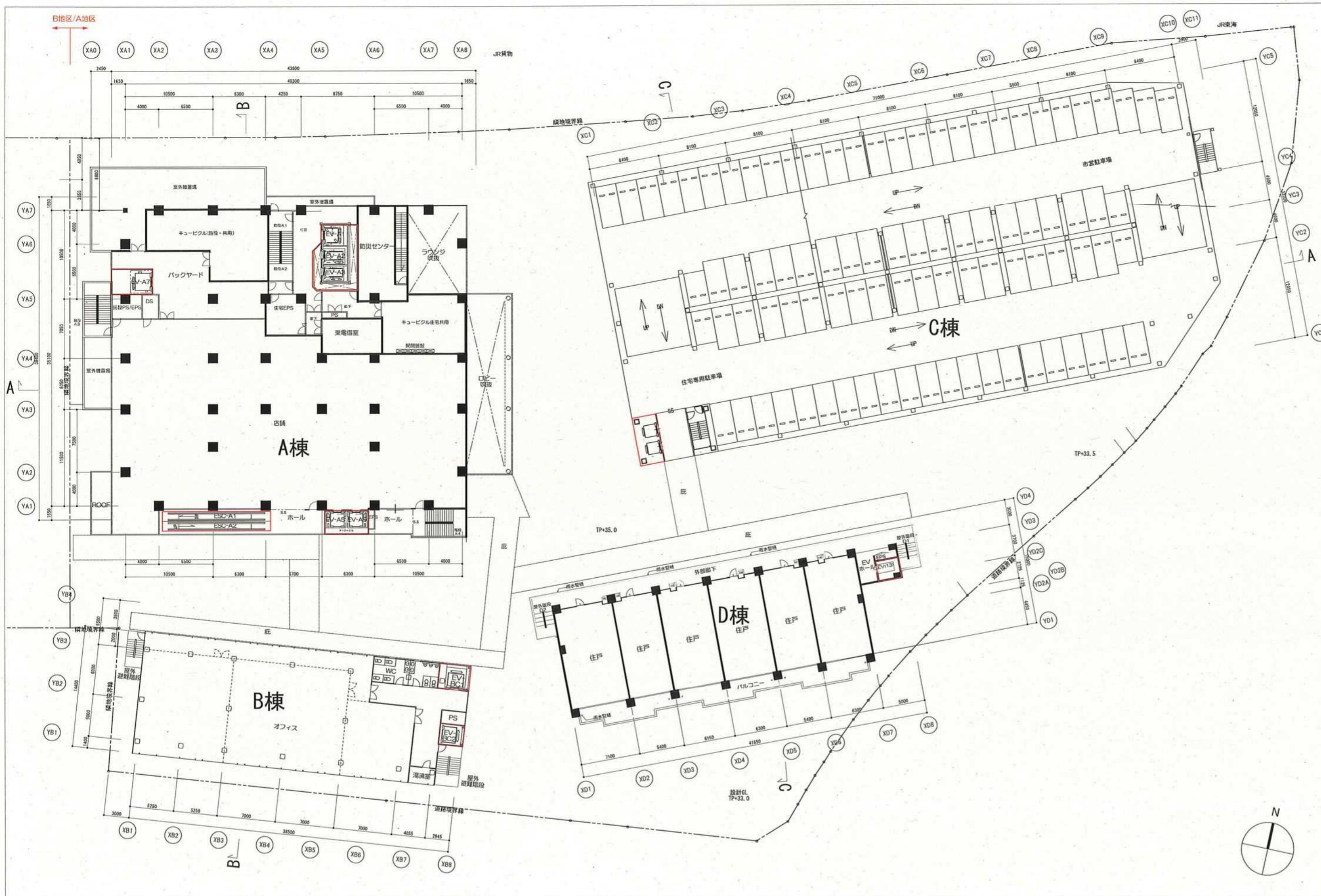
| 記号 | 区域界 |
|-------|-----------------------------|
| ① - ② | 筆界線の延長と道路中心線の交点 |
| ② - ③ | 道路中心線 (都市計画道路3・4・27号小山三軒家線) |
| ③ - ④ | 道路中心線 (都市計画道路3・5・38号南町文教線) |
| ④ - ⑤ | 筆界線の延長と道路中心線の交点 |
| ⑤ - ⑥ | 筆界線 |
| ⑥ - ① | 筆界線 |

| 凡例 | |
|----|------|
| | 施行地区 |

③施設建築物の設計図

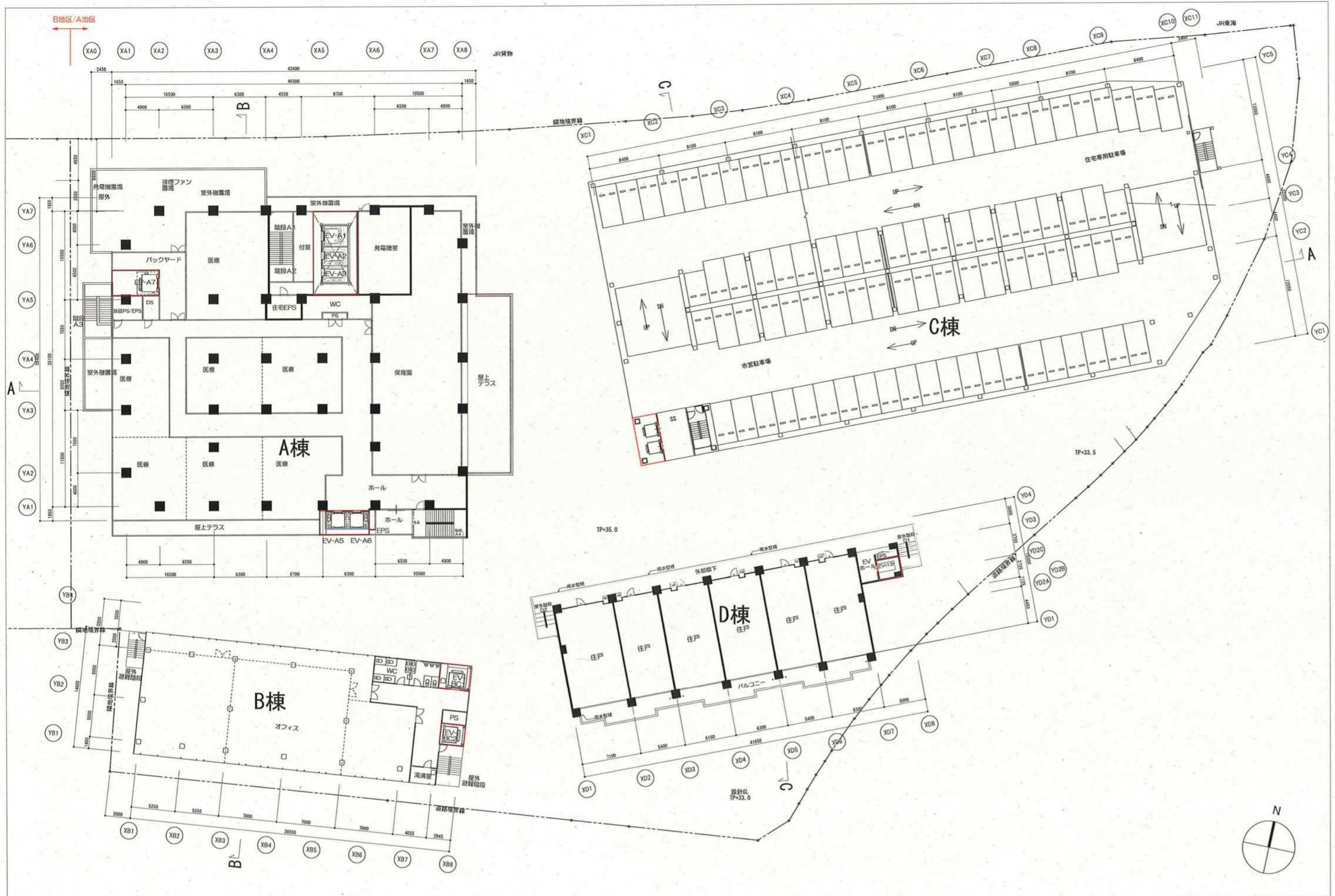


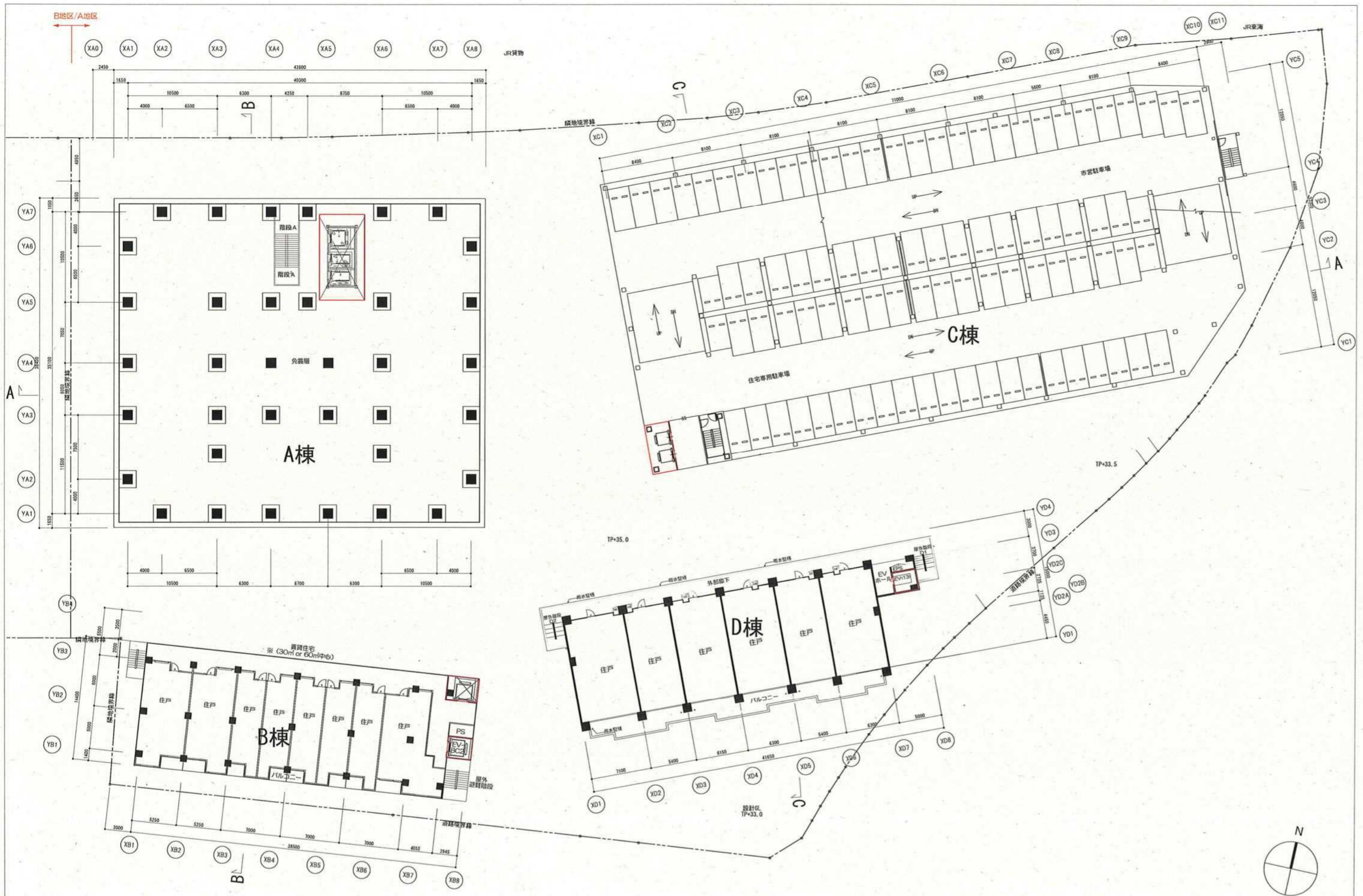




三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業

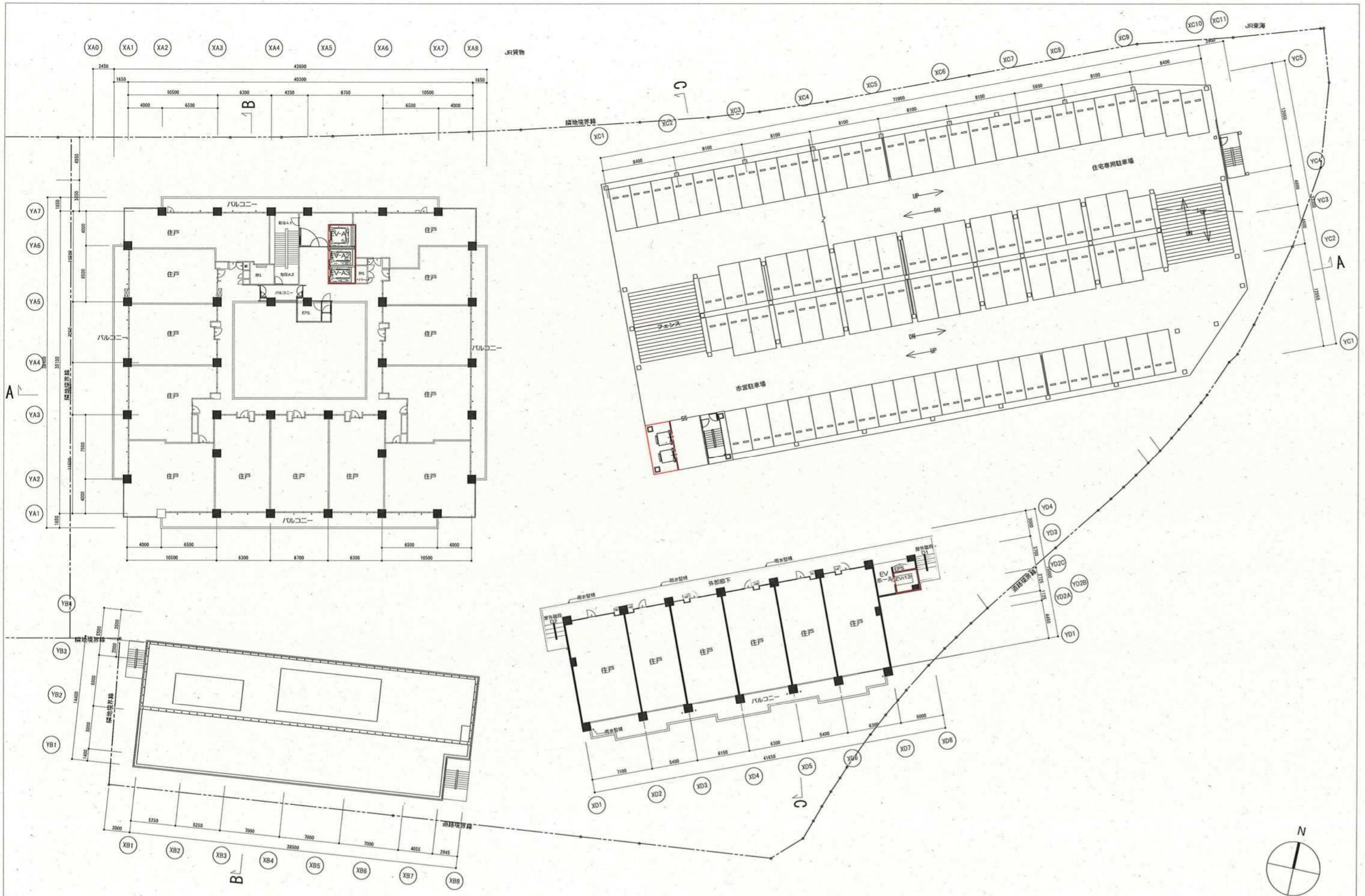
| | | | |
|----|------------|------|--------|
| 図面 | 3F 平面図 | 図面番号 | 03 |
| 縮尺 | A3 - 1/400 | 作成日 | 2021/9 |



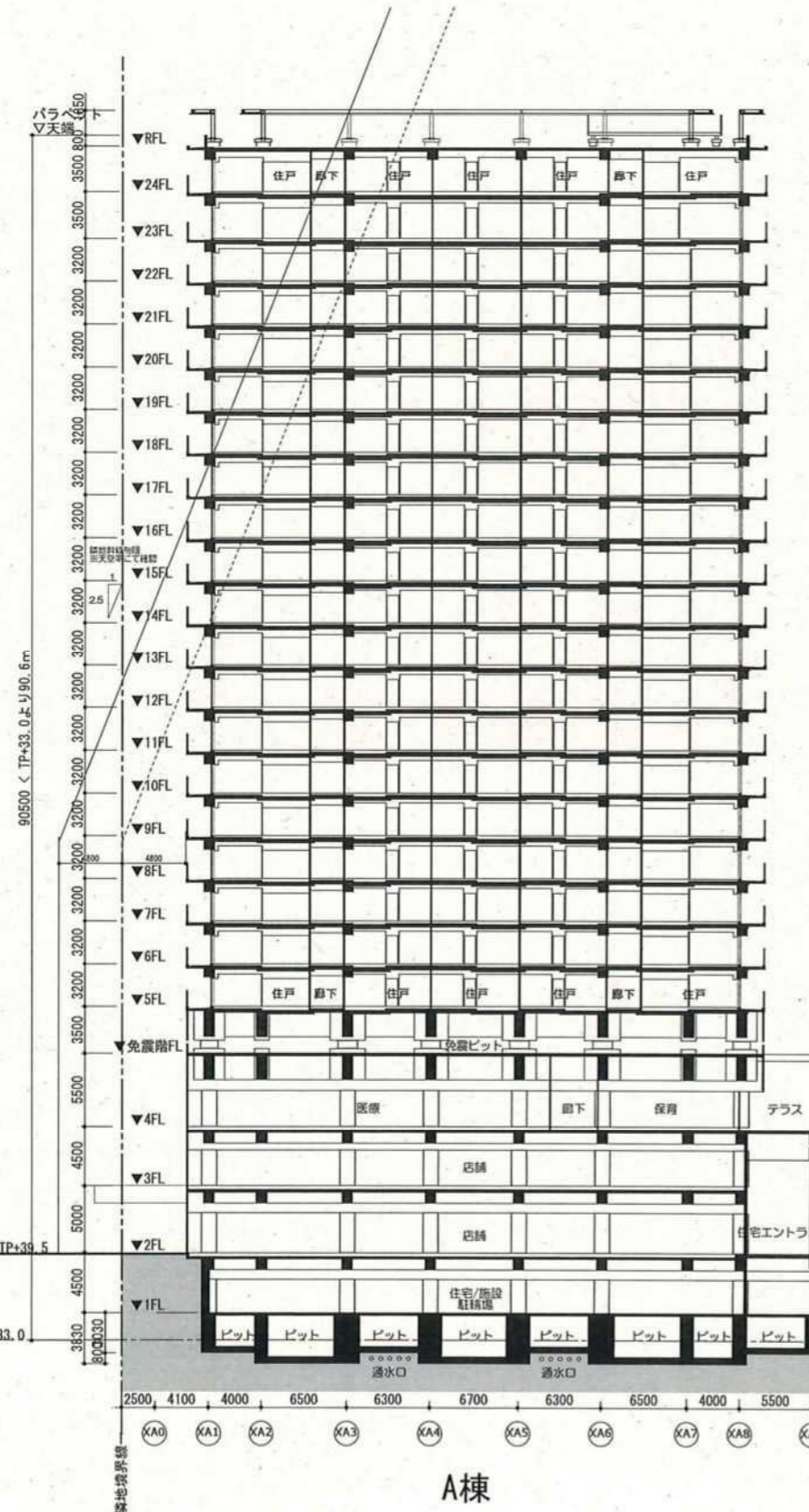


三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業

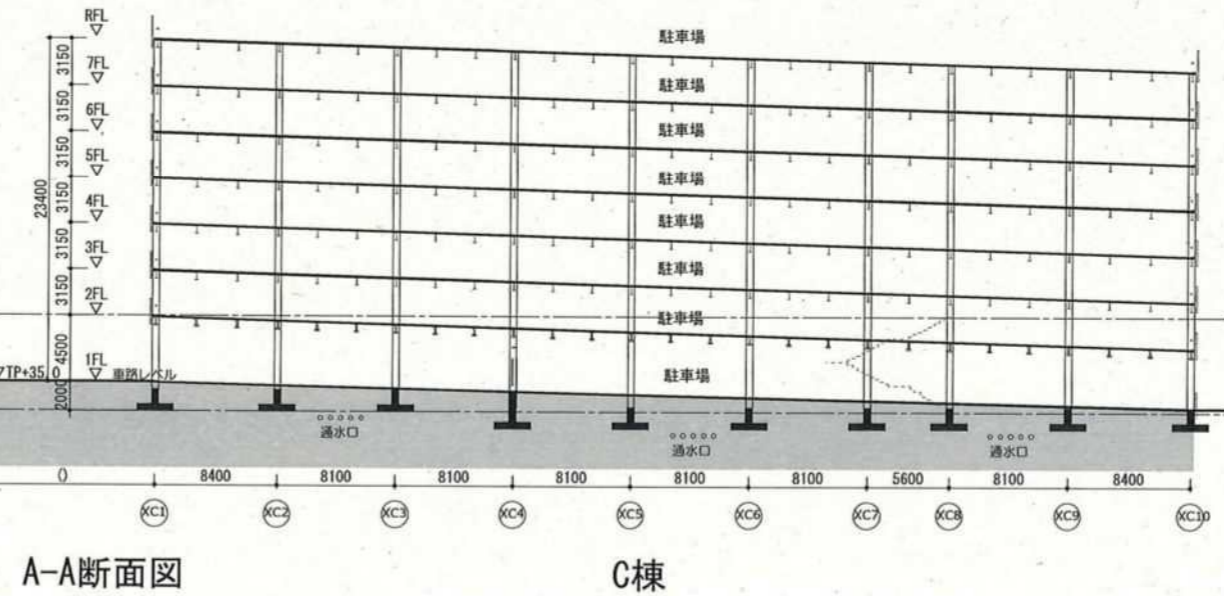
| | | | |
|----|-----------------------------|------|--------|
| 図面 | A棟免震層、B棟5F6F、C棟7F、D棟基準階 平面図 | 図面番号 | 05 |
| 縮尺 | A3 - 1/400 | 作成日 | 2021/9 |



隣地
(B地区)

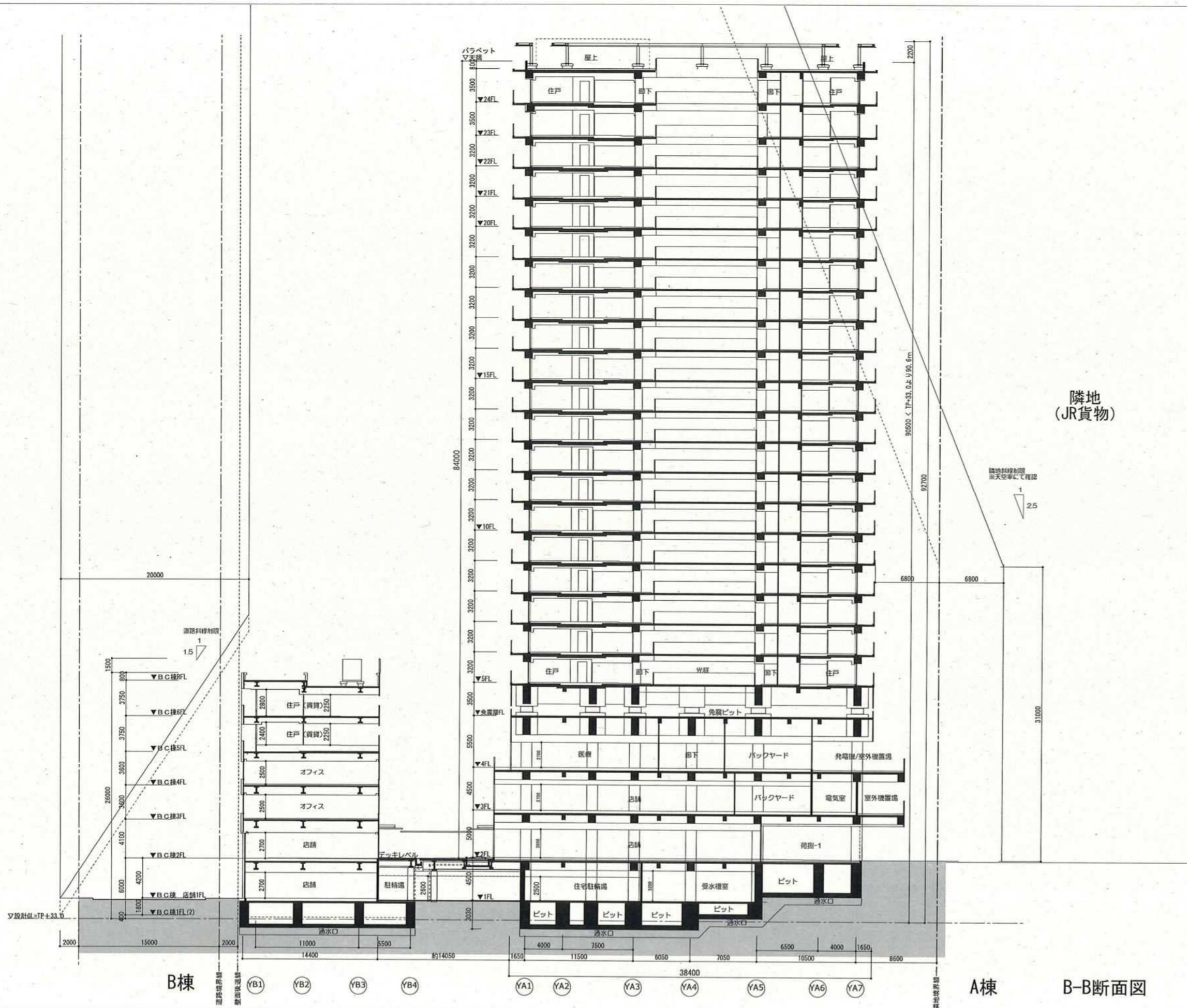


A棟



A-A断面図

C棟



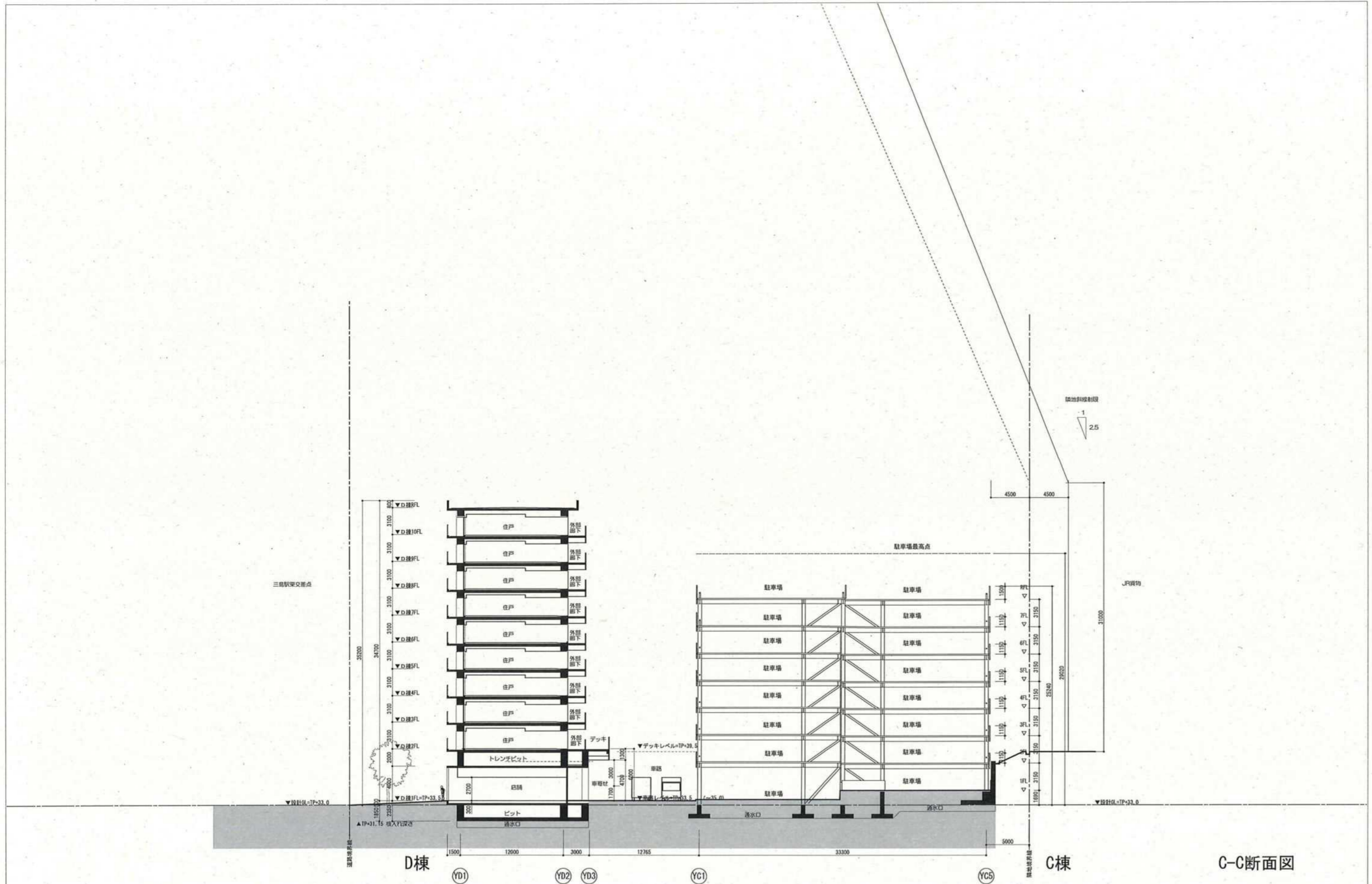
隣地
(JR貨物)

隣地斜率制限
※天変率にて確認
1
2.5

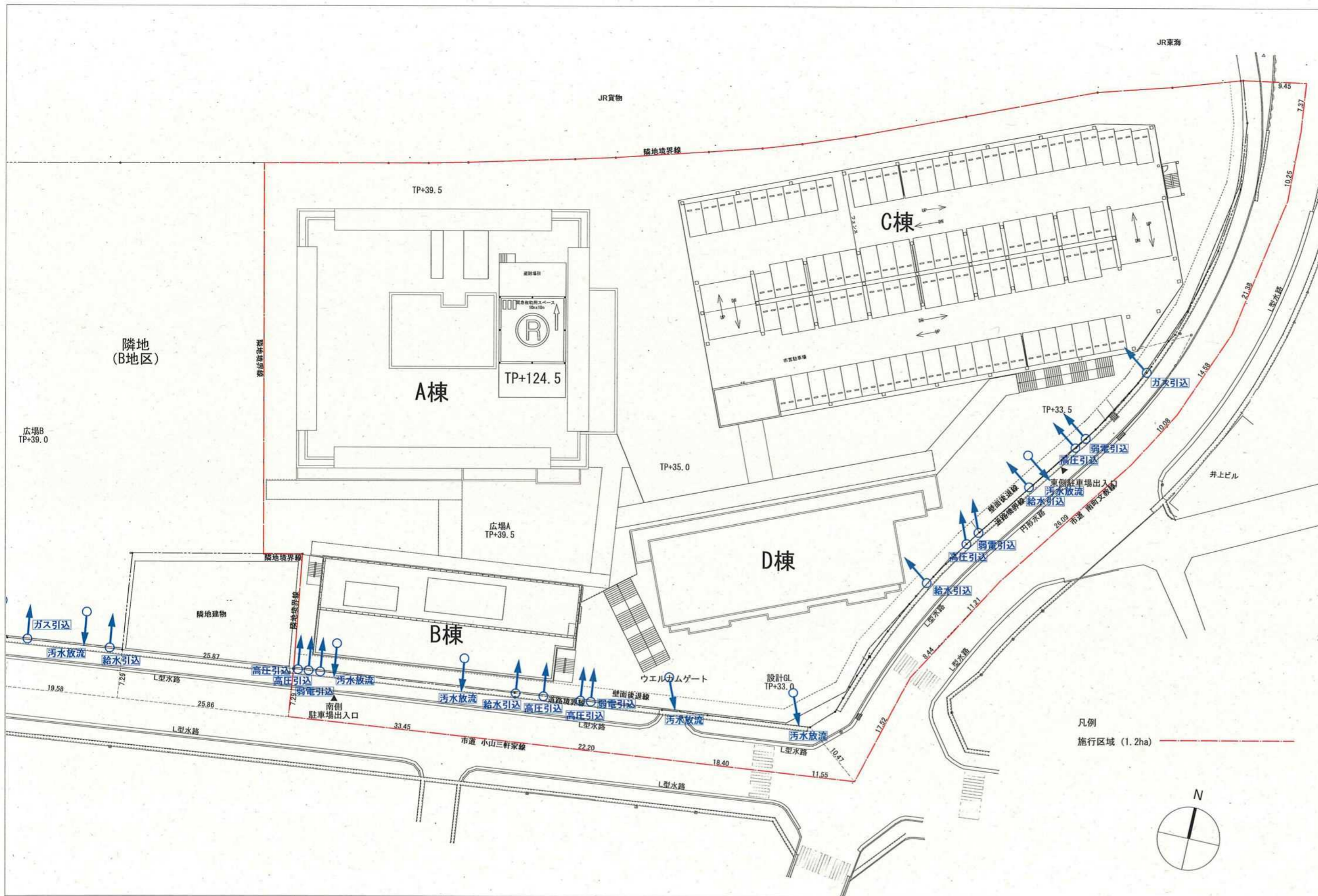
B棟

A棟

B-B断面図



④施設建築敷地の設計図





三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業

| | | |
|----|------------|------|
| 図面 | 施設建築敷地設計図 | 図面番号 |
| 縮尺 | A3 - 1/500 | 作成日 |

⑤公共施設の設計図

三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業
 公共施設設計図 (縮尺: A3:1/500)



| 凡例 | |
|---|-----------------------|
|  | 施行地区 |
|  | 市街地再開発事業に伴う 拡幅予定部分 |

三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業
参考図 (縮尺: A 3 : 1 / 5 0 0)

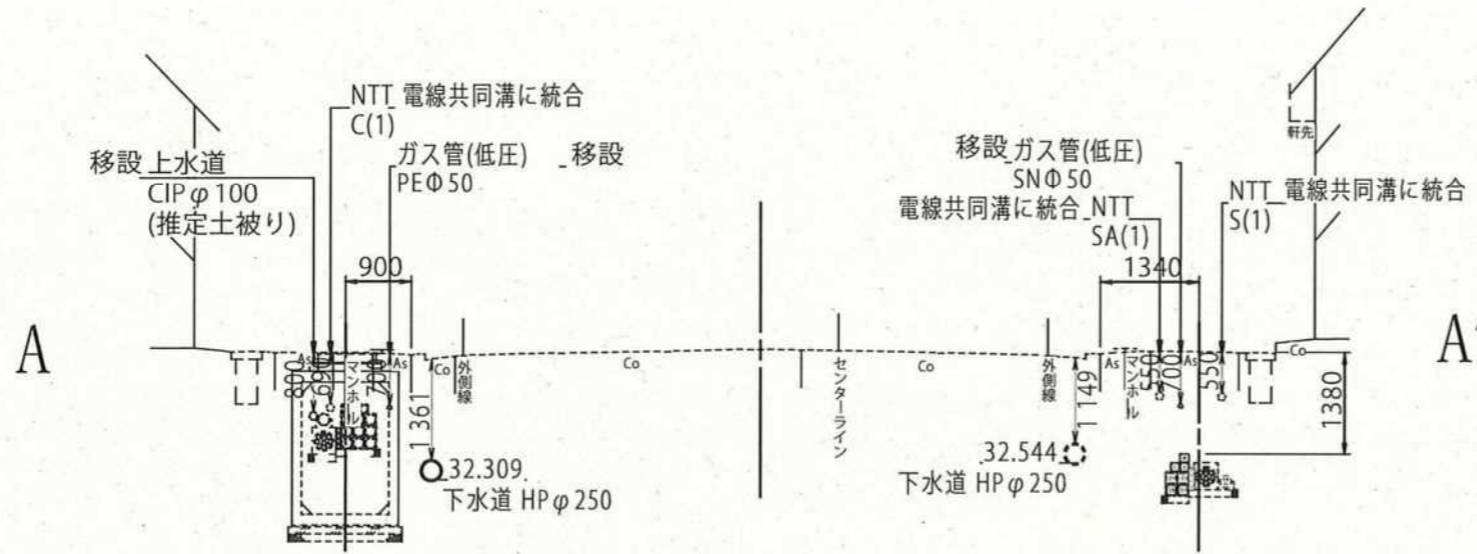


凡例

| | |
|--|---------------------|
| | 施行地区 |
| | 三島市の分筆による 拡幅予定部分 |
| | 三島市施行の 無電柱化事業範囲 |

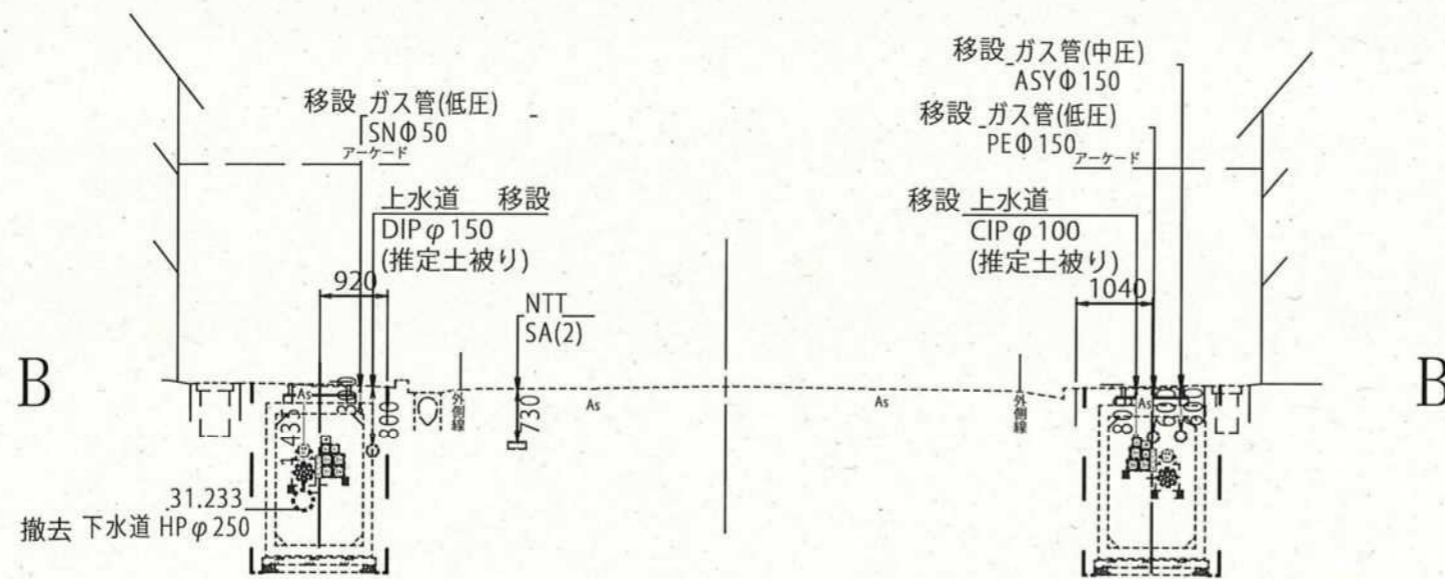
三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業
 公共施設設計図 (縮尺: A3:1/100)

A-A' 断面 GH=34.08



DL=30.00

B-B' 断面 GH=32.93



DL=25.00

4. 施行規則第3条第1項に規定する書類

- (1) 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書類

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359426 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番12 | 宅地 | 258 | 97 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年8月20日 第10693号 | 原因 昭和40年3月26日交換 所有者 三島市一番町9番3号 井上正市 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年2月27日 第2900号 | 原因 平成18年7月18日相続 所有者 三島市一番町9番3号 井上裕幸 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359427 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | ㎡ | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番13 | 宅地 | 27 | 66 | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年8月20日 第10693号 | 原因 昭和40年3月26日交換 所有者 三島市一番町9番3号 井上正市 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年2月27日 第2900号 | 原因 平成18年7月18日相続 所有者 三島市一番町9番3号 井上裕幸 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359428 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | ㎡ | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番14 | 宅地 | 98 | 24 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年9月15日 第11912号 | 原因 昭和21年1月20日家督相続 所有者 三島市大宮町三丁目18番34号 井上正市 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年2月27日 第2900号 | 原因 平成18年7月18日相続 所有者 三島市一番町9番3号 井上裕幸 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359501 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | ㎡ | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番99 | 宅地 | 128 | 85 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和28年9月28日 第4768号 | 原因 昭和25年10月15日売買 所有者 三島市一番町9番43号 泉 光 治 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和2年4月16日 第13962号 | 原因 令和1年6月14日相続 共有者 三島市一番町9番43号 持分2分の1 泉 敏 子 三島市一番町9番43号 2分の1 泉 辰 治 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢 一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359508 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番107 | 宅地 | 44 | 62 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和29年4月28日 第2250号 | 原因 昭和29年4月27日売買 所有者 三島市3200番地の99 泉光治 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和2年4月16日 第13962号 | 原因 令和1年6月14日相続 共有者 三島市一番町9番43号 持分2分の1 泉敏子 三島市一番町9番43号 2分の1 泉辰治 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359531 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番132 | 宅地 | 80 | 49 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和35年7月12日 第4841号 | 原因 昭和35年7月12日売買 所有者 三島市3200番地の99 泉光治 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和2年4月16日 第13962号 | 原因 令和1年6月14日相続 共有者 三島市一番町9番43号 持分2分の1 泉敏子 三島市一番町9番43号 2分の1 泉辰治 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359532 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番133 | 宅地 | 99 | 93 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和32年9月18日 第6116号 | 原因 昭和32年9月10日売買 所有者 三島市一番町9番43号 泉光治 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和2年4月16日 第13962号 | 原因 令和1年6月14日相続 共有者 三島市一番町9番43号 持分2分の1 泉敏子 三島市一番町9番43号 2分の1 泉辰治 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359423 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番8 | 宅地 | 88.52 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成14年9月5日 第17168号 | 原因 平成14年7月9日相続 所有者 三島市一番町1番7号 山田信博 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和58年12月19日 第28549号 | 原因 昭和58年12月14日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手 債権 債権者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市金座町21番地の1 株式会社中部銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(※)第2986/0814号 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成7年11月20日 第26531号 | 原因 平成7年11月20日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 順位2番付記3号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成14年12月27日 第25372号 | 原因 平成14年12月27日譲渡 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 順位2番付記4号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成14年12月27日 第25373号 | 原因 平成14年12月27日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位2番付記5号の登記を移記 |
| 2 | 根抵当権設定 | 平成3年7月17日 第15871号 | 原因 平成3年7月17日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債権者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|------------------------|--|
| | | | 根抵当権者 静岡市金座町21番地の1 株式会社中部銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録⑨第231/0814号 順位4番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番根抵当権変更 | 平成3年12月20日 第27886号 | 原因 平成3年12月20日変更 極度額 金1億円 順位4番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 2番根抵当権移転 | 平成14年12月27日 第25374号 | 原因 平成14年12月27日譲渡 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 順位4番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 2番根抵当権変更 | 平成14年12月27日 第25375号 | 原因 平成14年12月27日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位4番付記3号の登記を移記 |
| 3 | 根抵当権設定 | 平成4年9月29日 第19147号 | 原因 平成4年9月29日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市道手町5番4号 静岡県信用保証協会 共同担保 目録⑨第4478/0814号 順位7番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359429 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番15 | 宅地 | 3306 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和64年1月6日 第126号 | 原因 昭和64年1月5日贈与 所有者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年7月25日 第31186号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権一部移転 | 平成23年12月12日 第52824号 | 原因 平成23年12月12日贈与 共有者 三島市一番町9番8号、青木ビル4F 持分1000分の642 青木さつき |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成2年10月31日 第24062号 | 原因 平成2年10月31日設定 極度額 金1億8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木義栄 根抵当権者 静岡市呉服町一丁目10番地 株式会社静岡銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(5)第2786/0814号 順位1番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11267号 | 原因 平成17年4月27日相続 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 三島市東岩町田11番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市一番町9番8号、青木ビル3F 青木正義 三島市富士見台27番地の1 青木栄 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|--|
| | | | 順位1番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11268号 | 原因 平成18年6月28日齊藤榮美子、青木法義、青木正義、青木栄の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 順位1番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第700号 | 原因 平成21年12月20日相続 債務者 三島市東壱町田11番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市富士見台27番地の1 青木栄 愛知県豊明市二村台七丁目34番地15 青木宏樹 仙台市青葉区小松島四丁目21番5号 青木美佑紀 |
| 付記4号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第701号 | 原因 平成23年1月11日齊藤榮美子、青木栄、青木宏樹、青木美佑紀の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 |
| 付記5号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年7月25日 第31187号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 債務者の住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方裁判所沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359563 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番169 | 宅地 | 20 | 39 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和63年11月7日 第26299号 | 原因 昭和63年11月2日贈与 所有者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年7月25日 第31186号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権一部移転 | 平成23年12月12日 第52824号 | 原因 平成23年12月12日贈与 共有者 三島市一番町9番8号、青木ビル4F 持分1000分の642 青木さつき |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成2年10月31日 第24062号 | 原因 平成2年10月31日設定 極度額 金1億8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木義栄 根抵当権者 静岡市呉服町一丁目10番地 株式会社静岡銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(ホ)第2786/0814号 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11267号 | 原因 平成17年4月27日相続 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 三島市東岩町田11番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市一番町9番8号、青木ビル3F 青木正義 三島市富士見台27番地の1 青木栄 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|--|
| 付記2号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11268号 | 原因 平成18年6月28日齊藤榮美子、青木法義、青木正義、青木栄の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木 つな 順位3番付記1号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第700号 | 原因 平成21年12月20日相続 債務者 三島市東壱町田11番地の3 齊藤 榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木 法義 三島市富士見台27番地の1 青木 栄 愛知県豊明市二村台七丁目34番地15 青木 宏樹 仙台市青葉区小松島四丁目2.1番5号 青木 美佐紀 |
| 付記4号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第701号 | 原因 平成23年1月11日齊藤榮美子、青木栄、青木宏樹、青木美佑紀の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木 法義 |
| 付記5号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年7月25日 第31187号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 債務者の住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359564 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番170 | 宅地 | 77 32 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成2年10月31日 第24061号 | 原因 平成2年9月11日贈与 所有者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年7月25日 第31186号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権一部移転 | 平成23年12月12日 第52824号 | 原因 平成23年12月12日贈与 共有者 三島市一番町9番8号、青木ビル4F 持分1000分の642 青木さつき |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成2年10月31日 第24062号 | 原因 平成2年10月31日設定 極度額 金1億8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木義栄 根抵当権者 静岡市呉服町一丁目10番地 株式会社静岡銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(5)第2786/0814号 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11267号 | 原因 平成17年4月27日相続 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 三島市東宮町田11番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市一番町9番8号、青木ビル3F 青木正義 三島市富士見台27番地の1 青木栄 |

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|---|
| | | | 順位3番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11268号 | 原因 平成18年6月28日齊藤榮美子、青木法義、青木正義、青木栄の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木 つな 順位3番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第700号 | 原因 平成21年12月20日相続 債務者 三島市東老町田11番地の3 齊藤 榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木 法義 三島市富士見台27番地の1 青木 栄 愛知県豊明市二村台七丁目34番地15 青木 宏樹 仙台市青葉区小松島四丁目21番5号 青木 美佑紀 |
| 付記4号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第701号 | 原因 平成23年1月11日齊藤榮美子、青木栄、青木宏樹、青木美佑紀の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木 法義 |
| 付記5号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年7月25日 第31187号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 債務者の住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|--|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359453 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3-200番41 | 宅地 | 24 89 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |
| [余白] | [余白] | 7 28 | | ③3-200番41、3-200番195に分筆 〔平成23年9月20日〕 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和13年5月10日 第2029号 | 原因 昭和13年5月10日売買 所有者 三島市 三島新駅前土地区劃整理組合 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成23年10月21日 第43993号 | 原因 昭和41年7月15日時効取得 所有者 三島市川原ヶ谷2-6-1番地の1-1 遠藤 淳 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢 一



| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359567 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番174 | 宅地 | 28 35 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成8年4月24日 第10411号 | 原因 平成6年6月4日相続 所有者 三島市八反畑130番地の3 遠藤淳 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年10月21日 第43992号 | 原因 平成13年3月18日住所移転 住所 三島市川原ヶ谷261番地の1 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359530 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番131 | 宅地 | 50.51 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和31年12月27日 第9912号 | 原因 昭和25年12月20日売買 所有者 三島市一番町9番44号 瀬川 勇 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和3年10月14日 第36417号 | 原因 平成12年1月7日相続 所有者 三島市一番町9番44号 瀬川 光治 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成7年7月19日 第16172号 | 原因 平成7年7月19日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金1,260万円 利息 年4.05% (年365日日割計算) 損害金 年18.25% (年365日日割計算) 債務者 三島市一番町9番44号 瀬川 光治 抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(※)第520/0814号 順位5番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番抵当権抹消 | 平成21年9月18日 第42734号 | 原因 平成21年9月17日解除 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37268 (1/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|---------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359489 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番84 | 宅地 | 101 35 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和28年9月29日 第4784号 | 原因 昭和25年5月15日売買 所有者 三島市3232番地 高原金雄 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成21年7月1日 第30489号 | 原因 平成18年8月23日相続 所有者 駿東郡長泉町竹原3-7-6番地の7 高原敏廣 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



4. 施行規則第3条第1項に規定する書類

(2) 公共施設管理者の同意を得たことを証する書類

令和4年 1 月 18 日

公共施設管理者

三島市長 豊岡 武士 殿

三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合設立発起人代表



三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業の事業計画の同意について

都市再開発法第12条において準用する同法第7条の12の規定に基づき、別添事業計画について、下記の公共施設の管理者として同意願います。

記

再開発事業施行地区内の公共施設

| 種別 | 名称 | 概要 | | 備考 |
|------|---------------------------------------|---------------|------|--------------------------------------|
| | | 幅員 (全幅員) | 延長 | |
| 幹線道路 | 都市計画道路3・4・27号 小山三軒家線 (市道小山三軒家線) | 7.5m (15m) | 86m | 都市計画道路 市街地再開発事業に伴う 拡幅予定面積：約32㎡ |
| | 都市計画道路3・5・38号 南町文教線 (市道鎧坂線) | 7.5m (15m) | 127m | 都市計画道路 |



三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合設立発起人

(代表)

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

三都土第 811 号
令和 4 年 1 月 27 日

三島駅南口東街区 A 地区
市街地再開発組合
設立発起人代表 XXXXXXXXXX 様

三島市長 豊岡 武士



三島駅南口東街区 A 地区第一種市街地再開発事業の事業計画の同意について

令和 4 年 1 月 18 日付で依頼のあったこのことについて、下記のとおり同意します。

記

1 再開発事業施行地区内の公共施設

| 種別 | 名称 | 概要 | | 備考 |
|------|---|---------------|------|--|
| | | 幅員 (全幅員) | 延長 | |
| 幹線道路 | 都市計画道路 3・4・27 号 小山三軒家線 (市道小山三軒家線) | 7.5m (15m) | 86m | 都市計画道路 市街地再開発事業に伴う 拡幅予定面積：約 32 ㎡ |
| | 都市計画道路 3・5・38 号 南町文教線 (市道鰐坂線) | 7.5m (15m) | 127m | 都市計画道路 |

2 同意条件

事業を遂行するにあたり、乗入れ工事など、当課が管理する施設を工事する場合、事前に協議を行い、必要に応じて手続きを行うこと。

4. 施行規則第3条第1項に規定する書類

- (3) 公的資金による住宅を建設することが適当と認められる者に対して参加組合員として参加する機会を与えたことを証する書類

※都市再開発法第5条に規定する住宅建設の目標を定めていないため、該当しない。

4. 施行規則第3条第1項に規定する書類


- (4) 宅地の所有者又は借地権者の同意を得たことを証する書類

① 施行地区内の権利者集計表・同意者集計表

施行地区内の権利者集計表

| 種 別 | 権利者数 | 面 積 |
|------|------|-------------------------|
| 所有者 | 26人 | 10,062.42m ² |
| 借地権者 | 0人 | 0.00m ² |
| 合 計 | 26人 | 10,062.42m ² |

同意者集計表

| | | 権利者数 | 面 積 | 同意率 | |
|------|-----|--------|---|-------|-------|
| | | | | 権利者数 | 面 積 |
| 所有者 | 同意者 | 25.00人 |  | 96.2% | 98.3% |
| | 法定 | 17.34人 | | 66.7% | 66.7% |
| 借地権者 | 同意者 | 0.00人 | | 0.0% | 0.0% |
| | 法定 | 0.00人 | | 66.7% | 66.7% |
| 合計 | 同意者 | 25.00人 | | 96.2% | 98.3% |
| | 法定 | 17.34人 | | 66.7% | 66.7% |

② 宅地所有者別同意状況名簿

③ 宅地所有者別同意状況図



三島駅南口東街区A地区
第一種市街地再開発事業

2785-10
①
三島市

定期借地事業
2785-2

3200-5

3200-4

凡例

| | |
|--|-------|
| | : 同意 |
| | : 未同意 |

宅地所有者別同意状況図
縮尺：1/800



④ 同意書

同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和4年1月27日

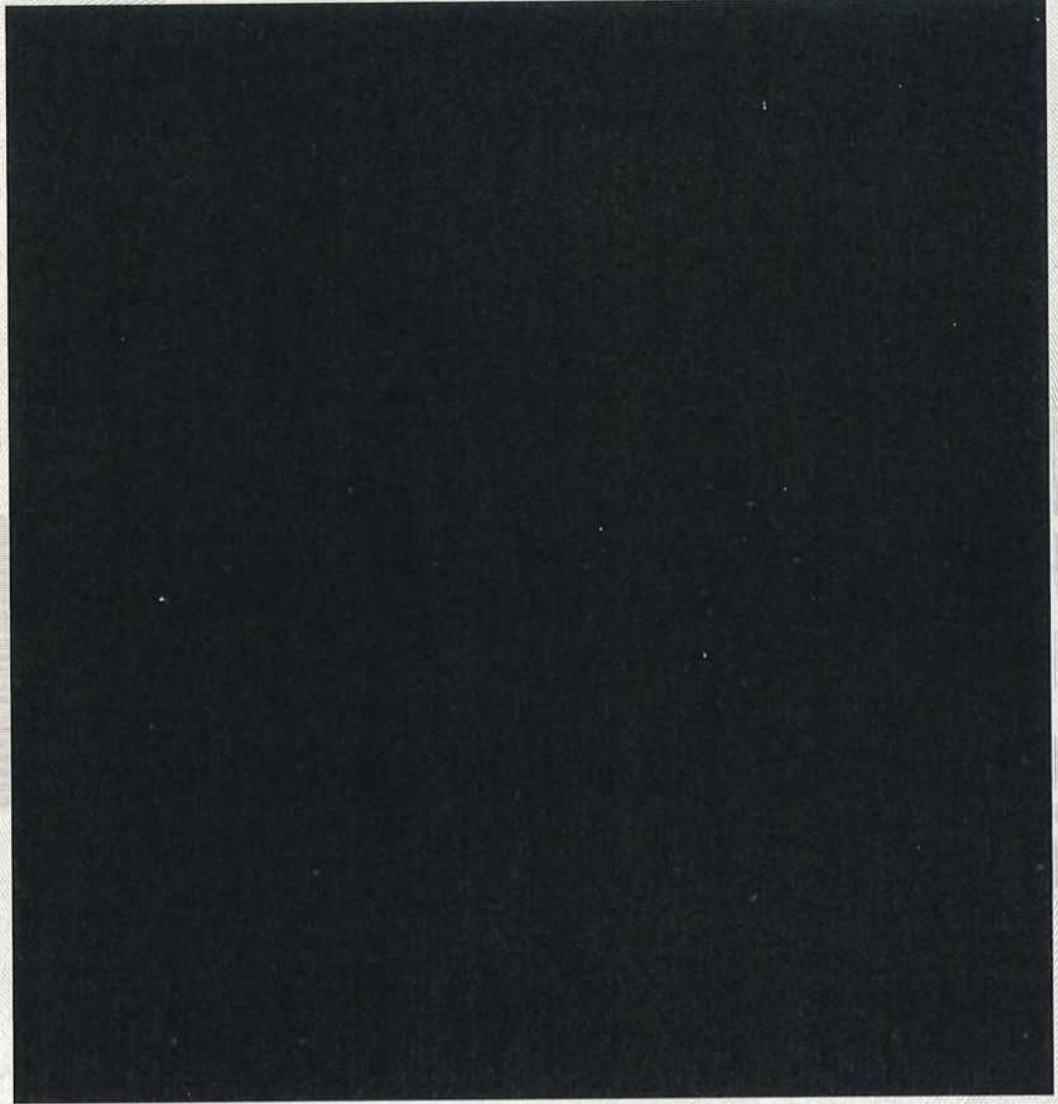
住所 静岡県三島市北田町4番47号

氏名 三島市長 豊岡武士 印

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|--------|-----------|-----|---------|-------------|----|
| 三島市一番町 | 2785 番 10 | 雑種地 | 6,928 ㎡ | 所有権 | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

印鑑証明書



これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

(静岡地方法務局沼津支局管轄)

令和 4年 1月12日

静岡地方法務局沼津支局
登記官

後 藤 賢 一



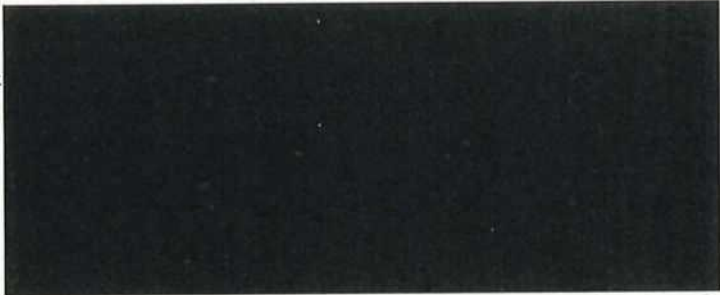


同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 / 月 / 7 日

住所



氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

不正防止処置を施してあります
この証明書には「すかし」等の

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている
当市住所は通称名です。

令和 4年 1月12日



静岡県三島市長 豊岡 武士

複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。



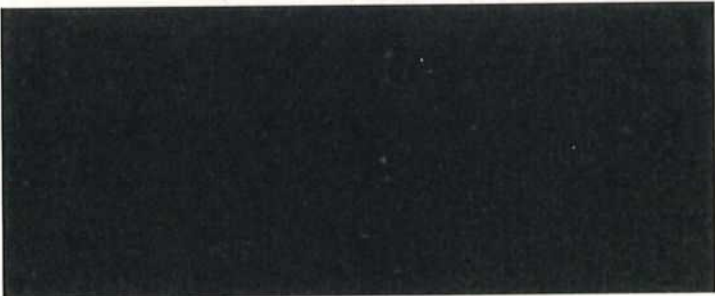
同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 1 月 1 8 日

住所

氏名



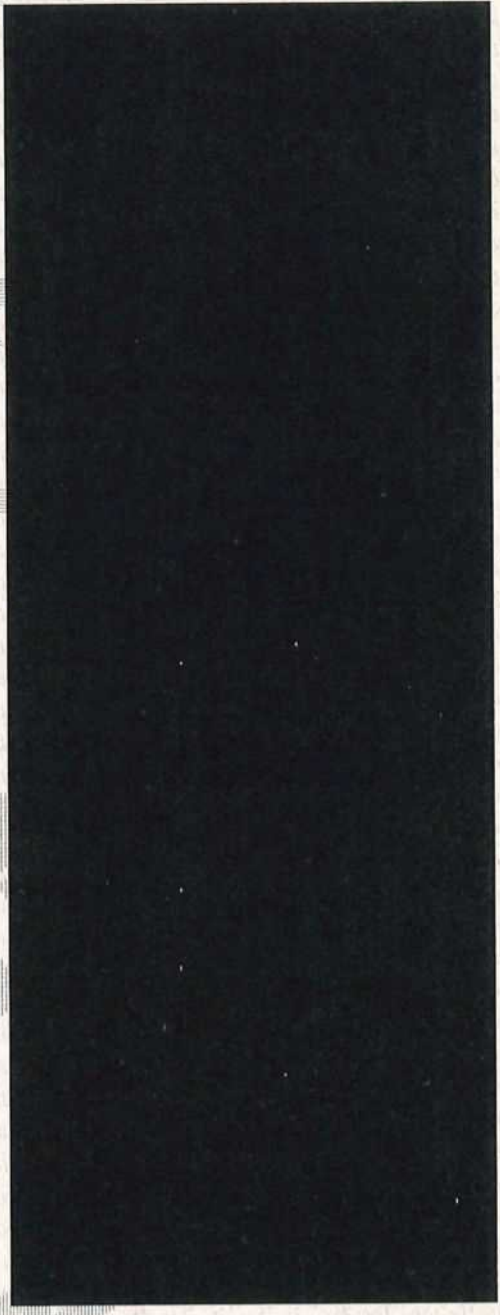
| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

この花「はこねさくら」



印鑑登録証明書



この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

令和 3年10月 8日

静岡県田方郡函南町長

仁科 喜世志



この花「はこねさくら」



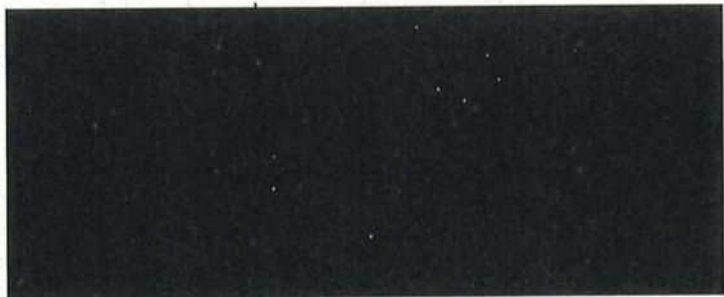
同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 / 月 27 日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

。まのあしを置を施し防正

印鑑登録証明書



これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

令和 4年 1月14日



静岡県沼津市長
頼重 秀一

この証明書は、複写防止の処理が施されています。公印は黒色の電子印です。

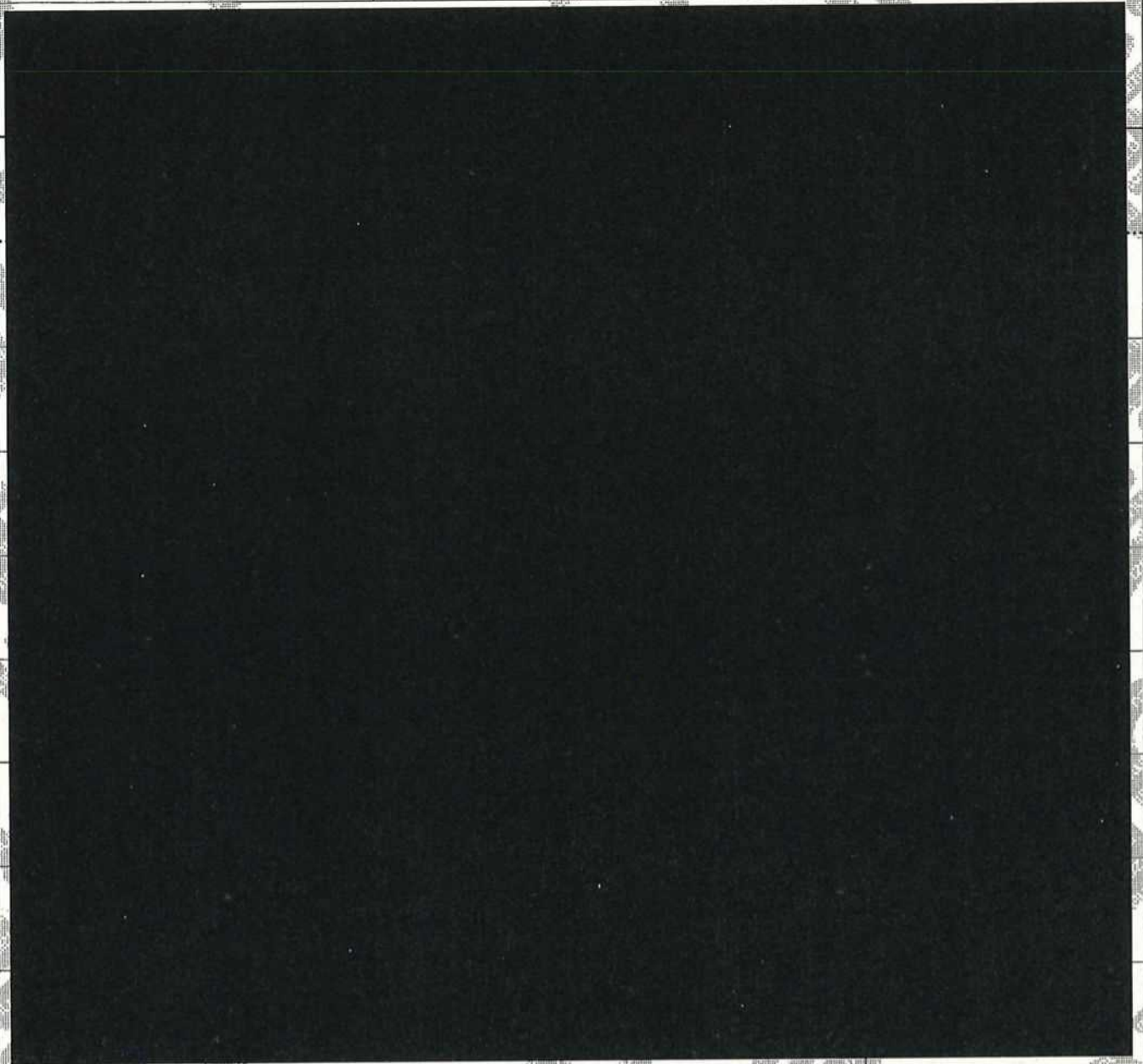
05



この証明書には「オカ」

平成12年9月30日

改製



以下余白

静岡県沼津市

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

令和4年1月27日

静岡県沼津市長

頼重 秀一





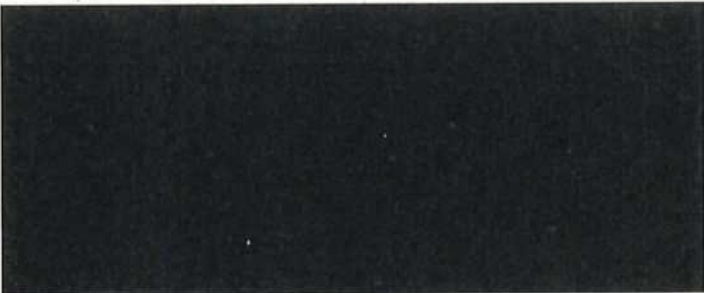
同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和4年1月17日

住所

氏名



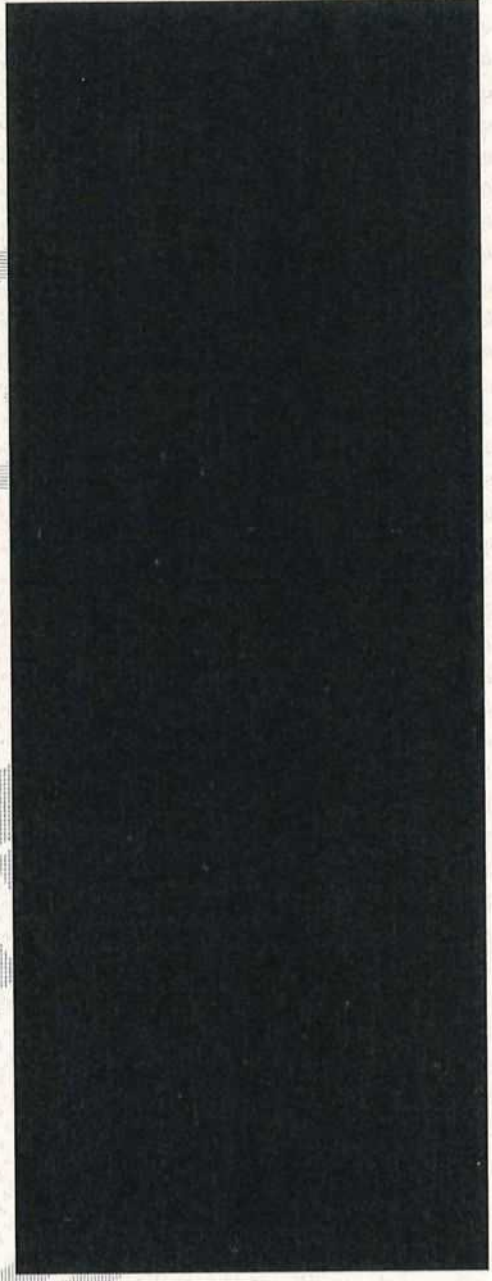
| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

市の花「はこねざくら」



印鑑登録証明書

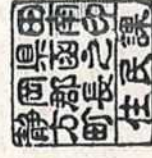


この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

令和 4年 1月17日

静岡県田方郡函南町長

仁科 喜世志



市の花「はこねざくら」





同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 〇年 〇月 〇日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。



印鑑登録証明書



この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

令和 4年 1月 28日

静岡県駿東郡清水町長 関 義弘





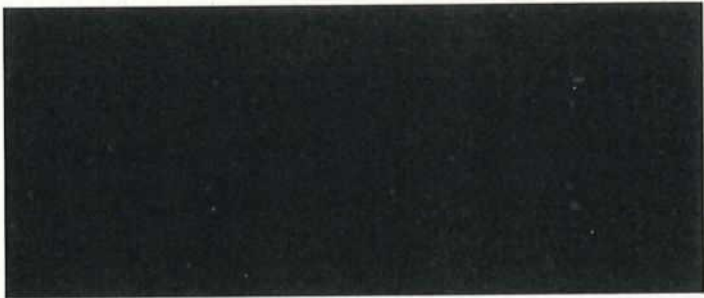
同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 / 月 15 日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

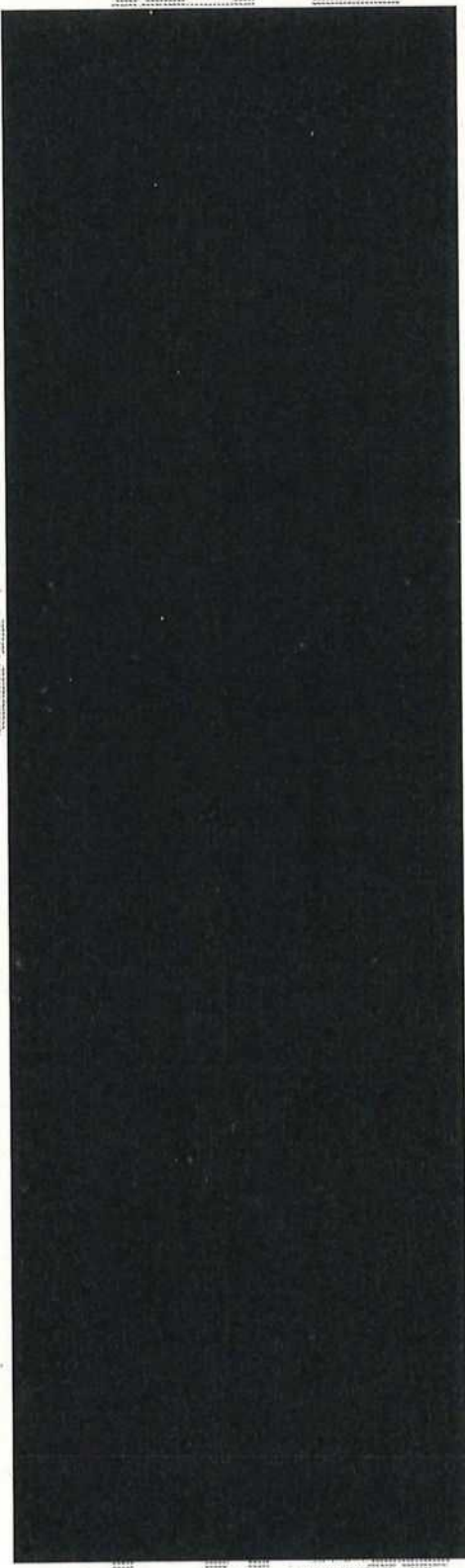
(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置が施されています。

複製

印鑑登録証明書

複製



複製

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に
当市住所の表示
がある場合は、
登録されている
氏名()内の
氏名は、道庁
に登録されている
氏名と一致する
こととなります。

令和 4年 1月13日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複製

複製



同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 々 年 / 月 / 々 日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。



印鑑登録証明書



本書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを証明します。

令和 3年12月20日

静岡県駿東郡長泉町長 池田 修



※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。



同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 1 月 18 日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (m ²) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|----------------------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている
当市住所の表示中()内の
町名は通称名です。

令和 4年 1月12日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写



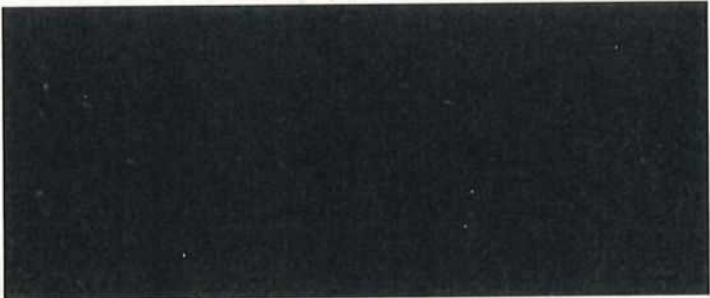
同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和4年1月18日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※この証明書に記載されている
当市住所の表示中()内の
町名は通称名です。

令和 4年 1月12日

静岡県三島市長
豊岡 武士



複写

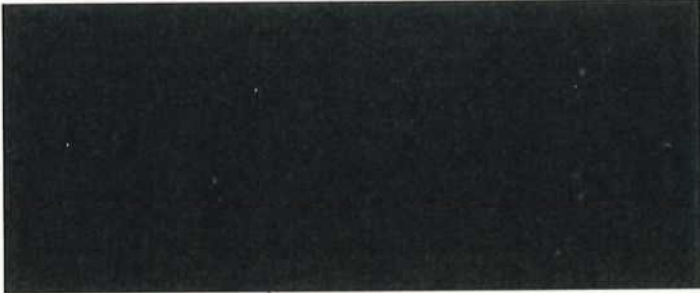


同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 / 月 27 日

住所



氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

複製

印鑑登録証明書



これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている
当市住所の氏名は通称名です。

令和 4年 1月20日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複製



同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 々 年 月 日

住所

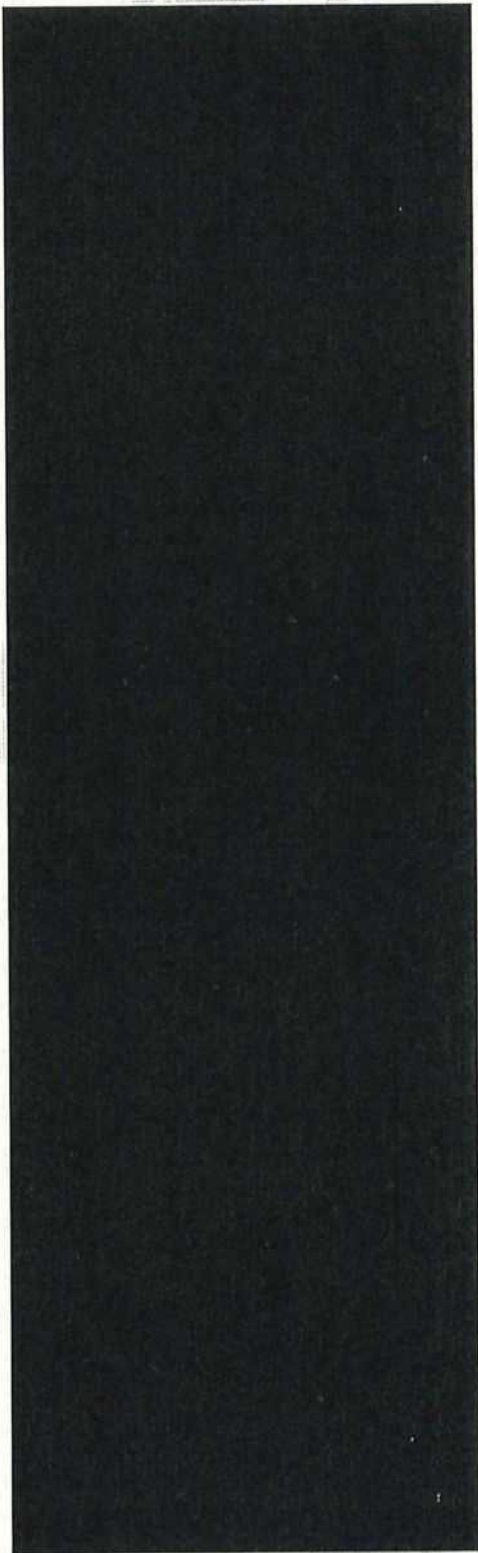


氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

印鑑登録証明書



これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている
当市住所の表名は通称名です。

令和 4年 1月 20日

静岡県三島市長
豊岡 武士





同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和4年1月15日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

印鑑登録証明書



本書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを証明します。

令和 4年 1月 6日

静岡県駿東郡長泉町長 池田 修



※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。





同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 1 月 15 日

住所

氏名



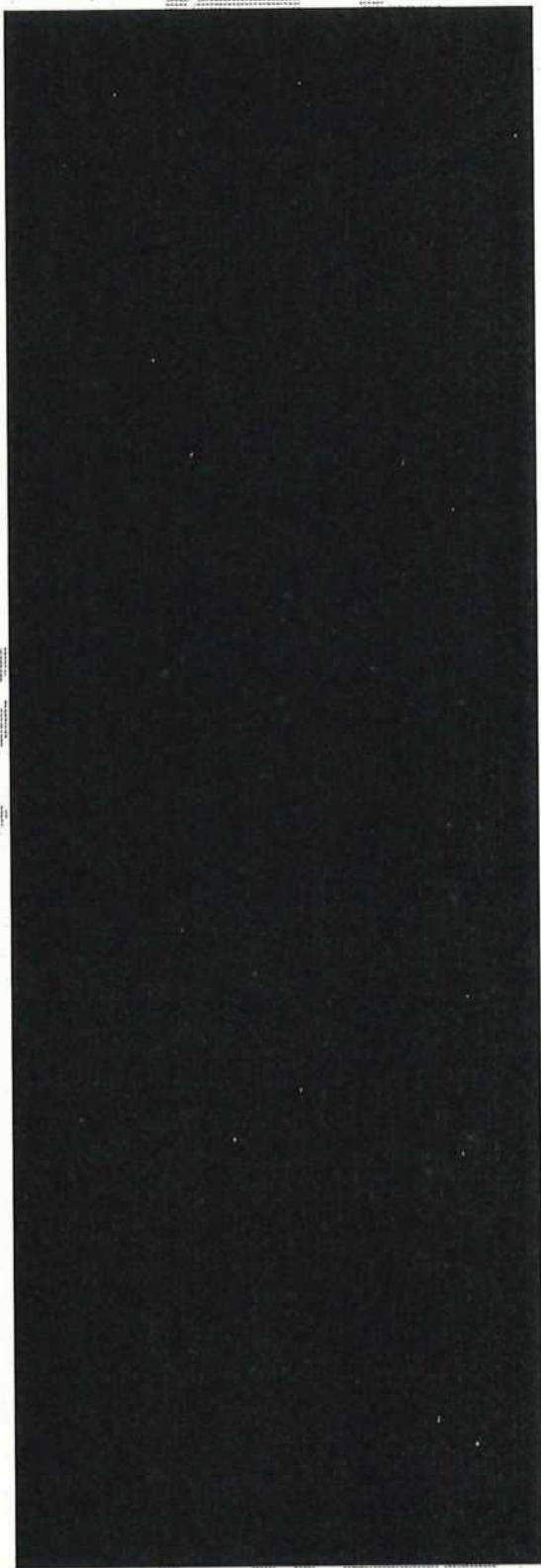
| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

複製

印鑑登録証明書

複製



これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に
記載されている
当市住所の表名
訂名は通称名で
す。

令和 4年 1月 14日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複製

複製



同意書

都市再開発法第 14 条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区 A 地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 1 月 15 日

住所

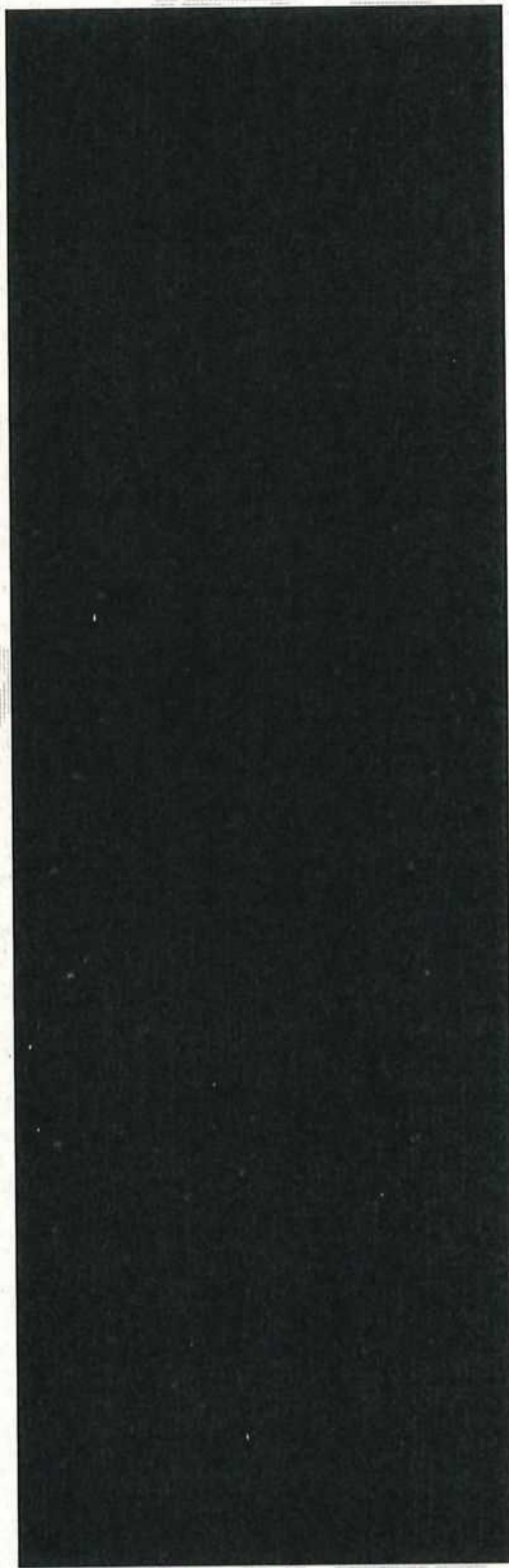
氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

印鑑登録証明書



これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている
当市住所の表名は通称名です。

令和 4年 1月 14日

静岡県三島市長 豊岡 武士





同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 〇 年 / 月 / 〇 日

住所



氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている印影の写しに相違ないことを証明する。
※ 当市住所の表名は通称名です。

令和 4年 1月11日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

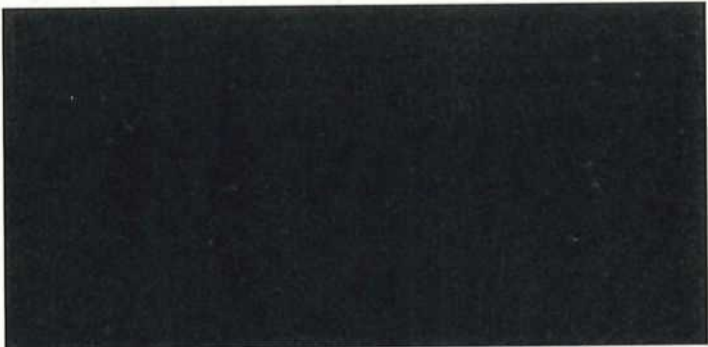


同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 / 月 2 / 日

住所



氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている
当市住所は通称名です。
登録された()内の

令和 4年 1月13日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。



同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 〆年 / 月 〆 / 日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている
当市住所の表示で、
町名は通称名です。

令和 4年 1月11日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。



同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 / 月 / 日

住所

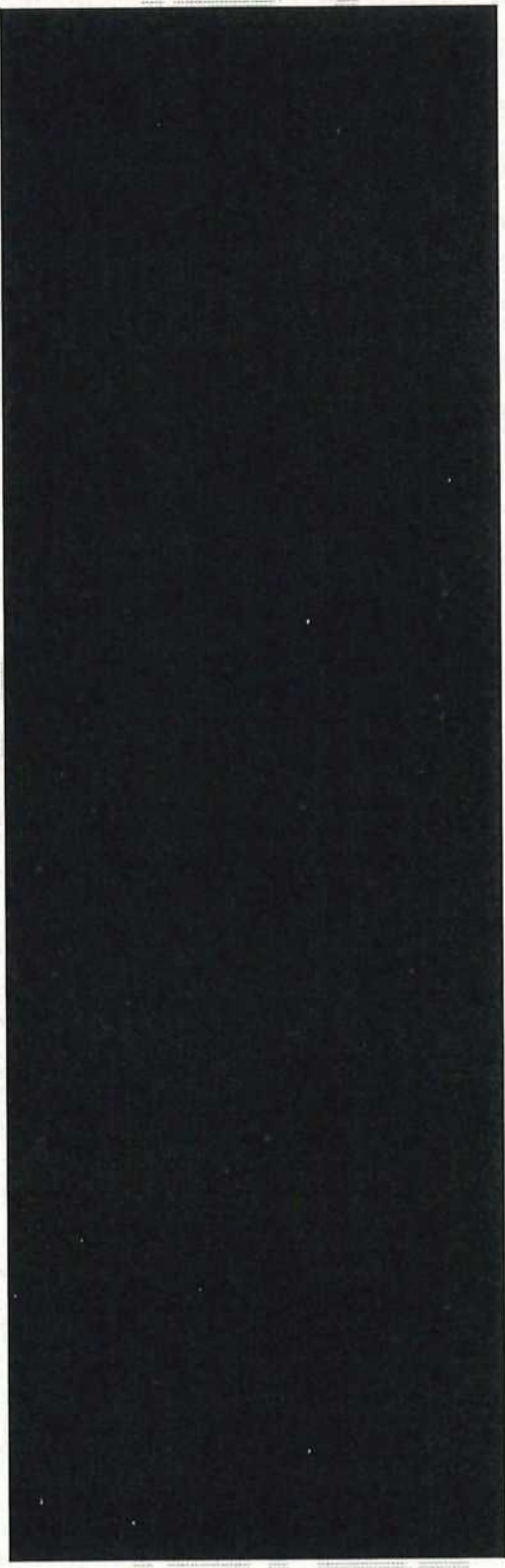
氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

印鑑登録証明書



これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。
※ この証明書に記載されている印影の写しに相違ないことを証明する。
※ 当市住所の表示が、() 内の町名は通称名です。

令和 4年 1月13日

静岡県三島市長 豊岡 武士



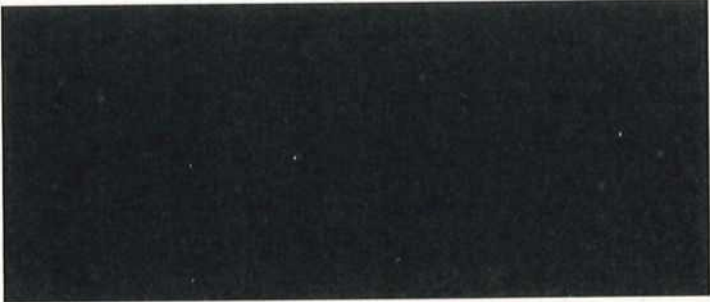


同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 々 年 / 月 / 々 日

住所



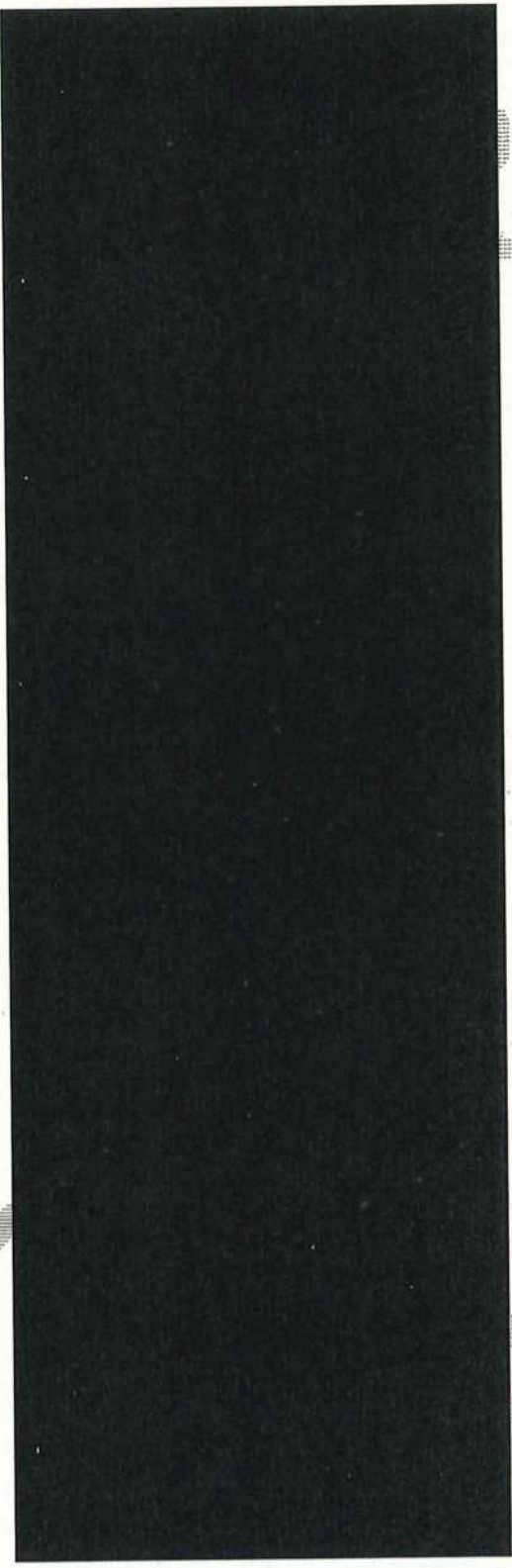
氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

静岡県
印鑑登録

証明書
複写



これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

令和4年1月12日
静岡県

静岡県伊豆の国市長

山下 正行



静岡県



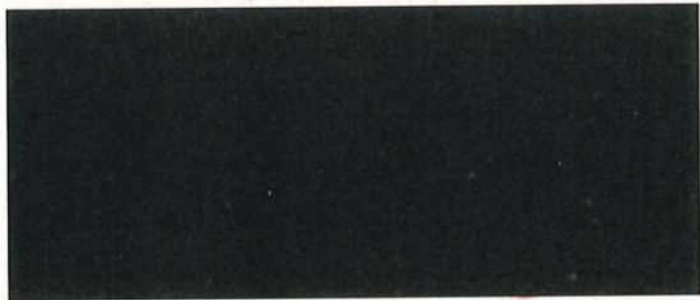
同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和4年 / 月 22日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |

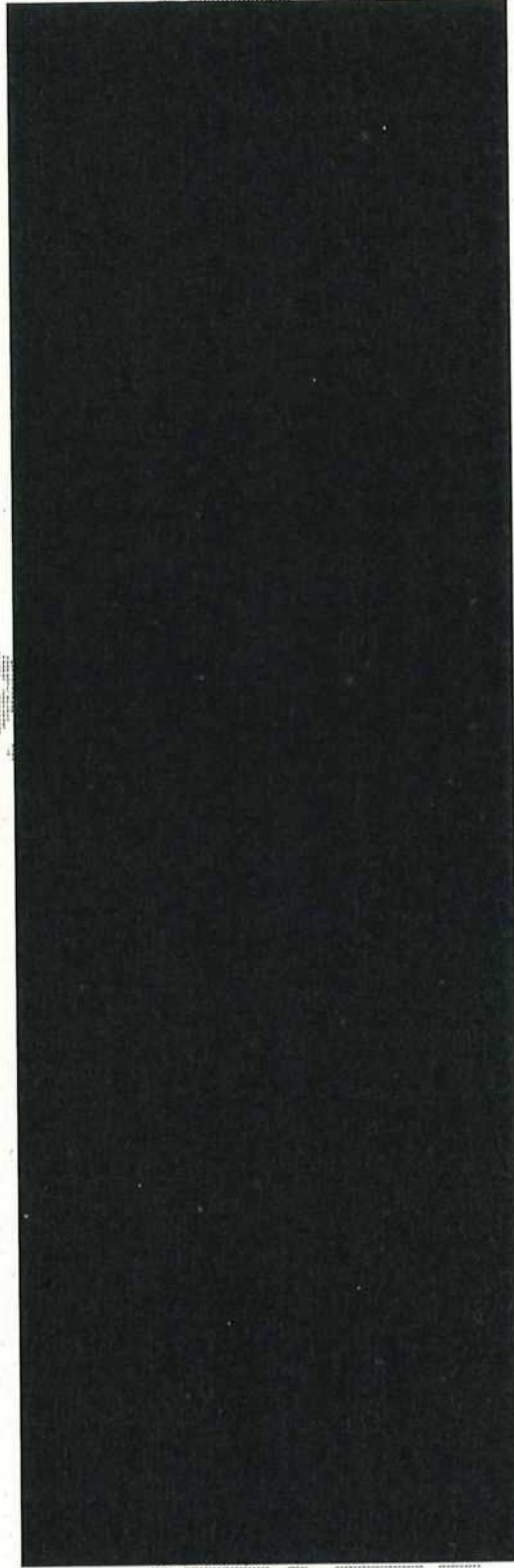
(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている
当市住所の表示中()内の
町名は通称名です。

令和 4年 1月22日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

複写



同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 〆年 / 月 / 〆日

住所



氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |

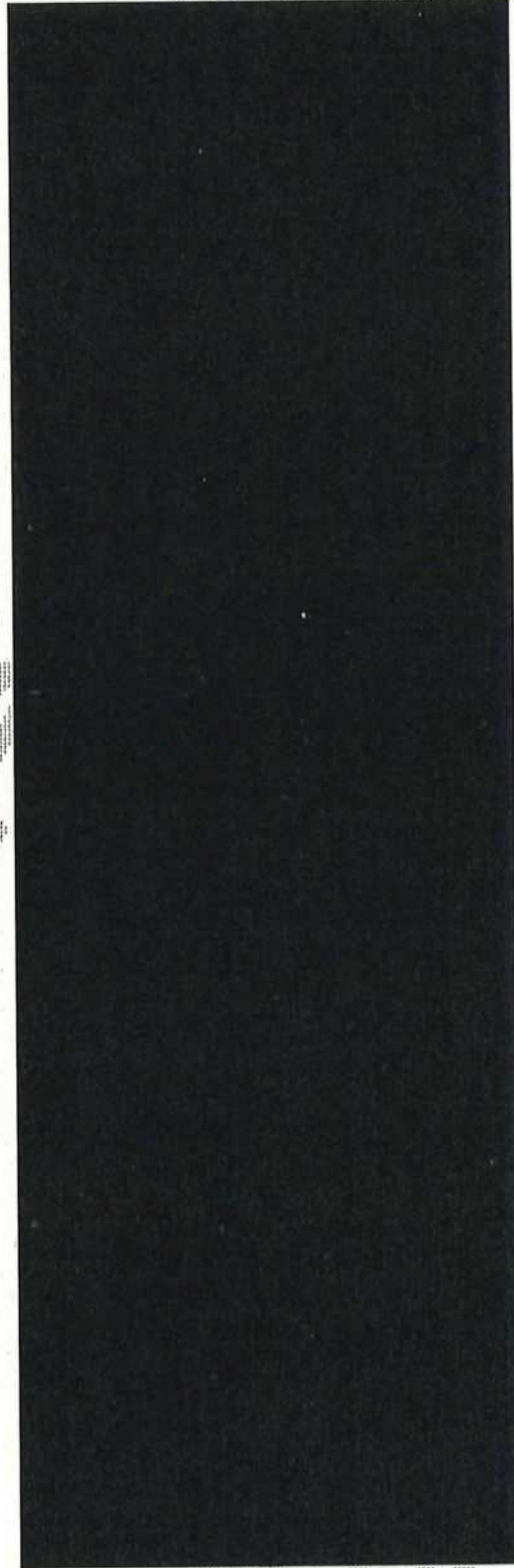
(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書の表名は通称名で、記載されている中()内の

令和 4年 1月12日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

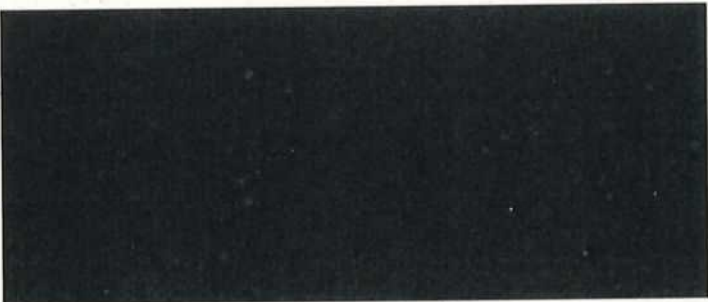


同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 / 月 / 日

住所



氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置が施されています。

第1号27第2号27第3号27第4号27第5号27

複製

印鑑登録証明書



これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている印影の写しに相違ないことを証明する。
当市住所の表示中()内の訂名は通称名です。

令和 4年 1月 11日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複製

この証明書には「すかし」等の不正防止処置が施されています。

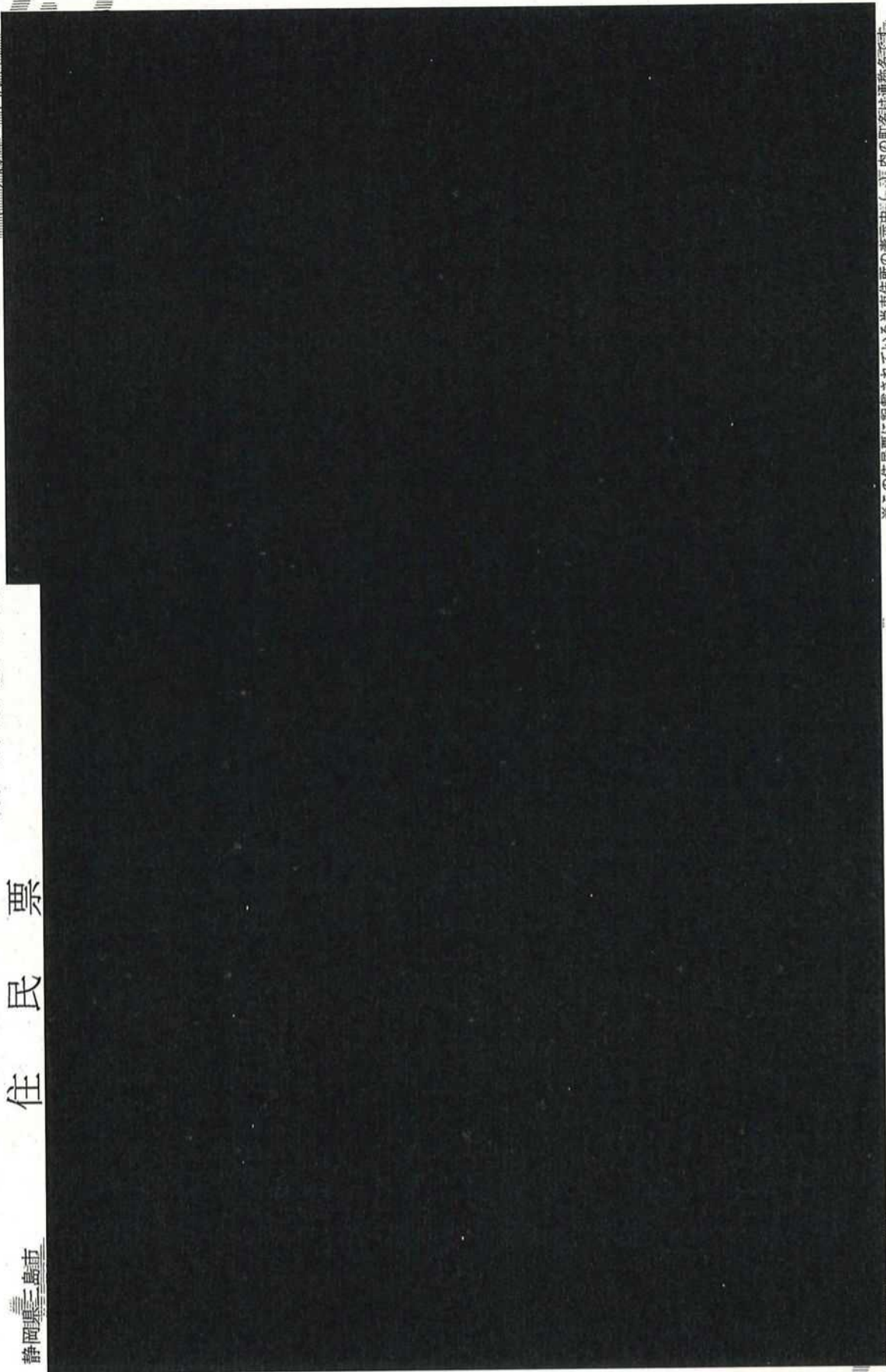
複製

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。



静岡県 住民票

静岡県 三島市



※この住民票に記載されている当市住所の表示中（ ）内の町名は通称名です。

続く

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

復写

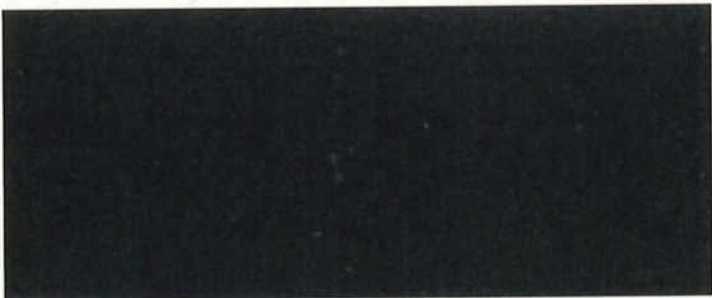


同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 / 月 / 4 日

住所



氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (m ²) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|----------------------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

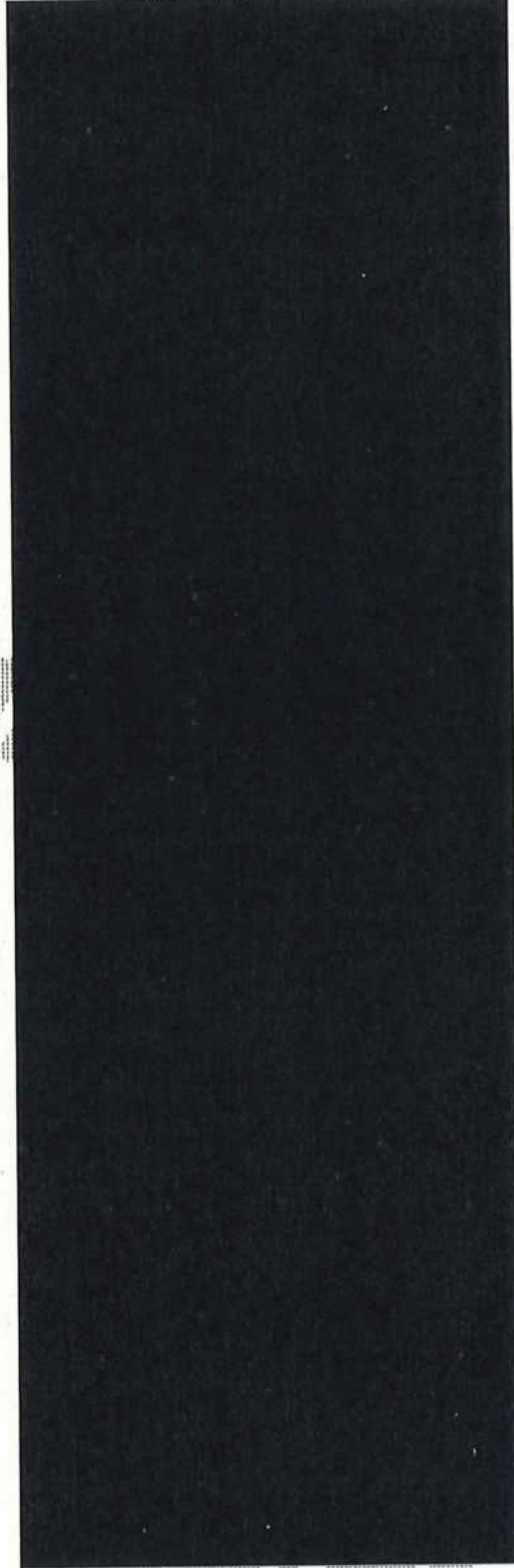
(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書の表名は、
当市住所の通称名で、
記載されている（ ）内の
記載と一致する。

令和 4年 1月11日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

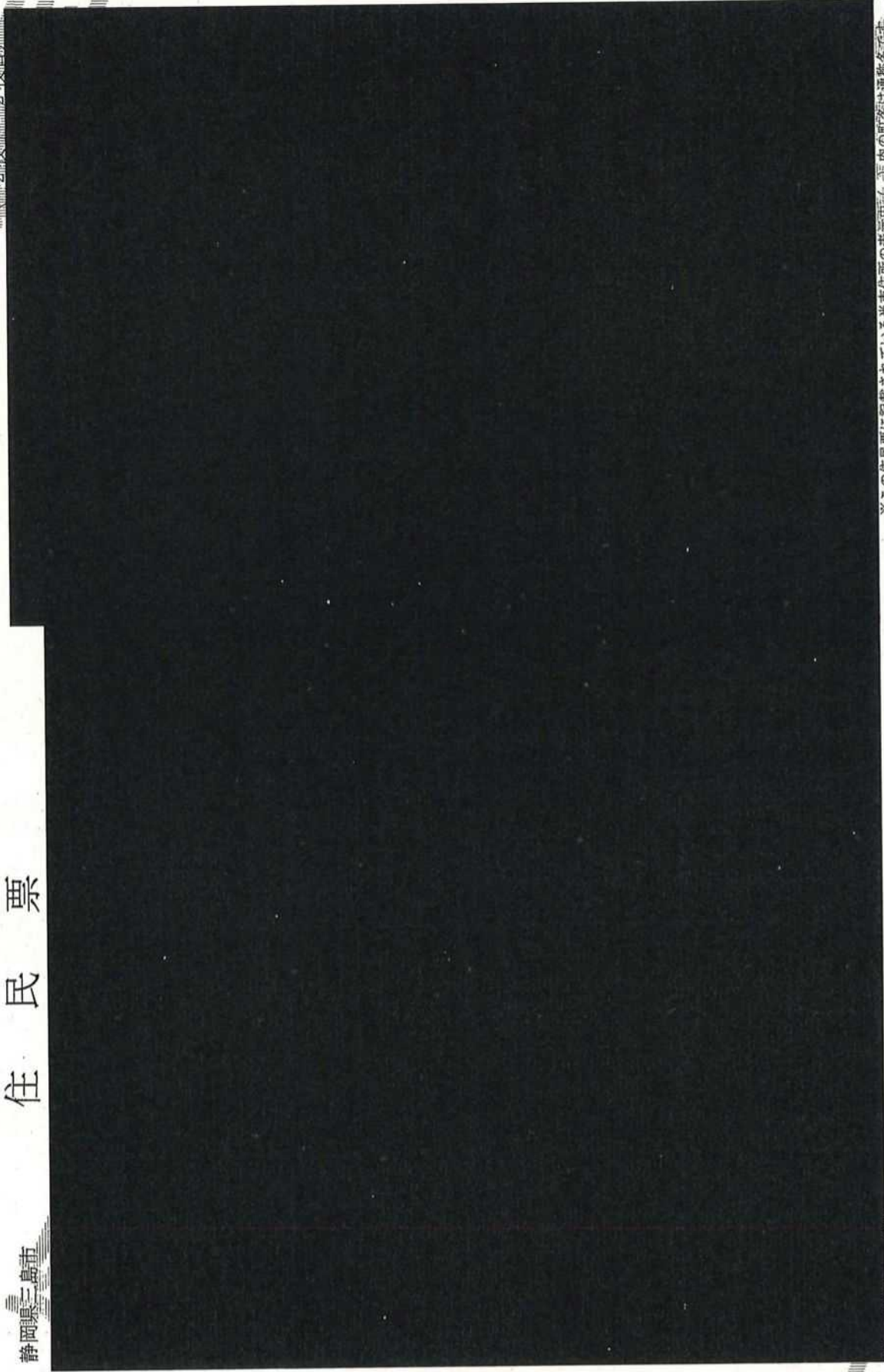
この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

静岡県三島市

住民票

静岡県三島市



この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。
令和 4年 1月11日

※この住民票に記載されている当市住所の表示中()内の町名は通称名です。



静岡県三島市長 豊岡 武士

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。



同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和4年1月15日

住所



氏名

| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |

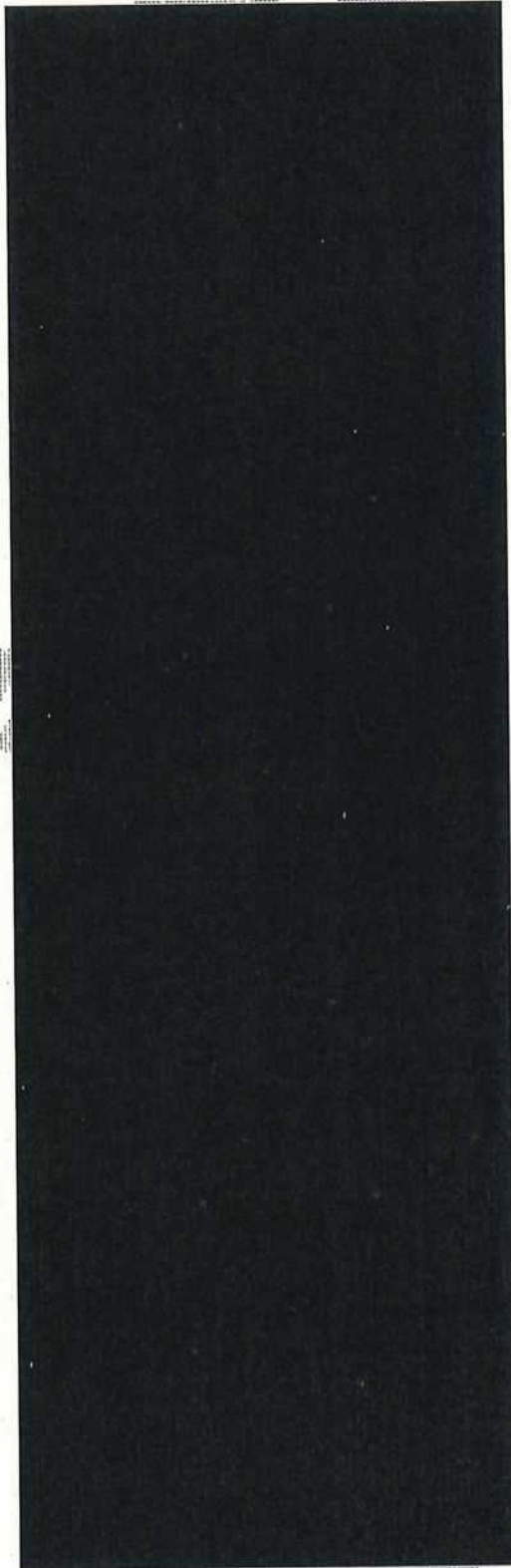
(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書の表名は通称名であり、
当市住所の表示中（ ）内の記載されている。

令和 4年 1月13日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写



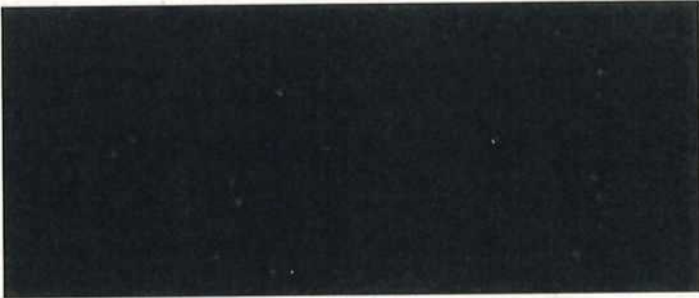
同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 〇 年 / 月 / 日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |

(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている住所は、市住所と異なる場合があります。記載されている住所は、市内（ ）内の住所です。

令和 4年 1月 11日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写



同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和 4 年 / 月 28 日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

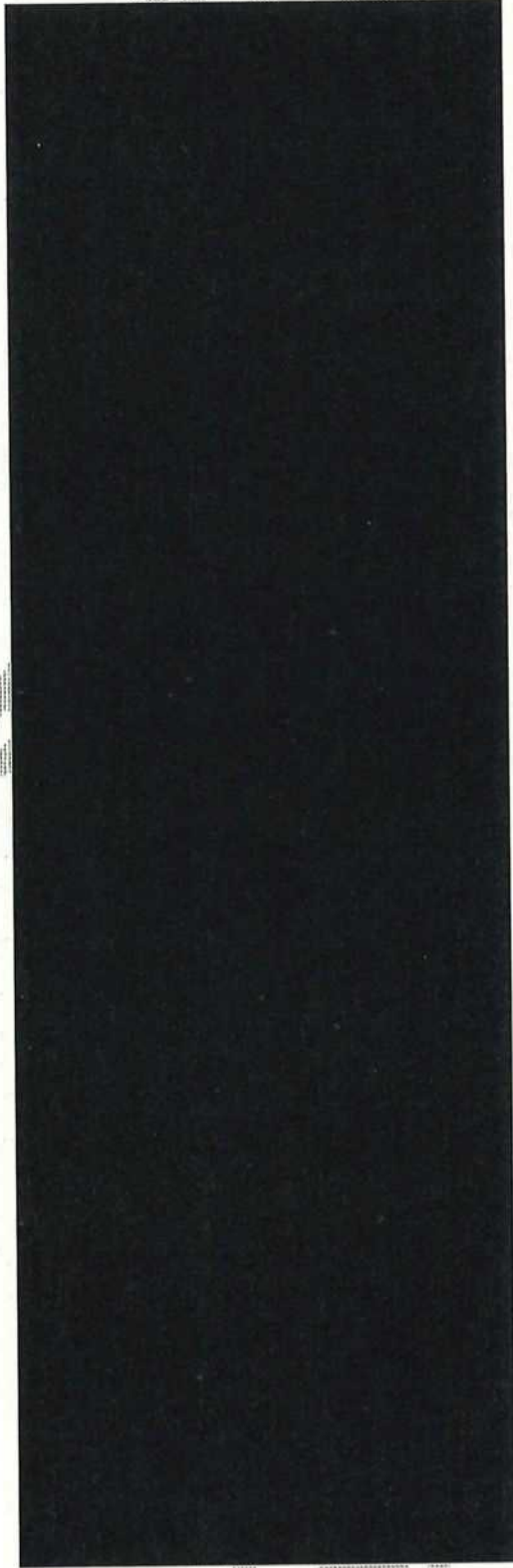
(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書の表名は通称名で、
当市住所の氏名と異なる
記載されている()内の
表示です。

令和 4年 1月13日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。



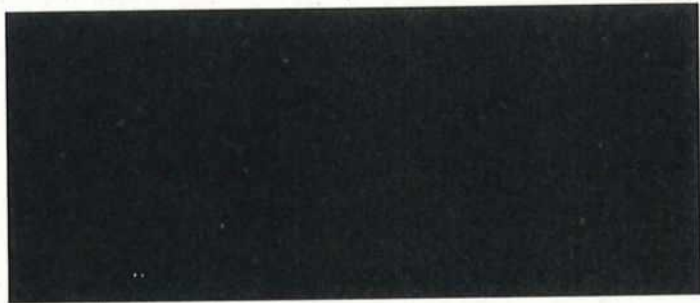
同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和4年1月28日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|------|
| | | | | | 共有持分 |
| | | | | | |
| | | | | | |

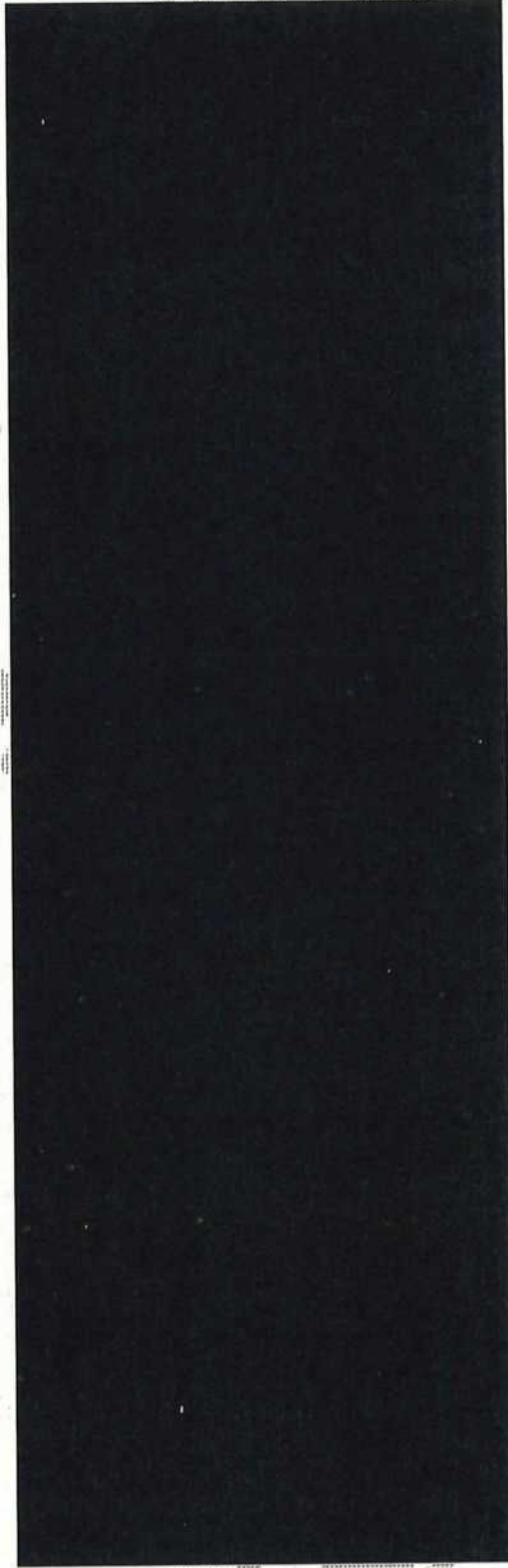
(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。
※この証明書に記載されている
当市住所の表示中（ ）内の
町名は通称名です。

令和 4年 1月13日

静岡県三島市長 豊岡 武士



この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写



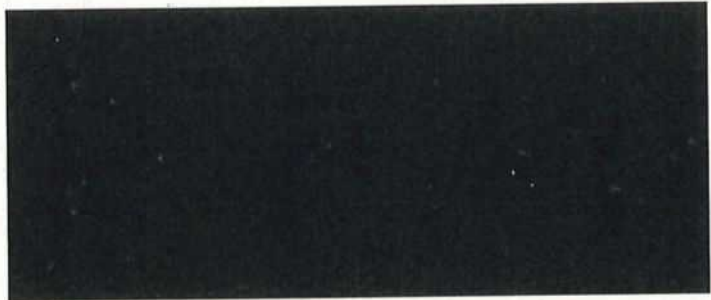
同意書

都市再開発法第14条の規定に基づき、下記の土地の権利者として、別添の定款及び事業計画により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の設立に同意します。

令和4年1月14日

住所

氏名



| 宅地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有権または借地権の別 | 摘要 |
|-------|----|----|--------|-------------|----|
| | | | | | |

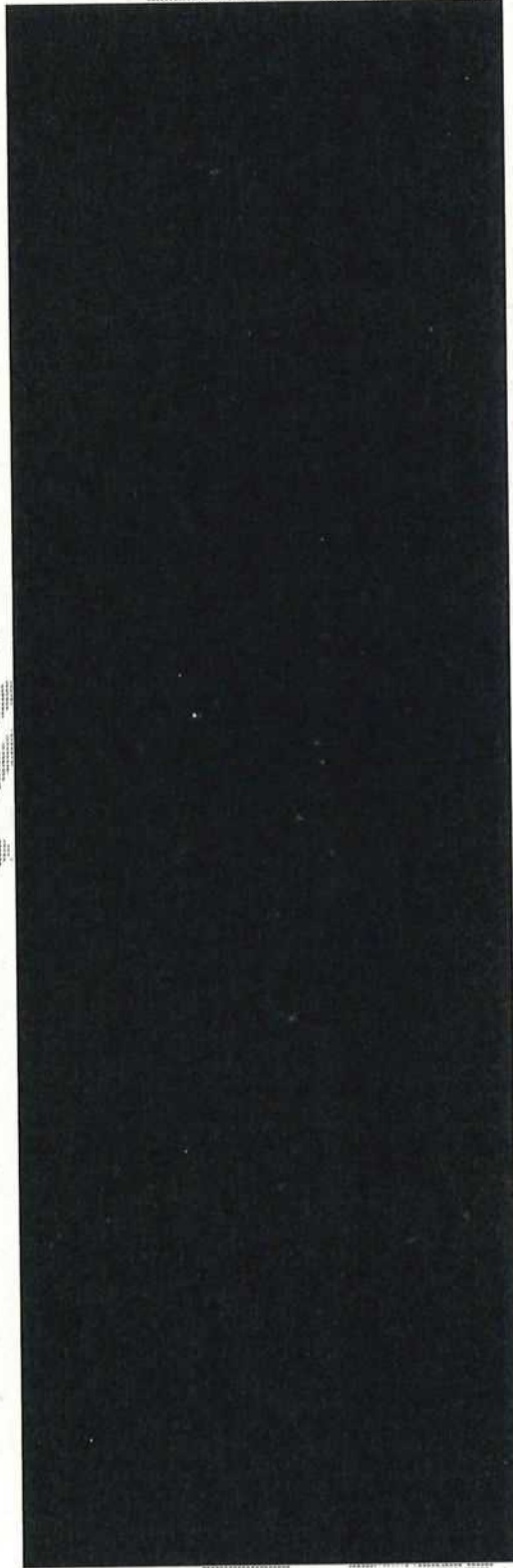
(注) 印鑑証明書を添付すること。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写

印鑑登録証明書

複写



複写

これは、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

※ この証明書に記載されている
当市住所の表示中（ ）内の
町名は通称名です。

令和 3年12月20日

静岡県三島市長 豊岡 武士



複写

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

複写



5. 参考書類

- (1) 都市再開発法第3条に規定する施行要件の適否表

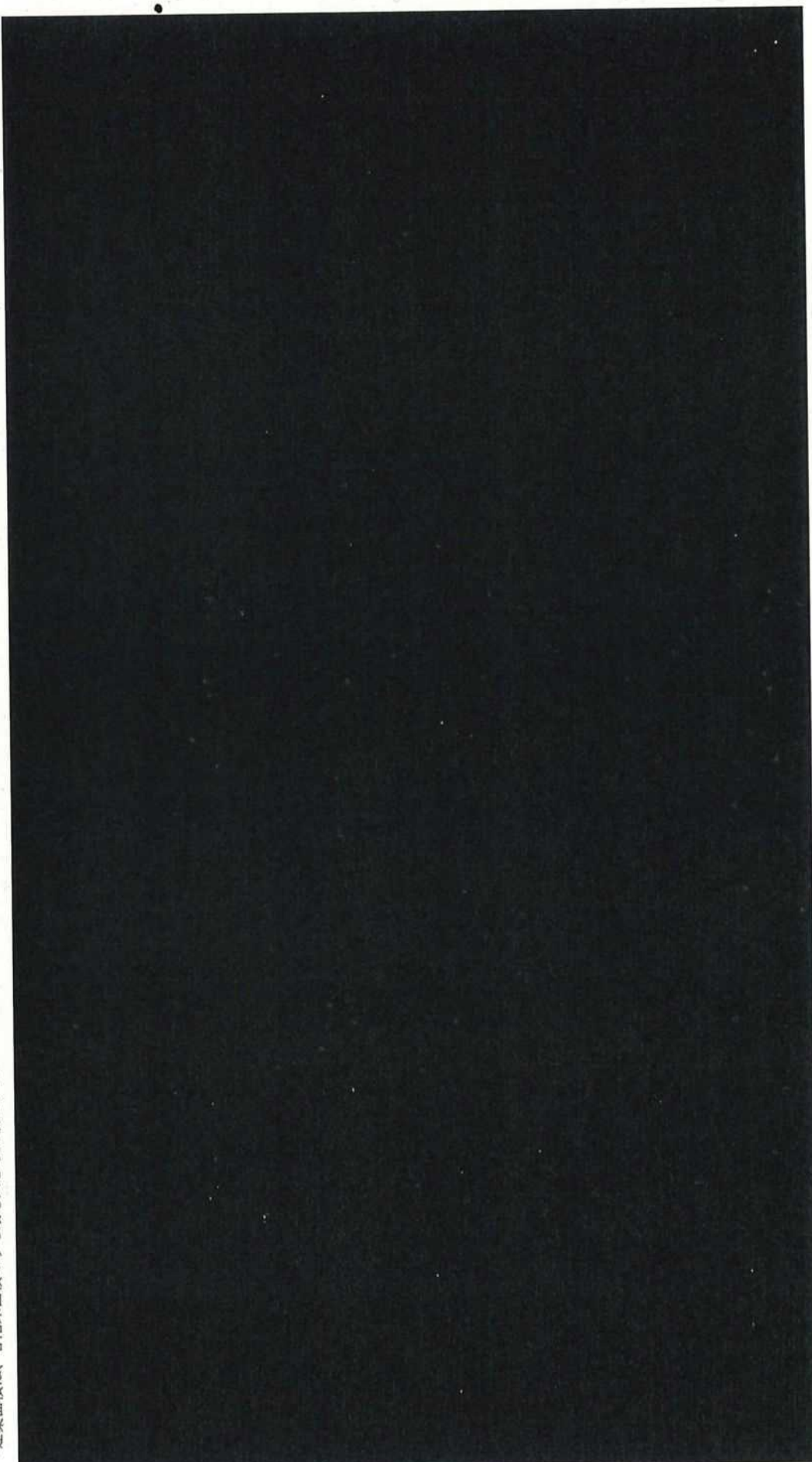
都市再開発法第3条に規定する施行要件の適否表

| 条 文 | 適 否 | 説 明 |
|--|-----|--|
| <p>一 当該区域が高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区又は特定地区計画等区域内にあること。</p> | 適 | <p>・2020(令和2)年11月16日付で高度利用地区に関する都市計画決定がなされている。</p> |
| <p>二 当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該区域内にある全ての建築物の建築面積の合計のおおむね3分の1以下であること又は当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該区域内の全ての宅地の面積の合計のおおむね3分の1以下であること。</p> <p>イ 地階を除く階数が2以下であるもの</p> <p>ロ 政令で定める耐用年限の3分の2を経過しているもの</p> <p>ハ 災害その他の理由によりロに掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの</p> <p>ニ 建築面積が、当該区域に係る高度利用地区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の建築面積の最低限度の4分の3未満であるもの</p> <p>ホ 容積率が当該区域に係る高度利用地区等に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度が3分の1未満であるもの</p> <p>ヘ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの</p> | 適 | <p>・次頁にて要件を満たすことを示している。</p> |
| <p>三 当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。</p> | 適 | <p>・施行区域内の北側は広大な低未利用地となっており、南側は細分化された敷地に老朽化した建築物が密集しており、土地の利用状況は著しく不健全であると云える。</p> |
| <p>四 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の更新に貢献すること。</p> | 適 | <p>・三島市の中心市街地かつ駅に近接する好立地であり、土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に貢献すると言える。</p> |

都市再開発法第3条第1項第2号に規定する施行要件について

〔R04.01.01〕とする
建築物の建築面積の最低限度は、〔200㎡〕である

- ・ 建築物の経過年数を算定するにあつての基準年月日は、
- ・ 高度利用地区等に関する都市計画にて定められた建築物の最も大きな面積とする
- ・ 建築面積は、各階床面積のうち最も大きな面積とする



- ・ 施行地区内の建物全てがイ、ロ及びニに該当し、施行区域の要件と合致する
※なお、ハ、ホ及びヘについては、該当しない場合でも上記イ、ロ及びニにより要件を満たすことが示される



5. 参考書類

- (2) 都市再開発法第21条及び同法施行令第6条に規定する参加組合員の資力及び信用等の適否表

① ミサワホーム株式会社

参加組合員の資力及び信用等の適否表（ミサワホーム株式会社）

以下の二点を全て満たすこと。

- (1) 過去3期において判断基準に適合しない決算期のある判断項目が二つ未満であること
- (2) 過去3期連続で判断基準に適合しない判断項目がないこと

(単位：千円)

| 判断項目 | 成長性 | | 規模 | | 収益性 | 安定性 | 資金状況 |
|--------------------------------------|---------------|-----------|------------------|-------------|----------------|---|--|
| | 経常利益が赤字ではないこと | 経常利益 | 自己資本額が債務超過ではないこと | 負債合計 | | | |
| 判断基準 | | 経常利益 | 資産合計 | 負債合計 | 現金及び現金同等物の期末残高 | (短期借入金＋長期借入金) ÷ 資産合計 < 100% | (営業利益＋受取利息・配当金) ÷ 支払利息 > 1.0 |
| ■第16期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで | | 4,934,429 | 170,903,086 | 123,821,528 | 14,787,074 | $(8,199,200 + 43,618,200) \div 170,903,086 \approx 30.31\%$ | $(3,447,390 + 109,692) \div 372,049 \approx 9.56$ |
| ■第17期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで | | 5,023,622 | 169,207,792 | 121,921,112 | 19,674,492 | $(7,828,240 + 43,905,200) \div 169,207,792 \approx 30.57\%$ | $(2,730,249 + 938,340) \div 347,802 \approx 10.54$ |
| ■第18期 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで | | 2,736,423 | 163,043,691 | 115,959,220 | 22,826,182 | $(8,357,800 + 51,375,230) \div 163,043,691 \approx 36.63\%$ | $(400,228 + 1,710,415) \div 389,021 \approx 5.42$ |

※貸借対照表、損益計算書（各直近3か年）の記載事項から抜粋

総 評

適

計 算 書 類

第 16 期

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

ミサワホーム株式会社

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|----------------|------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 83,178 | 流動負債 | 76,005 |
| 現金及び預金 | 14,787 | 支払手形 | 127 |
| 受取手形 | 107 | 電子記録債務 | 9,602 |
| 完成工事未収入金 | 1,237 | 買掛金 | 13,477 |
| 売掛金 | 16,523 | 工事未払金 | 4,827 |
| 分譲土地建物 | 20,474 | 短期借入金 | 1,000 |
| 未成工事支出金 | 19,911 | 一年内返済予定の長期借入金 | 7,199 |
| 商品及び製品 | 1,613 | リース債務 | 126 |
| 仕掛品 | 37 | 未払金 | 5,643 |
| 原材料及び貯蔵品 | 36 | 未払費用 | 1,073 |
| 前渡金 | 438 | 未払法人税等 | 1,142 |
| 前払費用 | 1,429 | 未成工事受入金 | 11,866 |
| 短期貸付金 | 5,635 | 前受金 | 226 |
| 未収入金 | 3,517 | 預り金 | 13,165 |
| その他 | 1,888 | 前受収益 | 5 |
| 貸倒引当金 | △ 4,462 | 賞与引当金 | 3,045 |
| | | 製品保証引当金 | 1,173 |
| | | 完成工事補償引当金 | 1,911 |
| | | 資産除去債務 | 37 |
| | | その他 | 355 |
| 固定資産 | 87,724 | 固定負債 | 47,816 |
| 有形固定資産 | 37,523 | 長期借入金 | 43,618 |
| 建物 | 14,110 | 役員退職慰労引当金 | 29 |
| 構築物 | 565 | 受入保証金 | 1,293 |
| 機械及び装置 | 597 | 資産除去債務 | 870 |
| 車両運搬具 | 29 | リース債務 | 1,038 |
| 工具、器具及び備品 | 1,641 | 負ののれん | 282 |
| 土地 | 20,159 | その他 | 683 |
| 建設仮勘定 | 420 | | |
| 無形固定資産 | 6,993 | 負債合計 | 123,821 |
| のれん | 57 | (純資産の部) | |
| 特許権 | 349 | 株主資本 | 47,289 |
| 借地権 | 94 | 資本金 | 11,892 |
| 商標権 | 49 | 資本剰余金 | 5,621 |
| 実用新案権 | 0 | 資本準備金 | 1,892 |
| 意匠権 | 13 | その他資本剰余金 | 3,728 |
| ソフトウェア | 6,407 | 利益剰余金 | 29,784 |
| その他 | 21 | 利益準備金 | 618 |
| 投資その他の資産 | 43,206 | その他利益剰余金 | 29,165 |
| 投資有価証券 | 698 | 繰越利益剰余金 | 29,165 |
| 関係会社株式 | 32,314 | | |
| 出資金 | 1,199 | 自己株式 | △ 9 |
| 関係会社出資金 | 2,387 | 評価・換算差額等 | △ 207 |
| 長期貸付金 | 230 | その他有価証券評価差額金 | 190 |
| 繰延税金資産 | 2,314 | 土地再評価差額金 | △ 398 |
| 長期前払費用 | 134 | 純資産合計 | 47,081 |
| 長期未収入金 | 1,332 | 負債及び純資産合計 | 170,903 |
| 差入保証金 | 3,243 | | |
| 前払年金費用 | 575 | | |
| その他 | 208 | | |
| 貸倒引当金 | △ 1,433 | | |
| 資産合計 | 170,903 | | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|---------|
| 売 上 高 | | |
| 商品売上高 | 62,072 | |
| 完成工事高 | 97,182 | |
| 分譲事業売上高 | 25,084 | |
| その他売上高 | 6,393 | 190,732 |
| 売 上 原 価 | | |
| 商品売上原価 | 50,365 | |
| 完成工事売上原価 | 74,647 | |
| 分譲事業売上原価 | 21,966 | |
| その他売上原価 | 2,694 | 149,675 |
| 売 上 総 利 益 | | 41,057 |
| 販売費及び一般管理費 | | 37,610 |
| 営業利益 | | 3,447 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 48 | |
| 受取配当金 | 61 | |
| 受取手数料 | 389 | |
| 受取賃貸料 | 839 | |
| 売電収入 | 278 | |
| その他 | 448 | 2,065 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 372 | |
| シンジケートローン手数料 | 5 | |
| 売電費用 | 93 | |
| その他 | 107 | 578 |
| 経常利益 | | 4,934 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 4 | 4 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 120 | |
| 関係会社株式評価損 | 557 | |
| 固定資産除却損 | 45 | |
| 製品保証引当金繰入額 | 717 | |
| その他 | 3 | 1,443 |
| 税引前当期純利益 | | 3,494 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 127 |
| 法人税等調整額 | | 596 |
| 当期純利益 | | 2,770 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

第 17 期

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

ミサワホーム株式会社

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|----------------|------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 85,653 | 流動負債 | 74,041 |
| 現金及び預金 | 19,674 | 支払手形 | 127 |
| 受取手形 | 96 | 電子記録債務 | 8,500 |
| 完成工事未収入金 | 1,104 | 買掛金 | 11,629 |
| 売掛金 | 13,159 | 工事未払金 | 5,580 |
| 分譲土地建物 | 23,194 | 短期借入金 | 1,000 |
| 未成工事支出金 | 17,727 | 一年内返済予定の長期借入金 | 6,828 |
| 商品及び製品 | 1,794 | リース債務 | 78 |
| 仕掛品 | 32 | 未払金 | 6,476 |
| 原材料及び貯蔵品 | 97 | 未払費用 | 1,239 |
| 前渡金 | 231 | 未払法人税等 | 112 |
| 前払費用 | 1,640 | 未成工事受入金 | 13,914 |
| 短期貸付金 | 2,146 | 前受金 | 207 |
| 未収入金 | 3,252 | 預り金 | 12,491 |
| その他 | 2,198 | 前受収益 | 19 |
| 貸倒引当金 | △ 696 | 賞与引当金 | 3,166 |
| 固定資産 | 83,553 | 製品保証引当金 | 763 |
| 有形固定資産 | 35,875 | 完成工事補償引当金 | 1,791 |
| 建物 | 13,134 | 資産除去債務 | 47 |
| 構築物 | 557 | その他 | 66 |
| 機械及び装置 | 535 | 固定負債 | 47,879 |
| 車両運搬具 | 39 | 長期借入金 | 43,905 |
| 工具、器具及び備品 | 1,546 | 役員退職慰労引当金 | 29 |
| 土地 | 20,014 | 受入保証金 | 1,265 |
| 建設仮勘定 | 47 | 資産除去債務 | 852 |
| 無形固定資産 | 6,694 | リース債務 | 960 |
| のれん | 44 | 負ののれん | 219 |
| 特許権 | 292 | その他 | 647 |
| 借地権 | 94 | | |
| 商標権 | 45 | 負債合計 | 121,921 |
| 実用新案権 | 0 | (純資産の部) | |
| 意匠権 | 12 | 株主資本 | 47,579 |
| ソフトウェア | 6,184 | 資本金 | 11,892 |
| その他 | 20 | 資本剰余金 | 5,608 |
| 投資その他の資産 | 40,983 | 資本準備金 | 1,892 |
| 投資有価証券 | 496 | その他資本剰余金 | 3,715 |
| 関係会社株式 | 32,489 | 利益剰余金 | 30,077 |
| 出資金 | 2,605 | 利益準備金 | 726 |
| 長期貸付金 | 194 | その他利益剰余金 | 29,351 |
| 繰延税金資産 | 845 | 繰越利益剰余金 | 29,351 |
| 長期前払費用 | 86 | | |
| 長期未収入金 | 1,332 | 評価・換算差額等 | △ 292 |
| 差入保証金 | 3,234 | その他有価証券評価差額金 | 105 |
| 前払年金費用 | 866 | 土地再評価差額金 | △ 398 |
| その他 | 234 | 純資産合計 | 47,286 |
| 貸倒引当金 | △ 1,400 | 負債及び純資産合計 | 169,207 |
| 資産合計 | 169,207 | | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|---------|
| 売 上 高 | | |
| 商品売上高 | 61,255 | |
| 完成工事高 | 96,245 | |
| 分譲事業売上高 | 21,268 | |
| その他売上高 | 6,583 | 185,353 |
| 売 上 原 価 | | |
| 商品売上原価 | 49,428 | |
| 完成工事売上原価 | 74,588 | |
| 分譲事業売上原価 | 18,697 | |
| その他売上原価 | 3,107 | 145,821 |
| 売 上 総 利 益 | | 39,531 |
| 販売費及び一般管理費 | | 36,801 |
| 営 業 利 益 | | 2,730 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受取利息 | 45 | |
| 受取配当金 | 893 | |
| 受取手数料 | 387 | |
| 受取賃貸料 | 728 | |
| 売電収入 | 262 | |
| その他の他 | 487 | 2,804 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支払利息 | 347 | |
| 売電費用 | 95 | |
| その他 | 67 | 511 |
| 経 常 利 益 | | 5,023 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固定資産売却益 | 44 | |
| 製品保証引当金戻入 | 99 | 144 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固定資産除却損 | 26 | |
| たな卸資産評価損失 | 1,029 | |
| 減損損失 | 540 | |
| その他の特別損失 | 798 | 2,395 |
| 税引前当期純利益 | | 2,772 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | △ 103 |
| 法人税等調整額 | | 1,506 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,369 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

第 18 期 自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日

ミサワホーム株式会社

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|----------------|------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 75,963 | 流動負債 | 60,874 |
| 現金及び預金 | 22,826 | 支払手形 | 53 |
| 受取手形 | 88 | 電子記録債務 | 6,926 |
| 完成工事未収入金 | 1,124 | 買掛金 | 8,341 |
| 売掛金 | 10,441 | 工事未払金 | 3,640 |
| 分譲土地建物 | 20,092 | 短期借入金 | 1,000 |
| 未成工事支出金 | 5,057 | 一年内返済予定の長期借入金 | 7,357 |
| 商品及び製品 | 1,470 | リース債務 | 80 |
| 仕掛品 | 34 | 未払金 | 5,283 |
| 原材料及び貯蔵品 | 45 | 未払費用 | 1,137 |
| 前渡金 | 498 | 未払法人税等 | 556 |
| 前払費用 | 1,556 | 未成工事受入金 | 9,610 |
| 短期貸付金 | 3,105 | 前受金 | 448 |
| 未収入金 | 8,566 | 預り金 | 10,948 |
| その他 | 2,209 | 前受収益 | 110 |
| 貸倒引当金 | △ 1,153 | 賞与引当金 | 3,031 |
| 固定資産 | 87,080 | 製品保証引当金 | 671 |
| 有形固定資産 | 36,086 | 完成工事補償引当金 | 1,641 |
| 建物 | 11,909 | 資産除去債務 | 30 |
| 構築物 | 519 | その他 | 7 |
| 機械及び装置 | 476 | 固定負債 | 55,084 |
| 車両運搬具 | 28 | 長期借入金 | 51,375 |
| 工具、器具及び備品 | 1,487 | 役員退職慰労引当金 | 29 |
| 土地 | 21,519 | 受入保証金 | 1,283 |
| 建設仮勘定 | 146 | 資産除去債務 | 772 |
| 無形固定資産 | 6,676 | リース債務 | 862 |
| のれん | 31 | 負ののれん | 156 |
| 特許権 | 242 | その他 | 604 |
| 借地権 | 94 | | |
| 商標権 | 55 | | |
| 実用新案権 | 0 | | |
| 意匠権 | 16 | 負債合計 | 115,959 |
| ソフトウェア | 6,215 | (純資産の部) | |
| その他 | 20 | 株主資本 | 47,367 |
| 投資その他の資産 | 44,316 | 資本金 | 11,892 |
| 投資有価証券 | 509 | 資本剰余金 | 5,608 |
| 関係会社株式 | 32,675 | 資本準備金 | 1,892 |
| 出資金 | 4,103 | その他資本剰余金 | 3,715 |
| 関係会社出資金 | 2,090 | 利益剰余金 | 29,866 |
| 長期貸付金 | 124 | 利益準備金 | 773 |
| 繰延税金資産 | 391 | その他利益剰余金 | 29,092 |
| 長期前払費用 | 78 | 繰越利益剰余金 | 29,092 |
| 長期未収入金 | 1,331 | 評価・換算差額等 | △ 283 |
| 差入保証金 | 3,126 | その他有価証券評価差額金 | 114 |
| 前払年金費用 | 1,021 | 土地再評価差額金 | △ 398 |
| その他 | 254 | 純資産合計 | 47,084 |
| 貸倒引当金 | △ 1,390 | 負債及び純資産合計 | 163,043 |
| 資産合計 | 163,043 | | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|---------|
| 売上高 | | |
| 商品売上高 | 52,158 | |
| 完成工事高 | 89,376 | |
| 分譲事業売上高 | 17,946 | |
| その他売上高 | 6,057 | 165,538 |
| 売上原価 | | |
| 商品売上原価 | 42,091 | |
| 完成工事売上原価 | 69,161 | |
| 分譲事業売上原価 | 17,770 | |
| その他売上原価 | 3,181 | 132,205 |
| 売上総利益 | | 33,333 |
| 販売費及び一般管理費 | | 32,933 |
| 営業利益 | | 400 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 25 | |
| 受取配当金 | 1,684 | |
| 受取手数料 | 36 | |
| 受取賃貸料 | 622 | |
| 売電収入 | 255 | |
| その他 | 255 | 2,880 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 389 | |
| 売電費用 | 104 | |
| その他 | 51 | 544 |
| 経常利益 | | 2,736 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 5 | 5 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 17 | |
| 関係会社株式評価損 | 231 | |
| 関係会社出資金評価損 | 654 | |
| 減損損失 | 646 | 1,549 |
| 税引前当期純利益 | | 1,191 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 467 |
| 法人税等調整額 | | 450 |
| 当期純利益 | | 274 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 株式会社ミサワホーム静岡

参加組合員の資力及び信用等の適否表（株式会社ミサワホーム静岡）

以下の二点を全て満たすこと。

- (1) 過去3期において判断基準に適合しない決算期のある判断項目が二つ未満であること
- (2) 過去3期連続で判断基準に適合しない判断項目がないこと

(単位：千円)

| 判断項目 | 成長性 | | 規模 | | 収益性 | 安定性 | 資金状況 |
|---------------------------------------|---------------|--------|-------------------|-----------|----------------|--|-------------------------------------|
| | 経常利益が赤字ではないこと | 経常利益 | 自己資本額が債務超過ではないこと | 負債合計 | | | |
| 判断基準 | | | | 負債合計 | 現金及び現金同等物の期末残高 | (短期借入金+長期借入金) ÷ 資産合計 < 100% | (営業利益+受取利息・配当金) ÷ 支払利息 > 1.0 |
| ■ 第37期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで | | 1,067 | 資産合計 6,498,877 | 5,863,500 | 445,295 | (1,900,000 + 500,000 + 300,000) ÷ 6,498,877 = 41.54% | (▲4,730 + 3,036) ÷ 19,616 = ▲0.0863 |
| ■ 第38期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで | | 60,851 | 5,653,242 | 4,982,310 | 599,642 | (1,800,000 + 150,000 + 150,000) ÷ 5,653,242 = 37.14% | (64,648 + 3,046) ÷ 17,216 = 3.9320 |
| ■ 第39期 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで | | 9,397 | 4,683,708 | 4,032,841 | 602,080 | (1,600,000 + 150,000 + 60,000) ÷ 4,683,708 = 38.6% | (11,365 + 1,725) ÷ 14,459 = 0.9053 |

※貸借対照表、損益計算書（各直近3か年）の記載事項から抜粋

総 評

適

第 37 期 計 算 書 類

平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社 ミサワホーム静岡

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 5,421,526 | 流動負債 | 5,396,005 |
| 現金及び預金 | 445,295 | 買掛金 | 912,895 |
| 完成工事未収入金及び売掛金 | 273,356 | 工事未払金 | 522,884 |
| 分譲土地建物 | 2,884,118 | 短期借入金 | 1,900,000 |
| 未成工事支出金 | 462,029 | 1年内返済予定長期借入金 | 500,000 |
| 未成分譲支出金 | 1,080,745 | リース債務 | 25,383 |
| 貯蔵品 | 5,235 | 未払金 | 251,955 |
| 前渡金 | 135,460 | 未払費用 | 73,750 |
| 前払費用 | 48,446 | 未払法人税等 | 2,456 |
| 未収入金 | 67,173 | 未成工事受入金 | 921,412 |
| その他 | 19,663 | 前受金 | 68,705 |
| 固定資産 | 1,077,351 | 預り金 | 49,225 |
| 有形固定資産 | 396,206 | 賞与引当金 | 119,157 |
| 建物 | 109,001 | 完成工事補償引当金 | 27,656 |
| 展示用建物 | 141,070 | 工事損失引当金 | 14,398 |
| 構築物 | 8,039 | 資産除去債務 | 6,125 |
| 車両運搬具 | 1,861 | 固定負債 | 467,495 |
| 工具器具備品 | 15,207 | 長期借入金 | 300,000 |
| 土地 | 121,025 | リース債務 | 71,718 |
| 無形固定資産 | 4,730 | 役員退職慰労引当金 | 46,857 |
| 電話加入権 | 4,730 | 資産除去債務 | 47,299 |
| 投資その他の資産 | 676,415 | その他 | 1,620 |
| 投資有価証券 | 5,110 | 負債合計 | 5,863,500 |
| 出資金 | 530 | (純資産の部) | |
| 長期貸付金 | 8,852 | 株主資本 | 629,997 |
| 長期前払費用 | 85,932 | 資本金 | 100,000 |
| 繰延税金資産 | 107,616 | 資本剰余金 | 200,000 |
| 差入保証金 | 465,915 | その他資本剰余金 | 200,000 |
| 前払年金費用 | 13,040 | 利益剰余金 | 329,997 |
| その他 | 5,460 | 利益準備金 | 30,000 |
| 貸倒引当金 | △16,042 | その他利益剰余金 | 299,997 |
| 資産合計 | 6,498,877 | 繰越利益剰余金 | 299,997 |
| | | 評価・換算差額等 | 5,379 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 5,379 |
| | | 純資産合計 | 635,377 |
| | | 負債及び純資産合計 | 6,498,877 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------|------------|------------|
| 売 上 高 | | 15,091,970 |
| 完 成 工 事 高 | 11,415,175 | |
| 分 譲 売 上 高 | 3,430,358 | |
| そ の 他 売 上 高 | 246,437 | |
| 売 上 原 価 | | 12,808,795 |
| 完 成 工 事 原 価 | 9,554,393 | |
| 分 譲 売 上 原 価 | 3,152,625 | |
| そ の 他 売 上 原 価 | 101,776 | |
| 売 上 総 利 益 | | 2,283,174 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,287,904 |
| 営 業 利 益 | | △4,730 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 3,036 | |
| 受 取 賃 貸 料 | 969 | |
| 受 取 手 数 料 | 3,013 | |
| オ ナ ー 取 引 収 入 | 8,769 | |
| そ の 他 | 9,796 | 25,585 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 19,616 | |
| そ の 他 | 171 | 19,787 |
| 経 常 利 益 | | 1,067 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,067 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △10,209 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △7,386 | △17,595 |
| 当 期 純 利 益 | | 18,663 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 株 主 資 本 計 |
|-------------------------------------|---------|-----------------|-------------|-----------|-----------------|-------------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 利 余 金 | | 利 益 利 余 金 | | | | |
| | | そ の 他 資 本 利 余 金 | 資 本 利 余 金 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 利 余 金 | 利 益 利 余 金 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 100,000 | 200,000 | 200,000 | 30,000 | 281,334 | 311,334 | 611,334 | |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | | | |
| 利 余 金 の 配 当 | - | - | - | - | | | | |
| 当 期 純 利 益 | - | - | - | - | 18,663 | 18,663 | 18,663 | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | - | - | - | - | - | - | - | |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 計 | - | - | - | - | 18,663 | 18,663 | 18,663 | |
| 当 期 末 残 高 | 100,000 | 200,000 | 200,000 | 30,000 | 299,997 | 329,997 | 629,997 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 7,902 | 7,902 | 619,236 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | |
| 利 余 金 の 配 当 | - | - | |
| 当 期 純 利 益 | - | - | 18,663 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | △2,523 | △2,523 | △2,523 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 計 | △2,523 | △2,523 | 16,140 |
| 当 期 末 残 高 | 5,379 | 5,379 | 635,377 |

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------------|-----------|-----|
| 広 告 宣 伝 費 | 235,434 | |
| 販 売 促 進 費 | 151,416 | |
| 販 売 手 数 料 | 86,154 | |
| 保 障 工 事 費 | 15,336 | |
| 完 成 工 事 補 償 引 当 金 繰 入 額 | 27,656 | |
| 役 員 報 酬 | 62,562 | |
| 従 業 員 給 料 手 当 | 899,650 | |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額 | 74,630 | |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額 | 5,860 | |
| 退 職 給 付 費 用 | 33,161 | |
| 法 定 福 利 費 | 158,401 | |
| 福 利 厚 生 費 | 30,441 | |
| 支 払 出 向 料 | 71,369 | |
| 人 材 派 遣 料 | 7,266 | |
| 交 際 費 | 13,506 | |
| 自 動 車 管 理 費 | 94,122 | |
| 旅 費 交 通 費 | 17,121 | |
| 採 用 研 修 費 | 8,126 | |
| 賃 借 料 | 81,735 | |
| 減 価 償 却 費 | 18,450 | |
| 修 繕 費 | 9,335 | |
| 水 道 光 熱 費 | 16,581 | |
| 消 耗 品 費 | 17,000 | |
| 租 税 公 課 | 55,638 | |
| 事 業 所 税 | 3,618 | |
| 通 信 費 | 15,724 | |
| 保 険 料 | 14,699 | |
| 支 払 手 数 料 | 49,634 | |
| そ の 他 | 13,266 | |
| 計 | 2,287,904 | |

第 38 期 計 算 書 類

平成31年 4月 1日から
令和 2年 4月31日まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社 ミサワホーム静岡

貸借対照表

(令和 2年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 4,688,445 | 流動負債 | 4,697,841 |
| 現金及び預金 | 599,642 | 買掛金 | 668,476 |
| 完成工事未収入金及び売掛金 | 73,523 | 工事未払金 | 557,516 |
| 分譲土地建物 | 3,065,915 | 短期借入金 | 1,800,000 |
| 未成工事支出金 | 339,439 | 1年内返済予定長期借入金 | 150,000 |
| 未成分譲支出金 | 384,356 | リース債務 | 24,341 |
| 貯蔵品 | 6,353 | 未払金 | 492,048 |
| 前渡金 | 29,501 | 未払費用 | 79,964 |
| 前払費用 | 43,102 | 未払法人税等 | 67,789 |
| 未収入金 | 77,797 | 未成工事受入金 | 629,684 |
| その他 | 68,812 | 前受金 | 11,642 |
| 固定資産 | 964,796 | 預り金 | 37,006 |
| 有形固定資産 | 322,170 | 賞与引当金 | 131,157 |
| 建物 | 91,022 | 完成工事補償引当金 | 37,748 |
| 展示用建物 | 88,320 | 工事損失引当金 | 1,560 |
| 構築物 | 6,274 | 資産除去債務 | 8,903 |
| 車両運搬具 | 1,239 | 固定負債 | 284,469 |
| 工具器具備品 | 13,036 | 長期借入金 | 150,000 |
| 土地 | 121,025 | リース債務 | 47,376 |
| 建設仮勘定 | 1,250 | 役員退職慰労引当金 | 52,717 |
| 無形固定資産 | 4,730 | 資産除去債務 | 34,375 |
| 電話加入権 | 4,730 | 負債合計 | 4,982,310 |
| 投資その他の資産 | 637,896 | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 3,787 | 株主資本 | 668,267 |
| 出資金 | 530 | 資本金 | 100,000 |
| 長期貸付金 | 8,484 | 資本剰余金 | 200,000 |
| 長期前払費用 | 16,179 | その他資本剰余金 | 200,000 |
| 繰延税金資産 | 118,954 | 利益剰余金 | 368,267 |
| 差入保証金 | 445,873 | 利益準備金 | 30,000 |
| 前払年金費用 | 40,127 | その他利益剰余金 | 338,267 |
| その他 | 5,460 | 繰越利益剰余金 | 338,267 |
| 貸倒引当金 | △1,500 | 評価・換算差額等 | 2,665 |
| 資産合計 | 5,653,242 | その他有価証券評価差額金 | 2,665 |
| | | 純資産合計 | 670,932 |
| | | 負債及び純資産合計 | 5,635,242 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|--------------|------------|------------|
| 売上高 | | 16,148,061 |
| 完成工事高 | 11,673,886 | |
| 分譲売上高 | 4,196,924 | |
| その他の売上高 | 277,250 | |
| 売上原価 | | 13,657,539 |
| 完成工事原価 | 9,811,899 | |
| 分譲売上原価 | 3,759,130 | |
| その他の売上原価 | 86,509 | |
| 売上総利益 | | 2,490,522 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,425,873 |
| 営業利益 | | 64,648 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 3,046 | |
| 受取貸料 | 250 | |
| 受取手数料 | 3,069 | |
| オナ取引収入 | 2,291 | |
| その他の | 8,932 | |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 17,216 | |
| オナ取引費用 | 4,071 | |
| その他 | 100 | |
| 経常利益 | | 60,851 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 |
| 税引前当期純利益 | | 60,851 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 32,530 | |
| 法人税等調整額 | △9,948 | |
| 当期純利益 | | 38,269 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成31年4月 1日から
令和 2年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------------|-------------|-----------|-----------------|-------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 準 備 金 | 利 益 剰 余 金 | | 株 主 資 本 計 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 100,000 | 200,000 | 200,000 | 30,000 | 299,997 | 329,997 | 629,997 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | - | - | 38,269 | 38,269 | 38,269 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - | - |
| 事業年度中の変動額 合 計 | - | - | - | - | 38,269 | 38,269 | 38,269 |
| 当 期 末 残 高 | 100,000 | 200,000 | 200,000 | 30,000 | 338,267 | 368,267 | 668,267 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|---------|
| | その他有価証券評価 差額金 | 評価・換算差額 等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 5,379 | 5,379 | 635,377 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | 38,269 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △2,714 | △2,714 | △2,714 |
| 事業年度中の変動額 合 計 | △2,714 | △2,714 | 35,555 |
| 当 期 末 残 高 | 2,665 | 2,665 | 670,932 |

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------------|-----------|-----|
| 広 告 宣 伝 費 | 221,353 | |
| 販 売 促 進 費 | 254,659 | |
| 販 売 手 数 料 | 96,846 | |
| 保 証 工 事 費 | 34,230 | |
| 完 成 工 事 補 償 引 当 金 繰 入 額 | 37,748 | |
| 役 員 報 酬 | 63,220 | |
| 従 業 員 給 料 手 当 | 940,767 | |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額 | 81,265 | |
| 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入 額 | 5,860 | |
| 退 職 給 付 費 用 | 26,581 | |
| 法 定 福 利 費 | 160,316 | |
| 福 利 厚 生 費 | 32,593 | |
| 支 払 出 向 料 | 63,227 | |
| 人 材 派 遣 料 | 6,910 | |
| 交 際 費 | 12,068 | |
| 自 動 車 管 理 費 | 85,063 | |
| 旅 費 交 通 費 | 16,106 | |
| 採 用 研 修 費 | 6,610 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | △14,642 | |
| 賃 借 料 | 78,676 | |
| 減 価 償 却 費 | 14,595 | |
| 修 繕 費 | 8,860 | |
| 水 道 光 熱 費 | 14,960 | |
| 消 耗 品 費 | 16,047 | |
| 租 税 公 課 | 53,792 | |
| 事 業 所 税 | 3,947 | |
| 通 信 費 | 15,421 | |
| 保 険 料 | 13,559 | |
| 支 払 手 数 料 | 46,383 | |
| そ の 他 | 28,840 | |
| 計 | 2,425,873 | |

第 39 期 計 算 書 類

令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社 ミサワホーム静岡

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 3,783,210 | 流動負債 | 3,866,559 |
| 現金及び預金 | 602,080 | 買掛金 | 658,152 |
| 完成工事未収入金及び売掛金 | 64,600 | 工事未払金 | 538,712 |
| 分譲土地建物 | 2,095,325 | 短期借入金 | 1,600,000 |
| 未成工事支出金 | 86,412 | 1年内返済予定長期借入金 | 150,000 |
| 未成分譲支出金 | 259,065 | リース債務 | 22,801 |
| 貯蔵品 | 5,650 | 未払金 | 180,918 |
| 前渡金 | 48,420 | 未払費用 | 76,370 |
| 前払費用 | 52,850 | 未払法人税等 | 1,296 |
| 未収入金 | 546,789 | 未成工事受入金 | 415,378 |
| その他の | 22,015 | 前受金 | 16,866 |
| 固定資産 | 900,498 | 預り金 | 37,359 |
| 有形固定資産 | 271,975 | 賞与引当金 | 127,658 |
| 建物 | 76,665 | 完成工事補償引当金 | 41,044 |
| 展示用建物 | 55,870 | 固定負債 | 166,281 |
| 構築物 | 6,316 | 長期借入金 | 60,000 |
| 車両運搬具 | 618 | リース債務(長期) | 24,575 |
| 工具、器具及び備品 | 11,480 | 役員退職慰労引当金 | 49,780 |
| 土地 | 121,025 | 資産除去債務 | 31,926 |
| 無形固定資産 | 4,730 | 負債合計 | 4,032,841 |
| 電話加入権 | 4,730 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 623,792 | 株主資本 | 647,726 |
| 投資有価証券 | 5,485 | 資本金 | 100,000 |
| 出資金 | 530 | 資本剰余金 | 200,000 |
| 長期貸付金 | 8,107 | その他資本剰余金 | 200,000 |
| 長期前払費用 | 12,864 | 利益剰余金 | 347,726 |
| 繰延税金資産 | 97,390 | 利益準備金 | 30,000 |
| 差入保証金 | 441,266 | その他利益剰余金 | 317,726 |
| 前払年金費用 | 54,188 | 繰越利益剰余金 | 317,726 |
| その他の | 5,460 | 評価・換算差額等 | 3,140 |
| 貸倒引当金 | △1,500 | その他有価証券評価差額金 | 3,140 |
| 資産合計 | 4,683,708 | 純資産合計 | 650,867 |
| | | 負債及び純資産合計 | 4,683,708 |

損 益 計 算 書

〔 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日 〕

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|------------|------------|
| 売 上 高 | | 13,546,231 |
| 完成工事高 | 10,209,233 | |
| 分譲売上高 | 3,089,808 | |
| その他売上高 | 247,189 | |
| 売上原価 | | 11,485,522 |
| 完成工事原価 | 8,487,878 | |
| 分譲売上原価 | 2,913,192 | |
| その他売上原価 | 84,451 | |
| 売上総利益 | | 2,060,709 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,049,343 |
| 営業利益 | | 11,365 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 1,725 | |
| 受取賃貸料 | 209 | |
| 受取手数料 | 3,178 | |
| 雑収入 | 5,341 | |
| オナー取引収入 | 3,096 | |
| 受取保険金 | 1,961 | |
| その他 | 358 | 15,871 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 14,459 | |
| オナー取引費用 | 2,074 | |
| その他 | 1,305 | 17,839 |
| 経常利益 | | 9,397 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 58 | |
| その他の特別損失 | 1,429 | 1,487 |
| 税引前当期純利益 | | 7,910 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,109 | |
| 法人税等調整額 | 21,340 | 28,450 |
| 当期純利益 | | △ 20,540 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------|---------|----------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 100,000 | 200,000 | 200,000 | 30,000 | 338,267 | 368,267 | 668,267 |
| 事業年度中の 変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | △20,540 | △20,540 | △20,540 |
| 事業年度中の 変動額合計 | | | | | △20,540 | △20,540 | △20,540 |
| 当期末残高 | 100,000 | 200,000 | 200,000 | 30,000 | 317,726 | 347,726 | 647,726 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------------------|------------------|----------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額 等合計 | |
| 当期首残高 | 2,665 | 2,665 | 670,932 |
| 事業年度中の 変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | △20,540 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | 475 | 475 | 475 |
| 事業年度中の 変動額合計 | 475 | 475 | △20,064 |
| 当期末残高 | 3,140 | 3,140 | 650,867 |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 東レ建設株式会社

参加組合員の資力及び信用等の適否表（東レ建設株式会社）

以下の二点を全て満たすこと。

- (1) 過去3期において判断基準に適合しない決算期のある判断項目が二つ未満であること
- (2) 過去3期連続で判断基準に適合しない判断項目がないこと

(単位：千円)

| 判断項目 | 成長性 | 規模 | | 収益性 | 安定性 | 資金状況 |
|---------------------------------------|---------------|------------------|------------|----------------------|-----------------------------|------------------------------|
| | | 自己資本額が債務超過ではないこと | 負債合計 | | | |
| 判断基準 | 経常利益が赤字ではないこと | 自己資本額が債務超過ではないこと | | 総キャッシュフローがマイナスではないこと | 有利子負債率が100%以上ではないこと | 利払い能力が1.0倍未満ではないこと |
| | 経常利益 | 資産合計 | 負債合計 | 現金及び現金同等物の期末残高 | (短期借入金＋長期借入金) ÷ 資産合計 < 100% | (営業利益＋受取利息・配当金) ÷ 支払利息 > 1.0 |
| ■ 第20期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで | 2,090,699 | 35,747,538 | 20,815,028 | ■ | 35,747,538 ÷ ■ % | (2,140,382 + ■) ÷ ■ |
| ■ 第21期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで | 689,485 | 33,840,966 | 19,018,931 | ■ | 33,840,966 ÷ ■ % | (752,806 + ■) ÷ ■ |
| ■ 第22期 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで | 968,292 | 43,444,978 | 28,460,887 | ■ | 43,444,978 ÷ ■ % | (971,003 + ■) ÷ ■ |

※貸借対照表、損益計算書（各直近3か年）の記載事項から抜粋

総 評 適

④ 野村不動産株式会社

参加組合員の資力及び信用等の適否表（野村不動産株式会社）

以下の二点を全て満たすこと。

- (1) 過去3期において判断基準に適合しない決算期のある判断項目が二つ未満であること
- (2) 過去3期連続で判断基準に適合しない判断項目がないこと

(単位：千円)

| 判断項目 | 成長性 | | 規模 | | 収益性 | 安定性 | 資金状況 |
|---------------------------------------|---------------|------------|------------------|---------------|----------------|---|---|
| | 経常利益が赤字ではないこと | 経常利益 | 自己資本額が債務超過ではないこと | 負債合計 | | | |
| 判断基準 | | 経常利益 | 資産合計 | 負債合計 | 現金及び現金同等物の期末残高 | (短期借入金+長期借入金) ÷ 資産合計 < 100% | (営業利益+受取利息・配当金) ÷ 支払利息 > 1.0 |
| ■ 第64期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで | | 34,432,000 | 1,211,909,000 | 1,037,050,000 | 15,033,000 | (179,171,000 + 710,000,000) ÷ 1,211,909,000 ≒ 73% | (47,340,000 + [redacted]) ÷ [redacted] ≒ [redacted] |
| ■ 第65期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで | | 34,825,000 | 1,298,090,000 | 1,113,501,000 | 14,594,000 | (286,720,000 + 610,000,000) ÷ 1,298,090,000 ≒ 69% | (47,329,000 + [redacted]) ÷ [redacted] ≒ [redacted] |
| ■ 第66期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで | | 24,514,000 | 1,432,074,000 | 1,239,046,000 | 2,720,000 | (260,540,000 + 805,000,000) ÷ 1,432,074,000 ≒ 74% | (38,784,000 + [redacted]) ÷ [redacted] ≒ [redacted] |

※貸借対照表、損益計算書（各直近3か年）の記載事項から抜粋

総 評 適

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---|---|--|--|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 現金及び預金 営業未収入金 販売用不動産 仕掛不動産 開発用不動産 営業エクイティ投資 前渡金 前払費用 その他の流動資産 貸倒引当金 | 743,990 百万円 15,033 [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] | 流 動 負 債 営業未払金 短期借入金 未払費用 未払法人税等 前受金 預り金 賞与引当金 役員賞与引当金 その他の流動負債 | 285,089 百万円 [黒塗り] 179,171 [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] 3,138 83 [黒塗り] |
| 固 定 資 産 有形固定資産 建築物 構築物 車両運搬具 工具器具備品 土地 建設仮勘定 無形固定資産 借地権 その他の無形固定資産 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株式 出資金 差入保証金 長期前払費用 その他の投資等 繰延税金資産 貸倒引当金 | 467,918 374,179 113,348 [黒塗り] [黒塗り] 246,930 [黒塗り] 4,223 [黒塗り] [黒塗り] 89,515 42,715 [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] | 固 定 負 債 長期借入金 受入保証金 再評価に係る繰延税金負債 株式給付引当金 退職給付引当金 転貸事業損失引当金 資産除去債務 その他の固定負債 | 751,961 710,000 [黒塗り] 275 7,231 15 [黒塗り] |
| | | 負 債 合 計 | 1,037,050 |
| | | 純 資 産 の 部 | |
| | | 科 目 | 金 額 |
| | | 株 主 資 本 資本金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 圧縮記帳積立金 特別償却積立金 別途積立金 繰越利益剰余金 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 | 175,103 百万円 2,000 173,103 500 172,603 [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] [黒塗り] △ 245 6,662 △ 860 △ 6,048 |
| | | 純 資 産 合 計 | 174,858 |
| 資 産 合 計 | 1,211,909 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,211,909 |

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

| 科 目 | 金 額 |
|--|-------------------------------|
| 営 業 収 益 不 動 産 販 売 収 入 土 地 建 物 賃 貸 収 入 不 動 産 仲 介 等 手 数 料 収 入 そ の 他 の 営 業 収 入 営 業 原 価 | 百万円 486,108 百万円 380,936 |
| 営 業 総 利 益 | 105,172 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 57,832 |
| 営 業 利 益 | 47,340 |
| 営 業 外 収 益 受 取 利 息 ・ 配 当 金 そ の 他 の 営 業 外 収 益 営 業 外 費 用 支 払 利 息 そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 564 13,472 |
| 経 常 利 益 | 34,432 |
| 特 別 損 失 減 損 損 失 建 替 関 連 損 失 | 2,772 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 31,659 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 7,945 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 101 |
| 当 期 純 利 益 | 23,816 |

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 科 目 | 金 額 |
|--|-------------------------------|
| 営 業 収 益 不 動 産 販 売 収 入 土 地 建 物 賃 貸 収 入 不 動 産 仲 介 等 手 数 料 収 入 そ の 他 の 営 業 収 入 営 業 原 価 | 百万円 447,897 百万円 344,372 |
| 営 業 総 利 益 | 103,525 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 56,195 |
| 営 業 利 益 | 47,329 |
| 営 業 外 収 益 受 取 利 息 ・ 配 当 金 そ の 他 の 営 業 外 収 益 営 業 外 費 用 支 払 利 息 そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 1,107 13,611 |
| 経 常 利 益 | 34,825 |
| 特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益 | 393 |
| 特 別 損 失 建 替 関 連 損 失 | 260 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 34,958 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 11,438 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 638 |
| 当 期 純 利 益 | 24,158 |

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------|--------------------|------------------------|--------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 958,155 百万円 | 流 動 負 債 | 386,868 百万円 |
| 現金及び預金 | 2,720 | 営業未払金 | |
| 営業未収入金 | | 短期借入金 | 260,540 |
| 販売用不動産 | | 未払費用 | |
| 仕掛不動産 | | 未払法人税等 | |
| 開発用不動産 | | 前受金 | |
| 営業エクイティ投資 | | 預り金 | |
| 前渡金 | | 賞与引当金 | 3,321 |
| 前払費用 | | 役員賞与引当金 | 68 |
| その他の流動資産 | | その他の流動負債 | |
| 貸倒引当金 | | | |
| | | 固 定 負 債 | 852,178 |
| | | 長期借入金 | 805,000 |
| 固 定 資 産 | 473,919 | 受入保証金 | |
| 有形固定資産 | 329,012 | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| 建物 | | 株式給付引当金 | 1,203 |
| 構築物 | | 退職給付引当金 | 7,783 |
| 工具器具備品 | | 資産除去債務 | |
| 土地 | 223,525 | その他の固定負債 | |
| 建設仮勘定 | | | |
| 無形固定資産 | 4,541 | 負 債 合 計 | 1,239,046 |
| 借地権 | | 純 資 産 の 部 | |
| その他の無形固定資産 | | 科 目 | 金 額 |
| 投資その他の資産 | 140,365 | 株 主 資 本 | 194,490 百万円 |
| 投資有価証券 | 42,738 | 資 本 金 | 2,000 |
| 関係会社株式 | | 利 益 剰 余 金 | 192,490 |
| 出資金 | | 利 益 準 備 金 | 500 |
| 差入保証金 | | その他利益剰余金 | 191,990 |
| 長期前払費用 | | 圧縮記帳積立金 | |
| その他の投資等 | | 特別償却積立金 | |
| 繰延税金資産 | | 別 途 積 立 金 | |
| 貸倒引当金 | | 繰越利益剰余金 | |
| | | 評価・換算差額等 | △ 1,462 |
| | | 其他有価証券評価差額金 | 7,790 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 3,129 |
| | | 土地再評価差額金 | △ 6,123 |
| | | 純 資 産 合 計 | 193,028 |
| 資 産 合 計 | 1,432,074 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,432,074 |

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 科 目 | 金 額 |
|---|-------------------------------|
| 営 業 収 益 不 動 産 販 売 収 入 土 地 建 物 賃 貸 収 入 不 動 産 仲 介 等 手 数 料 収 入 そ の 他 の 営 業 収 入 営 業 原 価 | 百万円 387,338 百万円 296,331 |
| 営 業 総 利 益 | 91,007 |
| 販売費及び一般管理費 | 52,223 |
| 営 業 利 益 | 38,784 |
| 営 業 外 収 益 受 取 利 息 ・ 配 当 金 そ の 他 の 営 業 外 収 益 営 業 外 費 用 支 払 利 息 そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 640 14,910 |
| 経 常 利 益 | 24,514 |
| 特 別 損 失 新型コロナウイルス感染症による損失 | 285 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 24,229 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 8,889 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 2,018 |
| 当 期 純 利 益 | 17,358 |

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

⑤ 三菱地所レジデンス株式会社

参加組合員の資力及び信用等の適否表（三菱地所レジデンス株式会社）

以下の二点を全て満たすこと。

- (1) 過去3期において判断基準に適合しない決算期のある判断項目が二つ未満であること
- (2) 過去3期連続で判断基準に適合しない判断項目がないこと

| 判断項目 | 成長性 | | 規模 | | 収益性 | 安定性 | 資金状況 | |
|---|---------------|------------|------------------|-------------|-------------------|-----------------------------|---|----------------------|
| | 経常利益が赤字ではないこと | 経常利益 | 自己資本額が債務超過ではないこと | 負債合計 | | | | 総キャッシュフローがマイナスではないこと |
| 判断基準 | | 経常利益 | 資産合計 | 負債合計 | 当期純損益－配当・賞与＋減価償却費 | (短期借入金＋長期借入金) ÷ 資産合計 < 100% | (営業利益＋受取利息・配当金) ÷ 支払利息 > 1.0 | |
| ■ 第64期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで | | 24,777,869 | 583,392,224 | 502,601,129 | 17,692,559- | 583,392,224 ÷ | (26,260,974 + $\frac{\text{■}}{\text{■}}$) ÷ | |
| ■ 第65期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで | | 23,184,402 | 570,960,810 | 485,538,581 | 16,429,768- | 570,960,810 ÷ | (24,729,250 + $\frac{\text{■}}{\text{■}}$) ÷ | |
| ■ 第66期 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで | | 22,146,843 | 671,252,711 | 582,034,608 | 14,750,807- | 671,252,711 ÷ | (23,702,591 + $\frac{\text{■}}{\text{■}}$) ÷ | |
| ※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、計算書類に係る附属明細書（各直近3か年）の記載事項から抜粋 | | | | | | | 総 評 | 適 |

(単位：千円)

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------|---------|--------------|---------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 453,648 | 流動負債 | 494,626 |
| 現金及び預金 | | 営業未払金 | |
| 営業未収入金 | | 関係会社借入金 | |
| 販売用不動産 | | 未払法人税等 | |
| 仕掛販売用不動産 | | 未払費用 | |
| 貯蔵品 | | 前受金 | |
| エッセイ出品資金 | | 預り金 | |
| 前渡金 | | 賞与引当金 | 1,222 |
| 前払費用 | | その他 | |
| 預け金 | | | |
| その他 | | | |
| 貸倒引当金 | | | |
| 固定資産 | 129,744 | 固定負債 | 7,974 |
| 有形固定資産 | | 預り保証金 | |
| 建物 | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| 信託建物 | | 退職給付引当金 | 4,403 |
| 構築物 | | 役員退職慰労引当金 | 71 |
| 信託構築物 | | その他 | |
| 機械及び装置 | | | |
| 信託機械及び装置 | | | |
| 工具、器具及び備品 | | | |
| 信託工具、器具及び備品 | | | |
| 土地 | | | |
| 信託土地 | | | |
| その他 | | | |
| 無形固定資産 | | 負債合計 | 502,601 |
| 借地権 | | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | | 株主資本 | 84,584 |
| その他 | | 資本金 | 15,000 |
| | | 資本剰余金 | 5,000 |
| | | 資本準備金 | 5,000 |
| 投資その他の資産 | | 利益剰余金 | 64,584 |
| 投資有価証券 | | 利益準備金 | 533 |
| 関係会社株式 | | その他利益剰余金 | 64,051 |
| 長期貸付金 | | 繰越利益剰余金 | |
| 関係会社長期貸付金 | | | |
| 破産更生債権等 | | | |
| 差入保証金 | | | |
| 前払年金費用 | | | |
| 長期前払費用 | | 評価・換算差額 | △ 3,793 |
| 繰延税金資産 | | 土地再評価差額金 | △ 3,793 |
| その他 | | | |
| 貸倒引当金 | | | |
| 資産合計 | 583,392 | 純資産合計 | 80,791 |
| | | 負債純資産合計 | 583,392 |

(注)記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018 年 4 月 1 日)
(至 2019 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

| | 科 目 | | 金 額 |
|-----|--|-------|---------|
| I | 営業収入 不動産販売高 賃貸の取入 その他 | | 302,180 |
| II | 営業原価 不動産販売原 賃貸費用不動産 販売部門営業 その他 | | 260,619 |
| | 売上総利益 | | 41,560 |
| III | 販売費及び一般管理費 | | 15,299 |
| | 営業利益 | | 26,260 |
| IV | 営業外収益 受取利息 雑収入 | | 24 |
| V | 営業外費用 支払利息 雑損 | | 1,507 |
| | 経常利益 | | 24,777 |
| VI | 特別利益 固定資産売却益 子会社清算益 本社移転関連益 | | 1,080 |
| VII | 特別損失 固定資産売却損 固定資産除却損 本社移転関連損 減損 関係会社株式評価損 | | 743 |
| | 税引前当期純利益 | | 25,114 |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 4,363 | |
| | 法人税等調整額 | 3,058 | |
| | 当期純利益 | | 17,692 |

(注)記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2018 年 4 月 1 日)
(至 2019 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|-----------------------------|--------|-----------|--------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本 準備金 | その他資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 |
| 当期首残高 | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | | | | | | | |
| 当期末残高 | 15,000 | 5,000 | — | 5,000 | 533 | 64,051 | 64,584 |

| | 株主資本 | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|------------|--------------|----------------|-----------|
| | 株主資本 合計 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | | | | |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 84,584 | △3,793 | △3,793 | 80,791 |

(注)記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

計 算 書 類 に 係 る 附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

| 区 分 | 資 産 の 種 類 | 期 首 | 当 期 | 当 期 | 当 期 | 期 末 | 減 価 償 却 | 期 末 |
|----------------------------|-----------------------|---------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
| | | 帳 簿 価 額 | 増 加 額 | 減 少 額 | 償 却 額 | 帳 簿 価 額 | 累 計 額 | 取 得 原 価 |
| 有 形 固 定 資 産 | 建 物 | | | | | | | |
| | 信 託 建 物 | | | | | | | |
| | 構 築 物 | | | | | | | |
| | 信 託 構 築 物 | | | | | | | |
| | 機 械 及 び 装 置 | | | | | | | |
| | 信 託 機 械 及 び 装 置 | | | | | | | |
| | 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | | | | | | | |
| | 信 託 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | | | | | | | |
| | 土 地 | | | | | | | |
| | 信 託 土 地 | | | | | | | |
| | そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | 借 地 権 | | | | | | | |
| | ソ フ ト ウ ェ ア | | | | | | | |
| | そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |

(注)1. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額を記載しております。

2. 「減価償却累計額」欄には減損損失累計額が含まれております。

3. 「当期増加額」のうち、たな卸資産として計上していた不動産の一部について、保有目的を変更したため、下記の固定資産に振り替え表示しているものが含まれております。

- *1 土地 百万円
- *2 その他の有形固定資産 百万円

4. 「当期減少額」のうち、下記の固定資産として保有していた不動産の一部について、保有目的を変更したため、たな卸資産に振り替え表示しているものが含まれております。

- *1 建物 百万円
- *2 信託建物 百万円
- *3 構築物 百万円
- *4 機械及び装置 百万円
- *5 工具、器具及び備品 百万円
- *6 土地 百万円
- *7 信託土地 百万円
- *8 借地権 百万円
- *9 その他の無形固定資産 百万円

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

| 区 分 | 期 首 残 高 | 当 期 増 加 額 | 当 期 減 少 額 | | 期 末 残 高 | 摘 要 |
|-------------------|------------|--------------|-----------|-----|------------|-----|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | | | | | | |
| 賞 与 引 当 金 | | | | | 1,222 | |
| 退 職 給 付 引 当 金 | | | | | 4,403 | |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | | | | | 71 | |
| 事 業 譲 渡 損 失 引 当 金 | | | | | - | |

(注)1. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」欄のうち、百万円は債権回収によるものであり百万円は一般債権の貸倒実績率洗替によるものであります。

2. 引当金の計上の理由及び額の算定の方法は個別注記表に記載しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------|---------|--------------|---------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 414,373 | 流動負債 | 476,795 |
| 現金及び預金 | | 営業未払金 | |
| 営業未収入金 | | 関係会社借入金 | |
| 販売用不動産 | | 未払法人税等 | |
| 仕掛販売用不動産 | | 未払費用 | |
| 貯蔵品 | | 前受り金 | |
| エクイティ出資金 | | 預賞与引当金 | 1,181 |
| 前払費用 | | その他 | |
| 前払の金 | | | |
| 貸倒引当金 | | | |
| 固定資産 | 156,587 | 固定負債 | 8,743 |
| 有形固定資産 | | 預り保証金 | |
| 建物 | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| 信託建物 | | 退職給付引当金 | 4,606 |
| 構築物 | | 役員退職慰労引当金 | 81 |
| 信託構築物 | | その他 | |
| 機械及び装置 | | | |
| 信託機械及び装置 | | | |
| 工具、器具及び備品 | | | |
| 信託工具、器具及び備品 | | | |
| 土地 | | | |
| 信託土地 | | | |
| その他 | | | |
| 無形固定資産 | | 負債合計 | 485,538 |
| 借地権 | | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | | 株主資本 | 89,215 |
| その他 | | 資本金 | 15,000 |
| 投資その他の資産 | | 資本剰余金 | 5,000 |
| 投資有価証券 | | 資本準備金 | 5,000 |
| 関係会社株式 | | | |
| 長期貸付金 | | 利益剰余金 | 69,215 |
| 関係会社長期貸付金 | | 利益準備金 | 533 |
| 破産更生債権等 | | その他利益剰余金 | 68,682 |
| 差入保証金 | | 繰越利益剰余金 | |
| 前払年金費用 | | | |
| 長期前払費用 | | 評価・換算差額等 | △ 3,793 |
| 繰延税金資産 | | 土地再評価差額金 | △ 3,793 |
| その他 | | | |
| 貸倒引当金 | | | |
| 資産合計 | 570,960 | 純資産合計 | 85,422 |
| | | 負債純資産合計 | 570,960 |

(注)記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019 年 4 月 1 日)
(至 2020 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----|-----------------------|-------|---------|
| I | 営 業 収 入 | | 269,660 |
| II | 営 業 原 価 | | 231,161 |
| | 売 上 総 利 益 | | 38,499 |
| III | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 13,769 |
| | 営 業 利 益 | | 24,729 |
| IV | 営 業 外 収 益 | | |
| | 受 取 利 息 | | 39 |
| | 雑 収 入 | | |
| V | 営 業 外 費 用 | | |
| | 支 払 利 息 | | 1,583 |
| | 雑 損 失 | | |
| | 経 常 利 益 | | 23,184 |
| VI | 特 別 利 益 | | |
| | 固 定 資 産 売 却 益 | | 9 |
| VII | 特 別 損 失 | | |
| | 固 定 資 産 売 却 損 | | |
| | 固 定 資 産 除 却 損 | | |
| | 減 損 損 失 | | |
| | 子 会 社 清 算 損 | | 50 |
| | 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 23,143 |
| | 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,205 | |
| | 法 人 税 等 調 整 額 | 2,508 | |
| | 当 期 純 利 益 | | 16,429 |

(注)記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2019 年 4 月 1 日)
(至 2020 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|--------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | | | | | | | |
| 当期末残高 | 15,000 | 5,000 | — | 5,000 | 533 | 68,682 | 69,215 |

| | 株主資本 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|--------|----------|------------|--------|
| | 株主資本合計 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | | | | |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 89,215 | △3,793 | △3,793 | 85,422 |

(注)記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

計 算 書 類 に 係 る 附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

| 区 分 | 資 産 の 種 類 | 期 首 帳簿価額 | 当 期 増加額 | 当 期 減少額 | 当 期 償却額 | 期 末 帳簿価額 | 減価償却 累計額 | 期 末 取得原価 |
|----------------------------|---------------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 有 形 固 定 資 産 | 建 物 | | | | | | | |
| | 信 託 建 物 | | | | | | | |
| | 構 築 物 | | | | | | | |
| | 信 託 構 築 物 | | | | | | | |
| | 機 械 及 び 装 置 | | | | | | | |
| | 信 託 機 械 及 び 装 置 | | | | | | | |
| | 工 具、器 具 及 び 備 品 | | | | | | | |
| | 信 託 工 具、器 具 及 び 備 品 | | | | | | | |
| | 土 地 | | | | | | | |
| | 信 託 土 地 | | | | | | | |
| | その他の有形固定資産 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | 借 地 権 | | | | | | | |
| | ソ フ ト ウ ェ ア | | | | | | | |
| | その他の無形固定資産 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |

(注)1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額を記載しております。

2. 「減価償却累計額」欄には減損損失累計額が含まれております。

3. 「当期減少額」のうち、下記の固定資産として保有していた不動産の一部について、保有目的を変更したため、たな卸資産に振り替え表示しているものが含まれております。

| | |
|---------------|-----|
| *1 建物 | 百万円 |
| *2 構築物 | 百万円 |
| *3 機械及び装置 | 百万円 |
| *4 工具、器具及び備品 | 百万円 |
| *5 土地 | 百万円 |
| *6 その他の有形固定資産 | 百万円 |

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

| 区 分 | 期 首 残 高 | 当 期 増加額 | 当 期 減 少 額 | | 期 末 残 高 | 摘 要 |
|-------------------|------------|------------|-----------|-----|------------|-----|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | | | | | | |
| 賞 与 引 当 金 | | | | | 1,181 | |
| 退 職 給 付 引 当 金 | | | | | 4,606 | |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | | | | | 81 | |

(注)1. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」欄のうち、百万円は債権回収によるものであり、百万円は一般債権の貸倒実績率洗替によるものであります。

2. 引当金の計上の理由及び額の算定の方法は個別注記表に記載しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------|---------|--------------|---------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 459,579 | 流動負債 | 572,781 |
| 現金及び預金 | | 営業未払金 | |
| 営業未収入金 | | 関係会社借入金 | |
| 販売用不動産 | | 未払法人税等 | |
| 仕掛販売用不動産 | | 未払費用 | |
| 貯蔵品 | | 前受り金 | |
| エクイティ出資金 | | 預賞与引当金 | 1,328 |
| 前払費用 | | その他 | |
| 前倒引当金 | | | |
| 固定資産 | 211,673 | 固定負債 | 9,253 |
| 有形固定資産 | | 預り保証金 | |
| 建物 | | 再評価に係る繰延税金負債 | |
| 構築物 | | 退職給付引当金 | 4,763 |
| 機械及び装置 | | 役員退職慰労引当金 | 74 |
| 工具、器具及び備品 | | その他 | |
| 土地 | | | |
| その他 | | | |
| 無形固定資産 | | 負債合計 | 582,034 |
| 借地権 | | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | | 株主資本 | 93,011 |
| その他 | | 資本金 | 15,000 |
| 投資その他の資産 | | 資本剰余金 | 5,000 |
| 投資有価証券 | | 資本準備金 | 5,000 |
| 関係会社株 | | 利益剰余金 | 73,011 |
| 長期貸付金 | | 利益準備金 | 533 |
| 破産更生債権 | | その他利益剰余金 | 72,478 |
| 差入保証金 | | 繰越利益剰余金 | |
| 前払年金費用 | | | |
| 長期前払費用 | | 評価・換算差額等 | △ 3,793 |
| 繰延税金資産 | | 土地再評価差額金 | △ 3,793 |
| その他 | | | |
| 前倒引当金 | | | |
| 資産合計 | 671,252 | 純資産合計 | 89,218 |
| | | 負債純資産合計 | 671,252 |

(注)記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

損 益 計 算 書

（ 自 2020 年 4 月 1 日 ）
（ 至 2021 年 3 月 31 日 ）

（単位：百万円）

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----|-----------------------|-------|---------|
| I | 営 業 収 入 | | 251,093 |
| II | 営 業 原 価 | | 212,980 |
| | 売 上 総 利 益 | | 38,113 |
| III | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 14,411 |
| | 営 業 利 益 | | 23,702 |
| IV | 営 業 外 収 益 | | |
| | 受 取 利 息 | | 44 |
| | 雑 収 入 | | |
| V | 営 業 外 費 用 | | |
| | 支 払 利 息 | | 1,599 |
| | 雑 損 失 | | |
| | 経 常 利 益 | | 22,146 |
| VI | 特 別 損 失 | | |
| | 固 定 資 産 売 却 損 | | |
| | 固 定 資 産 除 却 損 | | |
| | 減 損 損 失 | | 383 |
| | 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 21,762 |
| | 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 7,000 | |
| | 法 人 税 等 調 整 額 | 11 | |
| | 当 期 純 利 益 | | 14,750 |

(注)記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2020 年 4 月 1 日)
(至 2021 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|--------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | | | | | | | |
| 当期末残高 | 15,000 | 5,000 | — | 5,000 | 533 | 72,478 | 73,011 |

| | 株主資本 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|--------|----------|------------|--------|
| | 株主資本合計 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | | | | |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 93,011 | △3,793 | △3,793 | 89,218 |

(注)記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

計 算 書 類 に 係 る 附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

| 区 分 | 資 産 の 種 類 | 期 首 | 当 期 | 当 期 | 当 期 | 期 末 | 減 価 償 却 | 期 末 |
|-------------|-----------------------|---------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
| | | 帳 簿 価 額 | 増 加 額 | 減 少 額 | 償 却 額 | 帳 簿 価 額 | 累 計 額 | 取 得 原 価 |
| 有 形 固 定 資 産 | 建 物 | | | | | | | |
| | 信 託 建 物 | | | | | | | |
| | 構 築 物 | | | | | | | |
| | 信 託 構 築 物 | | | | | | | |
| | 機 械 及 び 装 置 | | | | | | | |
| | 信 託 機 械 及 び 装 置 | | | | | | | |
| | 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | | | | | | | |
| | 信 託 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | | | | | | | |
| | 土 地 | | | | | | | |
| | 信 託 土 地 | | | | | | | |
| | そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | 借 地 権 | | | | | | | |
| | ソ フ ト ウ ェ ア | | | | | | | |
| | そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |

- (注)1. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額を記載しております。
2. 「減価償却累計額」欄には減損損失累計額が含まれております。
3. 「当期減少額」のうち、下記の固定資産として保有していた不動産の一部について、保有目的を変更したため、たな卸資産に振り替え表示しているものが含まれております。
- *1 建物 百万円
 - *2 信託建物 百万円
 - *3 構築物 百万円
 - *4 信託構築物 百万円
 - *5 機械及び装置 百万円
 - *6 信託機械及び装置 百万円
 - *7 工具、器具及び備品 百万円
 - *8 信託工具、器具及び備品 百万円
 - *9 土地 百万円
 - *10 信託土地 百万円
 - *11 その他の有形固定資産 百万円

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

| 区 分 | 期 首 残 高 | 当 期 増 加 額 | 当 期 減 少 額 | | 期 末 残 高 | 摘 要 |
|-------------------|------------|--------------|-----------|-----|------------|-----|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | | | | | | |
| 賞 与 引 当 金 | | | | | 1,328 | |
| 退 職 給 付 引 当 金 | | | | | 4,763 | |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | | | | | 74 | |

- (注)1. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」欄のうち、百万円は債権回収によるものであり、百万円は一般債権の貸倒実績率洗替によるものであります。
2. 引当金の計上の理由及び額の算定の方法は個別注記表に記載しております。

5. 参考書類

- (3) 都市再開発法施行規則第7条に規定する設計の概要
の設定に関する技術的基準の適否表

都市再開発法施行規則第7条に規定する設計の概要の設定に関する技術的基準の適否表

| 条文 | 適否 | 説明 |
|--|----|--|
| <p>一 設計の概要は、施行地区内の水道施設等の機能の維持と災害時における避難路等災害防止上必要な施設の確保を考慮して定めなければならない。</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・給水方式は、受水槽＋加压給水ポンプ方式とする。受水槽には緊急遮断弁（感震器共）を設置する。 ・災害時における避難路として、A～D棟全てに2か所避難階段又は特別避難階段を設置する。 |
| <p>二 設計の概要は、施行地区又はその周辺の地域における義務教育施設、水道施設等の公益的施設の整備の状況を勘案して、当該施行地区及びその周辺の地域における利便の保全を図られるように定めなければならない。</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・市道小山三軒家線及び市道鋸坂線に沿い、壁面の位置を制限（境界から2m）し、歩道状スペースとして整備することで、周辺地域の利便性に寄与する。 ・東街区を東西に横断する歩行者通路を整備することにより、不特定多数が利用する三島駅周辺の歩行者動線において、安全な歩行者空間を確保し、周辺地域の利便性に寄与する。 |
| <p>三 設計の概要は、施設建築物に関し権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、できる限り、当該施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・溶岩掘削量の低減を図るため、溶岩レベルの高低差を生かした配置計画とする。また、A棟では床付けレベルに高低差を設けるなど、基礎形状においても溶岩掘削量を考慮した構造計画とする。 ・施工床面積の無駄を省くため、合理的な平面計画を行う。また、断面計画においては、求められる天井高を確保した上で必要十分な階高とすることにより、工事費の低廉化を図る。 |
| <p>四 施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する施設建築物の各戸を集約的に配置することができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することができるものとしなければならない。</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・店舗を各棟低層階に集約することにより、来街者の利便性を高め、にぎわいの創出を図る。 ・公益施設をA棟4階に、住宅をA棟及びD棟に集約することにより、各用途に合わせた合理的な配置を行う。 |
| <p>五 施設建築物の構造は、施設建築物の規模及び各階の用途に応じた施設建築物の安全性並びに各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・A棟は免震構造、B～D棟は耐震構造とし、規模や用途に応じた安全性を確保する。 |
| <p>六 施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正な規模及び配置のものとし、管理保全の利便</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・A～D棟において、共用部分は設備を含め、可能な限り用途毎に分離することにより、管理保全の利便性を確保する。 |

| | | |
|--|---|--|
| <p>が確保されたものとしなければならぬ。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・D棟1階の店舗は、店舗全体の規模としては小規模であることから、外向き店舗として効率的な配置を行うとともに、2階以上の住宅とは明確に動線を分離する。 |
| <p>七 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、施設建築物の規模及び建築形態並びに用途構成に応じて、良好な都市環境が形成されるよう適切に配置しなければならぬ。</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・東街区を東西に横断する歩行者通路には、広場や遊び場を隣接させ、良好な都市環境の形成に寄与する計画とする。 ・C棟には南側及び東側の道路からのアクセスを可能とし、利用者の利便性に配慮する。 |
| <p>八 施設建築敷地内の通路は、施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設に適切に連絡するよう配置しなければならぬ。</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内車路は敷地を横断しつつ、A棟北側に延長させた逆丁字型とすることにより、A～D棟全ての施設への車両動線を確保する。 ・B地区と一体となった2階レベルの歩行者通路に面する形で、各棟の歩行者動線を確保することにより、歩車分離を実現する。 |
| <p>九 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならぬ。</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・A棟南西角に設置する消防活動空地に近接する形で、防火水槽を設置する計画とする。 |
| <p>十 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、施設建築物の規模及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配置しなければならぬ。</p> | 適 | <ul style="list-style-type: none"> ・給水施設及び排水施設、電気施設は、管理の利便性に配慮し、各棟それぞれ南側及び東側道路の適切な位置から引込み、供給かつ接続する。 ・ガス施設は、東側道路沿いに地域ガバナを設置し、災害に強い中圧ガスの供給を受け、各棟に供給する。 |

5. 添付書類

(4) 参加組合員協定書 (写し)

三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業に関わる

参加組合員協定書

(甲) 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合

(乙) ミサワホーム株式会社

株式会社ミサワホーム静岡

東レ建設株式会社

野村不動産株式会社

三菱地所レジデンス株式会社

三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業に関わる参加組合員協定書

三島駅南口東街区市街地再開発準備組合（以下「甲」という。）とミサワホーム株式会社、株式会社ミサワホーム静岡、東レ建設株式会社、野村不動産株式会社、三菱地所レジデンス株式会社（以下5社を総称し「乙」という。）とは、平成30年8月28日付で締結した「三島駅南口東街区第一種市街地再開発事業に関する事業協力協定書」（以下「原協定書」という。）第4条の規定及び、甲が都市再開発法（昭和44年6月3日法律第38号。以下「法」という。）の第11条の規定に基づき、第一種市街地再開発事業を施行する目的で、乙が法第21条に規定する参加組合員として参加し（この協定により参加組合員として予定される者を以下「参加組合員予定者」という。）、保留床を取得することに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的と事業スケジュール）

第1条 甲及び乙は、甲が施行する三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）の実現のため、互いに協力するものとする。

2 本事業の事業スケジュールは、令和8年度内に竣工予定とするが、今後の事業認可手続き、権利変換認可手続き、工事期間等により変動の可能性があることを甲乙確認し、本事業を推進するものとする。

（参加組合員）

第2条 甲は、法第9条に規定する定款に乙を参加組合員として定めるものとする。

2 甲及び乙は、本事業に対する法第19条に基づく三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合（以下「本組合」という。）設立の認可の公告がなされた場合には、法に基づく甲の必要な手続きを経たうえで、法第72条に基づく本事業の権利変換計画の認可後速やかに「参加組合員契約」を締結するものとし、本事業により新築される建築物等（以下「施設建築物」という。）の設計、権利床の調整等を踏まえてこの時点までに位置、面積、仕様、負担金の額、納付時期を確定させるものとする。

（保留床の概要・床配置・床価格）

第3条 甲は、乙が権利変換計画の定めるところの住宅及び非住宅保留床（以下「保留床」という。）を参加組合員として取得することを前条第2項に定める「参加組合員契約」において確認するものとする。

2 乙が取得する保留床は、甲が本組合になった後、本事業の権利者が権利変換計画により取得する権利床及び増床（以下「権利床等」という。）を除く床とする。

（負担金概算額）

第4条 乙は参加組合員として、権利変換計画に基づき、保留床を取得するものとし、位置、面積、負担金の額は、下表を基本とする。なお、負担金概算額は、土地相当額と建物相当額に現在の消費税率10%を合算した額であり、将来消費税が変動した場合は、その変更後の税率をもって金額を確定するものとする。

〈保留床の概要〉

| 参加組員 名称 (主たる事務所の所在地) | 参加組員に与えられることとなる保留床等の概要 | | | | 負担金 (百万円) (消費税 込) |
|--|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|-------------------------|----------------------------|
| | 施設建築 敷地 | 施設建築物の一部 (専有部及び共用部の共有持分) | | | |
| | | 共有持分 | 用途 | 位置 | |
| ミサワホーム株式会社 (東京都新宿区西新宿二丁目 4番1号) | 権利変換計 画において 定めるところによる | 店舗・事務 所・住宅(賃 貸)・公益的 施設等 | 権利変換計 画において 定めるところによる | 約 4,262 m ² | 概算額 約 11,075 |
| ミサワホーム株式会社 (東京都新宿区西新宿二丁目 4番1号) 株式会社ミサワホーム静岡 (静岡県静岡市駿河区手越 367番地) 東レ建設株式会社 (大阪府大阪市北区中之島三 丁目3番3号) 野村不動産株式会社 (東京都新宿区西新宿一丁目 26番2号) 三菱地所レジデンス株式会社 (東京都千代田区大手町1丁 目9番2号) | 権利変換計 画において 定めるところによる | 住宅(分譲) | 権利変換計 画において 定めるところによる | 約 20,557 m ² | |

2 経済情勢の変動、事業計画(末尾添付2)の施設計画・事業施行期間・資金計画の変更等により、乙が想定していた保留床価格に大きな変更が生じることとなった場合は、前項記載の参加組員負担金の概算額について甲乙協議するものとする。

(負担金の支払い方法)

第5条 乙は、前条に規定する負担金を分割して甲に納付することとし、その納付期限及び納付額は以下の通りとする。

| 負担金の納付回次 | 負担金の納付期限 | 負担金の納付額 |
|----------|-------------------|----------|
| 第1回 | 権利変換期日から1か月以内 | 負担金額の10% |
| 第2回 | 施設建築物工事着工日から1か月以内 | 負担金額の10% |
| 最終回 | 工事完了公告の日から1か月以内 | 残額 |

2 甲は、前条の負担金の支払いに伴い、納付期限の30日前までに、乙に対して納付期限及び納

付額等を明示した通知書を送付する。

(乙の協力)

第6条 乙は本事業の円滑な推進のため、以下の協力事項をもって甲を支援するものとする。

- 一 本事業の推進に係る事務局運営への支援・調整等に関する事項
- 二 本事業推進に伴う地権者及び関係権利者（以下「地権者等」という。）との協議及び合意形成への支援・調整等に関する事項
- 三 地区外転出地権者等の代替地の斡旋などの支援・調整等に関する事項
- 四 本事業を遂行するうえで必要となる権利変換計画策定、実施設計、管理運営計画策定等専門委託業務の発注手続きならびに行政機関・関係者等との協議への支援・調整等に関する事項
- 五 本事業に係る諸工事の発注及び施工への支援・調整に関する業務
- 六 その他本事業に係る協力支援及びノウハウの提供

(立替金の精算)

第7条 原協定書第2条3項に基づき乙が甲に立て替えた費用については、本組合が設立された時点で本組合の会計に組み入れるものとし、本組合は自らによる資金調達が可能になった日以後、乙の指定する期日（以下「本返済期日」という。）までに当該費用を一括して乙に返済するものとする。但し、この立替金は本事業の参加組合員となることを目的とした乙の事業協力の一部であるため、当該費用に利息を付さないものとする。

2 本返済期日以前に、原協定書第2条第3項に基づき乙が甲に立て替えた費用は本協定の締結による原協定書の失効後であっても、2019年1月21日付、2020年3月31日付、2020年11月27日付で其々締結している「三島駅南口東街区市街地再開発事業 費用立替に関する覚書」に基づき処理するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日より第2条に規定する参加組合員契約の締結日までとする。

(設計の協議)

第9条 甲は、施設建築物の設計及び仕様について、乙の商品企画を尊重し、事業計画（末尾添付2）の施設計画を基に、今後乙と協議して定めるものとする。

(工事監理等)

第10条 乙は、甲が発注する施設建築物の工事請負業者（以下「工事請負業者」という。）及び工事監理受託者（以下「工事監理受託者」という。）が行う保留床に係る工事について、指導、確認及び乙の指定する設計・施工基準等による品質の管理を行うことができるものとし、甲は、施設建築物の建設工事（以下「施設建設工事」という。）の請負契約及び工事監理業務の委託契

約において、当該事項を契約書に明記することとする。

- 2 甲及び乙は、保留床の工事監理及び検査の方法等に関して詳細に協議を行い、甲及び乙、工事請負業者、工事監理受託者の4者で、工事請負業者及び工事監理受託者が乙の指導、確認及び乙の指定する設計・施工基準等による品質の管理を受ける旨を定めた協定を別途締結するものとする。

(保留床の引渡し)

第11条 甲から乙への保留床の引渡し日は、甲が工事請負業者との間で締結する施設建設工事の請負契約締結時に決定するものとし、甲は当該引渡し日までに、保留床に係る工事を完了し、乙による検査・保留床の分譲購入者の内覧会の指摘事項等の是正工事を完了させた上で、速やかに乙に引き渡すものとする。

- 2 前項に規定する是正工事を乙が確認したときは、甲は、乙に対して施設建築物に係る完成図及び乙の必要とする分譲・引渡し等に必要な書類を提出するものとする。
- 3 甲は、前二項において甲の義務として定めた事項を施設建設工事の請負契約及び工事監理業務の委託契約に明記するものとする。

(管理運営等)

第12条 甲は、建物の区分所有等に関する法律第30条第1項に規定される規約（以下「管理規約」という。）の制定を含め、施設建築物及びその敷地の管理運営計画を作成するにあたっては、乙と協議のうえ決定する。

- 2 甲は乙と協議の上、保留床の分譲販売活動を開始するまでに管理業務を行う管理会社を決定し、施設建築物の竣工後の管理規約案、管理費・修繕積立金・修繕積立基金及びその他諸経費の予定額等を甲の総会にて議決を得るものとする。
- 3 甲は、施設建築物及びその敷地の管理業務を行う当初の管理会社を決定するに当たり、乙の推薦する管理会社から選定を行うものとする。

(保留床に係る登記)

第13条 甲は、法第87条に規定する権利変換期日後、遅滞なく法第90条に規定する施設建築敷地の権利に係る登記手続を完了し、その証として速やかに乙に対し登記識別情報を提出するものとする。

- 2 甲は、法第100条に規定する公告後、遅滞なく法第101条に規定する施設建築物に関する登記手続を完了し、その証として速やかに乙に対し登記識別情報を交付するものとする。

(公租公課等)

第14条 乙が取得する保留床のうち、施設建築敷地に賦課される公租公課は、権利変換期日をもって区分し、権利変換期日以降の分は乙の負担とする。

- 2 公租公課の納付分担の起算日は権利変換期日の属する年の1月1日とする。
- 3 公租公課の分担金の清算時期及び方法は、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 前条の規定により甲が行う登記のうち、乙の取得する保留床の所有権保存・移転登記に関する

る登録免許税は、乙又は乙の指定する者の負担とする。

- 5 電気、ガス、水道、管理費、修繕積立金その他保留床の利用に係る費用及び収益は、宛名名義に関わらず保留床の引渡日をもって区分し、前日までの分は甲に、その日以降の分は乙が負担または取得する。

(土壌汚染・地中埋設物等)

第 15 条 甲は、施設建築敷地内について、土壌汚染対策法その他関連する法令、条例、指針等を遵守する方法により、土壌汚染調査を実施し、調査の結果土壌汚染・地下水の水質汚濁等に係る環境省告示その他関係行政庁が定める基準を超える物質等の存在が認められた場合、施設建築物竣工までに甲の責任と負担において、これらの汚染の除去抹消等を適切に行うものとする。

- 2 甲は、地中埋設物、廃棄物（油及び油分並びにこれらを含む土壌を含むが、これに限られない。）、その他予定建築物の建築に支障を来す物等の瑕疵がある場合、施設建築物竣工までに甲の責任と負担において、これらの物的瑕疵の除去抹消等を適切に行うものとする。

(協議事項)

第 16 条 甲は、次の各号に掲げる事項について、予め乙と協議の上決定する。

- 一 定款、事業計画の変更
- 二 事業スケジュールの決定・変更
- 三 権利変換計画の作成及び変更
- 四 管理規約の制定
- 五 施設建設工事の請負契約の内容・条件・工期及び締結
- 六 施設建設工事の請負契約後の工期変更
- 七 第 5 条に規定する負担金の納付時期及び納付額
- 八 保留床の価格の確定
- 九 事業費に余剰金（消費税還付金含む）が発生した場合の取扱い
- 十 その他、甲又は乙が重要と認めた事項

(事業の名称)

第 17 条 本事業全体の名称（街の名称等）は乙が提案し、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

(分譲事業への協力)

第 18 条 甲は、乙が取得する住宅保留床を、乙が事業者として第三者へ分譲販売することをあらかじめ確認する。

- 2 乙は、保留床を分譲するにあたっての販売価格、販売時期を任意に決定する。
- 3 甲は、乙が行う住宅保留床の分譲について、販売活動、住宅保留床の購入者による内覧会対応、引渡し、引越し、その他分譲事業（以下「販売活動等」という。）に関して協力する。
- 4 乙が、施設建築物の工事期間中に施設建築敷地及び保留床の一部等を、販売活動等におけるモデルルーム及びイベント等として使用・公開する希望がある場合、甲は乙に協力するものとする。

する。また、モデルルーム等の設置に関し、乙は施設建築物敷地及び保留床の一部等は無償使用できるものとする。

- 5 甲は、施設建設工事の請負契約及び工事監理業務の委託契約において、以下の項目を明記するものとし、その詳細は別途協議するものとする。
 - 一 乙が行う分譲パンフレット、モデルルーム、模型その他の販売用ツール作成・内覧会対応等への協力
 - 二 乙が行う販売活動等に必要な書類の適宜作成への協力及び乙への提出
 - 三 乙が乙の顧客への乙が取得する保留床分譲・引渡時に必要な図面及び書類を乙に提供すること
 - 四 長期修繕計画作成及び修繕積立金試算の協力
 - 五 施設建設工事中における振動騒音測定や販売用の眺望写真の撮影への協力
 - 六 乙が行う分譲にあたり乙が採用するオーダーメイド、セレクトプラン、オプション等への協力
- 6 乙が販売する保留床の専有部内の設計・仕様等につき、乙及び保留床の分譲購入者が、設計変更をすることができる譲渡契約を締結することを、甲は予め了承する。
- 7 乙が施設建築物の改善を目的とした設計等変更を甲に求めた時は、甲乙協議を行うものとする。
- 8 住宅名称は、乙の分譲開始時まで乙が提案し、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

(非住宅事業への協力)

- 第19条 甲は、乙のうち第4条の表〈保留床の概要〉に示す非住宅保留床取得者が、非住宅保留床を任意に運用することを確認する。
- 2 甲及び乙は、施設等の充実を図るため相互に協力を行う。
 - 3 テナント誘致を円滑に進めるため、甲と乙は取得する床の位置、規模について、本協定締結後、速やかに協議を開始する。
 - 4 乙は、権利床の運用について、事業スキームの提案等の協力を行う。
 - 5 その他、相互に影響を及ぼす事項は甲乙協議し決定する。

(契約不適合責任)

- 第20条 甲は、工事請負業者との間で締結する施設建設工事の請負契約において、次の各号についての定めを設けるものとする。
- 一 保留床についての契約不適合責任及びアフターサービスに関する請求権を、乙に承継させる旨
 - 二 別途乙が定めるアフターサービス基準に基づき、工事請負業者はアフターサービスを履行する旨
 - 三 保留床のクレーム対応は乙が行い、乙自ら工事請負業者へ直接前二号に係る請求・指示する権利を有する旨

(地位の譲渡)

第21条 甲及び乙は、甲が本組合に譲渡又は承継させる場合を除き、本協定に基づく権利及び義務並びに本協定当事者としての地位を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。但し、事前に相手方の書面による承認を得て、法に基づく甲の必要な手続きを経た場合はこの限りではない。

(本協定の変更又は解除)

第22条 甲及び乙は本事業の重要性に鑑み、一方的に本協定を解除又は解約できない。

- 2 甲又は乙が本協定に違背し、期限を定めた履行の催告に応じない場合は、相手方は本協定を解除できるものとし、違背した相手方に対して、損害賠償を請求することができる。
- 3 甲及び乙は、天災地変、社会経済状況の大きな変動、権利者の合意形成、本事業の許認可上の事情等により、本事業の遂行の見通しが立たないと認められるとき、または、天災地変による保留床の滅失や毀損などのやむを得ない事情が生じた場合は、甲乙協議の上、本協定の変更又は本協定を解除できるものとし、甲乙双方は相手方に対し損害賠償等の請求は行わない。
- 4 第2項及び第3項の解除は、法に基づく必要な手続きを経る場合に限るものとする。
- 5 第3項に規定する解除の場合、原協定書第2条第3項に定める立替金は全額乙の負担とし、乙は、甲の役員及び構成員（甲が本組合に移行した場合の本組合の役員及び構成員を含む。）に対し、一切の返還請求を行わない。ただし、本協定の解除後、甲が乙以外の新たな事業協力者等を選定した場合には、甲は、乙以外の新たな事業協力者等から資金を調達し、乙に対して直ちに立替金等を返還するものとする。

(秘密保持)

- 第23条 甲及び乙は、業務を遂行する上で知り得た相手方（甲の組合員を含む。）の秘密及び本協定の内容（以下「秘密情報」という。）を、善良なる管理者の注意をもって秘密に保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。
- 一 開示又は提供時に既に公知であったもの、又は開示又は提供後に自らの責によることなく公知となったもの
 - 二 開示又は提供時に既に保有しているもの
 - 三 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - 四 秘密情報によらずに独自に取得したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令に基づき権限ある官公署から開示の要求があった場合には、当該要求の範囲内で秘密情報を開示することができるものとする。また、甲及び乙が、自己の関係会社に対して本事業遂行に必要な範囲において情報を開示すること、並びに甲の権利者又は乙が、法令上の秘密保持義務を負う弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等専門家に必要な情報を提供する場合は、相手方の事前の承諾なく秘密情報を開示することができるものとする。
- 3 甲及び乙は、秘密情報を当該開示又は提供の目的に必要な範囲内でのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報の漏えい、盗用及び改ざんをしてはならない。

- 4 甲及び乙は、個人情報保護法を遵守し、個人情報適正かつ安全に管理するものとする。
- 5 甲又は乙のいずれかが前四項に規定する義務に違背し、それにより損害が発生した場合、当該違反者は損害を被った相手方に損害賠償責任を負うものとする。
- 6 本協定が解除等により失効した場合においても本条項は効力を有する。

(反社会的勢力の排除)

第24条 甲及び乙は、現在、甲及び乙、甲及び乙の役員ならびに甲及び乙を代理又は媒介をする者が、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 一 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずるその他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること
 - 二 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていること
 - 三 反社会的勢力を不当に利用していること
 - 四 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していること
 - 五 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を将来にわたって行わないことを確約する。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また何らの催告を要しないで直ちに本協定を解除することができる。ただし、相手方の意図に反して前二項のいずれかに違反したと他方当事者が認めた場合において、相手方が速やかに当該違反状況を解消したときはこの限りではない。
- 4 前項の規定により本協定を解除された当事者は、解除により生じる損害等について、他方当事者に対し一切の請求を行わないものとする。一方、他方当事者が解除により被る損害等について、解除原因者に請求することを妨げない。

(印紙の負担)

第25条 本協定書に貼付する印紙の費用は、甲乙各自が負担する。

(管轄裁判所)

第26条 本協定に関し紛争（調停を含む）が生じた場合は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定外事項)

第27条 本協定に定めない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

令和4年1月28日

住所
甲 氏名

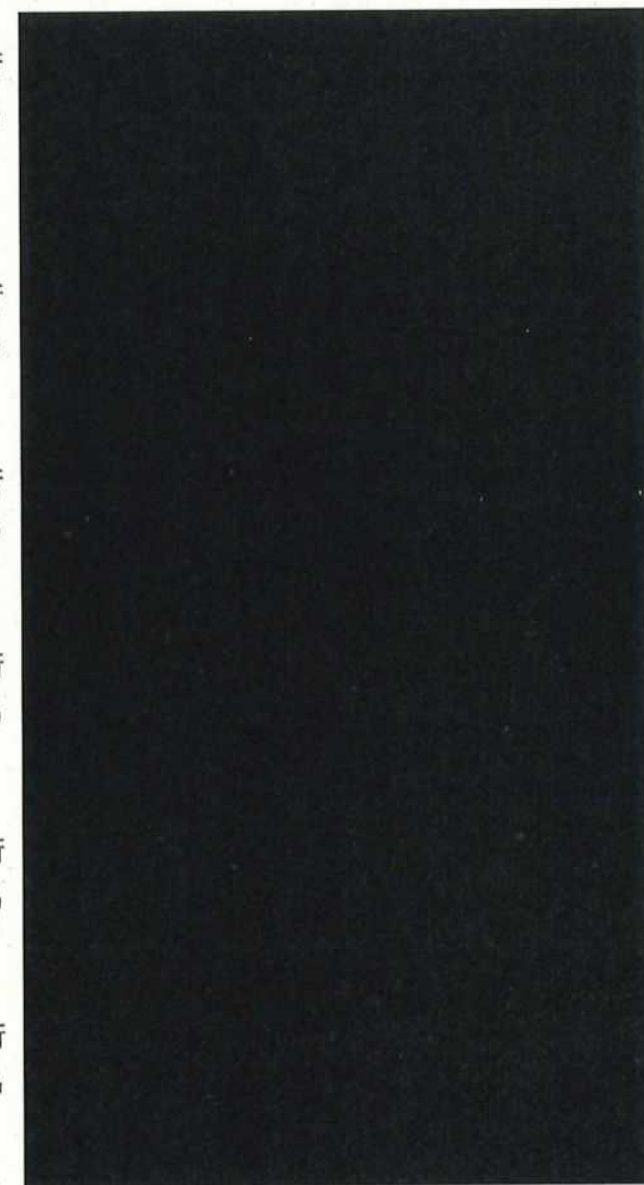
住所
乙 氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名



5. 添付書類

(5) 都市計画決定図書 (写し)

① 用途地域

東駿河湾広域都市計画用途地域の変更（三島市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（面積：小数点第1位まで表示）

| 種 類 | 面 積 | 建築物の容積率 | 建築物の建蔽率 | 外壁の退距離の限度 | 後部の敷地の積の最低限度 | 建築物の高さの限度 | そ の 他 び 考 |
|--------------|-------------|---------|---------|-----------|--------------|-----------|-----------|
| 第一種低層住居専用地域 | 約 66.9ha | 6/10以下 | 4/10以下 | — | — | 10m | |
| | 約 4.3ha | 8/10以下 | 4/10以下 | — | 165㎡ | 10m | |
| | 約 98.0ha | 8/10以下 | 5/10以下 | — | — | 10m | |
| | 約 183.5ha | 8/10以下 | 5/10以下 | — | 165㎡ | 10m | |
| | 約 37.9ha | 8/10以下 | 5/10以下 | — | 200㎡ | 10m | |
| 小 計 | 約 390.6ha | | | | | | 28.6% |
| 第二種低層住居専用地域 | 約 8.3ha | 8/10以下 | 5/10以下 | — | — | 10m | 0.6% |
| 第一種中高層住居専用地域 | 約 3.6ha | 10/10以下 | 5/10以下 | — | — | — | |
| | 約 10.2ha | 15/10以下 | 5/10以下 | — | — | — | |
| | 約 93.6ha | 15/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | |
| | 約 58.3ha | 20/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | |
| 小 計 | 約 165.7ha | | | | | | 12.1% |
| 第二種中高層住居専用地域 | 約 57.2ha | 15/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | |
| | 約 110.1ha | 20/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | |
| 小 計 | 約 167.3ha | | | | | | 12.2% |
| 第一種住居地域 | 約 135.4ha | 20/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | 9.9% |
| 第二種住居地域 | 約 114.1ha | 20/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | 8.3% |
| 準住居地域 | 約 40.5ha | 20/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | 3.0% |
| 近隣商業地域 | 約 113.1ha | 20/10以下 | 8/10以下 | — | — | — | 8.3% |
| 商業地域 | 約 34.5ha | 40/10以下 | 8/10以下 | — | — | — | 2.5% |
| 準工業地域 | 約 62.1ha | 20/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | 4.5% |
| 工業地域 | 約 115.7ha | 20/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | 8.5% |
| 工業専用地域 | 約 19.4ha | 20/10以下 | 6/10以下 | — | — | — | 1.4% |
| 合 計 | 約 1,366.7ha | | | | | | 100.0% |

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

「備考欄は、種類の面積の合計に対する値」

理 由

三島駅南口周辺地区の東街区における土地の高度利用と商業・業務機能の集積を図るため、用途地域に関する都市計画を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

三島駅南口周辺地区は、JR 三島駅と伊豆箱根鉄道駿豆線三島駅に隣接した場所であることから、広域交通の結節点周辺に相応しい都市機能が集積した市街地の形成が求められている。

「東駿河湾広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、広域圏の商業・業務拠点として、市街地の再開発・再整備を推進しながら土地の高度利用を促進するとともに、商業・業務機能の集積により、にぎわいのある魅力的な都市空間を創出する地区として位置付けている。

また、「第2次三島市都市計画マスタープラン」では、三島駅南口東街区は、広域健康医療拠点として、スマートウェルネスシティの一端を担う高次都市機能拠点施設を整備し、魅力ある施設とすることで、交流人口の増加、にぎわいの創出、市民生活や文化の質の向上につなげ、「健幸都市」のいっそうの進展を図る地区として位置付けている。

これらを踏まえて、三島駅南口周辺地区のうち東街区の本区域において、市街地再開発事業により、土地の高度利用を図るとともに、スマートウェルネスのまちづくりの発信拠点として、健康・医療・福祉・商業に関する多様な都市機能の集積に加え、利便性の高い都市型住宅が共存する複合交流拠点の形成と、歴史と緑あふれる市街地への玄関口としてにぎわいの創出を演出する都市拠点の形成を進めていくことから、本案のとおり用途地域を商業地域に変更する。

変更概要書

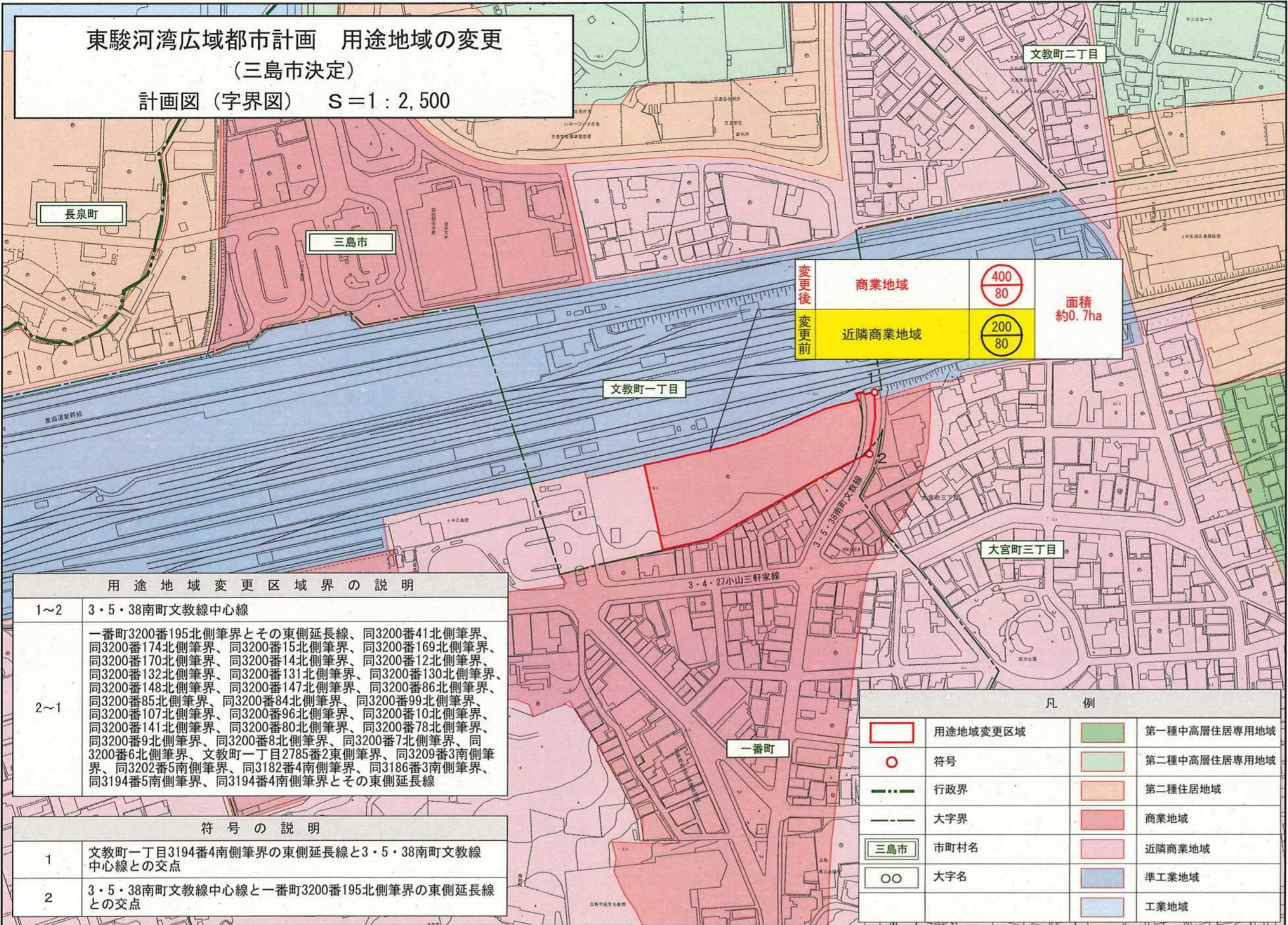
地区別用途地域変更面積表

| 市町名 | 地区名 | 面積 (ha) | 変更前 | | 変更後 | |
|-----|----------|------------|--------|--------------|------|--------------|
| | | | 用途地域 | 容積率 / 建蔽率 | 用途地域 | 容積率 / 建蔽率 |
| 三島市 | 三島駅南口東街区 | 約0.7ha | 近隣商業地域 | 200/80 | 商業地域 | 400/80 |
| 合計 | | 約0.7ha | | | | |

東駿河湾広域都市計画 用途地域の変更

(三島市決定)

計画図 (字界図) S=1:2,500



| | | | |
|-----|--------|-----------|--------------|
| 変更後 | 商業地域 | 400 80 | 面積 約0.7ha |
| 変更前 | 近隣商業地域 | 200 80 | |

| 用途地域変更区域界の説明 | |
|--------------|--|
| 1~2 | 3・5・38南町文教線中心線 |
| 2~1 | 一番町3200番195北側筆界とその東側延長線、同3200番41北側筆界、同3200番174北側筆界、同3200番15北側筆界、同3200番169北側筆界、同3200番170北側筆界、同3200番14北側筆界、同3200番12北側筆界、同3200番132北側筆界、同3200番131北側筆界、同3200番130北側筆界、同3200番148北側筆界、同3200番147北側筆界、同3200番86北側筆界、同3200番85北側筆界、同3200番84北側筆界、同3200番99北側筆界、同3200番107北側筆界、同3200番96北側筆界、同3200番10北側筆界、同3200番141北側筆界、同3200番80北側筆界、同3200番78北側筆界、同3200番9北側筆界、同3200番8北側筆界、同3200番7北側筆界、同3200番6北側筆界、文教町一丁目2785番2東側筆界、同3209番3南側筆界、同3202番5南側筆界、同3182番4南側筆界、同3186番3南側筆界、同3194番5南側筆界、同3194番4南側筆界とその東側延長線 |

| 符号の説明 | |
|-------|---|
| 1 | 文教町一丁目3194番4南側筆界の東側延長線と3・5・38南町文教線中心線との交点 |
| 2 | 3・5・38南町文教線中心線と一番町3200番195北側筆界の東側延長線との交点 |

| 凡例 | | | |
|----|----------|--|--------------|
| | 用途地域変更区域 | | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 符号 | | 第二種中高層住居専用地域 |
| | 行政界 | | 第二種住居地域 |
| | 大字界 | | 商業地域 |
| | 市町村名 | | 近隣商業地域 |
| | 大字名 | | 準工業地域 |
| | | | 工業地域 |

1 : 2, 500



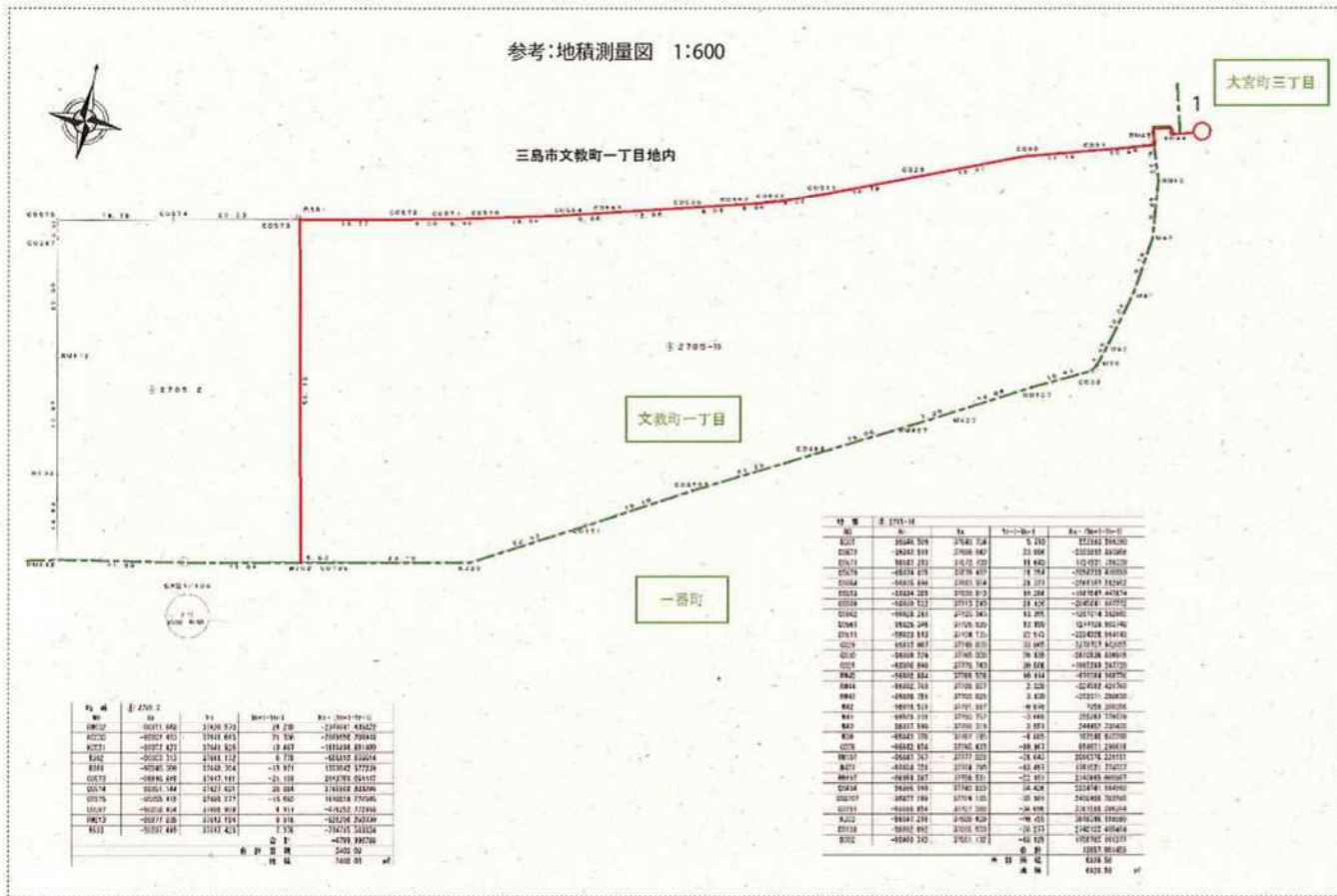
三島市基本図

1:2,500

VIII-NE 29-1, VIII-NE 29-2

F-1

東駿河湾広域都市計画 用途地域の変更
(三島市決定)
参考図:公図写図 S=1:600



凡例

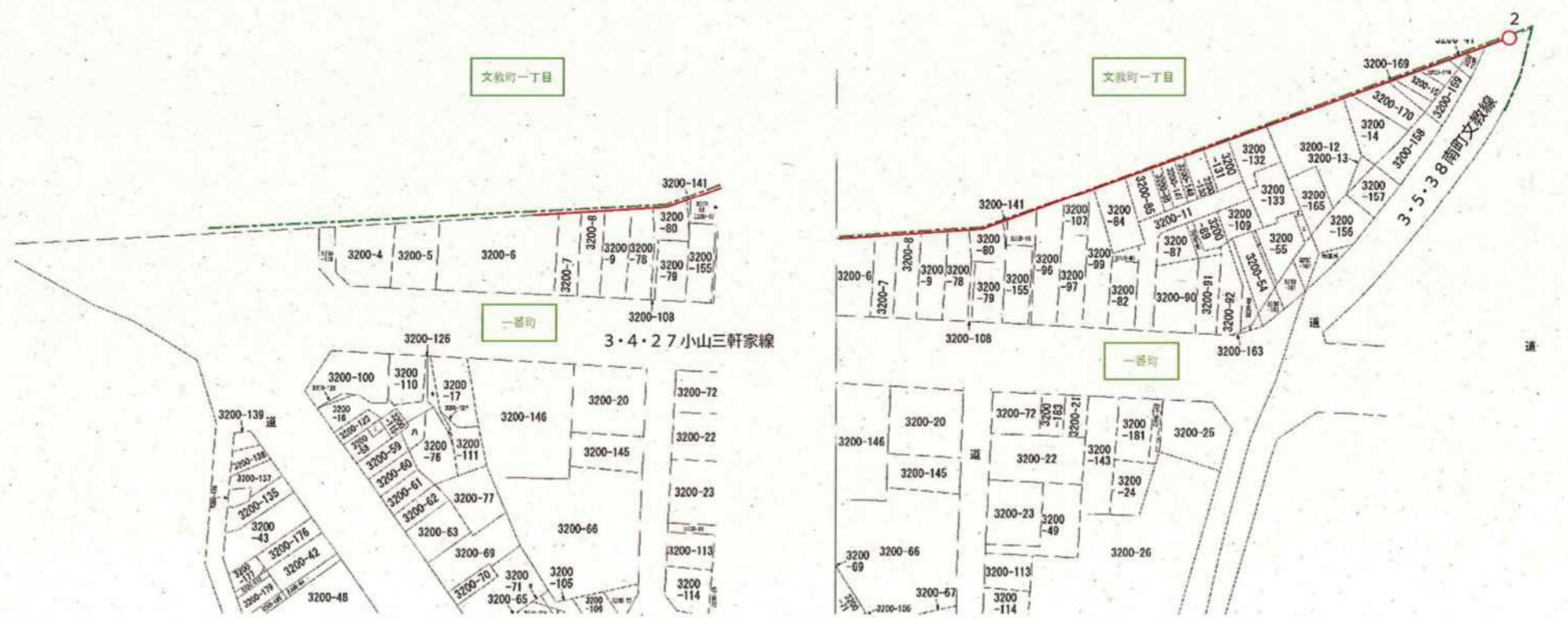
| | |
|-----|-------|
| — | 用途地域界 |
| ○ | 符号 |
| --- | 大字界 |
| □ | 大字名 |

符号の説明

| | |
|---|--|
| 1 | 文教町一丁目3194番4南側筆界の東側延長線と3.5.3.8南町文教線中心線との交点 |
| 2 | 3.5.3.8南町文教線中心線と一番町3200番195北側筆界の東側延長線との交点 |

用途地域変更区域界の説明

| | |
|-----|--|
| 2~1 | 一番町3200番195北側筆界とその東側延長線、同3200番41北側筆界、同3200番174北側筆界、同3200番15北側筆界、同3200番169北側筆界、同3200番170北側筆界、同3200番14北側筆界、同3200番12北側筆界、同3200番132北側筆界、同3200番131北側筆界、同3200番130北側筆界、同3200番148北側筆界、同3200番147北側筆界、同3200番86北側筆界、同3200番85北側筆界、同3200番84北側筆界、同3200番99北側筆界、同3200番107北側筆界、同3200番96北側筆界、同3200番10北側筆界、同3200番141北側筆界、同3200番80北側筆界、同3200番78北側筆界、同3200番9北側筆界、同3200番8北側筆界、同3200番7北側筆界、同3200番6北側筆界、文教町一丁目2785番2東側筆界、同3209番3南側筆界、同3202番5南側筆界、同3182番4南側筆界、同3186番3南側筆界、同3194番5南側筆界、同3194番4南側筆界とその東側延長線 |
|-----|--|



② 高度利用地区

東駿河湾広域都市計画高度利用地区の決定(三島市決定)

都市計画高度利用地区を次のように決定する。

| 種類 (地区名) | 面積 | 建築物の 容積率の 最高限度 | 建築物の 容積率の 最低限度 | 建築物の建 蔽率の最高 限度 注1 | 建築物の建 築面積の最 低限度 | 壁面の位 置の制限 注2 | 備考 |
|---|---------|----------------------|----------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------|----|
| 高度利用地区 (三島駅南口 東街区) | 約 1.2ha | 40/10 | 20/10 | 8/10 | 200 m ² | 2m | |
| <p>注1)ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた値とする。</p> <p>注2)ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 歩行者の通行の用に供する通路、歩行者デッキ、エレベーター、エスカレーター、階段その他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるための庇その他これに類する建築物の部分</p> | | | | | | | |

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由

三島駅南口周辺地区の東街区における土地の高度利用と商業・業務機能の集積を図るため、高度利用地区に関する都市計画を本案のとおり決定する。

決 定 理 由

三島駅南口周辺地区は、JR 三島駅と伊豆箱根鉄道駿豆線三島駅に隣接した場所であることから、広域交通の結節点周辺に相応しい都市機能が集積した市街地の形成が求められている。

「東駿河湾広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、広域圏の商業・業務拠点として、市街地の再開発・再整備を推進しながら土地の高度利用を促進するとともに、商業・業務機能の集積により、にぎわいのある魅力的な都市空間を創出する地区として位置付けている。

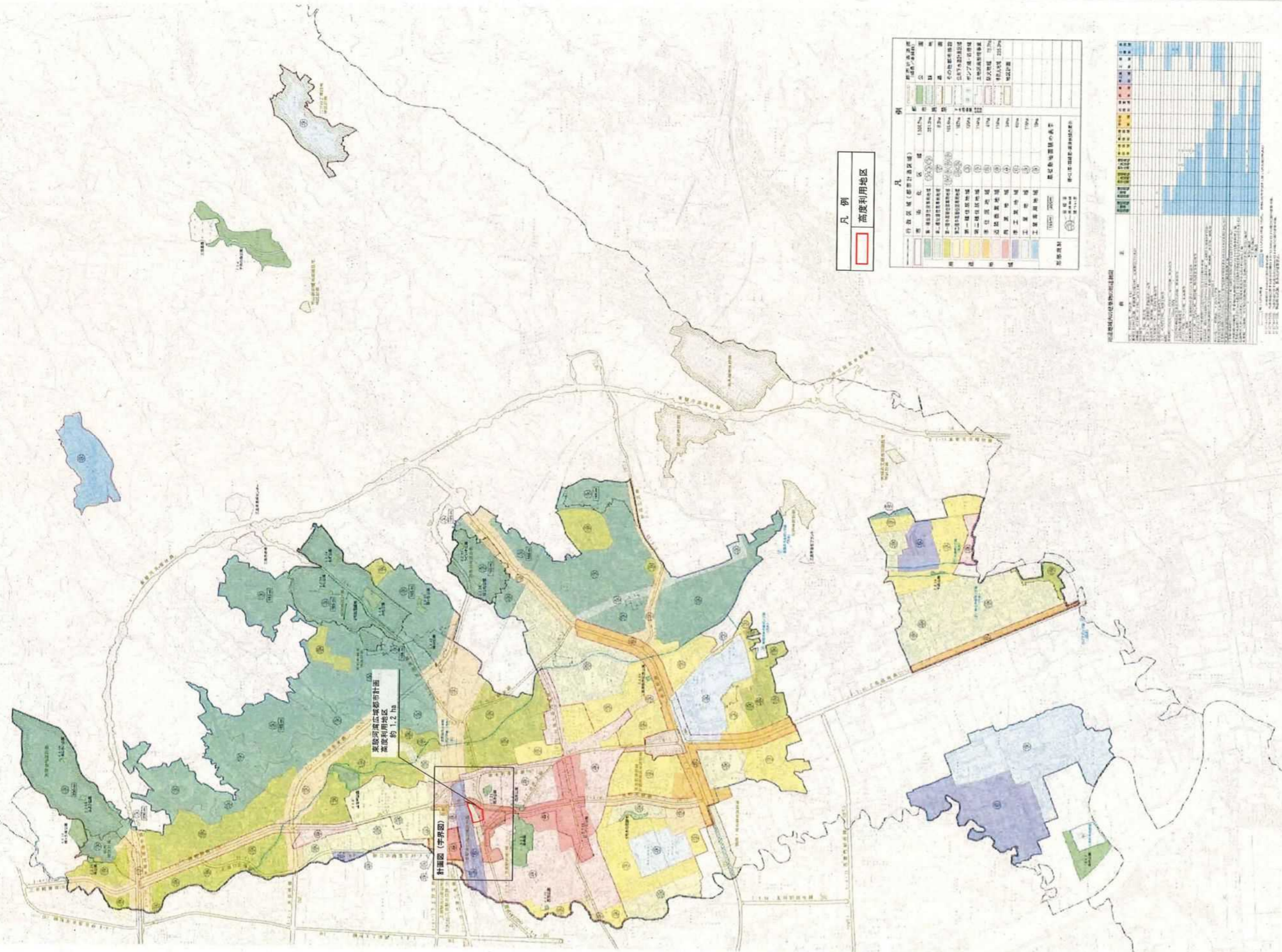
また、「第2次三島市都市計画マスタープラン」では、三島駅南口東街区は、広域健康医療拠点として、スマートウェルネスシティの一端を担う高次都市機能拠点施設を整備し、魅力ある施設とすることで、交流人口の増加、にぎわいの創出、市民生活や文化の質の向上につなげ、「健幸都市」のいっそうの進展を図る地区として位置付けている。

これらを踏まえて、三島駅南口周辺地区のうち東街区の本区域において、市街地再開発事業により、土地の高度利用を図るとともに、スマートウェルネスのまちづくりの発信拠点として、健康・医療・福祉・商業に関する多様な都市機能の集積に加え、利便性の高い都市型住宅が共存する複合交流拠点の形成と、歴史と緑あふれる市街地への玄関口としてにぎわいの創出を演出する都市拠点の形成を進めていくことから、本案のとおり高度利用地区を決定する。

東駿河湾広域都市計画図(二島市)

東駿河湾広域都市計画 高度利用地区の決定
(三島市決定)

総括図 S=1:10,000



東駿河湾広域都市計画
高度利用地区
約 1.2 ha

計画図(字界図)

凡例
高度利用地区

| 用途地域(都市計画区域) | | 用途地域(都市計画区域外) | |
|--------------|--------------|---------------|---------|
| 第一種住居地域 | 第一種工業地域 | 第一種農用地域 | 第一種森林地域 |
| 第二種住居地域 | 第二種工業地域 | 第二種農用地域 | 第二種森林地域 |
| 第三種住居地域 | 第三種工業地域 | 第三種農用地域 | 第三種森林地域 |
| 第四種住居地域 | 第四種工業地域 | 第四種農用地域 | 第四種森林地域 |
| 第五種住居地域 | 第五種工業地域 | 第五種農用地域 | 第五種森林地域 |
| 第六種住居地域 | 第六種工業地域 | 第六種農用地域 | 第六種森林地域 |
| 第七種住居地域 | 第七種工業地域 | 第七種農用地域 | 第七種森林地域 |
| 第八種住居地域 | 第八種工業地域 | 第八種農用地域 | 第八種森林地域 |
| 第九種住居地域 | 第九種工業地域 | 第九種農用地域 | 第九種森林地域 |
| 第十種住居地域 | 第十種工業地域 | 第十種農用地域 | 第十種森林地域 |
| 第一種商業地域 | 第一種工業地域 | 第一種農用地域 | 第一種森林地域 |
| 第二種商業地域 | 第二種工業地域 | 第二種農用地域 | 第二種森林地域 |
| 第三種商業地域 | 第三種工業地域 | 第三種農用地域 | 第三種森林地域 |
| 第四種商業地域 | 第四種工業地域 </tr | | |

| 用途地域 | 色 | 凡例 |
|---------|----|---------|
| 第一種住居地域 | 緑 | 第一種住居地域 |
| 第二種住居地域 | 黄緑 | 第二種住居地域 |
| 第三種住居地域 | 黄 | 第三種住居地域 |
| 第四種住居地域 | 黄橙 | 第四種住居地域 |
| 第五種住居地域 | 赤 | 第五種住居地域 |
| 第六種住居地域 | 赤橙 | 第六種住居地域 |
| 第七種住居地域 | 赤黄 | 第七種住居地域 |
| 第八種住居地域 | 黄 | 第八種住居地域 |
| 第九種住居地域 | 黄緑 | 第九種住居地域 |
| 第十種住居地域 | 緑 | 第十種住居地域 |
| 第一種商業地域 | 紫 | 第一種商業地域 |
| 第二種商業地域 | 紫青 | 第二種商業地域 |
| 第三種商業地域 | 青 | 第三種商業地域 |
| 第四種商業地域 | 青緑 | 第四種商業地域 |
| 第一種工業地域 | 赤 | 第一種工業地域 |
| 第二種工業地域 | 赤橙 | 第二種工業地域 |
| 第三種工業地域 | 赤黄 | 第三種工業地域 |
| 第四種工業地域 | 黄 | 第四種工業地域 |
| 第一種農用地域 | 黄緑 | 第一種農用地域 |
| 第二種農用地域 | 黄 | 第二種農用地域 |
| 第三種農用地域 | 黄橙 | 第三種農用地域 |
| 第一種森林地域 | 緑 | 第一種森林地域 |
| 第二種森林地域 | 黄緑 | 第二種森林地域 |
| 第三種森林地域 | 黄 | 第三種森林地域 |
| 第四種森林地域 | 黄橙 | 第四種森林地域 |
| 第五種森林地域 | 赤 | 第五種森林地域 |
| 第六種森林地域 | 赤橙 | 第六種森林地域 |
| 第七種森林地域 | 赤黄 | 第七種森林地域 |
| 第八種森林地域 | 黄 | 第八種森林地域 |
| 第九種森林地域 | 黄緑 | 第九種森林地域 |
| 第十種森林地域 | 緑 | 第十種森林地域 |

東駿河湾広域都市計画(三島市決定) 総括図 S=1:10,000

東駿河湾広域都市計画 高度利用地区の決定
 (三島市決定)
 計画図(字界図) S=1:2,500

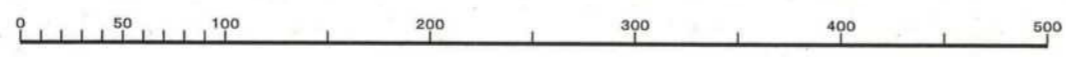


| 区域界の説明 | |
|--------|--|
| 1~2 | 一番町3200番6東側筆界とその南側延長線、同3200番6北側筆界、文教町一丁目2785番2東側筆界、同3209番3南側筆界、同3202番5南側筆界、同3182番4南側筆界、同3186番3南側筆界、同3194番5南側筆界、同3194番4南側筆界とその東側延長線 |
| 2~3 | 3・5・38南町文教線中心線 |
| 3~1 | 3・4・27小山三軒家線中心線 |

| 符号の説明 | |
|-------|---|
| 1 | 一番町3200番6東側筆界の南側延長線と3・4・27小山三軒家線中心線との交点 |
| 2 | 文教町一丁目3194番4南側筆界の東側延長線と3・5・38南町文教線中心線との交点 |
| 3 | 3・5・38南町文教線中心線と3・4・27小山三軒家線中心線との交点 |

| 凡例 | |
|----|----------|
| | 高度利用地区 |
| | 符号 |
| | 行政界 |
| | 大字界 |
| | 市町村名 |
| | 大字名 |
| | 壁面の位置の制限 |

1 : 2, 500



③ 市街地再開発事業

東駿河湾広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定(三島市決定)

都市計画三島駅南口東街区 A 地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

| | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------|---|---|-------------------------|---|-----------------------|--------------|
| 名 称 | | 三島駅南口東街区 A 地区第一種市街地再開発事業 | | | | | |
| 面 積 | | 約 1.2 ha | | | | | |
| 公共施設の配置及び規模 | 道路 | 種別 | 名称 | 幅員 | 延長 | 備考 | |
| | | 幹線道路 | 3・4・27 号 小山三軒家線 | 7.5m (15m) | 86m | 都市計画道路 | ()内は 全幅員 |
| | | | 3・5・38 号 南町文教線 | 7.5m (15m) | 127m | 都市計画道路 | |
| 下水道 | 三島市単独公共下水道(三島処理区)に接続 | | | | | | |
| 建築物の整備に関する計画 | 建築物 | | 敷地面積に対する | | 主要用途 | 備考 (参考)高度利用地区の制限内容 | |
| | 建築面積 | 延べ面積 (容積対象面積) | 建築面積の割合 | 延べ面積の割合 | | | |
| | 約 7,000 m ² | 約 56,000 m ² (約 40,000 m ²) | 約 7/10 | 約 40/10 | | | |
| | | | | 住宅 店舗 駐車場 公益施設 | 最高限度 容積率 40/10 建蔽率 8/10 最低限度 容積率 20/10 建築面積 200 m ² 壁面位置の制限 2m | | |
| 建築敷地の整備に関する計画 | 建築敷地面積 | | 整備計画 | | | | |
| | 約 10,000 m ² | | 敷地内に歩行者通路を設け、合わせて都市計画道路に沿って、壁面の位置の制限により歩道と一体的に整備可能な空地を確保することで、建築物の位置を整えとともに、快適な歩行空間と駅周辺にふさわしい魅力的な都市空間を形成する。 | | | | |
| 住宅建設の目標 | 戸数 | | 備考 | | | | |
| | — | | | | | | |
| 「施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」 | | | | | | | |

理 由

三島駅南口東街区 A 地区における土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業に関する都市計画を本案のとおり決定する。

決 定 理 由

三島駅南口周辺地区は、JR 三島駅と伊豆箱根鉄道駿豆線三島駅に隣接した場所であることから、広域交通の結節点に相応しい都市機能が集積した市街地の形成が求められている。

「東駿河湾広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、広域圏の商業・業務拠点として、市街地の再開発・再整備を推進しながら土地の高度利用を促進するとともに、商業・業務機能の集積により、にぎわいのある魅力的な都市空間を創出する地区として位置付けている。

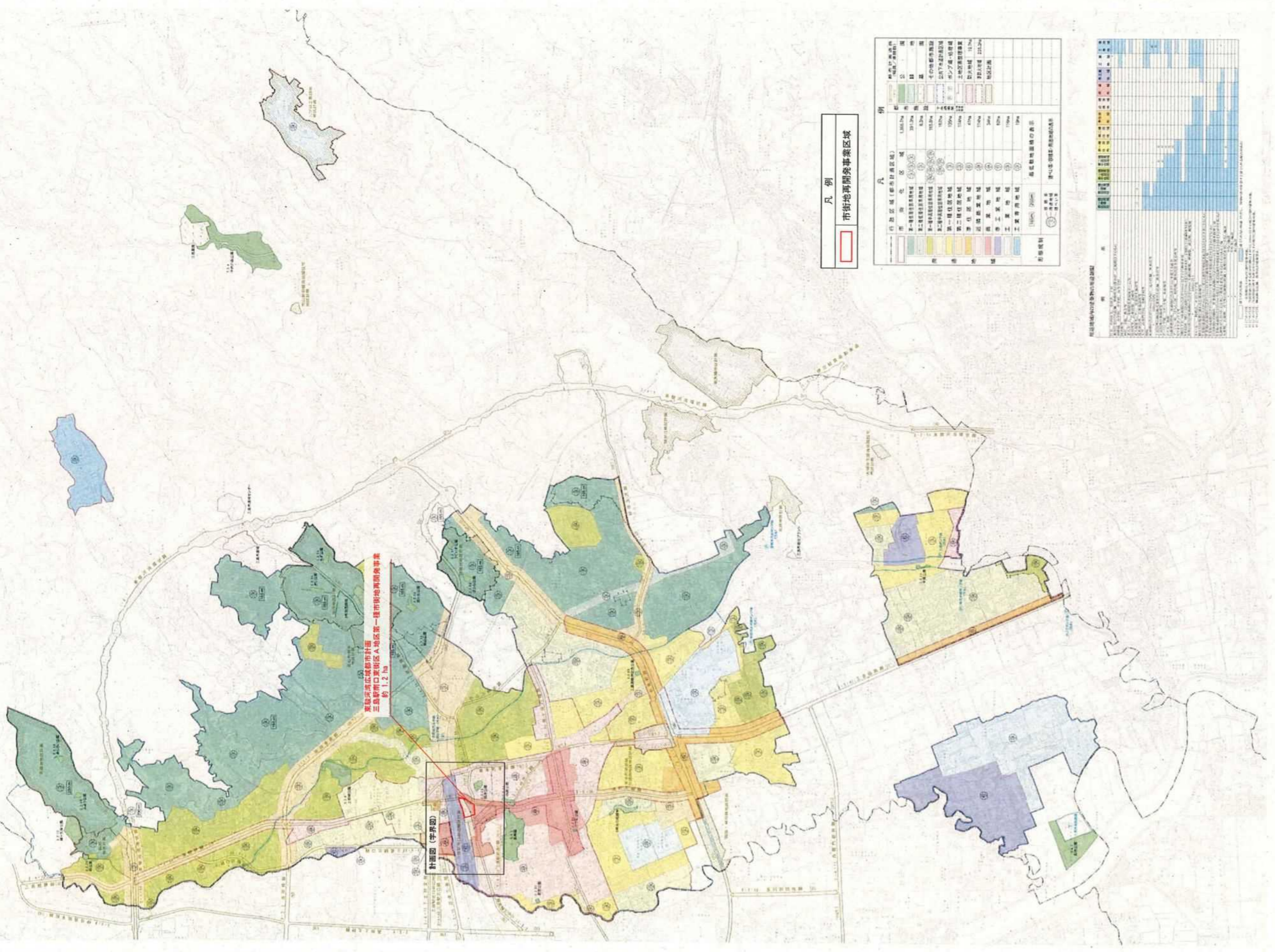
また、「第2次三島市都市計画マスタープラン」では、三島駅南口東街区は、広域健康医療拠点として、スマートウェルネスシティの一端を担う高次都市機能拠点施設を整備し、魅力ある施設とすることで、交流人口の増加、にぎわいの創出、市民生活や文化の質の向上につなげ、「健幸都市」のいっそうの進展を図る地区として位置付けている。

これらを踏まえて、三島駅南口周辺地区のうち東街区の本区域において、土地の高度利用を図るとともに、スマートウェルネスのまちづくりの発信拠点として、健康・医療・福祉・商業に関する多様な都市機能の集積に加え、利便性の高い都市型住宅が共存する複合交流拠点の形成と、歴史と緑あふれる市街地への玄関口としてにぎわいの創出を演出する都市拠点の形成を進めることで都市機能の更新を図るため、本案のとおり第一種市街地再開発事業に関する都市計画を決定する。

東駿河湾広域都市計画図(二島市)

東駿河湾広域都市計画 第一種市街地再開発事業の決定
三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業(三島市決定)

総括図 S=1:10,000



東駿河湾広域都市計画
三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業
約1.2ha

計画図(字界図)

凡例
市街地再開発事業区域

| 用途地域 | 色 | 面積率 | 備考 |
|---------------|----|------|----|
| 第一種市街地再開発事業区域 | 赤 | 100% | |
| 第二種市街地再開発事業区域 | 黄 | 100% | |
| 第三種市街地再開発事業区域 | 緑 | 100% | |
| 第一種住居地域 | 黄緑 | 100% | |
| 第二種住居地域 | 黄 | 100% | |
| 第三種住居地域 | 黄 | 100% | |
| 準住居地域 | 黄 | 100% | |
| 工業地域 | 紫 | 100% | |
| 工業専用地域 | 紫 | 100% | |
| 商業地域 | 青 | 100% | |
| 商業専用地域 | 青 | 100% | |
| 公共施設地域 | 青 | 100% | |
| 公共施設専用地域 | 青 | 100% | |
| 公園緑地 | 緑 | 100% | |
| 公園緑地専用地域 | 緑 | 100% | |
| 河川敷 | 水色 | 100% | |
| 河川敷専用地域 | 水色 | 100% | |
| 埋立地 | 水色 | 100% | |
| 埋立地専用地域 | 水色 | 100% | |
| 農用地 | 緑 | 100% | |
| 農用地専用地域 | 緑 | 100% | |
| 森林 | 緑 | 100% | |
| 森林専用地域 | 緑 | 100% | |
| 雑種地域 | 黄 | 100% | |
| 雑種専用地域 | 黄 | 100% | |
| その他 | 白 | 100% | |

| 用途地域 | 色 | 面積率 | 備考 |
|---------------|----|------|----|
| 第一種市街地再開発事業区域 | 赤 | 100% | |
| 第二種市街地再開発事業区域 | 黄 | 100% | |
| 第三種市街地再開発事業区域 | 緑 | 100% | |
| 第一種住居地域 | 黄緑 | 100% | |
| 第二種住居地域 | 黄 | 100% | |
| 第三種住居地域 | 黄 | 100% | |
| 準住居地域 | 黄 | 100% | |
| 工業地域 | 紫 | 100% | |
| 工業専用地域 | 紫 | 100% | |
| 商業地域 | 青 | 100% | |
| 商業専用地域 | 青 | 100% | |
| 公共施設地域 | 青 | 100% | |
| 公共施設専用地域 | 青 | 100% | |
| 公園緑地 | 緑 | 100% | |
| 公園緑地専用地域 | 緑 | 100% | |
| 河川敷 | 水色 | 100% | |
| 河川敷専用地域 | 水色 | 100% | |
| 埋立地 | 水色 | 100% | |
| 埋立地専用地域 | 水色 | 100% | |
| 農用地 | 緑 | 100% | |
| 農用地専用地域 | 緑 | 100% | |
| 森林 | 緑 | 100% | |
| 森林専用地域 | 緑 | 100% | |
| 雑種地域 | 黄 | 100% | |
| 雑種専用地域 | 黄 | 100% | |
| その他 | 白 | 100% | |

東駿河湾広域都市計画(二島市) 三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業 総括図 S=1:10,000

東駿河湾広域都市計画 第一種市街地再開発事業の決定
 三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業（三島市決定）
 計画図（字界図） S=1:2,500



| 区域界の説明 | |
|--------|--|
| 1~2 | 一番町3200番6東側筆界とその南側延長線、同3200番6北側筆界、文教町一丁目2785番2東側筆界、同3209番3南側筆界、同3202番5南側筆界、同3182番4南側筆界、同3186番3南側筆界、同3194番5南側筆界、同3194番4南側筆界とその東側延長線 |
| 2~3 | 3・5・38南町文教線中心線 |
| 3~1 | 3・4・27小山三軒家線中心線 |

| 符号の説明 | |
|-------|---|
| 1 | 一番町3200番6東側筆界の南側延長線と3・4・27小山三軒家線中心線との交点 |
| 2 | 文教町一丁目3194番4南側筆界の東側延長線と3・5・38南町文教線中心線との交点 |
| 3 | 3・5・38南町文教線中心線と3・4・27小山三軒家線中心線との交点 |

| 凡例 | |
|----|------------|
| | 市街地再開発事業区域 |
| | 符号 |
| | 行政界 |
| | 大字界 |
| | 三島市 市町村名 |
| | 大字名 |

1 : 2, 500



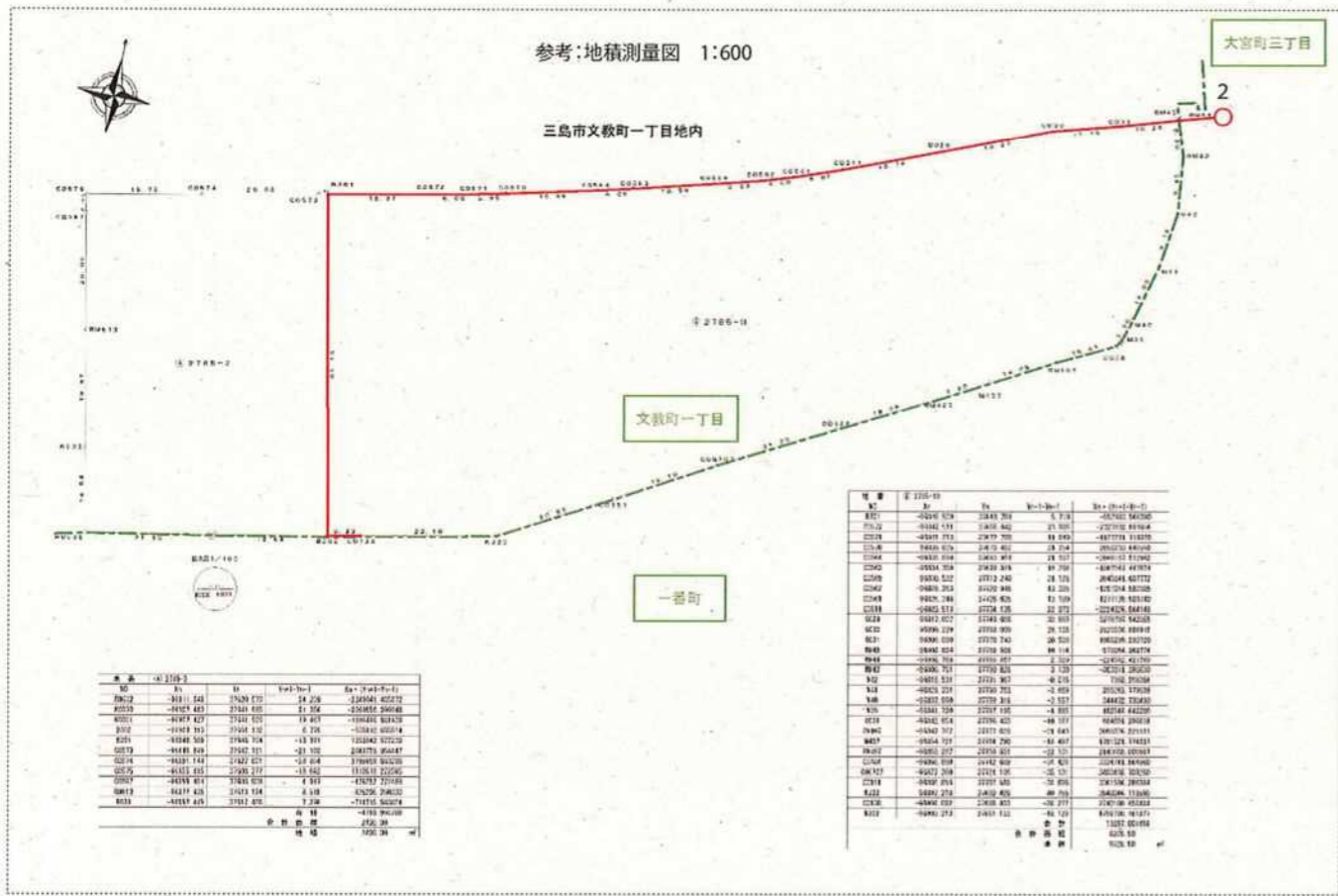
三島市基本図

1:2,500

VIII-NE 29-1, VIII-NE 29-2

F-1

東駿河湾広域都市計画 第一種市街地再開発事業の決定
 三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業 (三島市決定)
 参考図:公図写図 S=1:600



- 凡例**
- 市街地再開発事業区域
 - 符号
 - 大字界
 - 大字名
- 符号の説明**
- | | |
|---|--|
| 1 | 一番町3200番6東側筆界の南側延長線と3・4・2 7小山三軒家線中心線との交点 |
| 2 | 文教町一丁目3194番4南側筆界の東側延長線と3・5・3 8南町文教線中心線との交点 |
- 区域界の説明**
- | | |
|-----|--|
| 1~2 | 一番町3200番6東側筆界とその南側延長線、同3200番6北側筆界、文教町一丁目2785番2東側筆界、同3209番3南側筆界、同3202番5南側筆界、同3182番4南側筆界、同3186番3南側筆界、同3194番5南側筆界、同3194番4南側筆界とその東側延長線 |
|-----|--|



④ 地区計画

東駿河湾広域都市計画 地区計画の変更（三島市決定）

都市計画 三島駅南口周辺地区計画を次のように変更する。

| | |
|-----------------|--|
| 名 称 | 三島駅南口周辺地区計画 |
| 位 置 | 三島市一番町の一部、大宮町三丁目の一部、文教町一丁目の一部 |
| 面 積 | 約 8.2ha |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は、JR 三島駅と伊豆箱根鉄道駿豆線三島駅を中心にした商業・業務地であり、今後は、駅から至近距離にあるという利点を更に生かし、中心商業・業務地として、土地の高度利用を伴う高次都市機能施設の立地や商業・業務施設の集積が見込まれている。</p> <p>そこで、地区計画の策定により、広域的な交通結節点周辺に相応しい都市機能と良好な環境を持った市街地の形成を図ることを目標とする。</p> |
| 区域の整備、開発及び保全の方針 | <p><土地利用の方針></p> <p>新幹線駅や広域交通の結節点という利点を生かし、多くの人々が集い、にぎわいが創出され、市民生活や文化の質が向上するような魅力ある施設の整備と、高次都市機能や良好な商業・業務の集積を図るため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>広域観光交流拠点整備地区は、土地の高度利用等により、多くの観光客が集い、にぎわいが創出される施設として、合わせて広域観光情報発信拠点としての整備を図る。</p> <p>広域健康医療拠点整備地区は、市街地再開発事業等により、スマートウエルネスのまちづくりの発信拠点として、健康・医療・福祉・商業・住居に関する機能が集積することで、にぎわいの創出や市民生活の向上が図られた利便性の高い施設が立地する良好な都市環境を備えた街区の整備を図る。</p> <p><地区施設の整備方針></p> <p>小山三軒家線をはじめとする都市計画道路を骨格とした良好な市街地の形成を基本とし、市街地再開発事業等による都市基盤整備と合わせて地区施設の整備方針を次のように定める。</p> <p>広域健康医療拠点整備地区は、駅前広場を含む地区周辺の回遊性を高め、安全で快適な歩行者空間を確保するため、地区内を東西方向に貫通する歩行者通路を配置する。</p> <p><建築物等の整備の方針></p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の整備方針を次のように定める。</p> <p>広域観光交流拠点整備地区は、商業・業務施設等の集積に伴い、良好な都市環境を確保するため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>敷地の細分化により狭小宅地とならないよう、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>市の顔となる魅力的な都市景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。</p> <p>広域健康医療拠点整備地区は、第一種市街地再開発事業を施行し、土地の高度利用と都市機能の更新を図る A 地区と、駅前広場から連続してまちの空間にゆとりを持たせる形でにぎわいの創出を図る B 地区に区分する。</p> <p>健康・商業・業務施設等の集積に伴い、青少年の健全な育成に配慮した良好な都市</p> |

環境を確保するため、建築物等の用途の制限を定める。

敷地の細分化により狭小宅地とならないよう、建築物の敷地面積の最低限度を定める。

道路及び三島駅南口広場に面した部分は、区域内の建築物の位置を整えるとともに、良好な都市空間を備えた街区を形成するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。

市の顔となる魅力的な都市景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。

<その他当該地区の整備、開発及び保全の方針>

広域健康医療拠点整備地区内を東西に貫通する歩行者通路を含む地区中央部の空地の部分では、積極的な緑化などにより、うるおいのある街区形成を図る。

| | | | | | |
|---|-------------|------------|------------------|---|------------------------|
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | | 歩行者通路 | 幅員 2.5m～6m 延長約 220m | |
| | 地区の区分 | 地区の名称 | 広域観光交流 拠点整備地区 | 広域健康医療拠点整備地区 | |
| | | 地区の面積 | | 約 0.3ha | A 地区 |
| | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | | 次の各号に掲げる用途の建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業の用に供するものを除く。）以外の建築物は建築してはならない。 | 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> (1) ホテル (2) 事務所（ホテルと同一の棟内において営業するものに限る。） (3) 店舗又は飲食店（ホテルと同一の棟内において営業するものに限る。） (4) 前 3 号の建築物に附属するもの | | | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 一戸建ての住宅 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の用に供する建築物 (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ほ）項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物 (4) 自動車教習所 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎（動物病院、ペットショップ、ペット美容室及びペットホテルは除く。） (7) 堆肥舎又は水産物の増殖若しくは養殖場 (8) 建築基準法別表第 2（へ）項第 2 号及び（と）項第 3 号に掲げる建築物 (9) 自動車修理工場 (10) 危険物（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 9 の表に規定する危険物をいう。）の貯蔵又は処理施設（敷地内建築物へ供給する危険物の貯蔵庫を除く。） (11) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設 (12) 建築基準法別表第 2（ち）項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物 | |

| | | | | | |
|--------|------------|---------------------|---|---|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 3,300 m ² | 10,000 m ² ただし、公衆便所、 巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものについてはこの限りでない。 | 2,600 m ² ただし、公衆便所、 巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものについてはこの限りでない。 |
| | | 壁面の位置の制限 | — | <p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面までの距離は2m以上としなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 建築物の部分であつて、歩行者の通行の用に供する通路、歩行者デッキ、エレベーター、エスカレーター、階段その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(2) 建築物の部分であつて、歩行者の快適性及び安全性を高めるための庇その他これに類するもの</p> | |
| | | 壁面後退区域における工作物の設置の制限 | — | <p>壁面の位置の制限として定められた限度の線と前面道路との間の土地の区域については、広告物等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。</p> <p>ただし、駐車場出入口における歩行者の安全確保等に必要なもの及び、高低差のある敷地に設置が必要な擁壁は除く。</p> | |
| | | 建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限 | <p>次のように定める。</p> <p>(1) 建築物の屋根及び外壁の形態又は意匠の制限は、三島市景観計画の定めるところによる。</p> <p>(2) 屋外広告物を設置する場合には、三島市景観計画及び三島市屋外広告物条例の定めるところによる。</p> | | |

「区域図は計画図表示のとおり」

理 由

三島駅南口周辺地区の東街区において、スマートウェルネスのまちづくりの発信拠点として、にぎわいの創出や市民生活の向上が図られた利便性の高い施設が立地する良好な都市環境を備えた街区を形成する必要があるため、本案のとおり地区計画を変更する。

変 更 理 由

三島駅南口周辺地区は、JR 三島駅と伊豆箱根鉄道駿豆線三島駅に隣接した場所であることから、広域交通の結節点周辺に相応しい都市機能が集積した市街地の形成が求められている。

「東駿河湾広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、広域圏の商業・業務拠点として、市街地の再開発・再整備を推進しながら土地の高度利用を促進するとともに、商業・業務機能の集積により、にぎわいのある魅力的な都市空間を創出する地区として位置付けている。

また、「第2次三島市都市計画マスタープラン」では、三島駅南口東街区は、広域健康医療拠点として、スマートウェルネスシティの一端を担う高次都市機能拠点施設を整備し、魅力ある施設とすることで、交流人口の増加、にぎわいの創出、市民生活や文化の質の向上につなげ、「健幸都市」のいっそうの進展を図る地区として位置付けている。

これらを踏まえて、三島駅南口東街区においては、市街地再開発事業等により、スマートウェルネスのまちづくりの発信拠点として、健康・医療・福祉・商業・住居に関する機能が集積することで、にぎわいの創出や市民生活の向上が図られた利便性の高い施設が立地する良好な都市環境を備えた街区の整備を図る必要があることから、建築物等の用途の制限などを定める地区整備計画を新たに追加するため、本案のとおり地区計画を変更する。

変更概要書



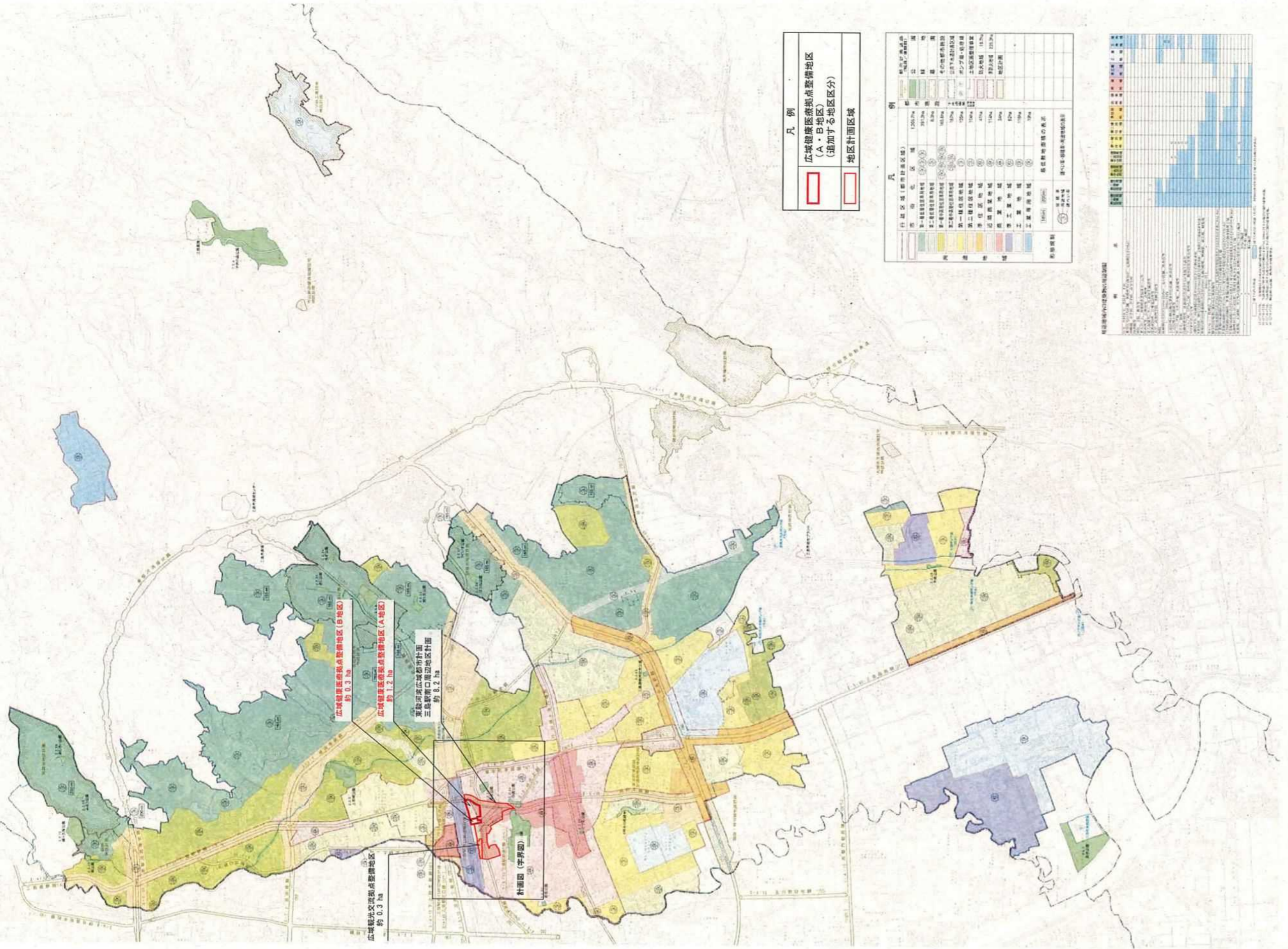
新たに追加するもの

| | | | | | |
|---|-------------|-------|------------------|--------------|---------------------|
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | | - | 歩行者通路 | 幅員 2.5m~6m 延長約 220m |
| | 地区の区分 | 地区の名称 | 広域観光交流 拠点整備地区 | 広域健康医療拠点整備地区 | |
| | | 地区の面積 | 約 0.3ha | A 地区 | B 地区 |
| | 建築物等に関する事項 | | 建築物等の用途の制限 | | 約 1.2ha |
| <p>次の各号に掲げる用途の建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業の用に供するものを除く。）以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ホテル</p> <p>(2) 事務所（ホテルと同一の棟内において営業するものに限る。）</p> <p>(3) 店舗又は飲食店（ホテルと同一の棟内において営業するものに限る。）</p> <p>(4) 前 3 号の建築物に附属するもの</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の用に供する建築物</p> <p>(3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ほ）項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 畜舎（動物病院、ペットショップ、ペット美容室及びペットホテルは除く。）</p> <p>(7) 堆肥舎又は水産物の増殖若しくは養殖場</p> <p>(8) 建築基準法別表第 2（へ）項第 2 号及び（と）項第 3 号に掲げる建築物</p> <p>(9) 自動車修理工場</p> <p>(10) 危険物（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 9 の表に規定する危険物をいう。）の貯蔵又は処理施設（敷地内建築物へ供給する危険物の貯蔵庫を除く。）</p> <p>(11) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設</p> <p>(12) 建築基準法別表第 2（ち）項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物</p> | | | | | |

| | | | | | |
|--------|------------|---------------------|---|---|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 3,300 m ² | 10,000 m ² ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものについてはこの限りでない。 | 2,600 m ² ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものについてはこの限りでない。 |
| | | 壁面の位置の制限 | — | <p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離は2m以上としなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 建築物の部分であって、歩行者の通行の用に供する通路、歩行者デッキ、エレベーター、エスカレーター、階段その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(2) 建築物の部分であって、歩行者の快適性及び安全性を高めるための庇その他これに類するもの</p> | |
| | | 壁面後退区域における工作物の設置の制限 | — | <p>壁面の位置の制限として定められた限度の線と前面道路との間の土地の区域については、広告物等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。</p> <p>ただし、駐車場出入口における歩行者の安全確保等に必要なもの及び、高低差のある敷地に設置が必要な擁壁は除く。</p> | |
| | | 建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限 | <p>次のように定める。</p> <p>(1) 建築物の屋根及び外壁の形態又は意匠の制限は、三島市景観計画の定めるところによる。</p> <p>(2) 屋外広告物を設置する場合には、三島市景観計画及び三島市屋外広告物条例の定めるところによる。</p> | | |

東駿河湾広域都市計画図(三島市)

東駿河湾広域都市計画 地区計画の変更
三島駅南口周辺地区計画(三島市決定)
総括図 S=1:10,000



凡例

広域健康医療拠点整備地区 (A・B地区 (追加する地区区分))

地区計画区域

例

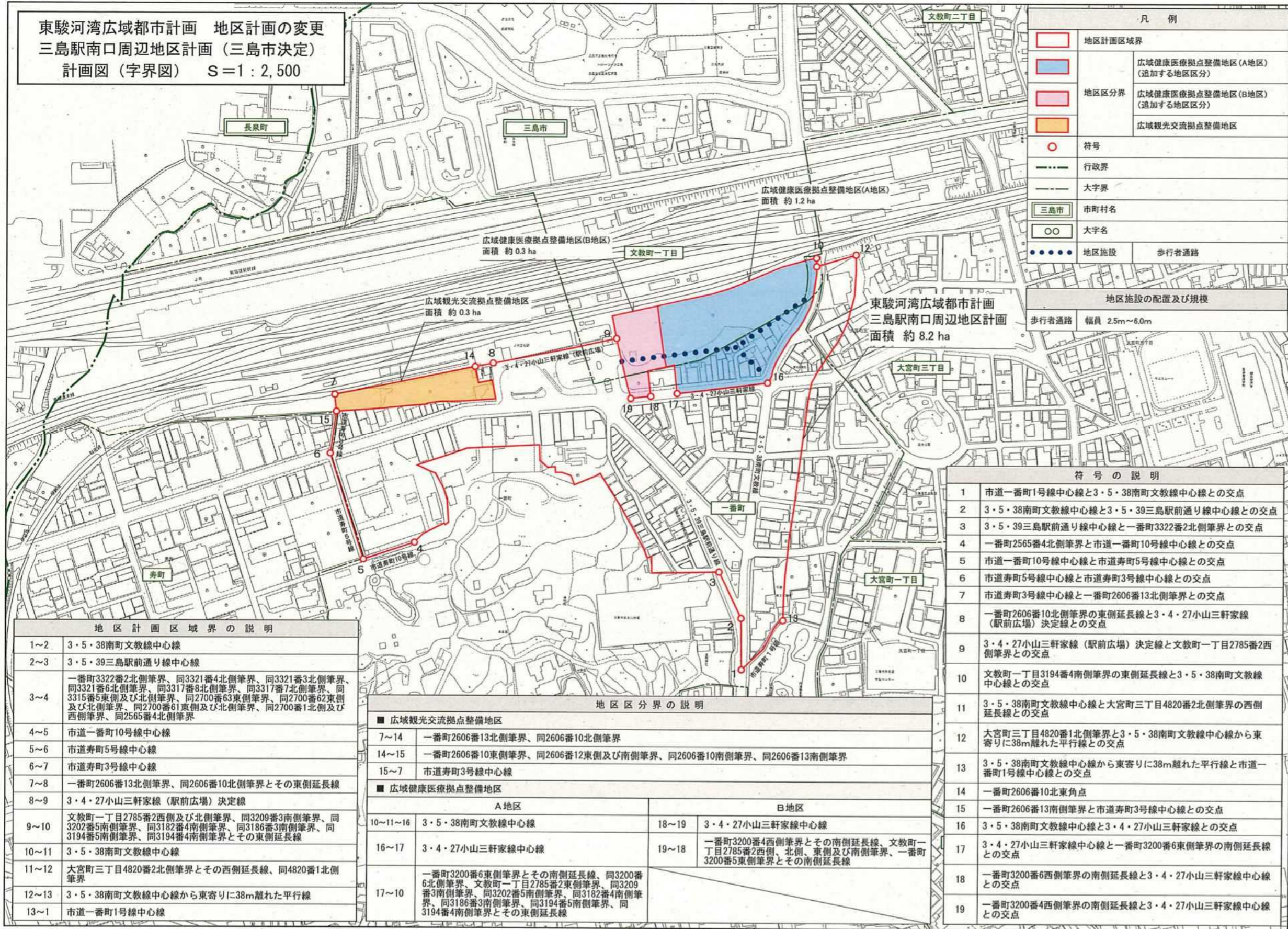
| 用途地域 | 面積 (ha) | 割合 (%) |
|-----------|----------------|--------------|
| 第一種住居地域 | 1,200.0 | 14.3 |
| 第二種住居地域 | 800.0 | 9.7 |
| 第三種住居地域 | 1,500.0 | 18.1 |
| 商業地域 | 1,000.0 | 12.1 |
| 工業地域 | 1,000.0 | 12.1 |
| 工業専用地域 | 1,000.0 | 12.1 |
| 公園 | 1,000.0 | 12.1 |
| 緑地 | 1,000.0 | 12.1 |
| 河川 | 1,000.0 | 12.1 |
| 道路 | 1,000.0 | 12.1 |
| その他 | 1,000.0 | 12.1 |
| 合計 | 8,300.0 | 100.0 |

地区計画区域の概要

| 地区計画区域 | 面積 (ha) | 割合 (%) |
|-----------|----------------|--------------|
| 第一種住居地域 | 1,200.0 | 14.3 |
| 第二種住居地域 | 800.0 | 9.7 |
| 第三種住居地域 | 1,500.0 | 18.1 |
| 商業地域 | 1,000.0 | 12.1 |
| 工業地域 | 1,000.0 | 12.1 |
| 工業専用地域 | 1,000.0 | 12.1 |
| 公園 | 1,000.0 | 12.1 |
| 緑地 | 1,000.0 | 12.1 |
| 河川 | 1,000.0 | 12.1 |
| 道路 | 1,000.0 | 12.1 |
| その他 | 1,000.0 | 12.1 |
| 合計 | 8,300.0 | 100.0 |

東駿河湾広域都市計画 三島市決定 三島駅南口周辺地区計画(三島市決定) 総括図 S=1:10,000

東駿河湾広域都市計画 地区計画の変更
三島駅南口周辺地区計画（三島市決定）
計画図（字界図） S=1:2,500



| 凡例 | |
|----|---------------------------------|
| | 地区計画区域界 |
| | 広域健康医療拠点整備地区(A地区) (追加する地区区分) |
| | 広域健康医療拠点整備地区(B地区) (追加する地区区分) |
| | 広域観光交流拠点整備地区 |
| | 符号 |
| | 行政界 |
| | 大字界 |
| | 市町村名 |
| | 大字名 |
| | 地区施設 |
| | 歩行者通路 |

| 地区施設の配置及び規模 | |
|-------------|--------------|
| 歩行者通路 | 幅員 2.5m~6.0m |

| 符号の説明 | |
|-------|--|
| 1 | 市道一番町1号線中心線と3・5・38南町文教線中心線との交点 |
| 2 | 3・5・38南町文教線中心線と3・5・39三島駅前通り線中心線との交点 |
| 3 | 3・5・39三島駅前通り線中心線と一番町3322番2北側筆界との交点 |
| 4 | 一番町2565番4北側筆界と市道一番町10号線中心線との交点 |
| 5 | 市道一番町10号線中心線と市道寿町5号線中心線との交点 |
| 6 | 市道寿町5号線中心線と市道寿町3号線中心線との交点 |
| 7 | 市道寿町3号線中心線と一番町2606番13北側筆界との交点 |
| 8 | 一番町2606番10北側筆界の東側延長線と3・4・27小山三軒家線(駅前広場)決定線との交点 |
| 9 | 3・4・27小山三軒家線(駅前広場)決定線と文教町一丁目2785番2西側筆界との交点 |
| 10 | 文教町一丁目3194番4南側筆界の東側延長線と3・5・38南町文教線中心線との交点 |
| 11 | 3・5・38南町文教線中心線と大宮町三丁目4820番2北側筆界の西側延長線との交点 |
| 12 | 大宮町三丁目4820番1北側筆界と3・5・38南町文教線中心線から東寄りに38m離れた平行線との交点 |
| 13 | 3・5・38南町文教線中心線から東寄りに38m離れた平行線と市道一番町1号線中心線との交点 |
| 14 | 一番町2606番10北東角点 |
| 15 | 一番町2606番13南側筆界と市道寿町3号線中心線との交点 |
| 16 | 3・5・38南町文教線中心線と3・4・27小山三軒家線との交点 |
| 17 | 3・4・27小山三軒家線中心線と一番町3200番6東側筆界の南側延長線との交点 |
| 18 | 一番町3200番6西側筆界の南側延長線と3・4・27小山三軒家線中心線との交点 |
| 19 | 一番町3200番4西側筆界の南側延長線と3・4・27小山三軒家線中心線との交点 |

| 地区計画区域界の説明 | |
|------------|--|
| 1~2 | 3・5・38南町文教線中心線 |
| 2~3 | 3・5・39三島駅前通り線中心線 |
| 3~4 | 一番町3322番2北側筆界、同3321番4北側筆界、同3321番3北側筆界、同3321番6北側筆界、同3317番8北側筆界、同3317番7北側筆界、同3315番5東側及び北側筆界、同2700番63東側筆界、同2700番62東側及び北側筆界、同2700番61東側及び北側筆界、同2700番1北側及び西側筆界、同2565番4北側筆界 |
| 4~5 | 市道一番町10号線中心線 |
| 5~6 | 市道寿町5号線中心線 |
| 6~7 | 市道寿町3号線中心線 |
| 7~8 | 一番町2606番13北側筆界、同2606番10北側筆界とその東側延長線 |
| 8~9 | 3・4・27小山三軒家線(駅前広場)決定線 |
| 9~10 | 文教町一丁目2785番2西側及び北側筆界、同3209番3南側筆界、同3202番5南側筆界、同3182番4南側筆界、同3186番3南側筆界、同3194番5南側筆界、同3194番4南側筆界とその東側延長線 |
| 10~11 | 3・5・38南町文教線中心線 |
| 11~12 | 大宮町三丁目4820番2北側筆界とその西側延長線、同4820番1北側筆界 |
| 12~13 | 3・5・38南町文教線中心線から東寄りに38m離れた平行線 |
| 13~1 | 市道一番町1号線中心線 |

| 地区区分界の説明 | |
|----------------|--|
| ■ 広域観光交流拠点整備地区 | |
| 7~14 | 一番町2606番13北側筆界、同2606番10北側筆界 |
| 14~15 | 一番町2606番10東側筆界、同2606番12東側及び南側筆界、同2606番10南側筆界、同2606番13南側筆界 |
| 15~7 | 市道寿町3号線中心線 |
| ■ 広域健康医療拠点整備地区 | |
| A地区 | |
| 10~11~16 | 3・5・38南町文教線中心線 |
| 16~17 | 3・4・27小山三軒家線中心線 |
| 17~10 | 一番町3200番6東側筆界とその南側延長線、同3200番6北側筆界、文教町一丁目2785番2東側筆界、同3209番3南側筆界、同3202番5南側筆界、同3182番4南側筆界、同3186番3南側筆界、同3194番5南側筆界、同3194番4南側筆界とその東側延長線 |
| B地区 | |
| 18~19 | 3・4・27小山三軒家線中心線 |
| 19~18 | 一番町3200番4西側筆界とその南側延長線、文教町一丁目2785番2西側、北側、東側及び南側筆界、一番町3200番5東側筆界とその南側延長線 |

1 : 2, 5 0 0

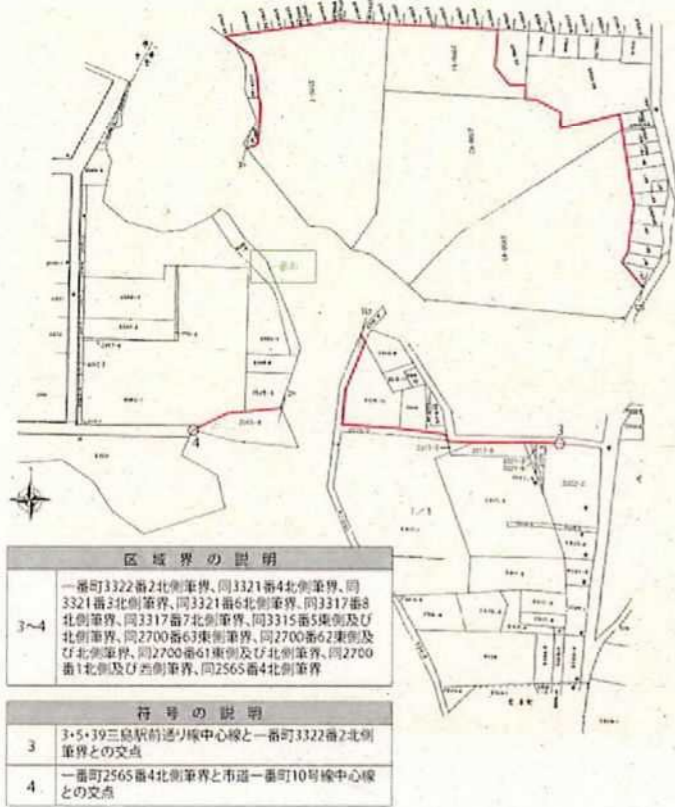


東駿河湾広域都市計画 地区計画の変更
三島駅南口周辺地区計画 (三島市決定)
参考図: 公図写

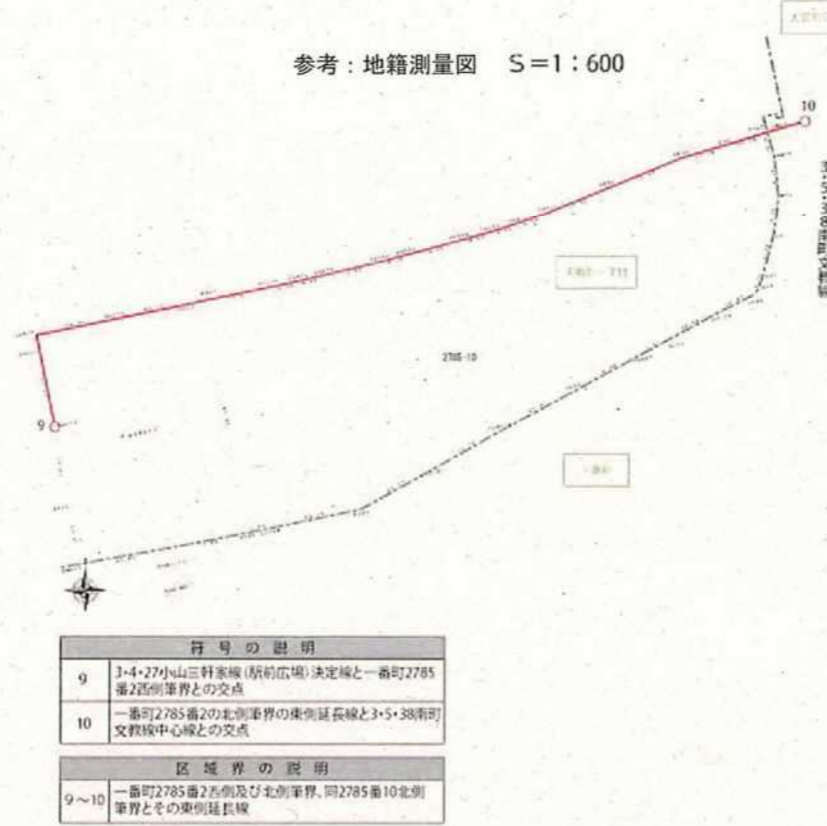
| 凡例 | |
|----|--------|
| | 地区計画区域 |
| | 符号 |
| | 大字界 |
| | 大字名 |

地区計画区域界 関連

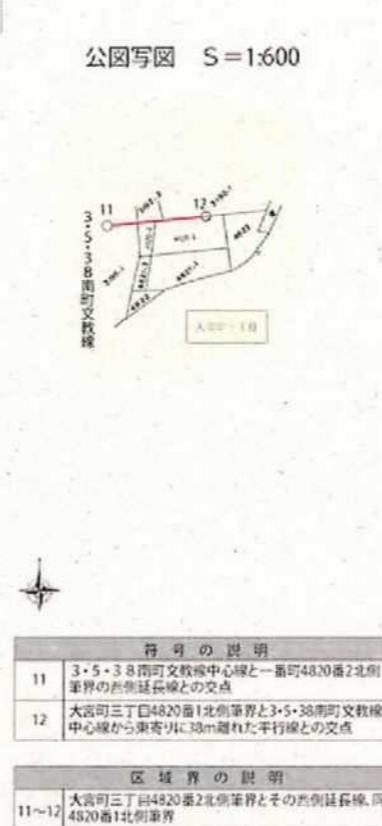
公図写図 S=1:850



参考: 地籍測量図 S=1:600

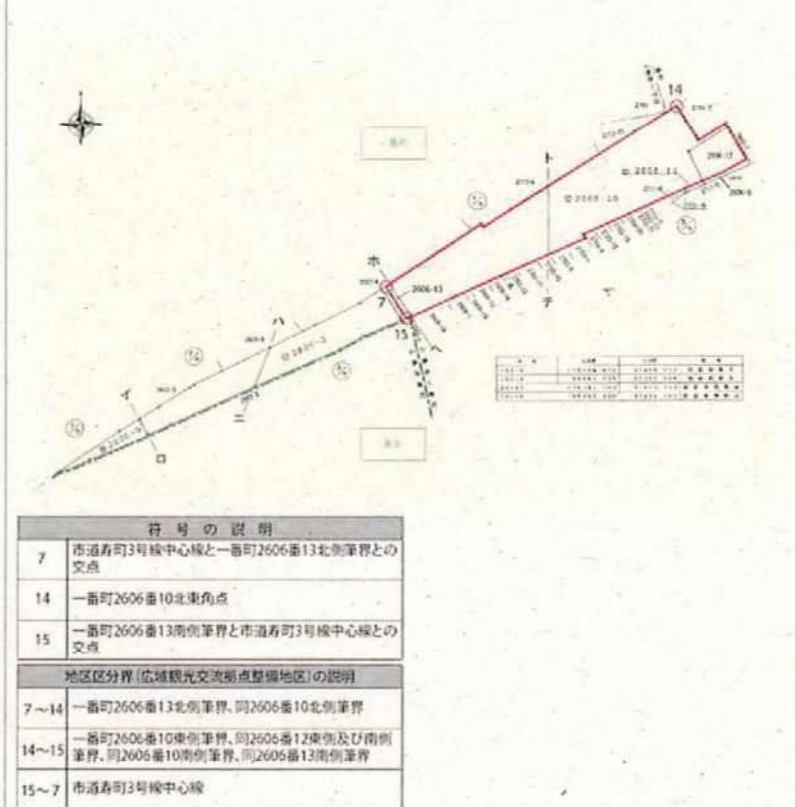


公図写図 S=1:600



地区区分界(広域観光交流拠点整備地区) 関連

参考: 地積測量図 S=1:1,000

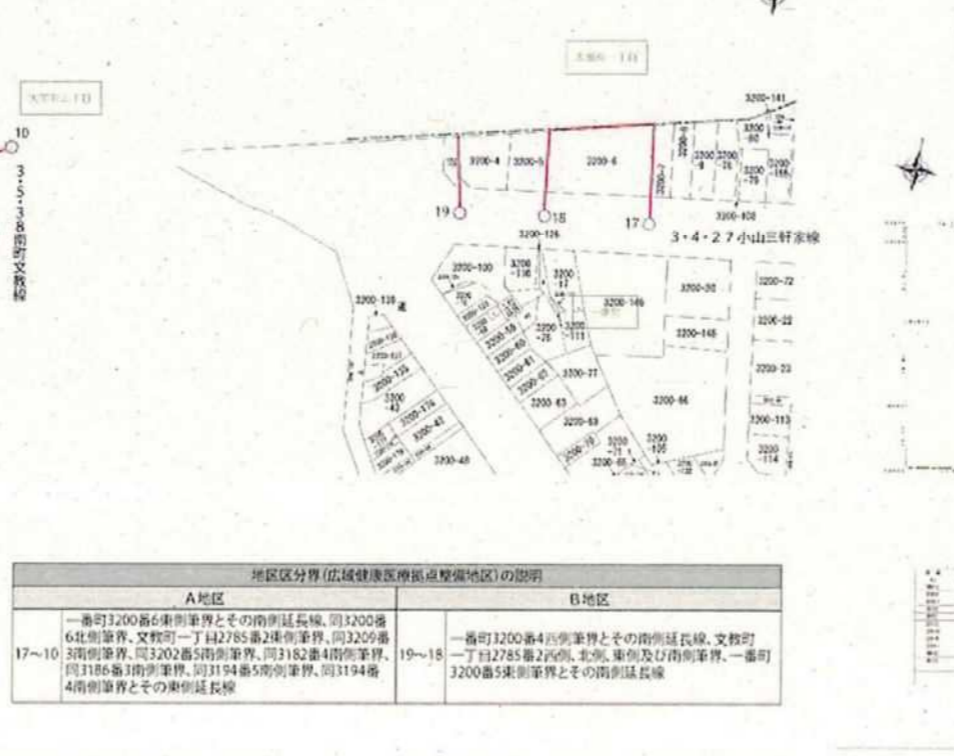


地区区分界(広域健康医療拠点整備地区) 関連

公図写図 S=1:600



参考: 地積測量図 S=1:600



5. 添付書類

(6) 市民説明資料

三島駅南口東街区再開発事業に関する市民説明資料

事業の進捗状況

令和3年10月29日

作成：三島市

協力：三島駅南口東街区市街地再開発準備組合
ミサワホーム株式会社

資料の内容

この資料は以下の4つの項目で構成しており、以降の資料の「左上」に、項目と同じ番号を示したうえで、掲載内容のタイトルを記載しています。

- ① はじめに（スライド 2～3）
- ② これまでの経過（スライド 4～6）
- ③ 事業の検討状況（スライド 7～38）
- ④ 今後の事業のながれ（スライド 39～40）

- ・ 令和2年11月の都市計画決定以降、三島駅南口東街区市街地再開発準備組合において、基本設計や資金計画作成などが進められています。
- ・ この資料は、準備組合において実施した業務や、事業計画の検討状況を踏まえて、令和3年10月時点の再開発事業の状況を示したものです。
- ・ 今後、組合設立認可・事業計画認可に向けて、さらなる検討を行い、計画の精度を高めつつ、皆様に喜ばれる事業となるよう進めます。

※今後の検討により変更の可能性があります。

「本資料の位置付け」についてです。

令和2年11月に、再開発事業に係る都市計画決定・変更を行い、以降、三島駅南口東街区市街地再開発準備組合において、基本設計業務や資金計画作成業務など、再開発事業を推進するために必要となる業務に取り組んでおります。

この資料は、準備組合において実施された各種業務や、事業関係者により協議・検討された事業計画の状況を踏まえた、令和3年10月時点の再開発事業の状況を示したものとなります。

今後の手続きとして、組合設立認可・事業計画認可を予定しておりますが、引き続き、事業関係者と協議・検討を行い、計画の精度を高めつつ、皆様に喜ばれる事業となるよう進めてまいります。

※現時点での検討状況を示した資料であるため、今後の検討により、都市計画決定の範囲内において、変更となる可能性があることについてご了承ください。

② 三島駅周辺の状況

4



三島駅周辺の状況です。

赤い枠で囲われた場所は、「広域観光交流拠点」として、令和2年6月に開業した「富士山三島東急ホテル」です。

三島駅南口東街区再開発事業のエリアは青い枠で囲われた約1.3haの区域です。

② 再開発事業区域の様子

5



事業区域南西から見た三島駅南口東街区再開発事業区域の様子です。

青いエリアが「市有地」で、黄色のエリアが「私有地」です。

| | |
|---------|---|
| H23 | 保留床取得予定者が辞退 ※当時の計画（大規模商業施設整備）を白紙化 三島駅周辺ランドデザインを策定（H24.3）※現在の再開発の基本的な方針 |
| H25～ | 事業方策、事業スキーム、民間誘導方策の検討、事業協力者の公募に向けた 条件整理、募集方針・募集要項の検討、地権者の合意形成促進、地質調査実施 |
| H29 | 事業協力者の募集、選定 |
| H30 | 三島駅南口東街区再開発事業に関する市民説明会（H30.8） 事業協力に関する協定の締結（アスマチ三島プロジェクト共同企業体） 三島駅南口東街区再開発事業に関する市民説明会（H30.10） 三島駅南口東街区再開発事業に関する市民説明会（H31.2） |
| H31(R1) | 三島駅南口東街区再開発事業に関する市民説明会（R1.9） |
| R2 | 都市計画決定・変更（原案）に関する説明資料の公表、公聴会（R2.6～7） 都市計画決定・変更（案）の縦覧（R2.9） 住民投票条例制定に係る三島市議会臨時会（R2.10） 三島市都市計画審議会（R2.11） 再開発事業に係る都市計画決定（R2.11） オープンハウスによる意見聴取の実施（R2.7～R3.3 計7回） |
| R3 | 市民説明資料の公表・アンケートの実施（R3.3） オープンハウスによる意見聴取の実施（R3.5） 市民説明資料の公開 |

再開発事業の検討は昭和62年から始まっており、大規模な地下水等環境影響調査や事業化に向けた検討が進められてきました。平成23年度にも事業化の動きがありましたが、東日本大震災の影響などにより、主な商業床取得予定者が撤退したため、事業は一旦白紙となりました。

その後、三島駅周辺のまちづくりの方向性やビジョンを示した三島駅周辺ランドデザインを策定し、その実現に向けた取り組みを進めてきました。

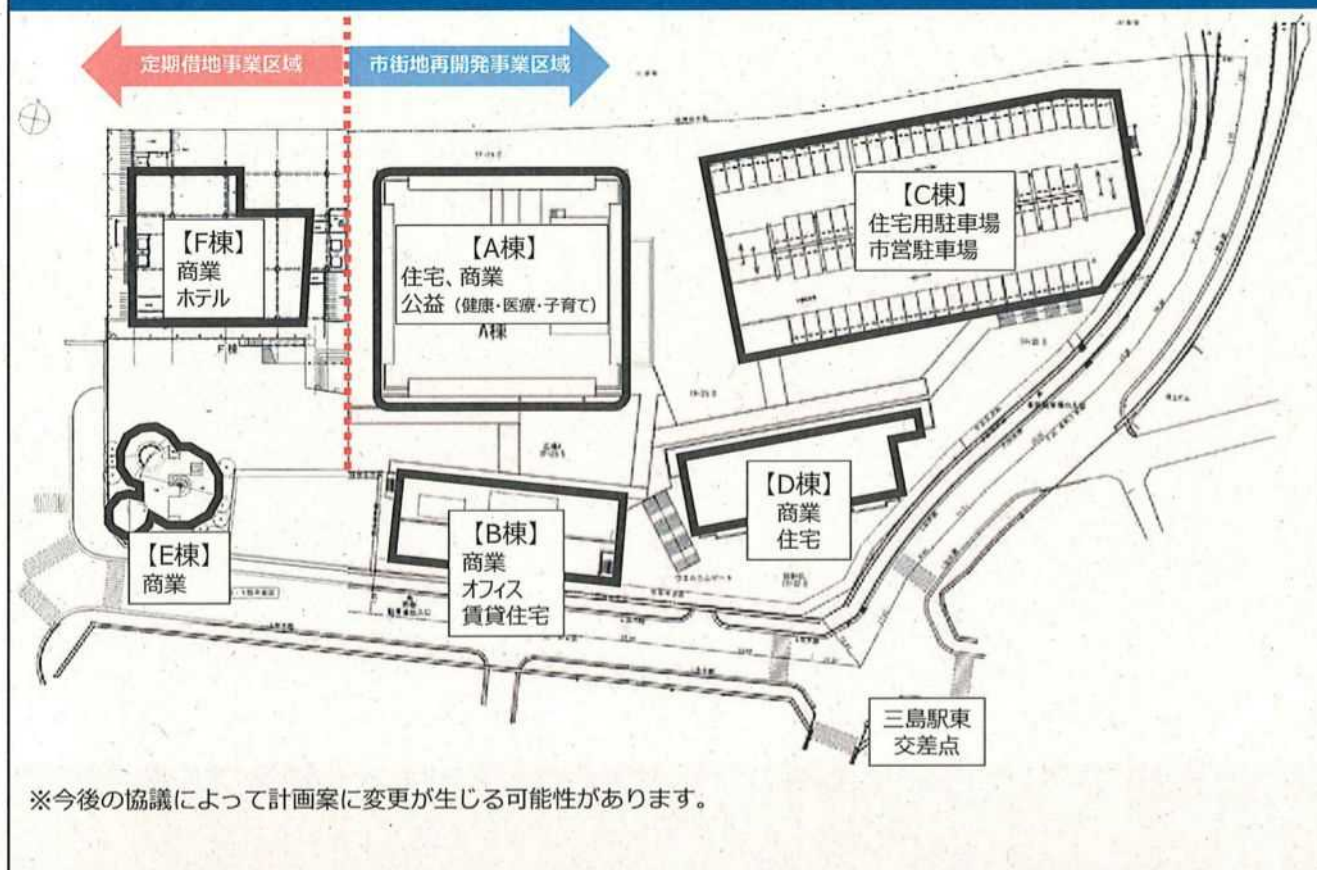
平成29年度に行った事業協力者の募集により、ミサワホーム株式会社を代表企業とするアスマチ三島プロジェクト共同企業体が最優秀提案者として選定され、準備組合、三島市との協定の締結に至りました。

以降は、事業の節目に応じて、市民説明会などを開催して事業の進捗状況をお示しするとともに、市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、事業関係者との協議を進めてきました。令和2年11月には、再開発事業を進めるうえで必要となる、まちづくりのルールや事業の規模などを定める、都市計画決定が行われたところです。

都市計画決定以降も、市民説明資料の公開や、オープンハウスによる市民意見の聴取などを進めております。組合設立認可や事業計画認可に向けた令和3年10月時点の事業の状況をお知らせします。

③ 施設計画案 配置図

7



現在の施設計画の配置図です。検討が進むなかで、棟の名称（A～F棟）も整理されました。

事業区域の西側、赤い矢印で示した部分が、三島市がミサワホームに土地を貸し付けて実施する「定期借地事業区域」です。駅前広場に接続するエリアのため、E棟・F棟では、商業施設やホテルなどの機能の導入が計画されています。

事業区域の東側、青い矢印で示した部分が、都市再開発法に基づく「市街地再開発事業区域」です。ここでは、住宅や商業、公益施設の導入を予定するA棟、住宅や商業施設を予定するB棟とD棟、立体駐車場となるC棟が計画されています。それぞれの建物はデッキで接続され、駅前広場（定期借地事業区域）から、東方向・南東方向に通りが抜けることができます。

また、道路沿いの商業施設は、この街区内の高低差を上手く活かして、南の歩道側からも、北の歩行者デッキ側からも出入りが可能なメゾネット式の店舗が検討されています。さらには、高さのあるタワー棟（A棟）を区域全体の中央部に配置することで、建物の高さによる圧迫感を軽減する配置としています。

施設計画検討における視点

- ・ 事業協力者からの提案をもとに、市民の皆様のご意見や都市計画決定・変更の内容を踏まえ、事業関係者との協議が進められています。
- ・ 都市計画決定では、まちづくりのルールのほか、施設の規模（建築面積・延床面積）や主要な用途（住宅・店舗・駐車場・公益施設）を定めており、この内容の範囲内において、導入機能などを検討しています。
- ・ コロナ禍における社会経済情勢においても実現性の高い事業とするため、にぎわいづくりの観点のほか、確実かつ効率的な事業計画を目指しています。
- ・ ポストコロナを見据え、ニューノーマルに対応した導入機能の検討も行われたため、現在の施設計画におけるポイントを以下に整理し、以降のスライドに示します。



「施設計画のポイント」についてです。

まず、施設計画の検討を行うにあたっての「視点」を説明します。

施設計画については、事業協力者からの提案をもとに、市民の皆様からのご意見や、都市計画決定の内容を踏まえて、事業関係者との協議を進めています。

都市計画決定では、まちづくりのルールのほか、施設の規模や主要な用途を定めておりますが、あくまでもこのルール・内容の範囲内において、導入機能の検討が行われています。

また、計画にあたっては、事業のコンセプトである広域健康医療拠点の整備を通じた「市街地回遊の起点づくり」や「にぎわい創出」の観点を踏まえつつ、コロナ禍における社会経済情勢においても実現性の高い事業とすることが求められます。さらに、導入機能の検討においては、ポストコロナを見据えた、ニューノーマルに対応していく必要もあります。

これらの「視点」を踏まえた現在の施設計画におけるポイントを以降に整理します。

ポストコロナを見据えた導入機能の検討

◆オフィス機能の導入

- ・ コワーキングスペースやシェアオフィス需要の増加。
- ・ B棟にオフィス機能を導入。ニューノーマルな働き方へ対応。



◆賃貸住宅の導入

- ・ リモートワークが普及したことによる、お試し居住やワーケーション（Work+Vacation）需要の増加。
- ・ B棟に賃貸住宅を導入。移住・定住のきっかけづくりが期待される。

◆市街地再開発事業区域におけるホテル導入の見送り

- ・ 施設ボリュームの調整、三島駅との距離感や利便性を考慮し、ホテル機能の駅前（定期借地事業区域）への移設を検討。



◆駐車場台数の増加

- ・ 三島駅利用者の利便性を維持しつつ、オフィスや賃貸住宅の導入機能へ対応するため、市が取得予定の駐車台数を増加。



「ポストコロナを見据えた導入機能の検討」についてです。

現在の計画では、コロナ禍における働き方の見直しにより、コワーキングスペースやシェアオフィスの需要が増加したことを受け、B棟にオフィス機能の導入が計画されています。

また、リモートワークが普及したことによる、お試し居住やワーケーションの需要が増加している背景から、賃貸住宅の導入も検討されるなど、移住・定住のきっかけづくりが期待されます。

市街地再開発事業区域にホテル機能の導入が検討されていましたが、他の導入機能や施設ボリュームの調整、三島駅との距離感を考慮し、市街地再開発事業区域へのホテル導入は見送り、定期借地事業区域で計画しています。

さらには、三島駅利用者の利便性を維持しつつ、オフィスや賃貸住宅などの多様な導入機能へ対応するため、三島市が取得予定の駐車台数を増加しています。

配棟計画の見直し

◆施設配置の合理化（施設配置の変更、施設ボリュームの軽減）

- ・溶岩層の分布状況も踏まえ、より安全側に建物位置を配置するよう変更。
- ・施設ボリュームを軽減。溶岩掘削を抑え地下水に一層配慮した計画。

◆タワー棟（A棟）に1層追加

- ・マシンルームレスエレベーターを採用し、屋上の機械室が不要となる。
- ・建物高さを維持しつつ住宅を1層追加。施設ボリュームを調整。

定期借地事業区域におけるにぎわい創出の検討

◆ポストコロナを踏まえた導入機能の見直し

- ・再開発区域からホテル機能を移設。にぎわい創出機能の充実が図られる。
- ・三島駅南口広場に接続する立地を生かした商業施設の導入や、訪れた人々が滞留、活動することのできる広場スペースは維持。
- ・駅前広場から圧迫感を感じることがないように、タワー棟まで段階的な高さとするほか、段上テラスを採用し、景観や周辺建物との調和に配慮。

施設計画の検討において、「配棟計画の見直し」も行われています。

地下水に配慮した建築計画とするため、施設配置の変更や施設ボリュームを軽減しています。事業区域は北から南にかけて溶岩の厚さが薄くなる傾向が明らかとなっていることから、D棟をより安全側（北側）に配置するよう変更しています。また、溶岩掘削を抑えるため、事業区域南側の施設ボリュームを軽減するなど、地下水に一層配慮した計画としています。

また、タワー棟（A棟）について、屋上の機械室が不要となるエレベーターを採用することで、建物高さを維持しつつ（上げることなく）、住宅フロアを1層追加しています。事業区域南側の施設ボリュームを減らしたことを踏まえ、全体の施設ボリュームを調整しています。

続いて、定期借地事業区域におけるにぎわい創出の検討についてです。市街地再開発事業区域において検討していたホテル機能について、にぎわい創出機能の充実の観点から、定期借地事業区域へ移設しています。以前に示した計画よりも施設ボリュームは増加しますが、三島駅南口広場に接続する立地を活かした商業施設の導入や、訪れた人々が滞留・活動することのできる広場スペースは維持しています。また、駅前広場から見て圧迫感を感じることがないように、タワー棟まで段階的な高さとすることや、段上テラスを採用し、景観や周辺建物等との調和に配慮する計画としています。

用途別面積の推移

用途別の面積表は以下のとおり（東街区全体の合計：定借+再開発）
 開発コンセプトや都市計画決定の内容を踏まえ、引き続き皆様のご意見を
 伺いながら、導入機能の検討を進める。

| 機能 | A 従前案 (R元.9時点) | B 現行案 (R3.10時点) | 増減 (B - A) |
|-------|-------------------|--------------------|---------------|
| 商業施設 | 約5,000㎡ | 約4,500㎡ | ▲約500㎡ |
| オフィス | 0㎡ | 約900㎡ | 約900㎡ |
| ホテル | 約150室 | 約100室 | ▲約50室 |
| 分譲住宅 | 約300戸 | 約300戸 | 変更なし |
| 賃貸住宅 | 0戸 | 約15戸 | 約15戸 |
| 市営駐車場 | 約370台 | 約420台 | 約50台 |

「用途別面積の推移」についてです。

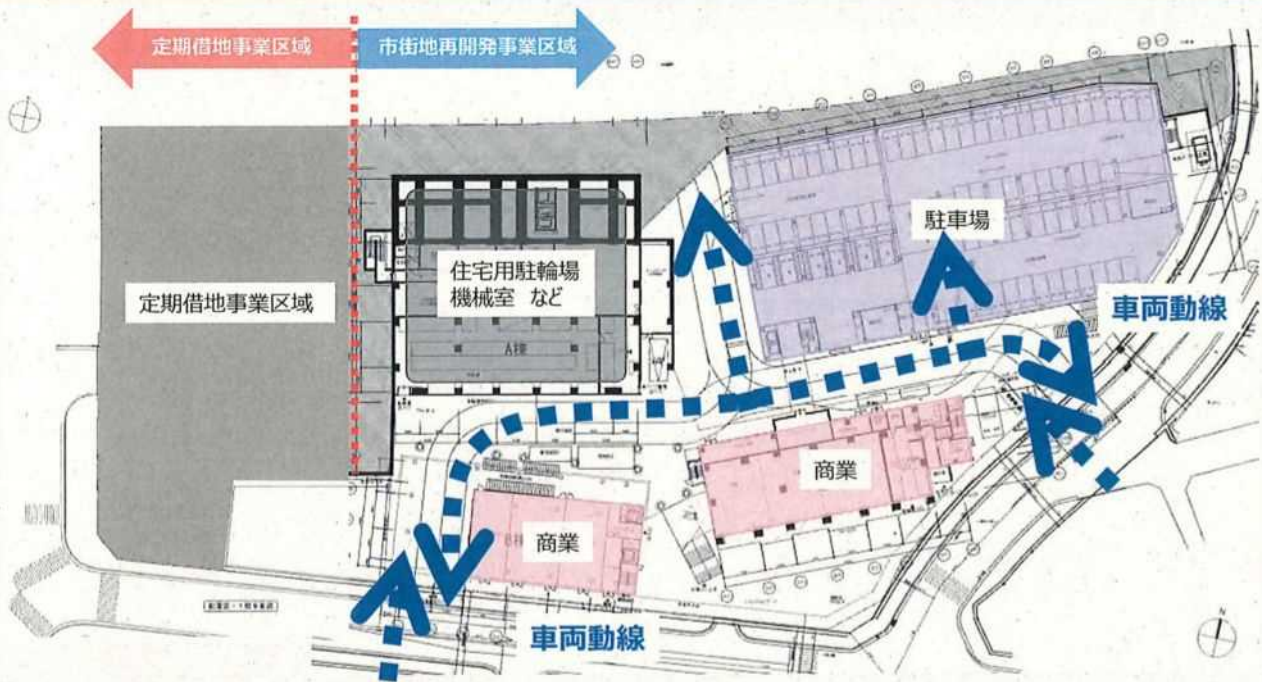
Aの列には、令和元年9月の市民説明会において示した面積を、Bの列には現在の状況を示しています。

商業施設の面積は減少していますが、ニューノーマルへの対応として、コワーキングやシェアオフィスなどのオフィス面積は増加しています。

また、分譲住宅に変更はありませんが、賃貸住宅が若干増加しています。

これらの多様な用途への対応ということで、市営駐車場の台数も50台程度増加しています。

③ 施設計画案 平面図（再開発区域1F） 12



※事業区域は東に向かって傾斜しており、西端と東端では約6mの高低差があります。
そのため本スライドでは、市街地再開発事業区域の1階を表示しており、定期借地事業区域は表示しておりません。
※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

施設計画の平面図です。

事業区域全体は、西から東に向かって傾斜しており、西端と東端では約6メートルの高低差があります。そのため、この資料では、市街地再開発事業区域の1階から段階的に平面図を示します。

青い点線の矢印が敷地内通路の位置を示しています。南側・東側の出入口はどちらも左折IN・OUTを想定しています。どちらの出入口からも駐車場（紫色のエリア）に向かうことができ、駐車場は住宅用と市営駐車場とで区画が分かれており、それぞれが駐車場で合流することのない計画となっています。

事業区域南側のB棟・D棟では、先ほど示したとおりメゾネット式の店舗が計画されており、この平面図では道路の高さから進入する店舗（ピンク色の商業施設）が配置されています。

③ 施設計画案 平面図（再開発区域2F） 13



※本スライドでは、市街地再開発事業区域は2階、定期借地事業区域は1階として表示しております。
※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

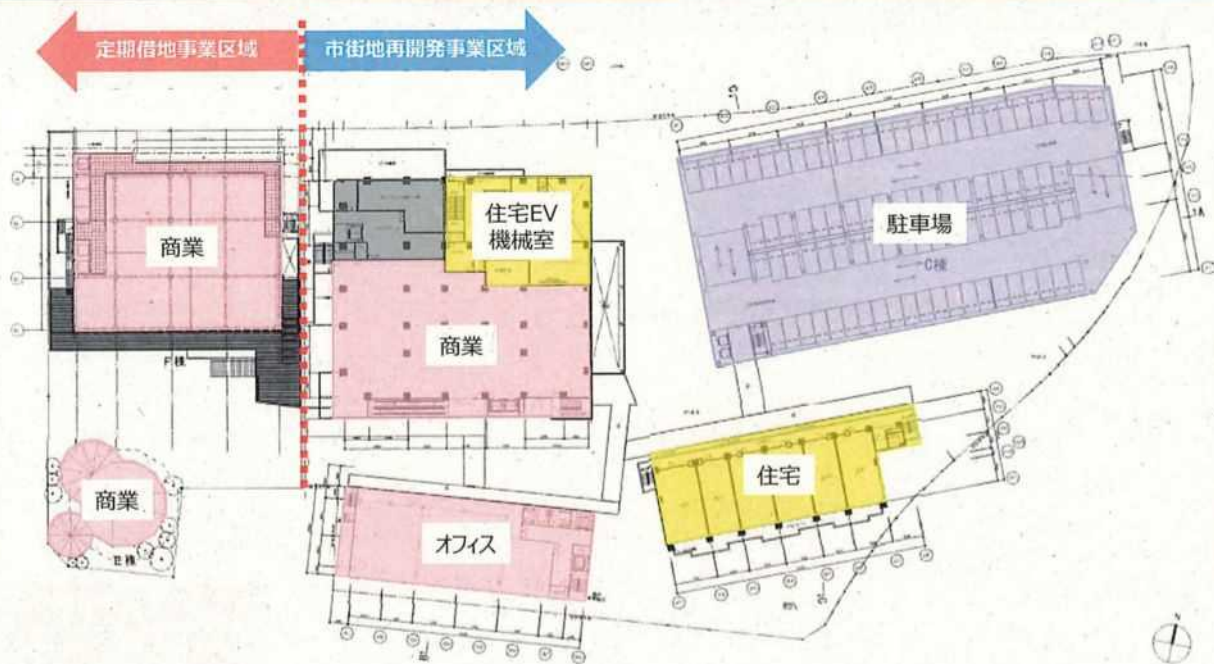
市街地再開発事業区域2階部分の平面図です。

定期借地事業区域としては1階となり、駅前広場と同じ高さとなります。

緑色の矢印が歩行者の動線です。駅前広場から定期借地事業区域を通り、歩行者デッキを通じて南東側・東側に通り抜けることができます。この歩行者が通行する高さ（階数）では、主に商業施設が計画されています。

※D棟（右下の黄色部分）は現在住宅としておりますが、歩行者が主に通行するエリアということ踏まえ、商業施設の導入も検討されています。

③ 施設計画案 平面図 (再開発区域3F) 14



※本スライドでは、市街地再開発事業区域は3階、定期借地事業区域は2階として表示しております。
※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

市街地再開発事業区域3階部分の平面図です。(定期借地事業区域は2階部分)

B棟(中央下のピンク色部分)ではオフィスの導入が計画されています。

③ 施設計画案 平面図（再開発区域4F） 15



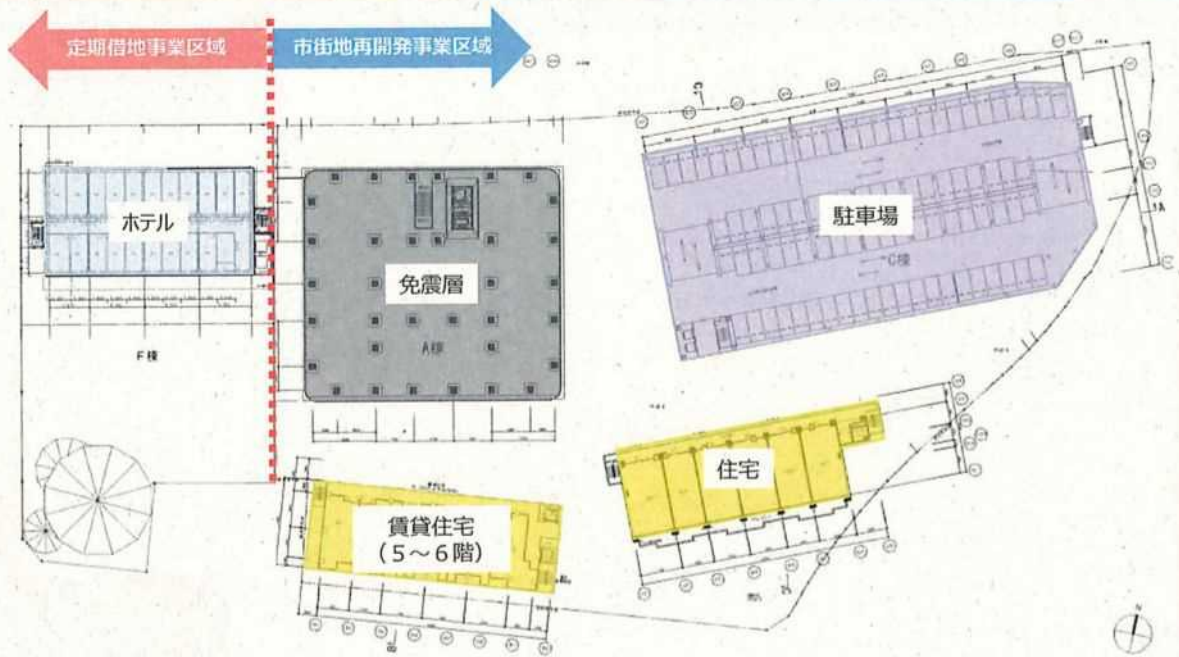
※本スライドでは、市街地再開発事業区域は4階、定期借地事業区域は3階として表示しております。
※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

市街地再開発事業区域4階部分の平面図です。（定期借地事業区域は3階部分）

定期借地事業区域ではホテルが計画されているほか、タワー棟（A棟）では公益施設（健康・医療・子育てなど）が計画されています。

※定期借地事業区域の3階からホテルとなりますが、レストランフロアはホテル宿泊者以外も利用できるよう、検討が進められています。

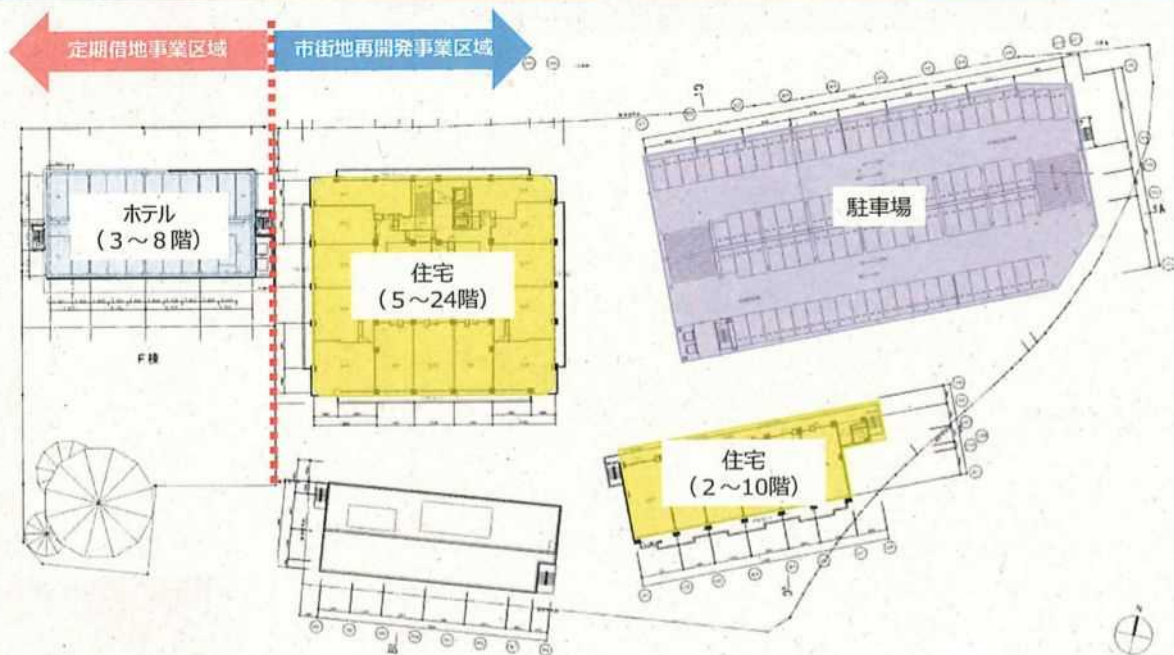
③ 施設計画案 平面図 (再開発区域5 F) 16



※本スライドでは、市街地再開発事業区域は5階、定期借地事業区域は4階として表示しております。
※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

市街地再開発事業区域5階部分の平面図です。(定期借地事業区域は4階部分)

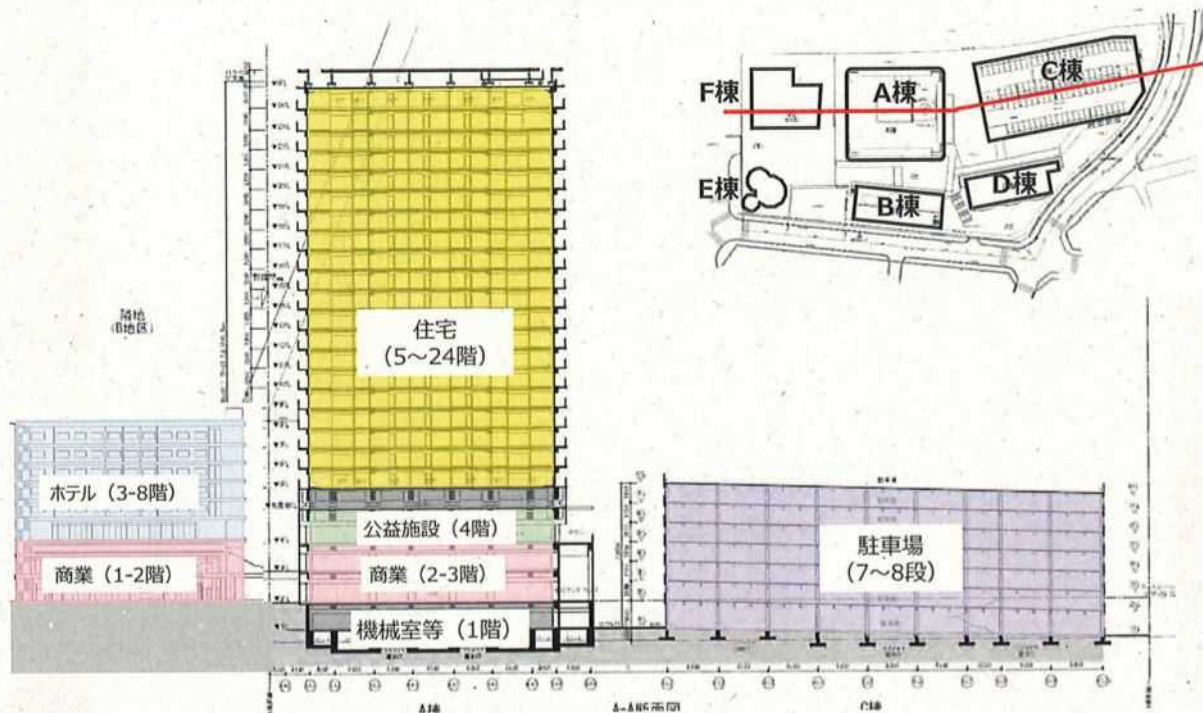
B棟(中央下の黄色部分)では賃貸住宅の導入が計画されています。



※本スライドでは、各棟における基準階の図面を掲載しております。
※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

こちらは、各棟の基準階図面です。

F棟（左側の青色部分）のホテルは8階、A棟（中央の黄色部分）のタワー棟は24階、D棟（右下の黄色部分）の住宅は10階、C棟（右上の紫色部分）の駐車場は7層8段が計画されています。

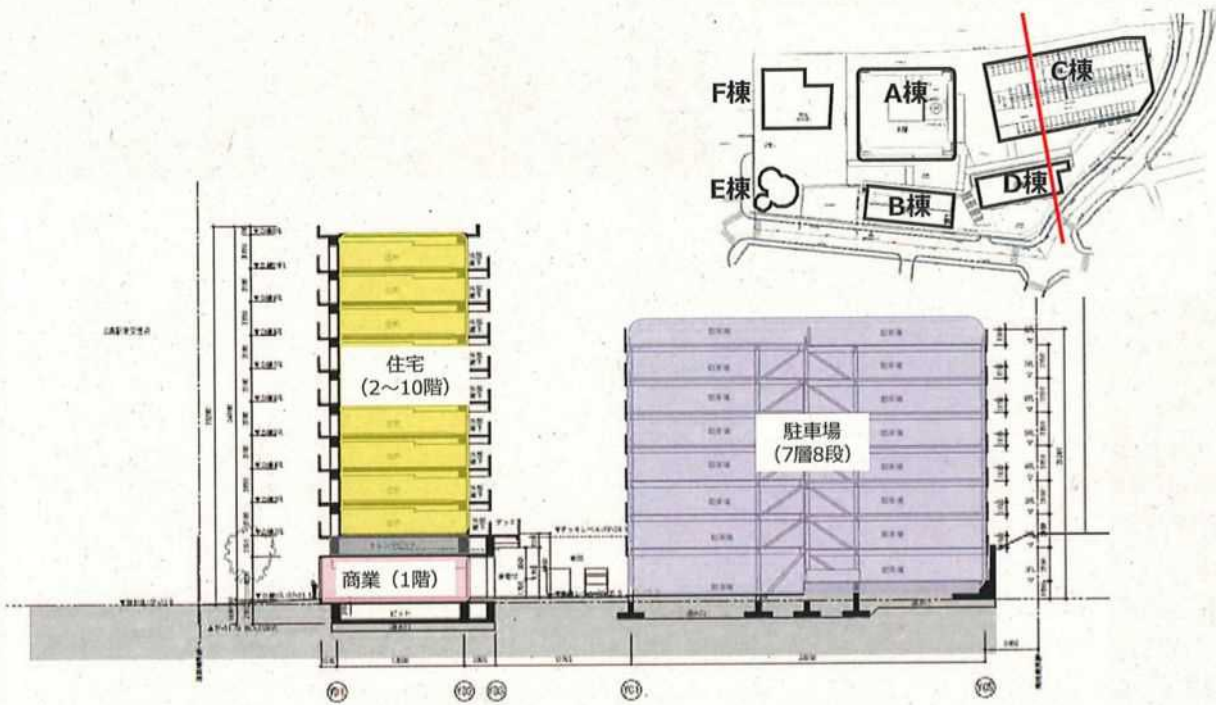


※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

※平面図を示したスライドとの縮尺は異なります。

こちらは事業区域を東西に切った断面図です。

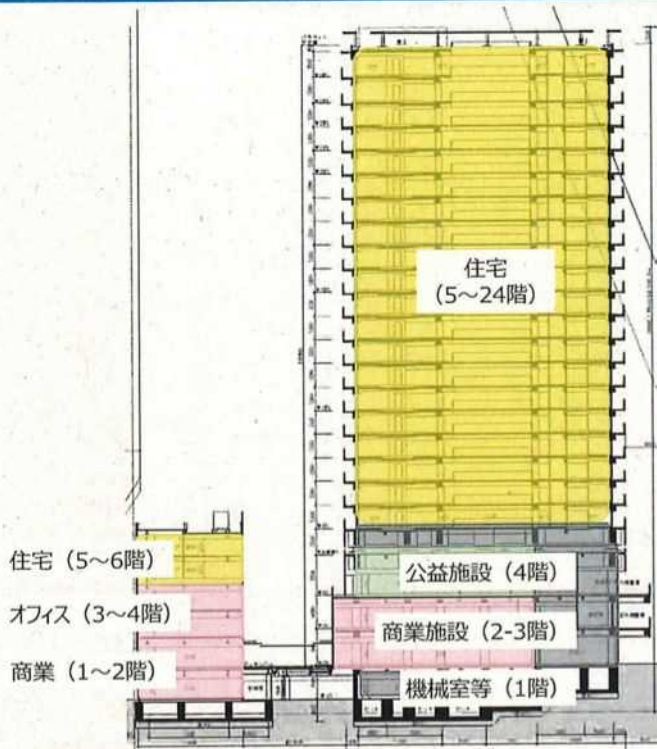
先ほど示したとおり、駅前広場（F棟側）から見た建物の圧迫感を軽減するため、定期借地事業区域における商業施設（ホテル等）の高さを抑えています。



※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

※平面図を示したスライドとの縮尺は異なります。

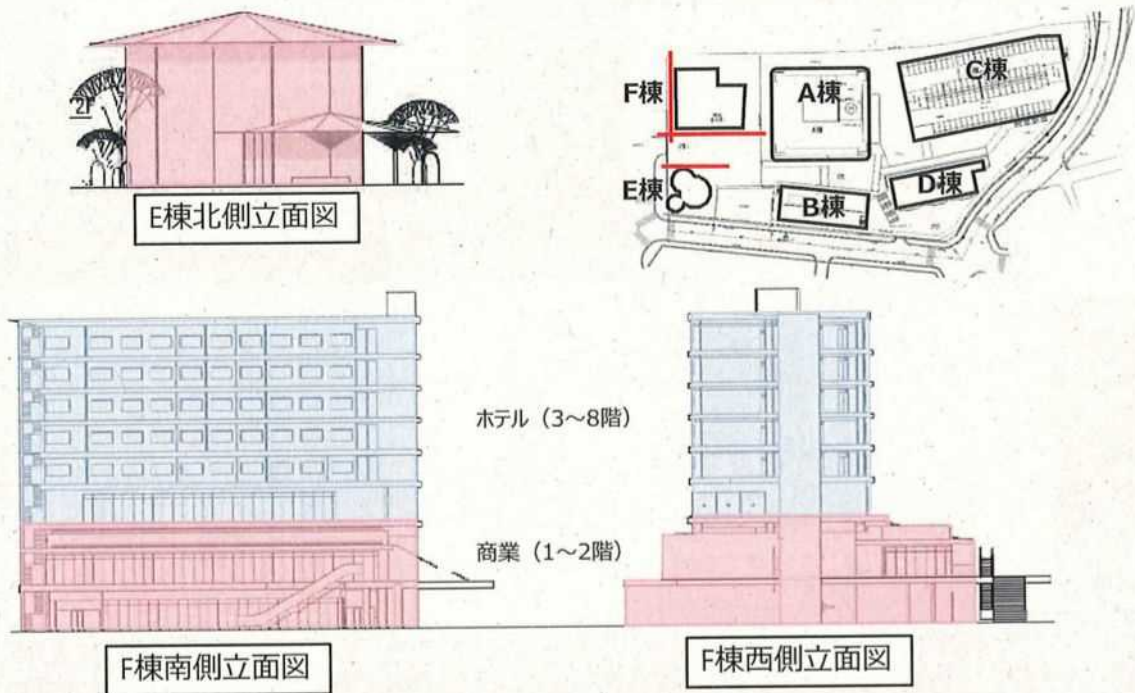
こちらは南北の断面図（D棟（左側）・C棟（右側））です。



※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

※平面図を示したスライドとの縮尺は異なります。

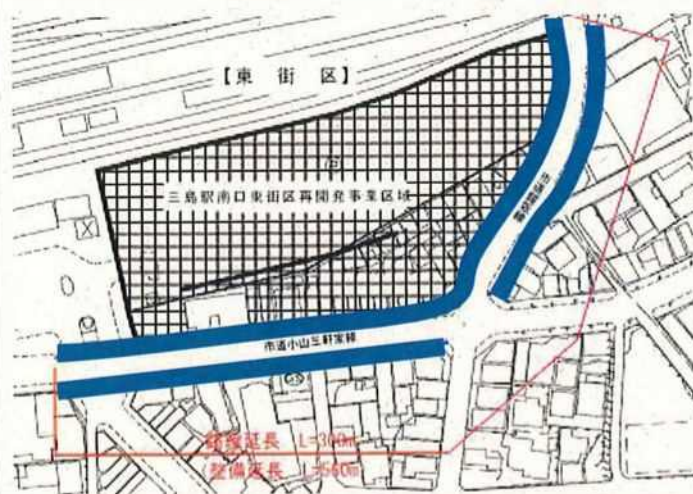
こちらは南北の断面図（B棟（左側）・A棟（右側））です。



※今後の協議によって計画案に変更が生じる可能性があります。

※平面図を示したスライド及びF棟・E棟の縮尺は異なります。

こちらは定期借地事業区域E棟・F棟の立面図です。



都市計画において定めた「壁面位置の制限」により、建物の壁の位置を前面道路から2m後退することや、再開発事業とあわせて電線類を地中化することにより、歩道と一体的な歩行空間を確保する計画としている。



「ゆとりある歩行者空間の創出」についてです。

事業区域周囲の道路沿いは、現在、幅約3mの歩道に電柱やアーケードの支柱などが並んでいます。事業区域の南側を走る小山三軒家線と、街区東側を走る南町文教線をあわせて、路線延長約300mの区間の道路の両側において、無電柱化事業を進めています。

また、都市計画において「壁面位置の制限」を定めたことから、建物の壁の位置が道路境界から2m後退することで、無電柱化事業とあわせて、ゆとりある一体的な歩行空間の創出を計画しています。電柱やアーケードも撤去されることから、見通しも良くなることが期待されます。

オープンハウス方式による意見聴取について

- ・ イベントや外部施設において説明パネルを展示し、事業概要を説明しながら意見を伺う、オープンハウス方式により、多くの皆様のご意見を伺っている。
- ・ いただいたご意見は、導入機能やにぎわいづくりの取り組みの参考とし、事業関係者との協議を進めている。



オープンハウスの実施状況

| 年度 | 実施回数 | 実施月 | 聴取件数 |
|-----|------|--------------------|------|
| R 2 | 7回 | 7(2)、8、10(2)、11、3月 | 289件 |
| R 3 | 1回 | 5月 | 85件 |



寄せられたご意見

- ・ 事業の計画があることの認知度は高く、再開発により駅前がきれいに整備されることのほか、スーパーや飲食店の導入などを望む声が多く寄せられた。
- ・ 一方で、地下水配慮や財政負担について心配する意見も確認されたことから、引き続き、丁寧な情報発信に努める。



「意見聴取の取り組み」についてご紹介します。

令和2年7月から、イベントや外部施設において説明パネルを展示し、事業概要を説明しながら意見を伺うオープンハウスを実施しています。このオープンハウス方式では、市民説明会に参加できなかった方や、事業のことをあまりご存知でない方など、関心を持って市民説明会にご参加いただいた方とは異なる方々の意見を聴取することができるという利点があります。

これまで8回実施し、約370人の方からご意見を伺いました。事業の計画があることの認知度は高く、再開発により駅前がきれいに整備されることのほか、スーパーや飲食店の導入などを望む声が多く寄せられたほか、地下水配慮や財政負担について心配する意見も確認されたことから、引き続き、丁寧な情報発信や意見聴取を行っていきます。

③ 市街地再開発事業の事業費と市の負担① 24

| 項目 | 令和元年9月時点 推計事業費 | 令和3年10月時点 資金計画 |
|------|---------------------------------|---------------------------------|
| 性質 | 都市計画決定に向け、事業成立性の検証のためのベースとなる事業費 | 組合設立に向け、事業採算性の向上策を盛り込んだ組合の目標事業費 |
| 工事費 | 提案書の価格をベース | 提案書価格をベースに建設工事費の上昇分を考慮 |
| 補助金等 | 補助対象を絞り込み、現実性の高い部分に限定 | 事例研究を通じ、本事業でも活用の可能性がある事例も参考に検討 |

注) 資金計画については、組合設立に向けた協議の中で、事業費や負担額の詳細を確認していく必要があります。

市街地再開発事業の事業費と市の負担についてご説明します。

準備組合において、事業採算性の向上に向けた検討を行いながら、資金計画が作成されました。

令和元年9月時点の推計事業費と今回の資金計画の特徴を整理しますと、これまでの推計事業費は、事業成立性を検証する観点から算出されていたのに対し、今回の資金計画は、事業環境の変化を踏まえた目標事業費としての性質を持っています。

工事費の上昇を反映させる一方で、事業採算性を向上させるための方策も盛り込み、補助金の増額が図られています。

資金計画については、事業関係者や国・県との協議を通じて、その詳細について確認していく必要があることにご留意ください。

③ 市街地再開発事業の事業費と市の負担② 25

単位：億円、（ ）内の数字は令和元年9月時点の推計値

| | | |
|---------------------|-----------------------------|--------------------|
| 事業費 209 (201) | 保留床 処分金等 121 (126) | その他 |
| | 再開発事業 費補助金 88 (75) | 駐車場取得費 9(7) |
| | | 市負担分 29 (25) |
| | | 国・県 負担分 |

総事業費 収入 うち、市負担

注) 準備組合が作成した資金計画に基づく事業費等であり、決定されたものではありません。今後、組合設立に向けた協議の中で、事業費や負担額の詳細を確認していきます。

令和元年9月からの変更要因等

- 総事業費
 - ・工事単価上昇による事業費増
- 再開発事業費補助金
 - ・機能入れ替えに伴う補助対象の増加（ホテル⇒オフィス）
 - ・駐車台数増加等に伴う駐車場建設費への補助金額の増加
- 駐車場取得費
 - ・駐車場台数の増加
(1台当たり単価は変更なし)

市街地市開発事業の事業費と市の負担の内訳をご説明します。

カッコ内は、令和元年9月時点の推計事業費となっています。

総事業費は約209億円で、工事単価上昇の影響により事業費は増加しています。

事業費を賄う収入のうち、再開発事業費補助金については、事業採算性の向上のための方策が盛り込まれ、増額となっていますが、詳細については検証が必要です。

図の青色部分が市の負担となりますが、補助金のうち、市の負担分が約29億円、また、市営駐車場として取得する立体駐車場の取得費は、駐車場台数の増加に伴い、増額となり約9億円となっています。現時点での市の負担は約38億円となっていますが、今後、組合設立に向けた協議を進める中で、詳細を確認していきます。

③ これまでに実施した地盤調査（東街区内） 26

| 実施年度 | 内容 |
|------------------------|--|
| 平成5～6年度 | ボーリング調査2箇所、表面波探査、井戸分布・湧水量調査、解析（地質構造、基礎地盤、地下水浸透流）など |
| 平成22年度 | ボーリング調査3箇所 オートマチックラムサウンド調査8孔 |
| 平成28年度 | ボーリング調査3箇所、透水試験、表面波探査 |
| 平成30～31年度 （準備組合が実施） | ボーリング調査2箇所、土質試験 |
| 令和元年度（準備組合が実施） | ボーリング調査2箇所 オートマチックラムサウンド調査3孔 |
| 令和2年度（準備組合が実施） | ボーリング調査1箇所、土質試験 |
| 令和3年度（準備組合が実施） | ボーリング調査1箇所、土質試験 |

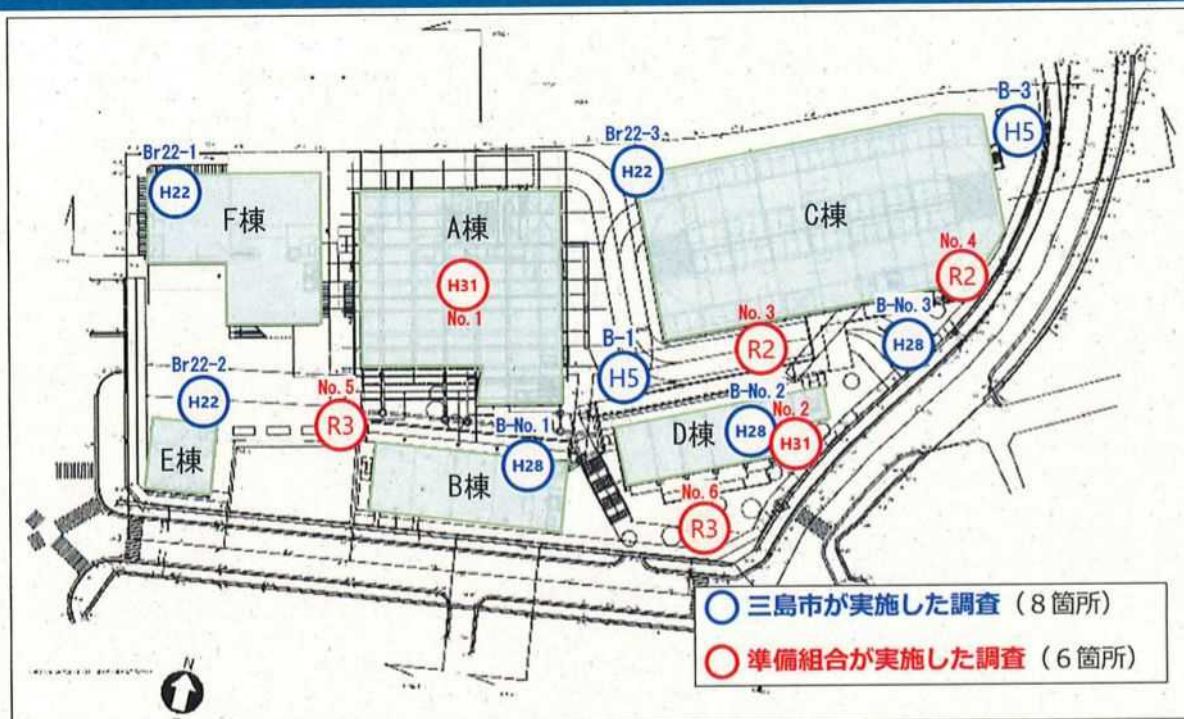
→これらの調査結果から、地盤の構造や耐力などを把握している。
また、大規模な空洞は確認されていない。

地下水・湧水の保全に配慮した事業の検討状況についてご説明します。

最初に、事業区域内で過去に行われた地盤調査の実績をご説明します。平成5～6年度に、三島駅周辺一帯での地盤調査を行った後、東街区の再開発事業の推進のために、三島市及び準備組合にて、複数回の地盤調査が行われております。

ボーリング調査だけで14箇所実施しているほか、溶岩の分布を簡易的に調査するオートマチックラムサウンド調査や、空洞の有無を調査する表面波探査などにより、事業区域内の地盤データの収集を行い、対策を検討しています。

これまでの調査結果から、地盤の構造や耐力を把握し、建築物の安全性の検討が行われています。また、調査結果からは、大規模な空洞は確認されていません。

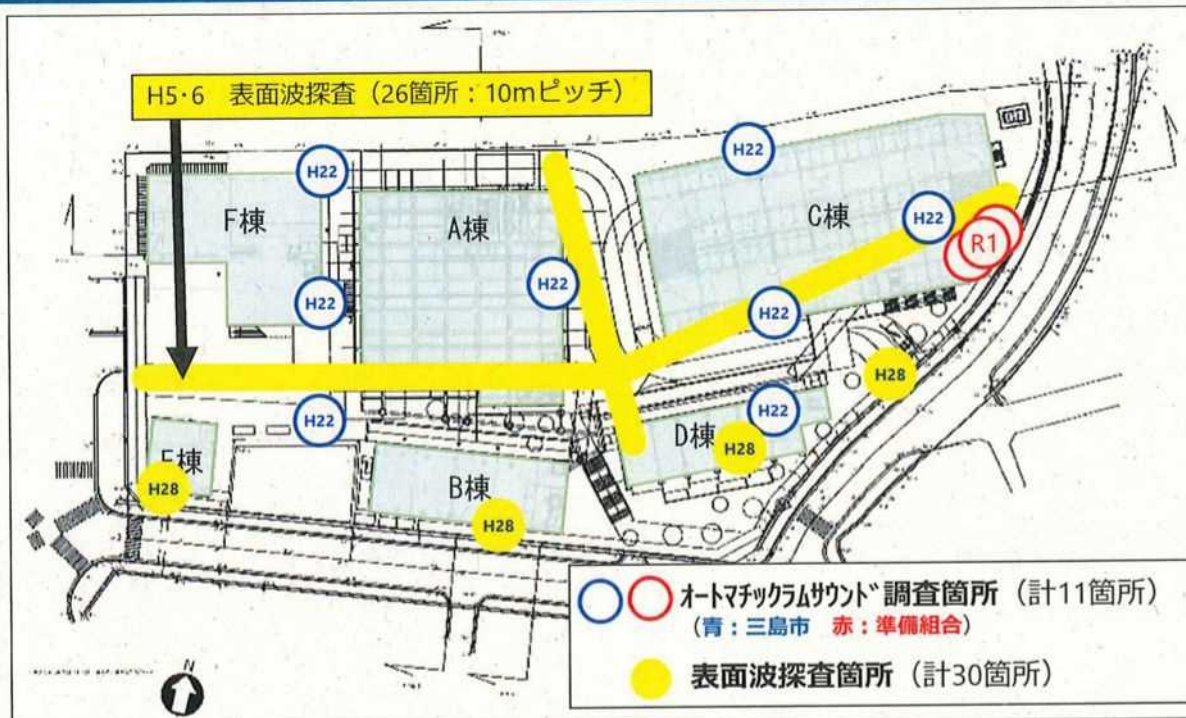


三島市及び三島駅南口東街区市街地再開発準備組合において実施したボーリング調査箇所を、第7回地下水対策検討委員会において活用した建物配置図の資料にプロットしたものです。
 (※調査地点はおよその位置を示したもの。)

こちらは、ボーリング調査14箇所と建物の配置を整理した図となります。

これまでの調査から、溶岩層は北西側に厚く、南東側に向かって徐々に薄く分布していることがわかっていますが、建物の配置に当たり、データが必要な箇所を選定してボーリング調査を実施しています。

ボーリング調査によって、地層の構成が明らかになるほか、その時々目的に応じて、採取した試料をもとに各地層の強度などを測定することができます。



三島市及び三島駅南口東街区市街地再開発準備組合において実施したオートマチックラムサウンド調査及び表面波探査箇所を、第7回地下水対策検討委員会において活用した建物配置図の資料にプロットしたものです。(※調査地点はおよその位置を示したもの。)

こちらは、オートマチックラムサウンド調査および表面波探査の実施箇所と、建物の配置を整理した図となります。

オートマチックラムサウンド調査とは、溶岩の分布深度の把握など、ボーリング調査を補完することを目的に実施するもので、三島市と準備組合で11箇所実施しています。

また、表面波探査は、空洞の有無などを調査するためのもので、平成5・6年度の大規模な調査の際に、図の黄色い線上を26箇所、およそ10メートルピッチで探査を実施したほか、平成28年度にも、街区南側で4箇所実施しています。

■ 地下水モニタリングの実施

市内11箇所の観測井戸において、継続的に地下水位・水質のモニタリングを実施している。モニタリング結果は、市のホームページで公開している。



■ 三島駅南口周辺開発地下水対策検討委員会

三島市の宝である湧水・地下水の保全に配慮した円滑な事業推進のため、事業計画や地下水保全対策等について総合的に検討し、三島市長に対し助言・提言等を行うことを目的とした、有識者等による委員会を設置している。

事業の進捗に応じて開催し、地下水モニタリングの結果や、事業に係る地下水配慮対策等の内容等を随時確認している。



続いて、地下水・湧水の保全対策について説明します。

この再開発事業の推進にあたり、三島の宝である地下水・湧水の保全は大前提であり、平成5～6年に「三島駅前地区地下水等環境影響調査」を実施しています。

再開発事業検討のパートナーである事業協力者を公募する際も、地下水・湧水に配慮した計画とすることを求め、事業者からも地下水に影響を与えない建築計画とする基本方針が示されています。

事業主体である準備組合は、事業区域内の地盤調査などを実施しつつ、基本方針を踏まえた地下水モニタリング体制や、地下水に配慮した施設計画の検討を進めています。

三島市の取り組みとしては、工事着手前から市内11箇所の観測井戸において、継続的に地下水位や水質のモニタリングを実施しており、地下水の状況を常に把握するとともに、有識者などによる「三島駅南口周辺開発地下水対策検討委員会」を設置し、事業の進捗に応じて、再開発準備組合が検討する地下水配慮対策の内容などを確認しています。

第7回検討委員会 令和3年7月19日（月）開催

議事

- (1) 第6回委員会の概要等について
- (2) 地下水調査結果
→西街区掘削工事による地下水の水位や水質に変化は確認されず、ホテル開業以降も同様の結果となっていることを確認した。
- (3) 三島駅南口東街区市街地再開発事業の進捗状況等について
→東街区に分布する玄武岩溶岩は、新築建物の接地圧より大きい強度を有し、溶岩の下の粘性土層も、新築建物と玄武岩溶岩の合計接地圧より大きい耐力を有することを確認した。
なお、耐震性については、今後の委員会で確認していく。
- (4) 今後のスケジュール



現場見学の様子



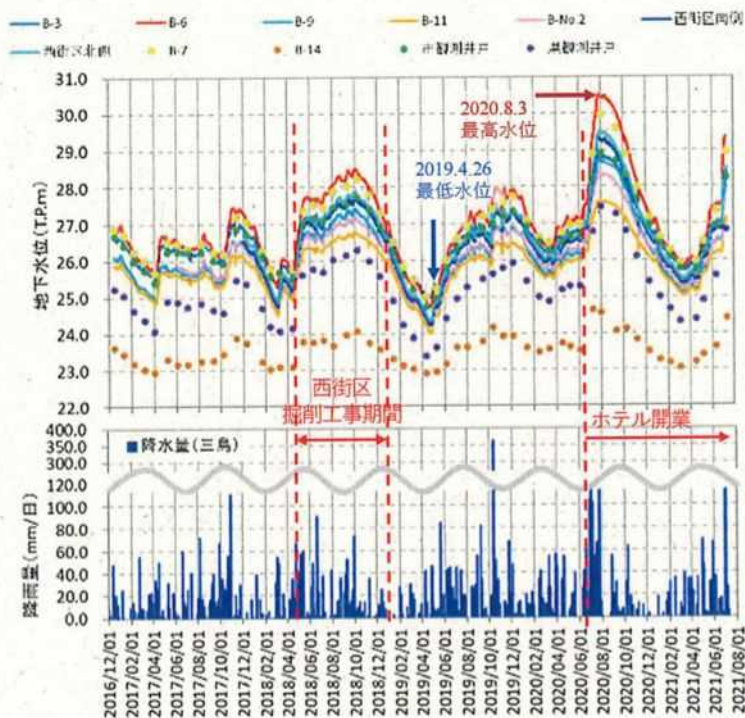
第7回検討委員会の様子

令和3年7月19日に開催した第7回地下水対策検討委員会では、東街区再開発事業を行う現場や、ボーリング調査で抜き取ったコア（試料）などを見学した後、地下水調査結果や東街区市街地再開発事業の進捗状況について、委員の皆さんに確認いただきました。

なお、地下水対策検討委員会で使用した資料は、第1回から第7回まで、市のホームページで公開しています。

■ 地下水位調査結果

- 三島駅周辺の地下水位は、4月～5月に上昇した後、6月～10月ごろまで高水位を保ち、11月～3月に低下する。
- 2019年4月26日に近年の最低水位を観測したが、2020年8月3日に観測開始以来の最高水位を観測した。
- 西街区掘削工事による地下水位の変化は確認されず、ホテル開業以降も同様の結果となっている。



地下水モニタリング調査については、2016年12月から継続して実施しています。

三島駅南口周辺だけでなく、三島駅を囲んで東西南北にある合計11箇所の観測井戸で実施していますが、これは、地下水が概ね北から南に向かって流れていることを踏まえ、事業区域を挟んだ形で調査箇所を設け、その数値の変化を確認できるようにするためです。

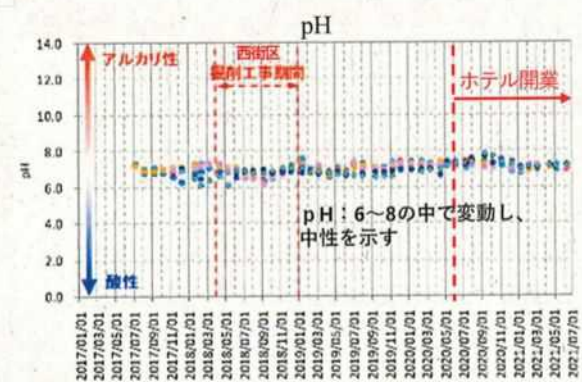
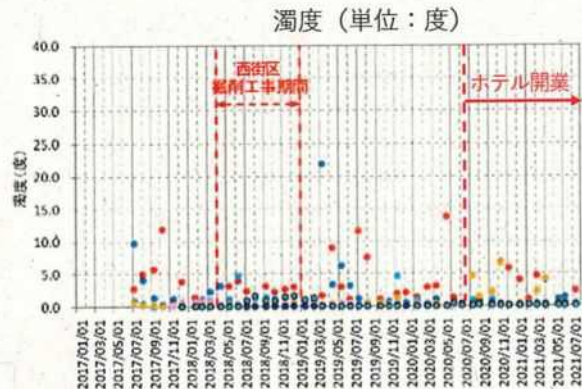
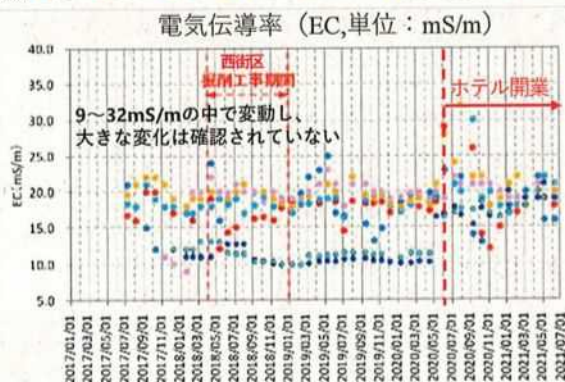
こちらは、地下水モニタリング結果のうち、地下水位の変化を示したグラフです。例年、夏に水位が上昇し、冬から春にかけて水位が低くなる傾向があります。

三島駅南口の西街区において、掘削工事を行っていた時期を赤い点線と矢印で示していますが、この間、工事の影響による地下水位の変化は見られず、また、ホテルの開業以降についても同様であることを、地下水対策検討委員会において確認しました。

■ 地下水質調査結果

- 三島駅周辺の地下水において、ECは9~32 (mS/m)、pHは6~8、濁度0~22 (度) の幅で変動している。
* 地下水の水質について、地下水そのものを規定する基準等はない。
- 西街区掘削工事による地下水質の変化は確認されず、ホテル開業以降も同様の結果となっている。

凡例 ● B-3 ● B-6 ● B-9 ● B-11 ● B-No.2 ● 西街区南側 ● 西街区北側



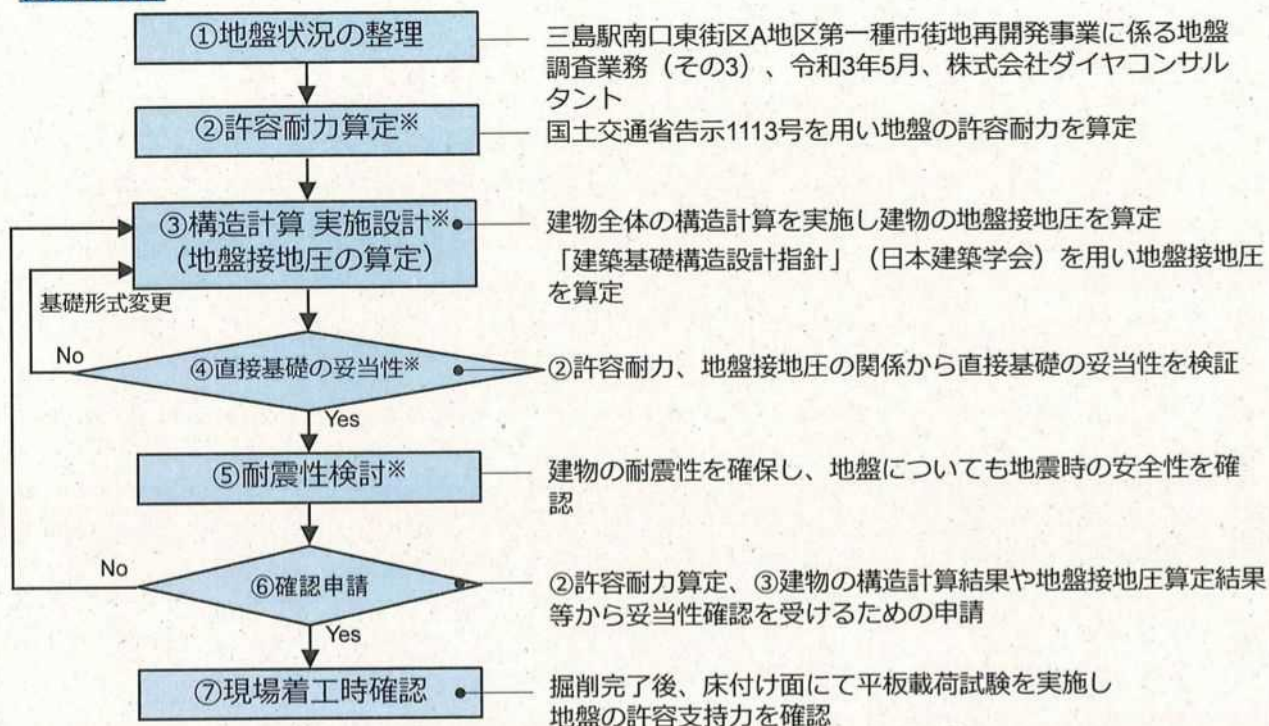
こちらは、地下水モニタリング調査結果のうち、水質の推移を示したグラフです。

電気伝導率、濁度、pHについて、毎月測定しており、普段とは大きく異なる数値が検出された場合に、すぐに検証・対応できる体制としています。

こちらの各項目についても、西街区の掘削工事期間中に、工事の影響による変化は見られず、また、ホテルの開業以降についても同様であることを、地下水対策検討委員会において確認しました。

今後も地下水モニタリングを継続して実施し、東街区についても同様に、工事前から工事中、供用後にかけて、数値の変化を確認していきます。

検討の流れ



図：直接基礎、構造物の検討の流れ

※玄武岩溶岩(RB)、洪積第1粘土層それぞれの直接基礎との妥当性について検討

第7回地下水対策検討委員会では、東街区に建設する予定の建物において、直接基礎を採用することの妥当性についての確認も行いました。

事業者は、当初から、地下水に影響を与えない建築計画とする基本方針を示していますが、その一つとして、杭を打たない直接基礎とすることが提案されています。

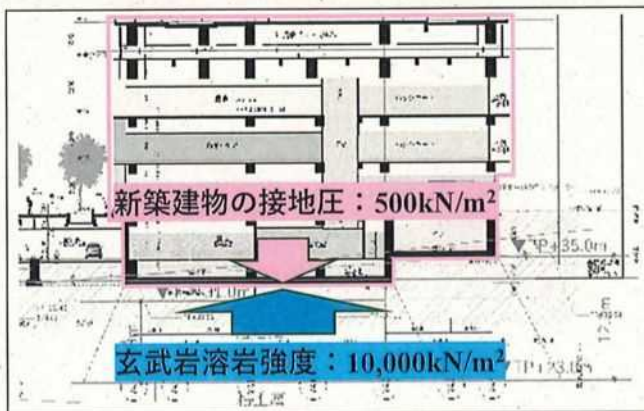
高層建築物も予定されていることから、ここに示したフローのとおり、地盤調査結果による地盤の耐力の計算と、現状の計画における建物の構造計算結果を踏まえ、直接基礎によって建物の重量を支えることが可能であることを確認しました。

なお、今後、より詳細な実施設計を行っていく中で、耐震性についても確認していく流れとなります。

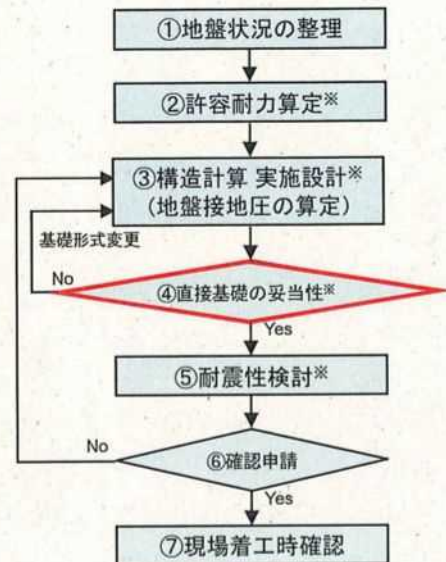
【玄武岩溶岩を基礎とする場合の妥当性】

- 孔質部の玄武岩質溶岩強度 ($10,000\text{kN/m}^2$) は、概略接地圧 (500kN/m^2) より大きい。

⇒新築建物の接地圧は、玄武岩溶岩強度より小さいことを確認した。



図：新築建物断面図



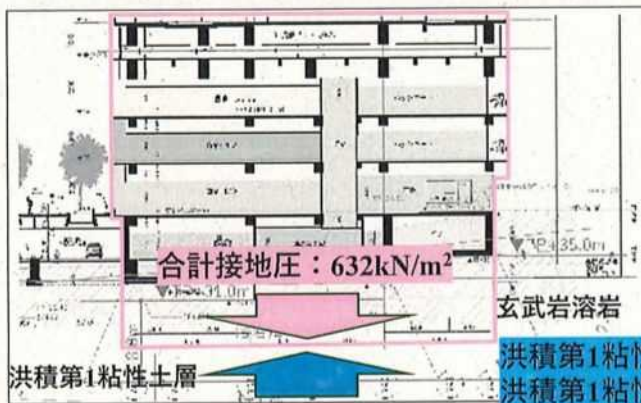
まず、東街区に分布する玄武岩溶岩について、強度を計算したところ、新築建物の接地圧よりも大きいことが確認されました。

なお、溶岩には、ゆっくり冷えて緻密に固まった部分と、火山ガスや水蒸気を発泡しながら急速に固まった多孔質の部分があります。強度としては、多孔質の部分よりも緻密に固まった部分の方が値が大きくなりますが、今回の計算に当たっては、多孔質の部分を採用し、より安全側に立った計算としています。

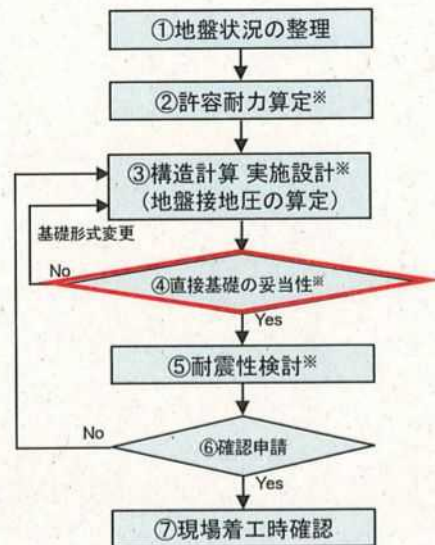
【洪積第1粘性土層の検討】

- 洪積第1粘性土層の地盤耐力 (716.5kN/m^2) は、概略接地圧 (632kN/m^2) より大きい。
- 洪積第1粘性土層の圧密降伏耐力 ($1,058.2\text{kN/m}^2$) は、概略接地圧 (632kN/m^2) より大きい。

⇒新築建物と玄武岩溶岩の合計接地圧は、洪積第1粘性土層の地盤耐力と圧密降伏耐力より小さいことを確認した。



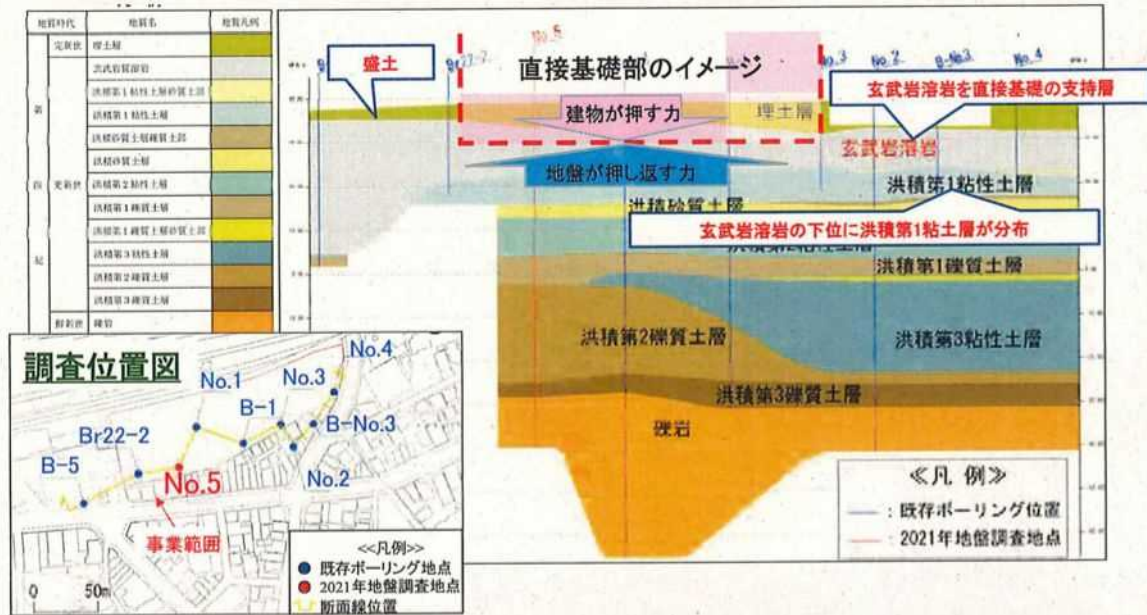
図：新築建物断面図



次に、玄武岩溶岩の下の粘性土層についての検討ですが、ここでは、建物の接地圧だけでなく、建物下の玄武岩溶岩の設置圧も合計した数値に対し、粘性土層の耐力が上回っていることが確認できました。

【結論】

- 分布する玄武岩溶岩は新築建物の接地圧より大きい強度を有し、洪積第1粘性土層も新築建物と玄武岩溶岩の合計接地圧より大きい耐力を有することを確認した。
- 耐震性については、今後の委員会で検討する。



出典：三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業に係る地盤調査業務（その3）報告書、令和3年5月、(株)ダイヤコンサルタントに加筆引用

結論として、分布する玄武岩溶岩は、現時点の計画における新築建物の接地圧よりも大きい強度を有し、その下の粘性土層についても、新築建物と玄武岩溶岩の合計接地圧より大きい耐力を有すること、つまり、地盤には建物を支える力があり、直接基礎を採用することの妥当性を確認することができました。

R3交通量調査の概要

事業の進捗状況に応じた交通対策を再検討するため、駅周辺の交差点(16箇所)において、自動車・歩行者の交通量調査、信号現示調査、渋滞状況調査等を実施した。

【調査日】

平日：令和3年6月8日(火) 7:00~19:00

休日：令和3年5月23日(日) 7:00~19:00

R1交通量調査結果との比較

コロナウイルスが流行する以前の調査結果(R1)と比較した結果は以下のとおり。

| R3 | 例1) No.1 三島駅前交差点 | | 例2) No.2 三島駅東交差点 | | 交差点11箇所 |
|----|---------------------------|-------|----------------------------|-------|-----------|
| 項目 | 交差点流入合計 | 対R1比率 | 交差点流入合計 | 対R1比率 | 対R1比率(平均) |
| 平日 | R3: 9,223台 R1: 10,830台 | 85.2% | R3: 11,072台 R1: 12,212台 | 90.7% | 92.8% |
| 休日 | R3: 7,569台 R1: 10,471台 | 72.3% | R3: 8,906台 R1: 10,758台 | 82.8% | 85.3% |

今後の対応

以前の交通処理の検討において、再開発事業による周辺交差点へ与える負荷は小さい見込みであることを確認しておりますが、検討が進んだ事業計画や最新の交通量調査の結果を踏まえ、改めて周辺交差点への交通影響を把握するとともに、必要な対策の検討を進めます。

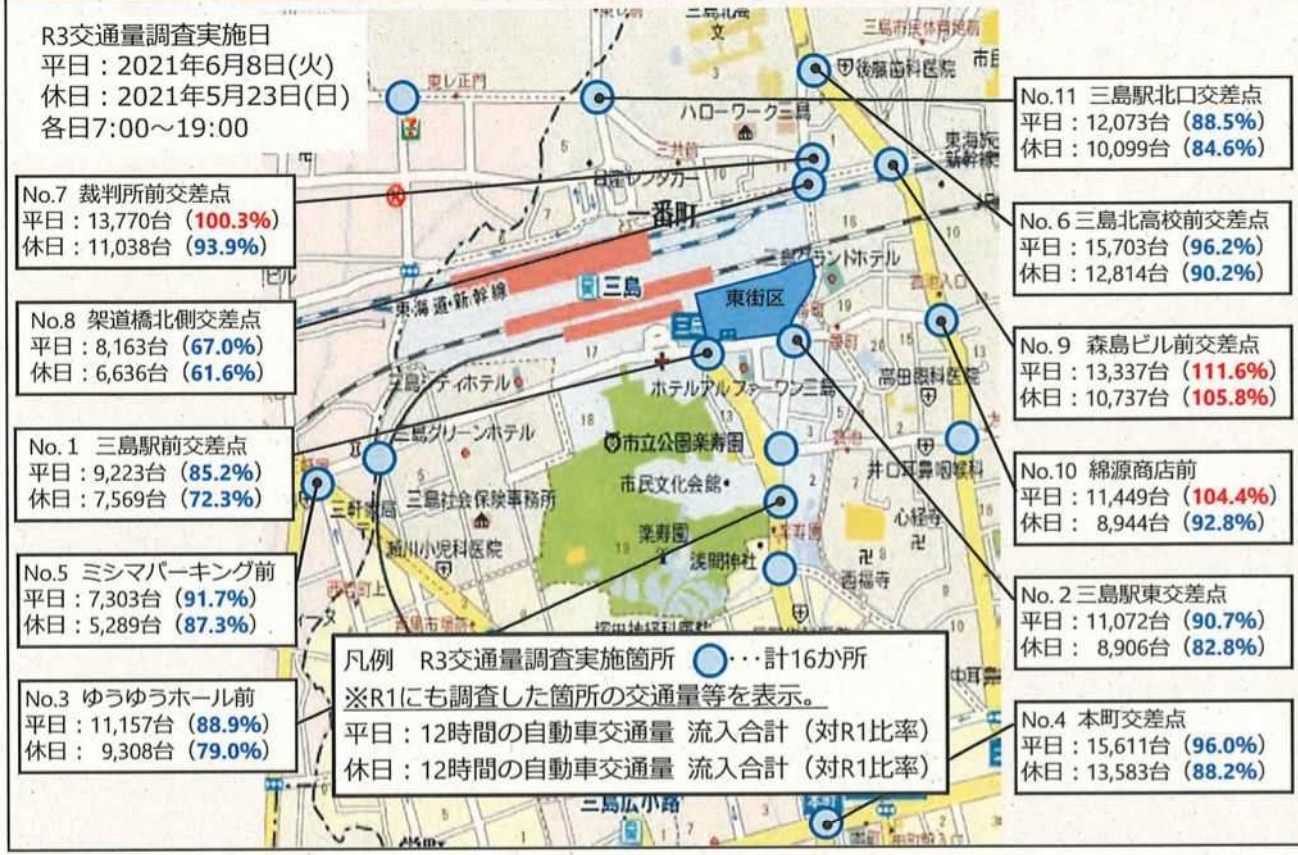
「交通対策」についてです。

事業の進捗状況に応じた交通対策の再検討に必要な基礎データを収集するため、三島駅周辺の交差点16箇所において交通量調査を実施しました。調査では、自動車・歩行者の交通量のほか、信号現示調査、渋滞状況調査を実施しています。

2年前の新型コロナウイルスが流行する以前の調査結果と比較した結果を示しています。駅前の交差点として2箇所例示していますが、交差点流入の合計(全方向から交差点に進入した台数)は、2年前と比較して減少しています。2年前に実施した11箇所すべての比率の平均においても同様です。

今回の調査結果は、新型コロナウイルスの流行による交通量減少の影響を受けていると考えられます。今後の対応として、以前の交通処理の検討結果(再開発事業による周辺交差点へ与える負荷は小さい見込みであること)や、検討が進んだ事業計画、今回の交通量調査結果などを総合的に検証し、改めて交通影響等について整理したうえで、必要な対策の検討を進めます。

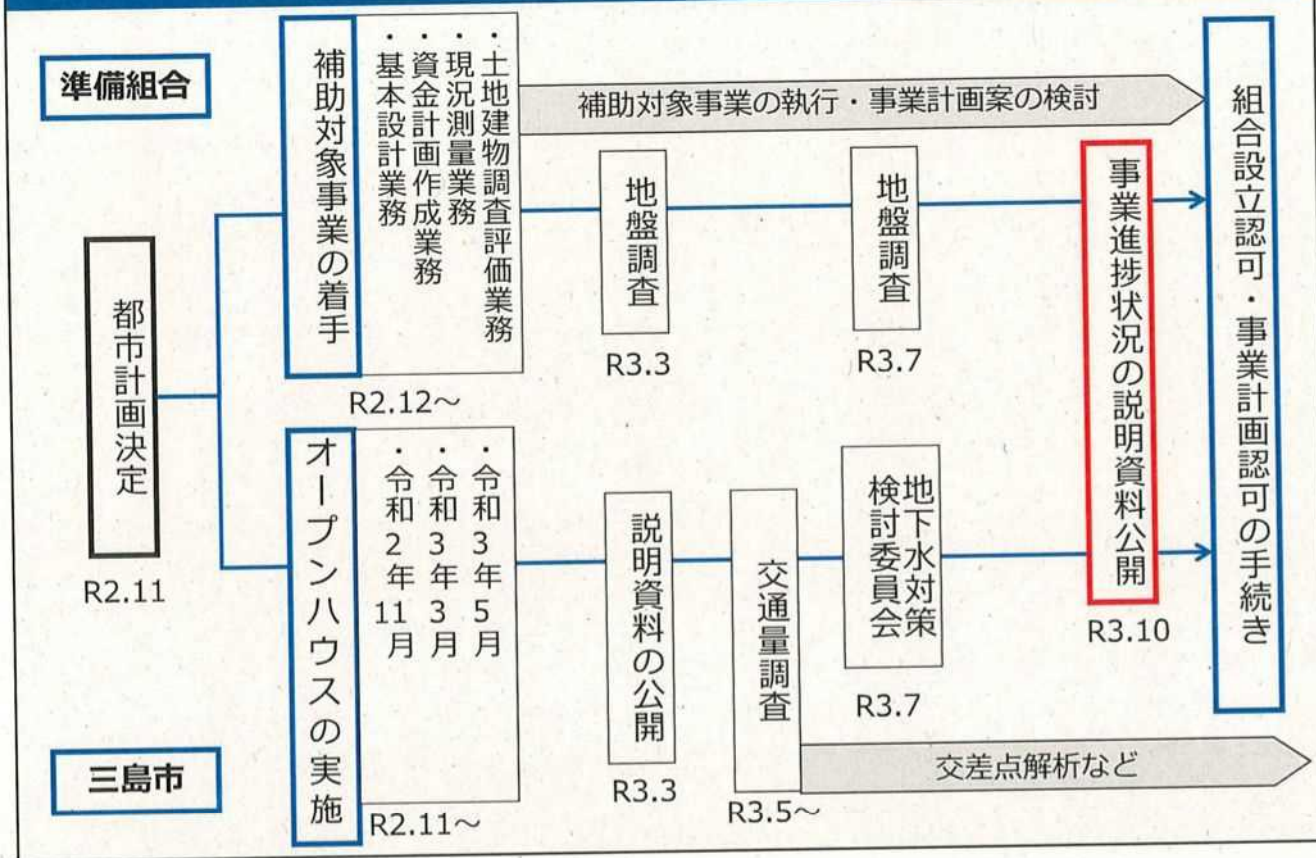
③ 交通量調査の結果概要



こちらは令和3年度の交通量調査の結果です。

平日・休日の12時間の交差点流入合計台数と、令和元年度との比率を掲載しています。一部交通量が増加している箇所はありますが、全体としての交通量は減少しています。

④ 都市計画決定以降の経過



「都市計画決定以降の経過」について振り返ります。

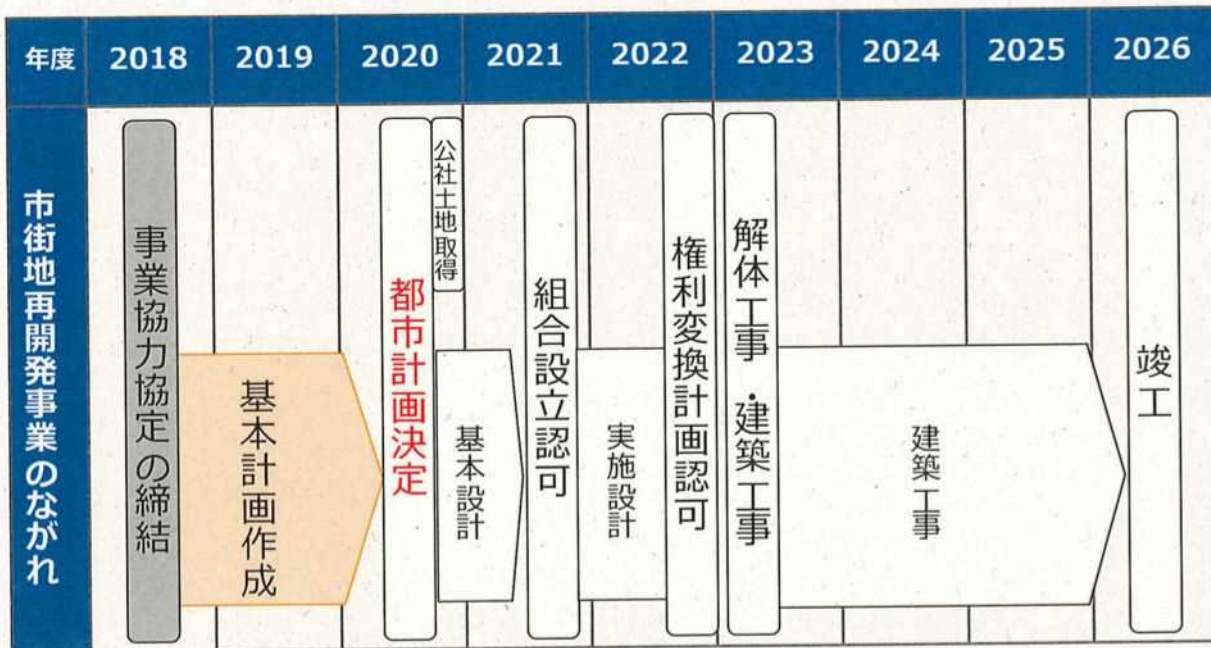
令和2年11月の都市計画決定以降、上段の準備組合においては、補助事業として基本設計業務などの各種業務に着手し、事業計画の検討が進められています。その間、地下水に配慮した施設計画の検討のため、地盤調査も2回行われました。

下段の三島市においては、意見聴取の取り組みとしてオープンハウスを実施するほか、令和3年3月には、事業の進捗状況を示す資料の公開を行い、情報公開に努めています。そのほか、令和3年度には交通量調査を実施し、交差点解析など交通影響の把握を進めるとともに、7月には地下水対策検討委員会を開催し、地下水に配慮した計画であることを確認いただきながら検討を進めています。

今後、組合設立認可や事業計画認可の手続きを予定していることから、(赤枠で示した箇所) 現時点における事業の状況をお示したところです。

④ 想定スケジュール

40



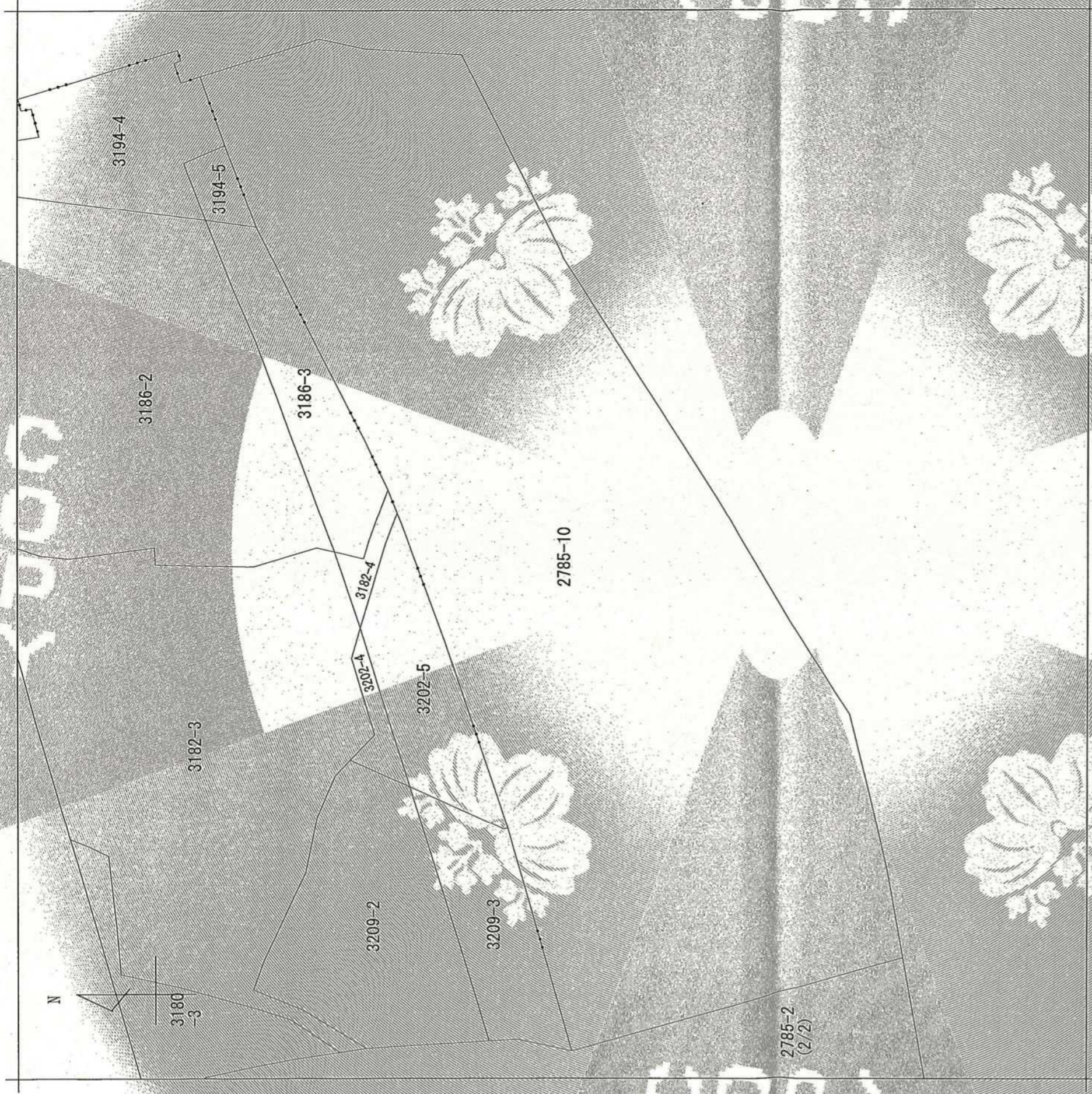
※注 スケジュールは決定されたものではありません。
今後、事業検討の各段階において、変更されていきます。

最後に今後の想定スケジュールを示します。

本年度末（2021年度末）の組合設立認可・事業計画認可を目指して事業を進めており、認可後は実施設計業務に着手します。その後、権利変換計画認可を経て、解体工事・建築工事の着手を予定しており、竣工は2026年度中となっています。

5. 添付書類

(7) 公函 (写し)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | |
|-------|-----------|-----------|-----|----------|-----------|
| 請求部分 | 所在 | 三島市一番町 | 地番 | 2785番10 | |
| 出力縮尺 | 1/600 | 精度区分 | 分類 | 地図に準ずる図面 | |
| 作成年月日 | 座標系番号又は記号 | 備付年月日(原図) | 補事項 | 種類 | 旧土地台帳附属地図 |
| | | | | 記項 | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

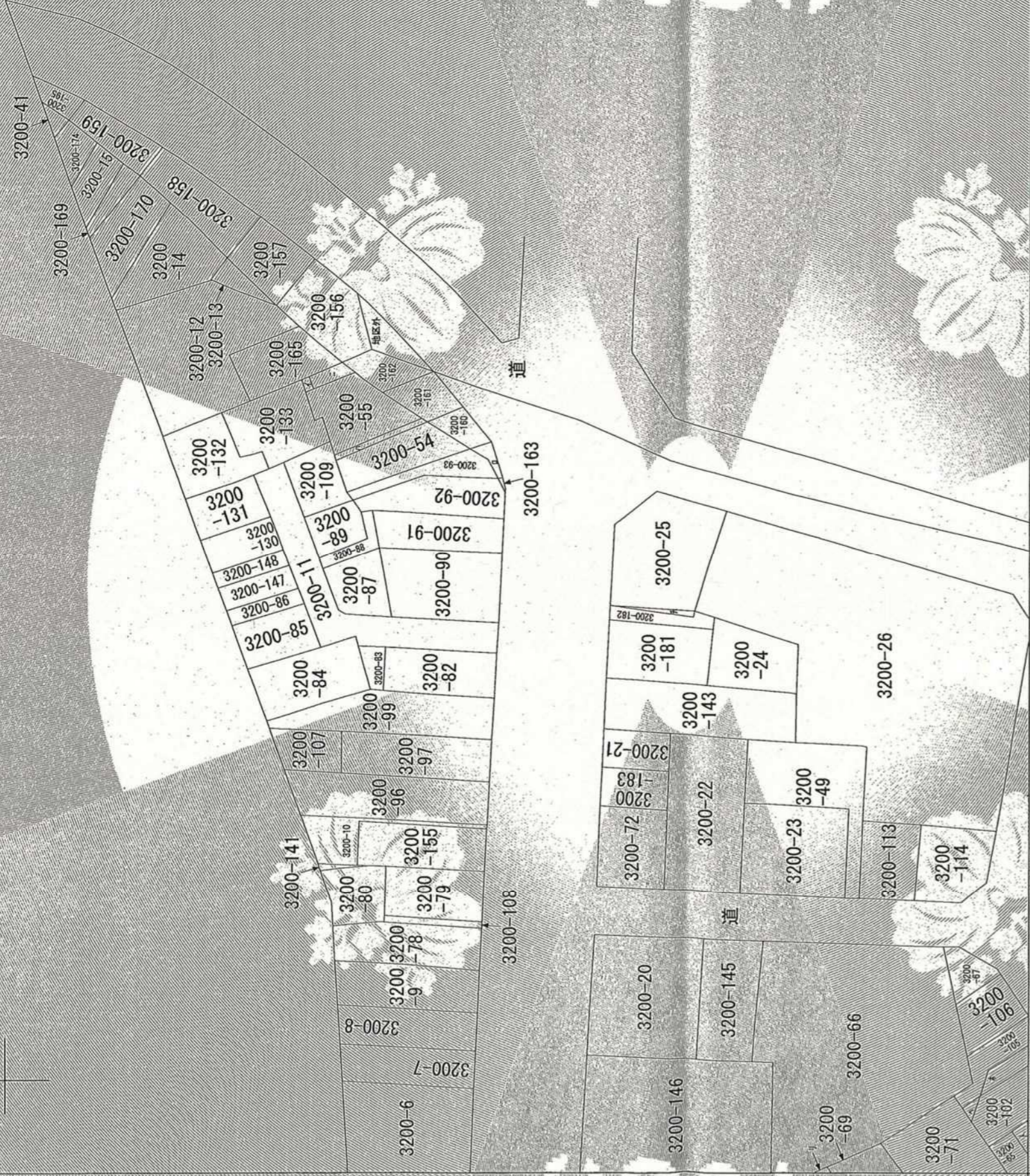
令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局
登記官



後藤賢一

イ 3200-172 3200-166 3200-103 3200-121 3200-77
 6 3200-164 3200-56 3200-104 3200-144

N



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | |
|-------|------------|--------|----|-----------|
| 請求部分 | 所在 | 三島市一番町 | 地番 | 3200番90 |
| 出力縮尺 | 精度 | 1/600 | 分類 | 地図に準ずる図面 |
| 作成年月日 | 座標系番号又は記号 | | 種類 | 旧土地台帳附属地図 |
| | 備考付年月日(原図) | | | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年12月17日
 静岡地方方法務局沼津支局
 登記官 後藤賢一

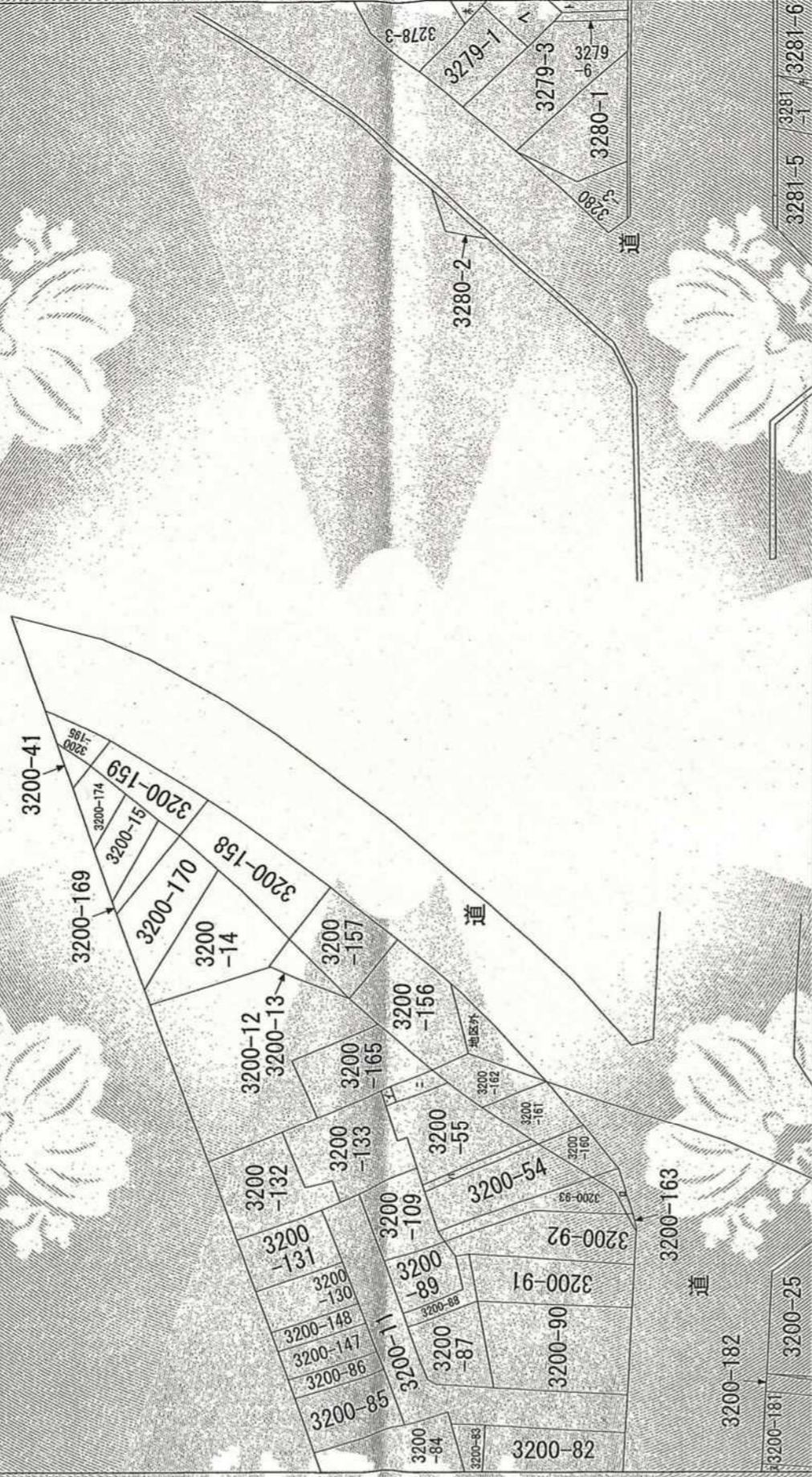
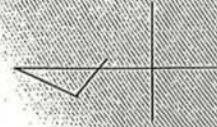


請求番号：37-2
 (1/1)

公用

1 3200-172 3200-166 3278-1 3279-7 3200-144
 □ 3200-164 3200-56 3279-2 3281-7 3200-143

N



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | | |
|-------|-----------|--------|-----------|----------|------|-----------|
| 請求部 | 所在 | 三島市一番町 | 地番 | 3200番195 | 種類 | 旧土地台帳附属地図 |
| 出力縮 | 精度区分 | 1/600 | 分類 | 地図に準ずる図面 | 補記事項 | |
| 作成年月日 | 座標系番号又は記号 | | 備付年月日(原図) | | | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年12月24日
 静岡地方方法務局沼津支局
 登記官



請求番号：19-1
 (1/1)

公用

5. 添付書類

(8) 登記簿謄本 (写し)

① 土地

| | | | | | |
|-------------|-----------|--------------------|----|---------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 余白 | 不動産番号 | 0801010190615 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市文教町一丁目 | | | 余白 | |
| | 三島市一番町 | | | 錯誤 令和3年11月15日登記 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 2785番10 | 雑種地 | 6928 | | 2785番2から分筆 〔令和2年4月28日〕 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成9年10月1日 第23437号 | 原因 平成9年9月29日売買 所有者 三島市北田町4番47号 三島市土地開発公社 順位1番の登記を転写 令和2年4月27日受付 第15181号 |
| 2 | 所有権移転 | 令和3年2月17日 第5153号 | 原因 令和2年12月11日売買 所有者 三島市 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359422 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | ㎡ | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番7 | 宅地 | 84 | 29 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成3年7月17日 第15869号 | 原因 平成3年7月17日売買 所有者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|------------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成3年7月17日 第15871号 | 原因 平成3年7月17日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市金座町21番地の1 株式会社中部銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(第231/0814号 順位19番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成3年12月20日 第27886号 | 原因 平成3年12月20日変更 極度額 金1億円 順位19番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成14年12月27日 第25374号 | 原因 平成14年12月27日譲渡 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 順位19番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成14年12月27日 第25375号 | 原因 平成14年12月27日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位19番付記3号の登記を移記 |
| 2 | 根抵当権設定 | 平成4年9月29日 第19147号 | 原因 平成4年9月29日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市追手町5番4号 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-------|------------|---|
| | | | 静岡県信用保証協会 共同担保 目録(第4478/0814号 順位22番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359423 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番8 | 宅地 | 88.52 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成14年9月5日 第17168号 | 原因 平成14年7月9日相続 所有者 三島市一番町12番7号 山田信博 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|------------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和58年12月19日 第28549号 | 原因 昭和58年12月14日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手 債権 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市金座町21番地の1 株式会社中部銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(※)第2986/0814号 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成7年11月20日 第26531号 | 原因 平成7年11月20日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 順位2番付記3号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成14年12月27日 第25372号 | 原因 平成14年12月27日譲渡 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 順位2番付記4号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成14年12月27日 第25373号 | 原因 平成14年12月27日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位2番付記5号の登記を移記 |
| 2 | 根抵当権設定 | 平成3年7月17日 第15871号 | 原因 平成3年7月17日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|------------------------|--|
| | | | 根抵当権者 静岡市金座町21番地の1 株式会社中部銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(第231/0814号 順位4番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番根抵当権変更 | 平成3年12月20日 第27886号 | 原因 平成3年12月20日変更 極度額 金1億円 順位4番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 2番根抵当権移転 | 平成14年12月27日 第25374号 | 原因 平成14年12月27日譲渡 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 順位4番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 2番根抵当権変更 | 平成14年12月27日 第25375号 | 原因 平成14年12月27日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位4番付記3号の登記を移記 |
| 3 | 根抵当権設定 | 平成4年9月29日 第19147号 | 原因 平成4年9月29日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市追手町5番4号 静岡県信用保証協会 共同担保 目録(第4478/0814号 順位7番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | |
|-------------|---------|---------------------|-------------------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 平成20年3月17日 | 不動産番号 0801005359424 |
| 地図番号 余白 | 筆界特定 余白 | | |
| 所在 三島市一番町 | | | 余白 |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 |
| 3200番9 | 宅地 | 97.65 | 余白 |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成10年12月11日 第24502号 | 原因 平成10年3月2日相続 所有者 三島市一番町9番40号 櫻井信英 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成29年12月27日 第50355号 | 原因 平成29年8月12日相続 所有者 田方郡函南町日守849番地 櫻井英邦 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 令和1年12月19日 第45863号 | 原因 令和1年12月19日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金3,000万円 利息 年2・950% (年365日の日割計算) 損害金 年18・25% (年365日の日割計算) 債務者 田方郡函南町日守849番地 櫻井英邦 抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(一)第5216号 |
| 2 | 抵当権設定 | 令和2年1月30日 第2756号 | 原因 令和2年1月30日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金640万円 利息 年2・950% (年365日の日割計算) 損害金 年18・25% (年365日の日割計 算) 債務者 田方郡函南町日守849番地 櫻井英邦 抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(二)第276号 |
| 3 | 2番抵当権抹消 | 令和3年2月15日 | 原因 令和3年2月1日解除 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-------|------------|-----------|
| | | 第4759号 | |

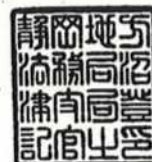


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359425 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番10 | 宅地 | 3186 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和60年5月21日 第10834号 | 原因 昭和60年4月28日売買 所有者 三島市一番町9番42号 望月昭洋 順位3番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|-------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和61年6月13日 第12684号 | 原因 昭和61年6月13日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権者 三島市南三日町2番70号 株式会社大洋工務店 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(イ)第4980/0814号 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 昭和63年3月15日 第6264号 | 原因 昭和63年3月15日変更 極度額 金1億円 順位3番付記2号の登記を移記 |
| 2 | 根抵当権設定 | 平成1年3月29日 第7540号 | 原因 平成1年3月29日設定 極度額 金7,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債権者 三島市南三日町2番70号 株式会社大洋工務店 根抵当権者 沼津市通横町23番地 株式会社駿河銀行 (取扱店 三島駅前支店) 共同担保 目録(イ)第1538/0814号 順位7番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番登記名義人名称変更 | 平成19年12月21日 第21069号 | 原因 平成16年10月1日商号変更 商号 スルガ銀行株式会社 順位7番付記1号の登記を移記 |
| 3 | 根抵当権設定 | 平成3年6月20日 | 原因 平成3年6月14日設定 |

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|------------------------|--|
| | | 第13722号 | 極度額 金5,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権 債務者 三島市南二日町2番70号 株式会社大洋工務店 根抵当権者 三島市芝本町1番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(特)第4960/0814号 順位8番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 4 | 2番根抵当権抹消 | 平成29年12月14日 第47997号 | 原因 平成29年12月11日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

一 番 町
3200 ~ 11
番地
番号

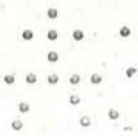
| 甲 | 区 | 番順 号位 | 事 項 欄 | 番順 号位 | 事 項 欄 | 番順 号位 | 事 項 欄 | | |
|---|---|----------|--|----------|--|----------|---|---|---|
| 甲 | 区 | 七 | 所有権移転 昭和五年八月貳貳日交付 第五〇九式号 原因 昭和五年八月貳貳日 売買 所有者 東京地蔵町改組第二 日八番地 | 八 | 所有権移転 昭和七年九月〇日交付 第四〇七号 原因 昭和七年九月〇日 売買 所有者 三島市九番〇番地 鈴木 三郎 順位貳〇番の登記を移記 | 九 | 所有権移転 昭和四年八月八日交付 第九式四号 原因 昭和四年八月七日 相續 所有者 三島市一丁目貳四 鈴木 三郎 順位貳六番の登記を移記 | | |
| | | 六 | 所有権移転 昭和五年四月八日交付 第五七九号 原因 昭和五年四月八日 売買 所有者 三島市九番〇番地 鈴木 三郎 順位六番の登記を移記 | 五 | 所有権移転 大正八年九月〇日交付 第四四式四号 原因 大正八年九月〇日 売買 所有者 熱海市熱海四八五番地 和田 敏吉 順位九番の登記を移記 | 四 | 所有権移転 昭和八年八月〇日交付 第四四八七号 原因 昭和八年八月八日 相續 所有者 三島市大橋四〇七番地 鈴木 三郎 | | |
| 甲 | 区 | 五 | 所有権移転 大正八年〇月〇日交付 第六〇〇号 原因 大正八年〇月〇日 売買 所有者 熱海市熱海四八五番地 吉田 敏吉 順位五番六番七番の登記を移記 | 四 | 所有権移転 大正八年〇月〇日交付 第六〇〇号 原因 大正八年〇月〇日 売買 所有者 熱海市熱海四八五番地 吉田 敏吉 順位五番六番七番の登記を移記 | 三 | 所有権移転 昭和八年八月〇日交付 第四四八七号 原因 昭和八年八月八日 相續 所有者 三島市大橋四〇七番地 鈴木 三郎 | 二 | 所有権移転 昭和八年八月〇日交付 第四四八七号 原因 昭和八年八月八日 相續 所有者 三島市大橋四〇七番地 鈴木 三郎 |
| | | 四 | 所有権移転 大正八年〇月〇日交付 第六〇〇号 原因 大正八年〇月〇日 売買 所有者 熱海市熱海四八五番地 吉田 敏吉 順位五番六番七番の登記を移記 | 三 | 所有権移転 大正八年〇月〇日交付 第六〇〇号 原因 大正八年〇月〇日 売買 所有者 熱海市熱海四八五番地 吉田 敏吉 順位五番六番七番の登記を移記 | 二 | 所有権移転 昭和八年八月〇日交付 第四四八七号 原因 昭和八年八月八日 相續 所有者 三島市大橋四〇七番地 鈴木 三郎 | 一 | 所有権移転 昭和八年八月〇日交付 第四四八七号 原因 昭和八年八月八日 相續 所有者 三島市大橋四〇七番地 鈴木 三郎 |

これは登記簿の謄本である。

令和3年12月17日

静岡地方法務局沼津支局

登記官 後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359426 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番12 | 宅地 | 258 | 97 | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年8月20日 第10693号 | 原因 昭和40年3月26日交換 所有者 三島市一番町9番3号 井上正市 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年2月27日 第2900号 | 原因 平成18年7月18日相続 所有者 三島市一番町9番3号 井上裕幸 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359427 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番13 | 宅地 | 27.66 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年8月20日 第10693号 | 原因 昭和40年3月26日交換 所有者 三島市一番町9番3号 井上正市 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年2月27日 第2900号 | 原因 平成18年7月18日相続 所有者 三島市一番町9番3号 井上裕幸 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359428 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | ㎡ | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番14 | 宅地 | 98 | 24 | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年9月15日 第11912号 | 原因 昭和21年1月20日家督相続 所有者 三島市大宮町三丁目18番34号 井上正市 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年2月27日 第2900号 | 原因 平成18年7月18日相続 所有者 三島市一番町9番3号 井上裕幸 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359429 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番15 | 宅地 | 3306 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和64年1月6日 第126号 | 原因 昭和64年1月5日贈与 所有者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年7月25日 第31186号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権一部移転 | 平成23年12月12日 第52824号 | 原因 平成23年12月12日贈与 共有者 三島市一番町9番8号、青木ビル4F 持分1000分の642 青木さつき |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成2年10月31日 第24062号 | 原因 平成2年10月31日設定 極度額 金1億8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木義栄 根抵当権者 静岡市呉服町一丁目10番地 株式会社静岡銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(9)第2786/0814号 順位1番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11267号 | 原因 平成17年4月27日相続 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 三島市東町町田11番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市一番町9番8号、青木ビル3F 青木正義 三島市富士見台27番地の1 青木栄 |

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|--|
| | | | 順位1番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11268号 | 原因 平成18年6月28日齊藤榮美子、青木法義、青木正義、青木栄の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 順位1番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第700号 | 原因 平成21年12月20日相続 債務者 三島市東沓町田11番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市富士見台27番地の1 青木栄 愛知県豊明市二村台七丁目34番地15 青木宏樹 仙台市青葉区小松島四丁目21番5号 青木美佑紀 |
| 付記4号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第701号 | 原因 平成23年1月11日齊藤榮美子、青木栄、青木宏樹、青木美佑紀の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 |
| 付記5号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年7月25日 第31187号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 債務者の住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|--------------------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359453 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番41 | 宅地 | 24 89 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |
| 余白 | 余白 | 7 28 | | ③3200番41、3200番195に分筆 〔平成23年9月20日〕 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和13年5月10日 第2029号 | 原因 昭和13年5月10日売買 所有者 三島市 三島新駅前土地区劃整理組合 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成23年10月21日 第43993号 | 原因 昭和41年7月15日時効取得 所有者 三島市川原ヶ谷2-6-1番地の1-1 遠藤 淳 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359463 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番54 | 宅地 | 79 14 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成7年11月7日 第25294号 | 原因 平成7年4月7日相続 所有者 駿東郡長泉町中土狩344番地の12 相川圭司 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年2月21日 第7690号 | 原因 平成23年2月2日住所移転 住所 三島市一番町9番1号 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成30年9月20日 第35688号 | 原因 平成29年12月21日相続 所有者 三島市一番町9番1号 相川尚 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|--------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和51年4月10日 第9145号 | 原因 昭和51年4月10日設定 極度額 金1,200万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権 債務者 三島市一番町9番1号 有限会社相川商店 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(カ)第4933/0814号 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37256 (1/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|--------------------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359464 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番55 | 宅地 | 47.99 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | 84.08 | | ③3200番168、3200番171を合筆 〔昭和61年4月4日〕 | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|------------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 合併による所有権登記 | 昭和61年3月27日 第6139号 | 所有者 三島市清住町4番12号 加藤 諭 順位2番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年8月29日 第14051号 | 原因 平成17年5月7日相続 共有者 裾野市伊豆島田6-6-1番地の5 持分2分の1 加藤 文 敏 裾野市伊豆島田6-6-1番地の5 2分の1 加藤 み つ 子 順位3番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢 一



| | | | | | |
|-------------|--------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359465 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番56 | 宅地 | 1239 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|------------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 合併による所有権登記 | 昭和40年8月24日 第10895号 | 所有者 三島市一番町9番2号 鈴木年子 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成28年8月22日 第34008号 | 原因 平成28年4月8日相続 所有者 三島市一番町9番2号 鈴木博子 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成12年2月18日 第2953号 | 原因 平成12年2月18日設定 極度額 金700万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 三島市一番町9番2号 鈴木年子 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 沼津支店) 共同担保 目録(ホ)第3028/0814号 順位1番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成12年4月19日 第8088号 | 原因 平成12年4月19日変更 極度額 金1,200万円 順位1番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成28年7月29日 第30862号 | 原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 沼津支店) |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成28年8月22日 第34009号 | 原因 平成21年9月11日解除 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37256 (3/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359484 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番78 | 宅地 | 99 | 96 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和61年7月9日 第14807号 | 原因 昭和61年3月25日相続 所有者 沼津市岡宮1-176番地の8 小林 政美 順位4番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成27年6月15日 第24159号 | 原因 平成20年7月23日住所移転 住所 沼津市大手町三丁目4番11号6F |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成9年9月3日 第21215号 | 原因 平成9年9月3日設定 極度額 金4,800万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市一番町9番41号 三亜フードサービス有限会社 根抵当権者 沼津市大手町四丁目76番地 株式会社静岡中央銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(第)165/0814号 順位19番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成27年6月15日 第24160号 | 原因 平成27年6月15日解除 |



| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359485 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番79 | 宅地 | 82.64 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成2年7月9日 第15393号 | 原因 平成2年1月1日相続 共有者 三島市一番町9番41号 持分4分の2 井出重子 田方郡函南町間宮883番地の22 4分の1 大塚晶子 三島市一番町10番1号、大塚内 4分の1 井出三智子 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 令和3年3月2日 第6980号 | 原因 令和2年9月23日住所移転 共有者井出三智子の住所 駿東郡清水町の場1 88番地の6ケアハウスかわせみ206号 |
| 2 | 井出重子持分全部移転 | 平成6年12月21日 第28300号 | 原因 平成5年11月14日相続 共有者 三島市一番町10番1号、大塚内 持分4分の2 井出三智子 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番登記名義人住所変更 | 令和3年3月2日 第6980号 | 原因 令和2年9月23日住所移転 共有者井出三智子の住所 駿東郡清水町の場1 88番地の6ケアハウスかわせみ206号 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成10年1月30日 第1855号 | 原因 平成10年1月30日保証委託契約による 求償債権同日設定 債権額 金1億7,010万円 損害金 年1.4% (年365日日割計算) 債務者 田方郡函南町間宮883番地の22 大塚晶子 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目20番27号 ミリオン信用保証株式会社 共同担保 目録(ウ)第1564/0814号 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|---------|-----------------------|---|
| | | | 順位6番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番抵当権移転 | 平成16年2月2日 第1636号 | 原因 平成14年10月1日合併 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 順位6番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2249号 | 原因 平成17年12月22日会社分割 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目2番24号 株式会社ユーエフエイ銀行 順位6番付記3号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2250号 | 原因 平成18年1月4日合併 抵当権者 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 株式会社三菱東京UFJ銀行 順位6番付記4号の登記を移記 |
| 付記4号 | 1番抵当権移転 | 平成18年9月27日 第16329号 | 原因 平成18年9月25日債権譲渡 抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社 順位6番付記5号の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 根抵当権設定 | 令和3年3月2日 第6982号 | 原因 令和3年3月1日設定 極度額 金7,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 手形貸付取引 手形割引取引 保証委託取引 立替払委託取引 手形債権 小切手債権 債務者 田方郡函南町間宮8-8-3番地の2-2 大塚 晶子 根抵当権者 静岡市清水区本郷町5番13号 中駿商工業協同組合 共同担保 目録(甲)第4788号 |
| 3 | 1番抵当権抹消 | 令和3年3月9日 第7877号 | 原因 令和3年3月3日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359486 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番80 | 宅地 | 57 19 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成2年7月9日 第15393号 | 原因 平成2年1月1日相続 共有者 三島市一番町9番41号 持分4分の2 井出重子 田方郡函南町間宮883番地の2 4分の1 大塚晶子 三島市一番町10番1号、大塚内 4分の1 井出三智子 順位4番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 令和3年3月2日 第6980号 | 原因 令和2年9月23日住所移転 共有者井出三智子の住所 駿東郡清水町の場1 88番地の6ケアハウスかわせみ206号 |
| 2 | 井出重子持分全部移転 | 平成6年12月21日 第28300号 | 原因 平成5年11月14日相続 共有者 三島市一番町10番1号、大塚内 持分4分の2 井出三智子 順位5番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番登記名義人住所変更 | 令和3年3月2日 第6980号 | 原因 令和2年9月23日住所移転 共有者井出三智子の住所 駿東郡清水町の場1 88番地の6ケアハウスかわせみ206号 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成10年1月30日 第1855号 | 原因 平成10年1月30日保証委託契約による求償権同日設定 債権額 金1億7,010万円 損害金 年1.4% (年365日日割計算) 債務者 田方郡函南町間宮883番地の2 大塚晶子 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目20番27号 ミリオン信用保証株式会社 共同担保 目録(第)1564/0814号 |

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|---------|-----------------------|--|
| | | | 順位6番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番抵当権移転 | 平成16年2月2日 第1636号 | 原因 平成14年10月1日合併 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 順位6番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2249号 | 原因 平成17年12月22日会社分割 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフエー銀行 順位6番付記3号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2250号 | 原因 平成18年1月4日合併 抵当権者 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 株式会社三菱東京UFJ銀行 順位6番付記4号の登記を移記 |
| 付記4号 | 1番抵当権移転 | 平成18年9月27日 第16329号 | 原因 平成18年9月25日債権譲渡 抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社 順位6番付記5号の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 根抵当権設定 | 令和3年3月2日 第6982号 | 原因 令和3年3月1日設定 極度額 金7,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 手形貸付取引 手形割引取引 保証委託取引 立替委託取引 手形債権 小切手債権 債務者 田方郡函南町間宮883番地の22 大塚 晶子 根抵当権者 静岡市清水区本郷町5番13号 中駿商工業協同組合 共同担保 目録(第)4788号 |
| 3 | 1番抵当権抹消 | 令和3年3月9日 第7877号 | 原因 令和3年3月3日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359487 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番82 | 宅地 | 79.60 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|---------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和56年6月15日 第14736号 | 原因 昭和50年4月1日相続 所有者 三島市一番町9番44号 小澤利雄 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権一部移転 | 平成21年1月28日 第4050号 | 原因 平成20年12月25日贈与 共有者 三島市一番町9番44号 持分3分の2 小澤高枝 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成4年2月24日 第3516号 | 原因 平成4年2月24日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 保証委託取引 債務者 三島市一番町9番44号 小澤利雄 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民金融公庫 (取扱店 沼津支店) 共同担保 目録(マ)第2337/0814号 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成7年7月13日 第15834号 | 原因 平成7年7月13日変更 極度額 金2,000万円 順位3番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成27年11月11日 第45238号 | 原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 沼津支店) |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|----------------------|-----------------|
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成29年9月1日 第33762号 | 原因 平成29年8月24日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37256-(7/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359488 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番83 | 宅地 | 1408 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|---------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和56年6月15日 第14736号 | 原因 昭和50年4月1日相続 所有者 三島市一番町9番44号 小澤利雄 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権一部移転 | 平成21年1月28日 第4051号 | 原因 平成20年12月25日贈与 共有者 三島市一番町9番44号 持分3分の2 小澤富枝 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成4年2月24日 第3516号 | 原因 平成4年2月24日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 保証委託取引 債務者 三島市一番町9番44号 小澤利雄 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民金融公庫 (取扱店 沼津支店) 共同担保 目録(マ)第2337/0814号 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成7年7月13日 第15834号 | 原因 平成7年7月13日変更 極度額 金2,000万円 順位3番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成27年11月11日 第45238号 | 原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 沼津支店) |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|----------------------|-----------------|
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成29年9月1日 第33762号 | 原因 平成29年8月24日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37258 (1/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359489 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番84 | 宅地 | 101 35 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和28年9月29日 第4784号 | 原因 昭和25年5月15日売買 所有者 三島市3232番地 高原金雄 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成21年7月1日 第30489号 | 原因 平成18年8月23日相続 所有者 駿東郡長泉町竹原3-7-6番地の7 高原敏廣 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359490 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番85 | 宅地 | 56 | 06 | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成1年4月4日 第8250号 | 原因 昭和63年12月25日相続 所有者 三島市一番町9番44号 加藤春江 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成20年10月29日 第42435号 | 原因 平成20年4月16日相続 所有者 三島市一番町9番44号 加藤宏行 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢



| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359491 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番86 | 宅地 | 17.48 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成1年4月4日 第8250号 | 原因 昭和63年12月25日相続 所有者 三島市一番町9番44号 加藤春江 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成20年10月29日 第42435号 | 原因 平成20年4月16日相続 所有者 三島市一番町9番44号 加藤宏行 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359492 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番87 | 宅地 | 55 23 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和26年12月25日 第6060号 | 原因 昭和26年12月25日売買 所有者 三島市一番町9番44号 渡辺民子 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成24年2月3日 第5339号 | 原因 平成23年12月21日相続 所有者 三島市一番町9番44号 渡邊泰彦 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359493 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番88 | 宅地 | 1685 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権一部移転 | 昭和49年10月4日 第28080号 | 原因 昭和41年6月2日代物弁済 共有者 三島市一番町9番46号 持分2分の1 木戸松壽 順位2番の登記を移記 |
| 2 | 木戸亞夫持分全部移転 | 昭和55年10月22日 第25338号 | 原因 昭和55年5月12日相続 所有者 三島市一番町9番46号 持分2分の1 木戸松壽 順位4番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 3 | 所有権移転 | 平成29年11月30日 第45454号 | 原因 昭和63年1月9日相続 所有者 伊豆の国市守木386番地の2 木戸英壽 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359494 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番89 | 宅地 | 38 | 94 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和26年12月25日 第6062号 | 原因 昭和26年12月25日売買 所有者 三島市3200番地の89 杉山伊太郎 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成27年6月29日 第26124号 | 原因 平成26年12月28日相続 所有者 三島市一番町9番46号 杉山光男 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359495 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番90 | 宅地 | 123.63 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成6年12月19日 第27825号 | 原因 平成6年9月1-2日相続 所有者 三島市一番町9番45号 小石川和子 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成17年3月31日 第6588号 | 原因 平成17年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,000万円 利息 年2・375% (年12分の1の月利計 算) 損害金 年14% (年365日日割計算) 連帯債務者 三島市一番町9番45号 小石川藤枝 三島市一番町9番45号 小石川和子 抵当権者 沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(第)2114/0814号 順位7番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番抵当権変更 | 平成19年4月26日 第6767号 | 原因 平成19年1月10日小石川藤枝の相続 連帯債務者 三島市一番町9番45号 小石川和子 三島市加茂73番地の11 大草麗子 三島市4643番地の10 井手恵美子 三島市一番町9番45号 小石川博夫 順位7番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番抵当権変更 | 平成19年4月26日 第6768号 | 原因 平成19年4月26日大草麗子、井手恵 美子、小石川博夫の債務引受 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|---------|-----------------------|---|
| | | | 連帯債務者 三島市一番町9番45号 小石川和子 順位7番付記2号の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 抵当権設定 | 平成22年3月31日 第14630号 | 原因 平成22年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金830万円 利息 年2・475% (年12分の1の月利計 算) 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 三島市一番町9番45号 小石川和子 抵当権者 沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(※)第4660号 |
| 3 | 1番抵当権抹消 | 平成22年4月12日 第16549号 | 原因 平成22年3月31日弁済 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359496 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番91 | 宅地 | 66 | 11 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|------------|------------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和17年11月11日 第4071号 | 原因 昭和17年9月30日売買 所有者 三島市2700番地の2 鈴木儀三郎 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 仮処分 | 昭和34年6月25日 第3826号 | 原因 昭和34年6月24日静岡地方裁判所沼津支部の仮処分決定 禁止事項 売買、譲渡、質権、抵当権、貸借権の設定その他一切の処分禁止 債権者 東京都大田区馬込町東三丁目799番地 永田正勝 順位2番の登記を移記 |
| 3 | 所有権移転 | 昭和34年12月21日 第7903号 | 原因 昭和34年12月21日売買 所有者 東京都大田区馬込町東三丁目799番地 永田正勝 順位3番の登記を移記 |
| 4 | 所有権移転 | 昭和36年8月22日 第7545号 | 原因 昭和36年8月22日売買 所有者 三島市3200番地の1 池田光正 順位4番の登記を移記 |
| 5 | 所有権移転 | 昭和40年7月30日 第9834号 | 原因 昭和38年8月30日相続 所有者 三島市一番町9番46号 池田マサ 順位5番の登記を移記 |
| 6 | 所有権一部移転 | 昭和49年10月4日 第28080号 | 原因 昭和41年6月2日代物弁済 共有者 三島市一番町9番46号 持分2分の1 木戸松壽 順位6番の登記を移記 |
| 7 | 池田マサ持分全部移転 | 昭和52年6月30日 第15893号 | 原因 昭和52年6月30日売買 共有者 三島市一番町9番46号 持分2分の1 木戸亞夫 順位7番の登記を移記 |
| 8 | 木戸亞夫持分全部移転 | 昭和55年10月22日 第25338号 | 原因 昭和55年5月12日相続 所有者 三島市一番町9番46号 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-------|------------------------|--|
| | | | 持分2分の1 木戸松壽 順位8番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 9 | 所有権移転 | 平成29年11月30日 第45454号 | 原因 昭和63年1月9日相続 所有者 伊豆の国市守木386番地の2 木戸英壽 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37258 (-9/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359497 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番92 | 宅地 | 77.88 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和28年9月29日 第4782号 | 原因 昭和26年1月13日売買 所有者 三島市一番町9番46号 杉山伊太郎 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年8月9日 第12824号 | 原因 平成19年8月8日贈与 所有者 三島市一番町9番46号 杉山光男 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|--------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和62年8月20日 第20307号 | 原因 昭和62年8月20日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権者 三島市一番町9番46号 杉山伊太郎 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(4)第4861/0814号 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359498 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | ㎡ | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番93 | 宅地 | 33 | 25 | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成7年11月7日 第25294号 | 原因 平成7年4月7日相続 所有者 駿東郡長泉町中土狩344番地の12 相川 圭司 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年2月21日 第7690号 | 原因 平成23年2月2日住所移転 住所 三島市一番町9番1号 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成30年9月20日 第35688号 | 原因 平成29年12月21日相続 所有者 三島市一番町9番1号 相川 尚 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|--------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和51年4月10日 第9145号 | 原因 昭和51年4月10日設定 極度額 金1,200万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権 債務者 三島市一番町9番1号 有限会社相川商店 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(ホ)第4933/0814号 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37259 (1/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359499 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 | ㎡ | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番96 | 宅地 | 138 | 21 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成12年12月12日 第25489号 | 原因 平成12年12月1日相続 所有者 三島市一番町9番42号 望月 昭洋 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和61年6月13日 第21684号 | 原因 昭和61年6月13日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 三島市南二日町22番70号 株式会社 大洋工務店 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(注)第4980/0814号 順位8番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 昭和63年3月15日 第6264号 | 原因 昭和63年3月15日変更 極度額 金1億円 順位8番付記2号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権更正 | [余白] | 受付番号 第12684号 平成26年11月17日受付 第47538号 登記官の過誤につき職権更正 |
| 2 | 根抵当権設定 | 平成1年3月29日 第7540号 | 原因 平成1年3月29日設定 極度額 金7,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市南二日町22番70号 株式会社 大洋工務店 根抵当権者 沼津市通機町23番地 株式会社 駿河銀行 (取扱店 三島駅前支店) 共同担保 目録(注)第1538/0814号 順位14番の登記を移記 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-------------|------------------------|--|
| 付記1号 | 2番登記名義人名称変更 | 平成19年12月21日 第21069号 | 原因 平成16年10月1日商号変更 商号 スルガ銀行株式会社 順位14番付記1号の登記を移記 |
| 3 | 根抵当権設定 | 平成3年6月20日 第13722号 | 原因 平成3年6月14日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 三島市南二日町2番70号 株式会社大洋工務店 根抵当権者 三島市芝本町1番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(※)第4960/0814号 順位16番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 4 | 2番根抵当権抹消 | 平成29年12月14日 第47997号 | 原因 平成29年12月11日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359500 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番97 | 宅地 | 103 41 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | 103 47 | | ③錯誤 〔昭和57年8月5日〕 | |
| [余白] | [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成17年10月26日 第19738号 | 原因 平成17年10月26日売買 所有者 駿東郡長泉町東野608番地の5.5 松島ふみ子 順位4番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成17年10月26日 第19741号 | 原因 平成17年10月26日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・875% (月割計算、月末満の場合は年365日日割計算) 損害金 年18・25% (年365日日割計算) 債務者 駿東郡長泉町東野608番地の5.5 松島ふみ子 抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録①第3592/0814号 順位11番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番抵当権抹消 | 平成25年2月13日 第5957号 | 原因 平成25年2月5日解除 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37259 (3/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359501 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番99 | 宅地 | 128 | 85 | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和28年9月28日 第4768号 | 原因 昭和25年10月15日売買 所有者 三島市一番町9番43号 泉光治 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和2年4月16日 第13962号 | 原因 令和1年6月14日相続 共有者 三島市一番町9番43号 持分2分の1 泉敏子 三島市一番町9番43号 2分の1 泉辰治 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359508 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番107 | 宅地 | 44 | 62 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和29年4月28日 第2250号 | 原因 昭和29年4月27日売買 所有者 三島市3-200番地の99 泉 光 治 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和2年4月16日 第13962号 | 原因 令和1年6月14日相続 共有者 三島市一番町9番43号 持分2分の1 泉 敏 子 三島市一番町9番43号 2分の1 泉 辰 治 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢 一



| | | | |
|-------------|-----------|---------------------|-------------------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 平成20年3月17日 | 不動産番号 0801005359509 |
| 地図番号 [余白] | 筆界特定 [余白] | | |
| 所在 三島市一番町 | | | [余白] |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 |
| 3200番108 | 宅地 | 6 11 | [余白] |
| [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成2年7月9日 第15393号 | 原因 平成2年1月1日相続 共有者 三島市一番町9番41号 持分4分の2 井出重子 田方郡函南町間宮883番地の22 4分の1 大塚晶子 三島市一番町10番1号、大塚内 4分の1 井出三智子 順位6番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 令和3年3月2日 第6980号 | 原因 令和2年9月23日住所移転 共有者井出三智子の住所 駿東郡清水町的場1 88番地の6ケアハウスかわせみ206号 |
| 2 | 井出重子持分全部移転 | 平成6年12月21日 第28300号 | 原因 平成5年11月14日相続 共有者 三島市一番町10番1号、大塚内 持分4分の2 井出三智子 順位7番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番登記名義人住所変更 | 令和3年3月2日 第6980号 | 原因 令和2年9月23日住所移転 共有者井出三智子の住所 駿東郡清水町的場1 88番地の6ケアハウスかわせみ206号 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成10年1月30日 第1855号 | 原因 平成10年1月30日保証委託契約による求償権同日設定 債権額 金1億7,010万円 損害金 年1.4% (年365日日割計算) 債務者 田方郡函南町間宮883番地の22 大塚晶子 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目20番27号 ミリオン信用保証株式会社 共同担保 目録(第)1564/0814号 |

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|---------|-----------------------|---|
| | | | 順位6番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番抵当権移転 | 平成16年2月2日 第1636号 | 原因 平成14年10月1日合併 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 順位6番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2249号 | 原因 平成17年12月22日会社分割 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフエ銀行 順位6番付記3号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2250号 | 原因 平成18年1月4日合併 抵当権者 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 株式会社三菱東京UFJ銀行 順位6番付記4号の登記を移記 |
| 付記4号 | 1番抵当権移転 | 平成18年9月27日 第16329号 | 原因 平成18年9月25日債権譲渡 抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社 順位6番付記5号の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 根抵当権設定 | 令和3年3月2日 第6982号 | 原因 令和3年3月1日設定 極度額 金7,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 手形貸付取引 手形割引取引 保証委託取引 立替払委託取引 手形債権 小切手債権 債務者 田方郡函南町間宮8-8-3番地の2-2 大塚 晶子 根抵当権者 静岡市清水区本郷町5番13号 中駿商工業協同組合 共同担保 目録(α)第4788号 |
| 3 | 1番抵当権抹消 | 令和3年3月9日 第7877号 | 原因 令和3年3月3日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359510 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番109 | 宅地 | 47 30 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成7年11月7日 第25294号 | 原因 平成7年4月7日相続 所有者 駿東郡長泉町中土狩344番地の12 相川圭司 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年2月21日 第7690号 | 原因 平成23年2月2日住所移転 住所 三島市一番町9番1号 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成30年9月20日 第35688号 | 原因 平成29年12月21日相続 所有者 三島市一番町9番1号 相川尚 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|--------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和51年4月10日 第9145号 | 原因 昭和51年4月10日設定 極度額 金1,200万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権 債務者 三島市一番町9番1号 有限会社相川商店 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(第)4933/0814号 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37259 (7/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359529 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番130 | 宅地 | 38 87 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和31年12月26日 第9898号 | 原因 昭和25年8月10日売買 所有者 三島市一番町9番44号 堀内 皇 富士 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成22年10月29日 第45657号 | 原因 平成20年4月11日相続 所有者 三島市一番町9番44号 堀内 淳 |
| 3 | 所有権移転 | 令和3年1月27日 第2608号 | 原因 令和2年9月9日相続 所有者 三島市一番町9番44号 堀内 美千代 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成23年5月20日 第22289号 | 原因 平成23年5月20日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金80.0万円 利息 年5・20・0% (年12分の1の月利計 算) 損害金 年14・60% (年365日の日割計 算) 債務者 三島市一番町9番44号 堀内 淳 抵当権者 沼津市大手町五丁目6番16号 沼津 信用 金庫 共同担保 目録⑨第337号 |
| 2 | 1番抵当権抹消 | 平成25年8月9日 第35290号 | 原因 平成25年8月9日解除 |





これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37259 (-8/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359530 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番131 | 宅地 | 50.51 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和31年12月27日 第9912号 | 原因 昭和25年12月20日売買 所有者 三島市一番町9番44号 瀬川 勇 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和3年10月14日 第36417号 | 原因 平成12年1月7日相続 所有者 三島市一番町9番44号 瀬川 光 治 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成7年7月19日 第16172号 | 原因 平成7年7月19日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金1,260万円 利息 年4.05% (年365日日割計算) 損害金 年18.25% (年365日日割計算) 債務者 三島市一番町9番44号 瀬川 光 治 抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(※)第520/0814号 順位5番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番抵当権抹消 | 平成21年9月18日 第42734号 | 原因 平成21年9月17日解除 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37268 (-1/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359531 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番132 | 宅地 | 80 49 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和35年7月12日 第4841号 | 原因 昭和35年7月12日売買 所有者 三島市3200番地の99 泉 光 治 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和2年4月16日 第13962号 | 原因 令和1年6月14日相続 共有者 三島市一番町9番43号 持分2分の1 泉 敏 子 三島市一番町9番43号 2分の1 泉 辰 治 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後 藤 賢 一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359532 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番133 | 宅地 | 99 | 93 | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和32年9月18日 第6116号 | 原因 昭和32年9月10日売買 所有者 三島市一番町9番43号 泉 光 治 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和2年4月16日 第13962号 | 原因 令和1年6月14日相続 共有者 三島市一番町9番43号 持分2分の1 泉 敏 子 三島市一番町9番43号 2分の1 泉 辰 治 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後 藤 賢 一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359538 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番141 | 宅地 | 1 8 1 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成2年7月9日 第15393号 | 原因 平成2年1月1日相続 共有者 三島市一番町9番41号 持分4分の2 井出重子 田方郡函南町間宮883番地の22 4分の1 大塚晶子 三島市一番町10番1号、大塚内 4分の1 井出三智子 順位5番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 令和3年3月2日 第6980号 | 原因 令和2年9月23日住所移転 共有者井出三智子の住所 駿東郡清水町の場1 88番地の6ケアハウスかわせみ206号 |
| 2 | 井出重子持分全部移転 | 平成6年12月21日 第28300号 | 原因 平成5年11月14日相続 共有者 三島市一番町10番1号、大塚内 持分4分の2 井出三智子 順位6番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番登記名義人住所変更 | 令和3年3月2日 第6980号 | 原因 令和2年9月23日住所移転 共有者井出三智子の住所 駿東郡清水町の場1 88番地の6ケアハウスかわせみ206号 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成10年1月30日 第1855号 | 原因 平成10年1月30日保証委託契約による 求償債権同日設定 債権額 金1億7,010万円 損害金 年1.4% (年3.65日割計算) 債務者 田方郡函南町間宮883番地の22 大塚晶子 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目20番27号 ミリオン信用保証株式会社 共同担保 目録(4)第1564/0814号 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|---------|-----------------------|---|
| | | | 順位6番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番抵当権移転 | 平成16年2月2日 第1636号 | 原因 平成14年10月1日合併 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 順位6番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2249号 | 原因 平成17年12月22日会社分割 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目2番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行 順位6番付記3号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2250号 | 原因 平成18年1月4日合併 抵当権者 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 株式会社三菱東京UFJ銀行 順位6番付記4号の登記を移記 |
| 付記4号 | 1番抵当権移転 | 平成18年9月27日 第16329号 | 原因 平成18年9月25日債権譲渡 抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社 順位6番付記5号の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 根抵当権設定 | 令和3年3月2日 第6982号 | 原因 令和3年3月1日設定 極度額 金7,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 手形貸付取引 手形割引取引 保証委託取引 立替払委託取引 手形債権 小切手債権 債務者 田方郡函南町間宮8-8-3番地の22 大塚晶子 根抵当権者 静岡市清水区本郷町5番13号 中駿商工業協同組合 共同担保 目録(甲)第4788号 |
| 3 | 1番抵当権抹消 | 令和3年3月9日 第7877号 | 原因 令和3年3月3日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359543 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番147 | 宅地 | 34 | 77 | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和51年1月21日 第1344号 | 原因 昭和51年1月12日売買 所有者 三島市一番町9番46号 杉山光男 順位3番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359544 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番148 | 宅地 | 1695 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和39年9月24日 第11006号 | 原因 昭和39年9月24日贈与 所有者 三島市一番町9番44号 堀内 皇 富士 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成22年10月29日 第45657号 | 原因 平成20年4月11日相続 所有者 三島市一番町9番44号 堀内 淳 |
| 3 | 所有権移転 | 令和3年1月27日 第2608号 | 原因 令和2年9月9日相続 所有者 三島市一番町9番44号 堀内 美千代 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成23年5月20日 第22289号 | 原因 平成23年5月20日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金800万円 利息 年5・200% (年12分の1の月利計 算) 損害金 年14・60% (年3.6/5日の日割計 算) 債務者 三島市一番町9番44号 堀内 淳 抵当権者 沼津市大手町五丁目6番16号 沼津 信用 金庫 共同担保 目録の第3.3.7号 |
| 2 | 1番抵当権抹消 | 平成25年8月9日 第35290号 | 原因 平成25年8月9日解除 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37268 (6/10)

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359551 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番155 | 宅地 | 98 | 67 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成15年4月18日 第7673号 | 原因 平成14年12月15日相続 所有者 三島市一番町9番42号 梅原睦之 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 差押 | 平成21年3月11日 第11856号 | 原因 平成21年3月11日差押 債権者 三島市 |
| 3 | 2番差押登記抹消 | 平成21年3月13日 第12404号 | 原因 平成21年3月13日解除 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和60年5月30日 第11695号 | 原因 昭和60年5月30日設定 極度額 金4,500万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 三島市一番町9番42号 梅原豊 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(注)第1381/0814号 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成15年6月13日 第11298号 | 原因 平成14年12月15日相続 債務者 三島市一番町9番42号 梅原睦之 三島市一番町9番42号 梅原静子 三島市一番町9番42号 梅原良之 順位2番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権変更 | 平成15年6月13日 第11299号 | 原因 平成15年6月13日合意 指定債務者 三島市一番町9番42号 梅原睦之 順位2番付記2号の登記を移記 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-----------|-----------------------|--|
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成24年6月28日 第29235号 | 原因 平成24年6月28日変更 債務者 三島市一番町9番42号 梅原良之 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成27年12月2日 第48760号 | 原因 平成27年12月1日解除 |
| 3 | 根抵当権設定仮登記 | 平成30年4月9日 第14111号 | 原因 平成30年4月9日設定 極度額 金200万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形貸付取引 証書貸付取引 手形割引取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市一番町9番42号 梅原睦之 権利者 静岡市駿河区小黑二丁目11番8号 静岡和光商事株式会社 |
| | [余白] | [余白] | [余白] |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359561 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ① 地番 | ② 地目 | ③ 地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番165 | 宅地 | 62 24 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年10月1日 第1269号 | 原因 昭和40年3月26日交換 所有者 三島市一番町9番2号 鈴木年子 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成28年8月22日 第34008号 | 原因 平成28年4月8日相続 所有者 三島市一番町9番2号 鈴木博子 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成12年2月18日 第2953号 | 原因 平成12年2月18日設定 極度額 金700万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 三島市一番町9番2号 鈴木年子 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 沼津支店) 共同担保 目録(別)第3028/0814号 順位1番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成12年4月19日 第8088号 | 原因 平成12年4月19日変更 極度額 金1,200万円 順位1番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成28年7月29日 第30862号 | 原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 沼津支店) |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成28年8月22日 | 原因 平成21年9月11日解除 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-------|------------|-----------|
| | | 第34009号 | |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359562 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番166 | 宅地 | 12 | 62 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成7年11月7日 第25294号 | 原因 平成7年4月7日相続 所有者 駿東郡長泉町中土狩344番地の12 相川 圭司 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年2月21日 第7690号 | 原因 平成23年2月2日住所移転 住所 三島市一番町9番1号 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成30年9月20日 第35688号 | 原因 平成29年12月21日相続 所有者 三島市一番町9番1号 相川 尚 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|--------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和51年4月10日 第9145号 | 原因 昭和51年4月10日設定 極度額 金1,200万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権者 三島市一番町9番1号 有限会社 相川 商店 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島 信用金庫 共同担保 目録(カ)第4933/0814号 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37268 (9/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359563 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番169 | 宅地 | 2039 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和63年11月7日 第26299号 | 原因 昭和63年11月2日贈与 所有者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年7月25日 第31186号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権一部移転 | 平成23年12月12日 第52824号 | 原因 平成23年12月12日贈与 共有者 三島市一番町9番8号、青木ビル4F 持分1000分の642 青木さつき |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成2年10月31日 第24062号 | 原因 平成2年10月31日設定 極度額 金1億8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木義栄 根抵当権者 静岡市呉服町一丁目10番地 株式会社静岡銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(ホ)第2786/0814号 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11267号 | 原因 平成17年4月27日相続 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 三島市東宮町田1番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市一番町9番8号、青木ビル3F 青木正義 三島市富士見台27番地の1 青木栄 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|---|
| | | | 順位3番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11268号 | 原因 平成18年6月28日齊藤榮美子、青木法義、青木正義、青木栄の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 順位3番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第700号 | 原因 平成21年12月20日相続 債務者 三島市東巻町田11番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市富士見台27番地の1 青木栄 愛知県豊明市二村台七丁目34番地15 青木宏樹 仙台市青葉区小松島四丁目2.1番5号 青木美佐紀 |
| 付記4号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第701号 | 原因 平成23年1月11日齊藤榮美子、青木栄、青木宏樹、青木美佐紀の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 |
| 付記5号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年7月25日 第31187号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 債務者の住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359564 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番170 | 宅地 | 77.32 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成2年10月31日 第24061号 | 原因 平成2年9月1日贈与 所有者 <u>三島市大宮町三丁目18番33号</u> 青木法義 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年7月25日 第31186号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 住所 <u>三島市一番町9番8号、青木ビル4F</u> |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権一部移転 | 平成23年12月12日 第52824号 | 原因 平成23年12月12日贈与 共有者 <u>三島市一番町9番8号、青木ビル4F</u> 持分1000分の642 青木さつき |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成2年10月31日 第24062号 | 原因 平成2年10月31日設定 極度額 金1億8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 <u>三島市大宮町三丁目18番33号</u> 青木義栄 根抵当権者 静岡市呉服町一丁目10番地 株式会社静岡銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(5)第2786/0814号 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11267号 | 原因 平成17年4月27日相続 債務者 <u>三島市大宮町三丁目18番33号</u> 青木つな <u>三島市東巻町田11番地の3</u> 齊藤栄美子 <u>三島市大宮町三丁目18番33号</u> 青木法義 <u>三島市一番町9番8号、青木ビル3F</u> 青木正義 <u>三島市富士見台27番地の1</u> 青木栄 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|---|
| 付記2号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11268号 | 原因 平成18年6月28日齊藤榮美子、青木法義、青木正義、青木栄の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木 つな 順位3番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第700号 | 原因 平成21年12月20日相続 債務者 三島市東巻町田11番地の3 齊藤 榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木 法義 三島市富士見台27番地の1 青木 栄 愛知県豊明市二村台七丁目34番地15 青木 宏樹 仙台市青葉区小松島四丁目21番5号 青木 美佑紀 |
| 付記4号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第701号 | 原因 平成23年1月11日齊藤榮美子、青木栄、青木宏樹、青木美佑紀の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木 法義 |
| 付記5号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年7月25日 第31187号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 債務者の住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359565 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番172 | 宅地 | 1 | 55 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和41年3月2日 第2774号 | 原因 昭和41年2月21日売買 所有者 三島市一番町9番2号 鈴木年子 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成28年8月22日 第34008号 | 原因 平成28年4月8日相続 所有者 三島市一番町9番2号 鈴木博子 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成12年2月18日 第2953号 | 原因 平成12年2月18日設定 極度額 金700万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 三島市一番町9番2号 鈴木年子 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 沼津支店) 共同担保 目録(※)第3028/0814号 順位1番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成12年4月19日 第8088号 | 原因 平成12年4月19日変更 極度額 金1,200万円 順位1番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成28年7月29日 第30862号 | 原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 沼津支店) |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成28年8月22日 | 原因 平成21年9月11日解除 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-------|------------|-----------|
| | | 第34009号 | |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37269 - (2/10)

2/2

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359567 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番174 | 宅地 | 28 35 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成8年4月24日 第10411号 | 原因 平成6年6月4日相続 所有者 三島市八反畑130番地の3 遠藤 淳 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年10月21日 第43992号 | 原因 平成13年3月18日住所移転 住所 三島市川原ヶ谷261番地の1-1 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

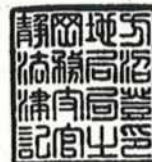


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359552 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番156 | 公衆用道路 | 102 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|---------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年1月29日 第789号 | 原因 昭和37年12月28日売買 所有者 三島市 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359553 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番157 | 公衆用道路 | 49 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|---------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年1月29日 第789号 | 原因 昭和39年12月28日売買 所有者 三島市 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359554 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番158 | 公衆用道路 | 82 | | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年5月27日 第6596号 | 原因 昭和40年3月26日売買 所有者 三島市 順位3番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359555 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番159 | 公衆用道路 | 42 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年5月27日 第6596号 | 原因 昭和40年3月26日売買 所有者 三島市 順位3番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359556 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番160 | 公衆用道路 | 16 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年5月15日 第5900号 | 原因 昭和40年3月26日売買 所有者 三島市 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359557 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番161 | 公衆用道路 | 26 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年5月25日 第6476号 | 原因 昭和40年3月26日 所有者 三島市 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

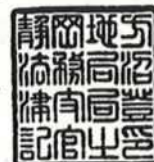


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359558 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番162 | 公衆用道路 | 33 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年5月15日 第5906号 | 原因 昭和40年3月26日売買 所有者 三島市 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359559 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | [余白] | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番163 | 公衆用道路 | 0 | 33 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年5月25日 第6479号 | 原因 昭和40年3月26日売買 所有者 三島市 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359560 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番164 | 公衆用道路 | 3 30 | | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年5月15日 第5900号 | 原因 昭和40年3月26日売買 所有者 三島市 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

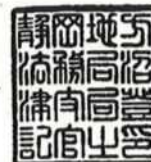


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------|--------|--------------------|----|-----------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 余白 | 不動産番号 | 0801010086109 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3200番195 | 宅地 | 17 61 | | 3200番41から分筆 〔平成23年9月20日〕 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和13年5月10日 第2029号 | 原因 昭和13年5月10日売買 所有者 三島市 三島新駅前土地区劃整理組合 順位1番の登記を転写 平成23年9月5日受付 第37139号 |
| 2 | 所有権移転 | 平成23年10月6日 第41706号 | 原因 昭和41年4月1日時効取得 所有者 三島市 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-------------|--------|------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (土地の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005359615 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 三島市一番町 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 3280番2 | 公衆用道路 | 9 | 91 | 余白 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和40年4月26日 第4870号 | 原因 昭和40年3月26日売買 所有者 三島市 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

② 建物

| | | | | | |
|-----------------|----------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367624 |
| 所在図番号 | [余白] | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地7 | | | [余白] | |
| 家屋番号 | 3200番7 | | | [余白] | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 | 1階 | 66.97 | 昭和63年12月10日新築 | |
| | | 2階 | 66.97 | | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成3年7月17日 第15870号 | 原因 平成3年7月17日売買 所有者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成3年7月17日 第15871号 | 原因 平成3年7月17日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市金座町21番地の1 株式会社中部銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(-)第231/0814号 順位9番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成3年12月20日 第27886号 | 原因 平成3年12月20日変更 極度額 金1億円 順位9番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成14年12月27日 第25374号 | 原因 平成14年12月27日譲渡 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 順位9番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成14年12月27日 第25375号 | 原因 平成14年12月27日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 順位9番付記3号の登記を移記 |
| 2 | 根抵当権設定 | 平成4年9月29日 第19147号 | 原因 平成4年9月29日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 保証委託取引 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-------|------------|--|
| | | | 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市追手町5番4号 静岡県信用保証協会 共同担保 目録(第)4478/0814号 順位12番の登記を移記 |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|----------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367625 |
| 所在図番号 | [余白] | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地8 | | | [余白] | |
| 家屋番号 | 3200番8 | | | [余白] | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 居宅 | 木造瓦葺2階建 | 1階 | 53.71 | [余白] | |
| | | 2階 | 37.19 | | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成14年9月5日 第17168号 | 原因 平成14年7月9日相続 所有者 三島市一番町12番7号 山田 信博 順位3番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和58年12月19日 第28549号 | 原因 昭和58年12月14日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手 債権 債権者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市金座町21番地の1 株式会社中部銀行 (取扱店/三島支店) 共同担保 目録(e)第2-986/0814号 順位10番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成7年11月20日 第26531号 | 原因 平成7年11月20日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 順位10番付記3号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成14年12月27日 第25372号 | 原因 平成14年12月27日譲渡 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 順位10番付記4号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成14年12月27日 第25373号 | 原因 平成14年12月27日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位10番付記5号の登記を移記 |
| 2 | 根抵当権設定 | 平成3年7月17日 第15871号 | 原因 平成3年7月17日設定 極度額 金2億円 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|------------------------|---|
| | | | 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市金座町21番地の1 株式会社中部銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(○)第231/0814号 順位12番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番根抵当権変更 | 平成3年12月20日 第27886号 | 原因 平成3年12月20日変更 極度額 金1億円 順位12番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 2番根抵当権移転 | 平成14年12月27日 第25374号 | 原因 平成14年12月27日譲渡 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 順位12番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 2番根抵当権変更 | 平成14年12月27日 第25375号 | 原因 平成14年12月27日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 順位12番付記3号の登記を移記 |
| 3 | 根抵当権設定 | 平成4年9月29日 第19147号 | 原因 平成4年9月29日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 三島市一番町9番40号 有限会社山田竹次郎商店 根抵当権者 静岡市迫手町5番4号 静岡県信用保証協会 共同担保 目録(○)第4478/0814号 順位15番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | |
|-----------------|---------------------------|-------------------------|-----------------|
| 専有部分の家屋番号 | 3200-9-2 3200-9-3 3200-78 | | |
| 表題部 (一棟の建物の表示) | 調製 | 平成20年3月17日 | 所在図番号 [余白] |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地9、3200番地78 | | [余白] |
| ① 構造 | ② 床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 | 1階 | 148.55 | [余白] |
| | 2階 | 148.55 | |
| | 3階 | 142.31 | |
| | 4階 | 142.31 | |
| | 5階 | 12.10 | |
| [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| | | | |
|------------------|--------------|----------------------|-------------------------|
| 表題部 (専有部分の建物の表示) | 不動産番号 | 0801005367627 | |
| 家屋番号 | 一番町 3200番9の2 | | [余白] |
| ① 種類 | ② 構造 | ③ 床面積 m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 |
| 店舗 居宅 | 鉄筋コンクリート造1階建 | 1階部分 69.93 | 昭和43年12月5日新築 |
| [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成12年6月30日 第13407号 | 原因 平成11年10月11日相続 所有者 三島市一番町9番40号 櫻井信英 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成29年12月27日 第50355号 | 原因 平成29年8月12日相続 所有者 田方郡函南町日守849番地 櫻井英邦 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|-------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 令和1年12月19日 第45863号 | 原因 令和1年12月19日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金3,000万円 利息 年2.950% (年365日の日割計算) 損害金 年1.8.25% (年365日の日割計算) 債務者 田方郡函南町日守849番地 櫻井英邦 抵当権者 三島市芝本町12番3号 |

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|---------|---------------------|---|
| | | | 三島信用金庫 共同担保 目録(ハ)第5216号 |
| 2 | 抵当権設定 | 令和2年1月30日 第2756号 | 原因 令和2年1月30日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金640万円 利息 年2・950% (年365日の日割計算) 損害金 年18・25% (年365日の日割計 算) 債務者 田方郡函南町日守849番地 櫻井英邦 抵当権者 三島市芝木町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(ニ)第276号 |
| 3 | 2番抵当権抹消 | 令和3年2月15日 第4759号 | 原因 令和3年2月1日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | | |
|-----------------|-------|-------------------------|----------------|------------|-------------------------|---------|
| 専有部分の家屋番号 | | | | 3200-9-2 | 3200-9-3 | 3200-78 |
| 表題部 (一棟の建物の表示) | | | 調製 | 平成20年3月17日 | 所在図番号 | 余白 |
| 所在 | | 三島市一番町 3200番地9、3200番地78 | | | 余白 | |
| ① 構造 | ② 床面積 | | m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 | 1階 | 148 | 55 | 余白 | | |
| | 2階 | 148 | 55 | | | |
| | 3階 | 142 | 31 | | | |
| | 4階 | 142 | 31 | | | |
| | 5階 | 12 | 10 | | | |
| 余白 | 余白 | | | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| | | | | | | |
|------------------|---------------------|--------------|-------|-------------------------|--------------|--|
| 表題部 (専有部分の建物の表示) | | | 不動産番号 | 0801005367628 | | |
| 家屋番号 | | 一番町 3200番9の3 | | | 余白 | |
| ① 種類 | ② 構造 | ③ 床面積 | | m ² | | |
| 事務所 居宅 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建 | 2階部分 | 62 | 42 | 昭和43年12月5日新築 | |
| | | 3階部分 | 62 | 80 | | |
| | | 4階部分 | 62 | 80 | | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成10年12月11日 第24502号 | 原因 平成10年3月2日相続 所有者 三島市一番町9番40号 櫻井信英 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成29年12月27日 第50355号 | 原因 平成29年8月12日相続 所有者 田方郡函南町日守849番地 櫻井英邦 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 令和1年12月19日 第45863号 | 原因 令和1年12月19日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金3,000万円 利息 年2.950% (年365日の日割計算) 損害金 年18.25% (年365日の日割計算) 債務者 田方郡函南町日守849番地 櫻井英邦 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|---------|---------------------|---|
| | | | 抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(一)第5216号 |
| 2 | 抵当権設定 | 令和2年1月30日 第2756号 | 原因 令和2年1月30日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金640万円 利息 年2・950% (年365日の日割計算) 損害金 年18・25% (年365日の日割計算) 債務者 田方郡函南町日守849番地 櫻井英邦 抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(四)第276号 |
| 3 | 2番抵当権抹消 | 令和3年2月15日 第4759号 | 原因 令和3年2月1日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
 静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | |
|-----------------|-------------------------|---------------------------|-----------------|----------|
| 専有部分の家屋番号 | | 3200-9-2 3200-9-3 3200-78 | | |
| 表題部 (一棟の建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 所在図番号 余白 |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地9、3200番地78 | | | 余白 |
| ① 構造 | ② 床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 | 1階 | 148 | 55 | 余白 |
| | 2階 | 148 | 55 | |
| | 3階 | 142 | 31 | |
| | 4階 | 142 | 31 | |
| | 5階 | 12 | 10 | |
| 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| | | | | | |
|------------------|--------------|----------------------|-------------------------|-----------------|--------------|
| 表題部 (専有部分の建物の表示) | | 不動産番号 | 0801005367629 | | |
| 家屋番号 | 一番町 3200番78 | | | 余白 | |
| ① 種類 | ② 構造 | ③ 床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗事務所 | 鉄筋コンクリート造4階建 | 1階 | 69 | 51 | 昭和43年12月5日新築 |
| | | 2階 | 61 | 96 | |
| | | 3階 | 62 | 34 | |
| | | 4階 | 62 | 34 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和61年7月9日 第14807号 | 原因 昭和61年3月25日相続 所有者 沼津市岡宮1176番地の8 小林政美 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成27年6月15日 第24159号 | 原因 平成20年7月23日住所移転 住所 沼津市大手町三丁目4番11号6F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|--------|---------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成9年9月3日 第21215号 | 原因 平成9年9月3日設定 極度額 金4,800万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市一番町9番41号 三亜フードサービス有限公司 根抵当権者 沼津市大手町四丁目76番地 株式会社静岡中央銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録第165/0814号 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|-------------------------|
| | | | 順位25番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成27年6月15日 第24160号 | 原因 平成27年6月15日解除 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|--------------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367631 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地12、3200番地13 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番12の1 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 店舗 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建 | 1階 | 99.73 | 昭和41年6月20日新築 | |
| | | 2階 | 99.73 | | |
| | | 3階 | 66.59 | | |
| | | 4階 | 8.98 | | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和41年9月1日 第12074号 | 所有者 三島市一番町9番3号 井上正市 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年2月27日 第2900号 | 原因 平成18年7月18日相続 所有者 三島市一番町9番3号 井上裕幸 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|--|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367681 |
| 所在図番号 | [余白] | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地54、3200番地93、3200番地109、3200番地166 | | | [余白] | |
| 家屋番号 | 3200番54の1 | | | [余白] | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 居宅 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建 | 1階 | 119.92 | 昭和41年7月15日新築 | |
| | | 2階 | 100.66 | | |
| | | 3階 | 100.66 | | |
| | | 4階 | 10.75 | | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成7年11月7日 第25294号 | 原因 平成7年4月7日相続 所有者 駿東郡長泉町中土狩3-4-4番地の1-2 相川 圭司 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年2月21日 第7690号 | 原因 平成23年2月2日住所移転 住所 三島市一番町9番1号 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成30年9月20日 第35688号 | 原因 平成29年12月21日相続 所有者 三島市一番町9番1号 相川 尚 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|--------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和51年4月10日 第9145号 | 原因 昭和51年4月10日設定 極度額 金1,200万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権者 三島市一番町9番1号 有限会社 相川商店 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(4)第4933/0814号 順位3番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |





これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37257 (6/10)

2/2

| | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367682 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地55 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番55 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 共同住宅 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺4階建 | 1階 | 61.31 | 昭和62年3月9日新築 | |
| | | 2階 | 67.10 | | |
| | | 3階 | 57.62 | | |
| | | 4階 | 57.62 | | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和62年3月24日 第6878号 | 所有者 三島市清住町4番12号 加藤 諭 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年8月29日 第14051号 | 原因 平成17年5月7日相続 共有者 裾野市伊豆島田661番地の5 持分2分の1 加藤 文 敏 裾野市伊豆島田661番地の5 2分の1 加藤 み つ 子 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢 一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|--|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367695 |
| 所在図番号 | [余白] | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地79、3200番地80、3200番地108、3200番地141 | | | [余白] | |
| 家屋番号 | 3200番79 | | | [余白] | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 事務所 共同住宅 | 鉄骨造陸屋根6階建 | 1階 | 96 | 13 | 平成10年7月21日新築 |
| | | 2階 | 89 | 84 | |
| | | 3階 | 89 | 84 | |
| | | 4階 | 89 | 84 | |
| | | 5階 | 89 | 84 | |
| | | 6階 | 72 | 45 | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 平成10年7月28日 第15150号 | 所有者 田方郡函南町間宮883番地の2-2 大塚晶子 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成10年8月3日 第15681号 | 原因 平成10年1月30日保証委託契約による求償債権平成10年8月3日設定 債権額 金1億7,010万円 損害金 年1.4% (年3.65日割計算) 債務者 田方郡函南町間宮883番地の2-2 大塚晶子 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目20番27号 ミリオン信用保証株式会社 共同担保 目録(ウ)第1564/0814号 順位1番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番抵当権移転 | 平成16年2月2日 第1636号 | 原因 平成14年10月1日合併 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 順位1番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2249号 | 原因 平成17年12月22日会社分割 抵当権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行 順位1番付記3号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番抵当権移転 | 平成18年2月14日 第2250号 | 原因 平成18年1月4日合併 抵当権者 東京都千代田区丸の内二丁目7番1 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|---------|-----------------------|---|
| 付記4号 | 1番抵当権移転 | 平成18年9月27日 第16329号 | 号 株式会社三菱東京UFJ銀行 順位1番付記4号の登記を移記 原因 平成18年9月25日債権譲渡 抵当権者 東京都港区浜松町三丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社 順位1番付記5号の登記を移記 |
| | 【余白】 | 【余白】 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 根抵当権設定 | 令和3年3月2日 第6982号 | 原因 令和3年3月1日設定 極度額 金7,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 手形貸付取引 手 形割引取引 保証委託取引 立替払委託取引 手形債権 小切手債権 債務者 田方郡函南町間宮883番地の2.2 大塚 晶子 根抵当権者 静岡市清水区本郷町5番13号 中駿商工業協同組合 共同担保 目録(四)第4788号 |
| 3 | 1番抵当権抹消 | 令和3年3月9日 第7877号 | 原因 令和3年3月3日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|--------------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367696 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地82、3200番地83 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番82 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 店舗 事務所 | 鉄骨造陸屋根3階建 | 1階 | 52 | 76 | 昭和58年3月18日新築 |
| | | 2階 | 75 | 17 | |
| | | 3階 | 75 | 17 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|---------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和58年4月7日 第8335号 | 所有者 三島市一番町9番44号 小澤利雄 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権一部移転 | 平成21年1月28日 第4052号 | 原因 平成20年12月25日贈与 共有者 三島市一番町9番44号 持分3分の2 小澤富枝 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成4年2月24日 第3516号 | 原因 平成4年2月24日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 保 証委託取引 債務者 三島市一番町9番44号 小澤利雄 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 3号 国民金融公庫 (取扱店 沼津支店) 共同担保 目録(-)第2337/0814号 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成7年7月13日 第15834号 | 原因 平成7年7月13日変更 極度額 金2,000万円 順位3番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成27年11月11日 第45238号 | 原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 沼津支店) |

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|----------------------|-------------------------|
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成29年9月1日 第33762号 | 原因 平成29年8月24日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37257 (10/10)

2/2

| | | | | | |
|-----------------|--------------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367697 |
| 所在図番号 | [余白] | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地85、3200番地86 | | | [余白] | |
| 家屋番号 | 3200番85 | | | [余白] | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 | 鉄骨造陸屋根3階建 | 1階 | 57.56 | 昭和54年1月16日新築 | |
| | | 2階 | 56.09 | | |
| | | 3階 | 46.15 | | |
| [余白] | [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|------------|----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和54年1月24日 第1456号 | 共有者 三島市一番町9番44号 持分4分の3 加藤 宏行 三島市一番町9番44号 4分の1 加藤 正年 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 加藤正年持分全部移転 | 平成1年4月4日 第8251号 | 原因 昭和63年12月25日相続 所有者 三島市一番町9番44号 持分4分の1 加藤 宏行 順位2番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

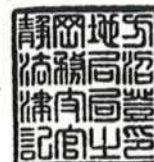


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367699 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地87 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番87 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 店舗 | 鉄骨造陸屋根3階建 | 1階 | 42.07 | 昭和53年10月9日新築 | |
| | | 2階 | 42.07 | | |
| | | 3階 | 28.22 | | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|------------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和53年11月8日 第27618号 | 共有者 三島市一番町9番44号 持分10分の6 渡邊泰彦 三島市一番町9番44号 10分の4 渡邊民子 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 渡邊民子持分全部移転 | 平成24年2月3日 第5340号 | 原因 平成23年12月21日相続 所有者 三島市一番町9番44号 持分10分の4 渡邊泰彦 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367700 |
| 所在図番号 | [余白] | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地89 | | | [余白] | |
| 家屋番号 | 3200番89 | | | [余白] | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 | 木造垂鉛メッキ鋼板葺2階建 | 1階 | 34.78 | 昭和32年10月20日新築 | |
| | | 2階 | 34.78 | | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和50年4月21日 第10770号 | 所有者 三島市一番町9番46号 杉山伊太郎 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成27年6月29日 第26124号 | 原因 平成26年12月28日相続 所有者 三島市一番町9番46号 杉山光男 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-----------------|----------------------------------|---------------------|------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367701 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地90 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番90 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 店舗 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 ・鉄骨造スレート葺・陸屋根5階建 | 1階 | 125 | 52 | 昭和45年9月13日新築 ②③昭和46年4月27日変更、増築 |
| | | 2階 | 125 | 52 | |
| | | 3階 | 110 | 00 | |
| | | 4階 | 81 | 40 | |
| | | 5階 | 12 | 48 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成6年12月19日 第27826号 | 原因 平成6年9月12日相続 所有者 三島市一番町9番45号 小石川藤枝 順位2番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年4月26日 第6766号 | 原因 平成19年1月10日相続 所有者 三島市一番町9番45号 小石川和子 順位3番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成17年3月31日 第6588号 | 原因 平成17年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,000万円 利息 年2・375% (年12分の1の月利計算) 損害金 年14% (年365日日割計算) 連帯債務者 三島市一番町9番45号 小石川藤枝 三島市一番町9番45号 小石川和子 抵当権者 沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録④第2114/0814号 順位11番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番抵当権変更 | 平成19年4月26日 第6767号 | 原因 平成19年1月10日小石川藤枝の相続 連帯債務者 三島市一番町9番45号 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|---------|-----------------------|--|
| | | | 小石川和子 三島市加茂73番地の11 大草麗子 三島市4643番地の10 井手恵美子 三島市一番町9番45号 小石川博夫 順位11番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番抵当権変更 | 平成19年4月26日 第6768号 | 原因 平成19年4月26日大草麗子、井手恵美子、小石川博夫の債務引受 連帯債務者 三島市一番町9番45号 小石川和子 順位11番付記2号の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 抵当権設定 | 平成22年3月31日 第14630号 | 原因 平成22年3月31日金銭消費貸借同日設定 債権額 金830万円 利息 年2・475% (年12分の1の月利計算) 損害金 年14% (年3・65日日割計算) 債務者 三島市一番町9番45号 小石川和子 抵当権者 沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社 (取扱店 ハウジングローン支店) 共同担保 目録(ホ)第4660号 |
| 3 | 1番抵当権抹消 | 平成22年4月12日 第16549号 | 原因 平成22年3月31日弁済 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367702 |
| 所在図番号 | [余白] | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地91 | | | [余白] | |
| 家屋番号 | 3200番91 | | | [余白] | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 居宅 | 木造鉄板葺2階建 | 1階 | 61.85 | [余白] | |
| | | 2階 | 60.76 | | |
| [余白] | [余白] | [余白] | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権一部移転 | 昭和49年10月4日 第28080号 | 原因 昭和41年6月2日代物弁済 共有者 三島市一番町9番46号 持分2分の1 木戸松壽 順位6番の登記を移記 |
| 2 | 木戸亞夫持分全部移転 | 昭和55年10月22日 第25338号 | 原因 昭和55年5月12日相続 所有者 三島市一番町9番46号 持分2分の1 木戸松壽 順位8番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 3 | 所有権移転 | 平成29年11月30日 第45454号 | 原因 昭和63年1月9日相続 所有者 伊豆の国市守木386番地の2 木戸英壽 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



| | | | | | |
|-----------------|---------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367703 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地92 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番92 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 居宅 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建 | 1階 | 70 | 33 | 昭和43年11月30日新築 |
| | | 2階 | 70 | 33 | |
| | | 3階 | 70 | 33 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和43年12月25日 第23750号 | 所有者 三島市一番町9番46号 杉山伊太郎 順位1番の登記を移記 |
| 2 | 所有権移転 | 平成19年8月9日 第12824号 | 原因 平成19年8月8日贈与 所有者 三島市一番町9番46号 杉山光男 順位4番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|--------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和62年8月20日 第20307号 | 原因 昭和62年8月20日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 三島市一番町9番46号 杉山伊太郎 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(4)第4861/0814号 順位5番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37260 (4/8)

2/2

| | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367704 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地96 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番96 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 店舗 事務所 | 鉄骨造陸屋根5階建 | 1階 | 118.18 | 2階 | 115.87 |
| | | 3階 | 115.87 | 4階 | 115.87 |
| | | 5階 | 11.04 | 昭和57年3月5日新築 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和62年10月30日 第27087号 | 原因 昭和62年6月1日売買 所有者 三島市一番町9番42号 大洋リゾート開発株式会社 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人名称変更 | 平成19年12月21日 第21067号 | 原因 平成19年4月19日商号変更 商号 株式会社大徳 順位2番付記2号の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和61年6月13日 第12684号 | 原因 昭和61年6月13日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権者 三島市南二日町22番70号 株式会社大洋工務店 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(+)第4980/0814号 順位8番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 昭和63年3月15日 第6264号 | 原因 昭和63年3月15日変更 極度額 金1億円 順位8番付記2号の登記を移記 |
| 2 | 根抵当権設定 | 平成1年3月29日 第7540号 | 原因 平成1年3月29日設定 極度額 金7,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債権者 三島市南二日町22番70号 株式会社大洋工務店 根抵当権者 沼津市通横町23番地 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-------------|------------------------|--|
| | | | 株式会社駿河銀行 (取扱店 三島駅前支店) 共同担保 目録(注)第1538/0814号 順位14番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番登記名義人名称変更 | 平成19年12月21日 第21069号 | 原因 平成16年10月1日商号変更 商号 スルガ銀行株式会社 順位14番付記1号の登記を移記 |
| 3 | 根抵当権設定 | 平成16年6月20日 第13722号 | 原因 平成3年6月14日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 三島市南二日町22番70号 株式会社大洋工務店 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(注)第4960/0814号 順位16番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 4 | 2番根抵当権抹消 | 平成29年12月14日 第47997号 | 原因 平成29年12月1日解除 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|---------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367705 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地97 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番97 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 事務所 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建 | 1階 | 98 40 | 昭和39年11月30日新築 | |
| | | 2階 | 97 33 | ①③昭和59年3月10日変更、増築 | |
| | | 3階 | 92 18 | | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|------------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成17年10月26日 第19738号 | 原因 平成17年10月26日売買 所有者 駿東郡長泉町東野608番地の5-5 松島ふみ子 順位4番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成17年10月26日 第19741号 | 原因 平成17年10月26日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・875% (月割計算、月末満の場合は年365日日割計算) 損害金 年18・25% (年365日日割計算) 債務者 駿東郡長泉町東野608番地の5-5 松島ふみ子 抵当権者 三島市芝木町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(の)第3592/0814号 順位11番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番抵当権抹消 | 平成25年2月13日 第5957号 | 原因 平成25年2月5日解除 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37260 (6/8)

2/2

| | | | | | |
|-----------------|---------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367706 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地99 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番99の2 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 居宅 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建 | 1階 | 91.96 | 余白 | |
| | | 2階 | 91.96 | | |
| | | 3階 | 91.96 | | |
| | | 4階 | 34.04 | | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|----------------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和40年9月25日 第12354号 | 共有者 三島市一番町9番43号 持分10分の3 有限会社泉屋酒店 三島市一番町9番43号 10分の3 泉光治 三島市一番町9番43号 10分の4 泉操 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 有限会社泉屋酒店持分全部移転 | 平成30年4月25日 第16377号 | 原因 平成30年4月24日売買 共有者 三島市一番町9番43号 持分10分の3 泉辰治 |
| 3 | 泉光治持分全部移転 | 令和2年4月16日 第13963号 | 原因 令和1年6月14日相続 共有者 三島市一番町9番43号 持分20分の3 泉敏子 三島市一番町9番43号 20分の3 泉辰治 |





これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|----------------------------|---------------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367718 |
| 所在図番号 | [余白] | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地130、3200番地148 | | | [余白] | |
| 家屋番号 | 3200番130 | | | [余白] | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建 | 1階 | 26.77 | 2階 | 46.95 |
| | | 3階 | 39.96 | 昭和58年3月16日新築 | |
| [余白] | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和58年3月31日 第7520号 | 所有者 三島市一番町9番44号 堀内 淳 順位1番の登記を移記 |
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 令和3年1月27日 第2608号 | 原因 令和2年9月9日相続 所有者 三島市一番町9番44号 堀内 美千代 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|---------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成23年5月20日 第22289号 | 原因 平成23年5月20日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金800万円 利息 年5・20% (年12分の1の月利計算) 損害金 年14・60% (年365日の日割計算) 債務者 三島市一番町9番44号 堀内 淳 抵当権者 沼津市大手町五丁目6番16号 沼津信用金庫 共同担保 目録の第337号 |
| 2 | 1番抵当権抹消 | 平成25年8月9日 第35290号 | 原因 平成25年8月9日解除 |





これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37260 (8/8)

2/2

| | | | | | |
|-----------------|------------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367719 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地131 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番131 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 車庫 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建 | 1階 | 42 23 | 昭和59年7月23日新築 | |
| | | 2階 | 42 23 | | |
| | | 3階 | 37 59 | | |
| | | 4階 | 27 29 | | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|---------------------------------------|
| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和59年8月14日 第18574号 | 所有者 三島市一番町9番44号 瀬川光治 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |

| | | | |
|---------------------------|---------|-----------------------|---|
| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 抵当権設定 | 平成7年7月19日 第16172号 | 原因 平成7年7月19日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,260万円 利息 年4.05% (年365日日割計算) 損害金 年18.25% (年365日日割計算) 債務者 三島市一番町9番44号 瀬川光治 抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(ウ)第520/0814号 順位7番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番抵当権抹消 | 平成21年9月18日 第42734号 | 原因 平成21年9月17日解除 |





これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D37269 (-9/10)

2/2

| | | | | | |
|-----------------|------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367728 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地147 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番147 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 倉庫 居住 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 | 1階 | 30.03 | 昭和40年3月10日新築 | |
| | | 2階 | 32.67 | | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|----------------------|---------------------------------------|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和51年1月30日 第2231号 | 所有者 三島市一番町9番46号 杉山光男 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方務局沼津支局

登記官

後藤賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|----------------------|---------------------|------------|-------------------------|---|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367730 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地155 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番155 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 居宅 | 鉄骨造陸屋根・木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建 | 1階 | 75 | 53 | ②昭和60年5月10日変更 ③昭和59年12月7日一部取毀、昭和60年5月10日増築 |
| | | 2階 | 75 | 28 | |
| | | 3階 | 42 | 91 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成15年4月18日 第7673号 | 原因 平成14年12月15日相続 所有者 三島市一番町9番42号 梅原睦之 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 差押 | 平成21年3月11日 第11856号 | 原因 平成21年3月11日差押 債権者 三島市 |
| 3 | 2番差押登記抹消 | 平成21年3月13日 第12404号 | 原因 平成21年3月13日解除 |
| 4 | 所有権移転 | 平成24年6月28日 第29234号 | 原因 平成24年6月28日贈与 所有者 三島市一番町9番42号 梅原良之 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 昭和60年5月30日 第11695号 | 原因 昭和60年5月30日設定 極度額 金4,500万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 三島市一番町9番42号 梅原豊 根抵当権者 三島市芝本町12番3号 三島信用金庫 共同担保 目録(イ)第1381/0814号 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成15年6月13日 第11298号 | 原因 平成14年12月15日相続 債務者 三島市一番町9番42号 梅原睦之 三島市一番町9番42号 梅原静子 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|--|
| | | | 三島市一番町9番42号 梅原良之 順位2番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権変更 | 平成15年6月13日 第11299号 | 原因 平成15年6月13日合意 指定債務者 三島市一番町9番42号 梅原睦之 順位2番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成24年6月28日 第29235号 | 原因 平成24年6月28日変更 債務者 三島市一番町9番42号 梅原良之 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成27年12月2日 第48760号 | 原因 平成27年12月1日解除 |



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|---------------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367731 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地56、3200番地165 | | | | 余白 |
| 家屋番号 | 3200番165 | | | | 余白 |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 店舗 居宅 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建 | 1階 | 68 | 99 | 余白 |
| | | 2階 | 63 | 30 | |
| | | 3階 | 63 | 30 | |
| | | 4階 | 35 | 30 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権保存 | 昭和40年12月8日 第15716号 | 所有者 三島市一番町9番2号 鈴木年子 順位1番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成28年8月22日 第34008号 | 原因 平成28年4月8日相続 所有者 三島市一番町9番2号 鈴木博子 |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成12年2月18日 第2953号 | 原因 平成12年2月18日設定 極度額 金700万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 三島市一番町9番2号 鈴木年子 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 沼津支店) 共同担保 目録(4)第3028/0814号 順位3番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成12年4月19日 第8088号 | 原因 平成12年4月19日変更 極度額 金1,200万円 順位3番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権移転 | 平成28年7月29日 第30862号 | 原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 沼津支店) |

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|-------------------------|
| | [余白] | [余白] | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 1番根抵当権抹消 | 平成28年8月22日 第34009号 | 原因 平成21年9月11日解除 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-------------------|-------------------------------------|---------------------|------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367732 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地170、3200番地15、3200番地169 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番170 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 共同住宅 診療所 車庫 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建 | 1階 | 101.03 | 平成2年12月1日新築 | |
| | | 2階 | 112.65 | | |
| | | 3階 | 103.90 | | |
| | | 4階 | 103.90 | | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成18年4月27日 第7740号 | 原因 平成17年4月27日相続 所有者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 順位2番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |
| 2 | 所有権移転 | 平成22年12月27日 第55137号 | 原因 平成21年12月20日相続 所有者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 |
| 付記1号 | 2番登記名義人住所変更 | 平成23年7月25日 第31186号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| 3 | 所有権一部移転 | 平成23年12月12日 第52825号 | 原因 平成23年12月12日贈与 共有者 三島市一番町9番8号、青木ビル4F 持分1000分の326 青木さつき |

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 根抵当権設定 | 平成3年1月25日 第1691号 | 原因 平成3年1月25日設定 極度額 金1億8,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木義栄 根抵当権者 静岡市呉服町一丁目10番地 株式会社静岡銀行 (取扱店 三島支店) 共同担保 目録(6)第2786/0814号 順位1番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11267号 | 原因 平成17年4月27日相続 債務者 |

| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|----------|-----------------------|---|
| | | | 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 三島市東町田11番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市一番町9番8号、青木ビル3F 青木正義 三島市富士見台2-7番地の1 青木栄 順位1番付記1号の登記を移記 |
| 付記2号 | 1番根抵当権変更 | 平成18年6月28日 第11268号 | 原因 平成18年6月28日齊藤榮美子、青木法義、青木正義、青木栄の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木つな 順位1番付記2号の登記を移記 |
| 付記3号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第700号 | 原因 平成21年12月20日相続 債務者 三島市東町田11番地の3 齊藤榮美子 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 三島市富士見台2-7番地の1 青木栄 愛知県豊明市二村台七丁目3-4番地1-5 青木宏樹 仙台市青葉区小松島四丁目2-1番5号 青木美佑紀 |
| 付記4号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年1月11日 第701号 | 原因 平成23年1月11日齊藤榮美子、青木栄、青木宏樹、青木美佑紀の債務引受 債務者 三島市大宮町三丁目18番33号 青木法義 |
| 付記5号 | 1番根抵当権変更 | 平成23年7月25日 第31187号 | 原因 平成23年6月23日住所移転 債務者の住所 三島市一番町9番8号、青木ビル4F |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年12月17日
静岡地方方法務局沼津支局

登記官

後藤賢一



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

| | | | | | |
|-----------------|---------------------------|---------------------|----------------|-------------------------|---------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | | 調製 | 平成20年3月17日 | 不動産番号 | 0801005367733 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 三島市一番町 3200番地174、3200番地41 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 3200番174 | | | 余白 | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 m ² | | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 店舗 | 木造垂鉛メッキ鋼板葺2階 建 | 1階 2階 | 30 80 27 41 | 昭和41年7月15日新築 | |
| 余白 | 余白 | 余白 | | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 | |

| 権利部 (甲区) (所有権に関する事項) | | | |
|----------------------|-------------|------------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 所有権移転 | 平成8年4月24日 第10411号 | 原因 平成6年6月4日相続 所有者 三島市八反畑130番地の3 遠藤 淳 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人住所変更 | 平成23年10月21日 第43992号 | 原因 平成13年3月18日住所移転 住所 三島市川原ヶ谷261番地の1-1 |
| | 余白 | 余白 | 管轄転属により登記 平成20年3月17日 |



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年12月17日
静岡地方法務局沼津支局

登記官

後藤 賢

